

出席者一覧

第2回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

<委員>

植木 達人 信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営研究室）

日 時：令和2年11月17日

13:30～16:00

主 催：林野庁

<委員長>

阿部 和時 日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

次第

1. 出席者紹介・挨拶

2. 第1回委員会の意見紹介及び論点の提示

3. 審議

<林野庁>

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士
品川 尚子 那須法律事務所 弁護士
河合 智 岐阜県 郡上市林務課 課長
片山 健二 石川県 かが森林組合 専務理事

<委員長>

箕輪 富男 森林利用課 課長
安高 志恵 森林利用課 森林集積推進室長
三間知也 森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）

<事務局>

(公財) 日本生態系協会 松浦、亀田、小川、堀内

第1回委員会の意見を踏まえた事務局整理（案）

1.とりまとめの方向性～事務局の考え方～

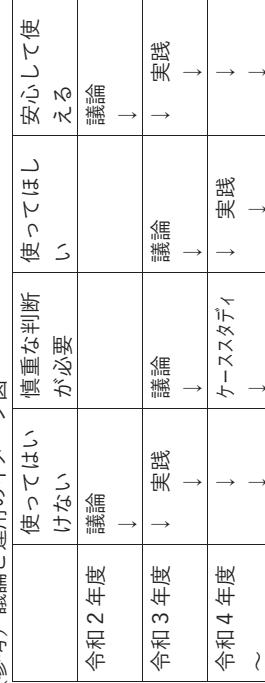
- 検討委員会の成果としては、まずは、

- ① 市町村が特例措置を（安心して）使って差し支えないライン
 - ② 使ってはいけない（使わない方がよい）と考えられるライン
- を示すことを目指す。

【関連】品川委員 No.2

- ✓ 理論上は活用可能であると整理できる場面であっても、実際に運用を担う市町村担当者の判断能力（活用に踏み切るまでに要する森林管理に対する技術的知見）や心理的不安を考慮し、積極運用に向けたラインを示すかどうかについては、特例措置の活用が進み出した段階で（後年度に）再度、検討する。

（参考）議論と運用のイメージ図



- 「対象とすべき森林」と「森林管理の内容」について、活用する市町村の実用性を重視しつつ、定性的な観点をガイドラインとして示すとともに、そのガイドラインを補う形で、何点かの数値基準を指標として示す（資料5のP8～9をベースに本検討委員会において整理・検討いただいた内容を踏まえ、追加修正していくことを想定）。

【関連】植木委員長 No.2コメント

- 指標・ガイドラインの整理にあたっては、特定の多面的機能（水源涵養機能、国土保全機能…）毎に数値指標を整理することは困難であることから、まずは「健全な森林の育成」という間伐の第一義的な観点から指標を

検討する

- ✓ つまり、間伐を実施し、健全な森林が育成されることで、総じて水源涵養機能や国土保全機能が発揮されるという考え方とした上で、間伐の対象となる森林、間伐の方法を一般的な観点から検討を加える。

- ✓ 上記を検討したのみでは、単なる間伐の基準を定めることに他ならぬことから、この基準に財産権の保障の観点や、市町村がとり得る裁量権の観点を加味していくこととする。

【関連】阿部委員 No.1、野村委員 No.2

- 市町村担当者の特例措置活用を科学的根拠の面から支えるとの観点から、ガイドラインにおいては、間伐の本来の目的や重要性等の基本的事項を記載するとともに、本ガイドラインを検討・整理するにあたった経緯等についても併せて記載する。

【参照】植木委員長 No.4

- また、指標の整理にあたっては、目標で確認可能、簡単な調査・計算で把握可能である等、活用する市町村にとって技術的な難度の低い指標（下層植生の被覆率、落葉落枝層（A0層）の流出状況、樹冠長率、形状比等）を軸に検討する。

【関連】阿部委員 No.2、河合委員 No.1, 11

- 市町村にとっては技術的に難度が高く、把握が容易ではない指標（収量比数、相対幹距比等）は、可能な限り避けける。

【関連】植木委員長 No.8、河合委員 No.1

2. 当面の議論の方向性～議論の骨格を決める～
- 災事が起きたときに、災害には判断することは相当困難と考えられるから、「災害が起ころ蓋然性と指標の因果関係」について整理することには見送り、「健全な森林の育成」という観点から、特例措置の「対象とすべき森林」であると判断できる指標を検討する。

- ✓ ただし、蓋然性の高低まで把握することは困難であったとしても、特例措置を活用するにあたり、災害が起くるかもしれないという認識は必要であり、それに立脚した市町村の判断が求められることから、災害の危険性を認識する観点での指標・ガイドラインの整備が必要かどうかを検討することとする。

【関連】阿部委員 No.15、野部委員 No.7

- 森林管理の内容については、林況に応じて様々なケースが想定され、具体的な間伐率等の数値を機械的に示し、それに沿って運用した場合に気象害等のリスクが高まることが懸念されることから、本年度の検討委員会においては、既存の知見において示されている具体的な数値等は参考資料として情報提供するにとどめ、ガイドラインとしては、まずは施業の方向性（定性間伐、列状間伐等）や基本的な留意事項を示すにとどめることがある。

- ✓ 採り得る施業の方向性は、市町村の裁量により、林況に沿った合理的なものを見出すことを前提とする。

- ✓ 摂出間伐を選択する、比較的長期の存続期間を設定する（つまり、施業体系）については、合理性がある範囲内にあっては市町村の裁量として認めるものとしてよいとは、本年度中に検討を行う。

- ✓ ただし、ガイドラインとして施業の方向性を示す一方で、具体的な数値に言及しないことは、森林・林業の専門的知見に乏しい市町村担当者には、使い勝手の良い指標・ガイドラインとなるおそれがあることから、数値的な指標の導入も、後年度において検討する。

【関連】阿部委員 No.1、野部委員 No.1、4、8、品川委員 No.7、
河合委員 No.3、4、12

- 市町村はどの程度の権利侵害の発生に対し対処を求められ、どの程度の対策をすることが求められているのか、市町村担当者に情報提供するとの観点から、民事法上・行政法上の見解を整理することを検討する。

- ✓ 指標・ガイドラインの整理にあたっては、多面的機能の低下に関連して、市町村はどのように特例措置を活用できるかなど、市町村の担当者に分かりやすいガイドラインの提示の仕方を考える。

〔ただし、明快な基準を提示することにより、判断のプロセスや基準が曖昧となってしまうリスクが考えられるところから、それに対する予防線として、表現の仕方に留意が必要。〕

- ✓ そこで、例えば、権利侵害の程度（人命・身体・財産への影響）から具体的な留意事項をガイドラインとして示すことや、市町村が判断の過程を明らかできるよう、市町村が採り得る裁量権の範囲（どこまで柔軟に考えてよいか、悪いか）を留意事項として示すことについて、検討を加える。

【関連】野部委員 No.1、2、3、品川委員 No.3、5、6、河合委員 No.8、10

3. 経過を踏まえ議論する事項 ～指標・ガイドラインの細部～

(1) 対象とすべき森林に係る議論

- 対象とすべき森林の基準を分かりやすくする観点から、権利侵害を受けける人命（人数）や財産の種類（宅地・農地等）、資産価値の大小といったもので整理できないか。
 - ✓ 権利侵害から保全するという観点では差がないとしても、保全対象とする優先順位にはメリハリをつけることができないか。
- 【関連】植木委員長 No.22、野部委員 No.6 コメント、
品川委員 No.3 コメント
- 傾斜や地質、樹種などの立木以外の指標の導入にあたっては、山地災害危険地区や保安林の考え方も参考にして、検討してはどうか。
- 【関連】阿部委員 No.14、16、河合委員 No.11

(2) 森林管理の内容

- 森林経営管理法の規定に基づき、市町村自らが管理を行う場合と林業経営者に再委託を行つて管理する場合とで、法律上及び市町村の業務上において、森林の経営管理の内容等について、取り扱いに差異があるか、また、

留意すべき事項があるかについても、検討してはどうか。併せて、搬出間伐により不明森林所有者への利益（収益の還元）が発生し得ることについて留意すべき事項はあるか。

【関連】阿部委員 No.10 コメント、野村委員 No.1、河合委員 No.5、13、片山委員 No.1

- 作業道を起因とする公益的機能の低下と間伐による公益的機能の向上を比較考量し、作業道の作設の可否を議論することは相当困難であることから、本検討委員会では、作業道の作設にあっての最低留意すべき事項を明らかにすることに留めることとしてはどうか。

【関連】植木委員長 No.16、阿部委員 No.10

- 急傾斜地の森林や高齢級の森林の扱いなど、傾斜や林齡にも着目した、間伐の方法や対象木の選定等の内容を検討してはどうか。また、樹種ごとのガイドラインの整理や、特例措置を講じながら目指すべき目標林型を提示するかどうかについても検討してはどうか。

【関連】植木委員長 No.12、阿部委員 No.3、5、8、9、16、
河合委員 No.12

4. その他

- 特例措置を講ずる前に必要となる不明所有者の探索について、例えば、持分の過半以上が見つかった場合は、実施する行為の性格を鑑みて、限なく探索するということはせず、探索範囲を合理化することについて検討できないか。

【関連】野村委員 No.10、11

第1回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会（書面開催）意見様式

氏名 植木達人

3	資料2、p7 森林経営管理法の条項の中味の問題であるが、今後の議論を進める上で関係していくと思われるの一言。経営管理法3条より森林所有者の責務として、市町村森林整備計画の施業基準から逸脱するところがないように実施すべき、としているが、その基準がどういうものであるかを理解した上で議論を進めることは大事だと思う。混乱を避けるために市町村森林整備計画の施業基準と一緒に（or 関連的）に指標案が提示される必要があり、整備計画の実質化を進める作業でもあると理解する。整備計画の科学的付けであり、場合によっては修正を伴うこともあるかもしれない。そのためにも一度整備計画の枠組と中味を議論しておく必要があると考える。（もしこの理解が間違っているのであればご説明下さい）	森林経営管理法の運用（1） 森林経営管理法は、森林の経営管理を適切に進めるための一つのツールとして、市町村に運用いただくものであり、その運用にあつては、市町村森林整備計画に調和したものとすることとされています（法第4条第4項）。このようなことから、ご指摘のとおり、森林経営管理法の運用を定める今回の検討委員会にあつては、市町村森林整備計画の施業基準にも関連した議論にはなると考えています。	【林野庁コメント】 森林経営管理法は、森林の経営管理を適切に進めるための一つのツールとして、市町村に運用いただくものであり、その運用にあつては、市町村森林整備計画に調和したものとすることとされています（法第4条第4項）。このようなことから、ご指摘のとおり、森林経営管理法の運用を定める今回の検討委員会にあつては、市町村森林整備計画の施業基準にも関連した議論にはなると考えています。	一方、市町村森林整備計画で定められている内容は、間伐を実施すべき標準的な林齡、標準的な方法など基本的事項に限られており、総論的、抽象的な記載となっています。この記載を具体化するためには、各市町村が科学的知見を背景に、地域の実態に合わせた記載の工夫が必要であることや、所有者不明森林への対応以前として、通常の場合（森林経営計画や伐採・造林届出等を通じた、まさに森林計画制度上の）の技術的指針を体系的に記載していただきが必要があることなど、森林法上の森林計画のあり方そのものを改めて検討することになります。既存の森林経営計画制度を前提とした上で森林経営管理法上の特例措置の市町村による適切な活用に向けた指標・ガイドラインの整理を目的とした本検討委員会において、本件を議論することは、検討機会も限られる中、必須の議題とまでは言えないのではないかと考えており、ひとまず議論の対象から外すことについて、ご理解願います。	なお、現行の地域森林計画、市町村森林整備計画の運用においても、森林経営管理法の運用に係る記述を記載いただくよう、都道府県・市町村にお願いしているところであり、今回議論する特
---	--	---	---	--	--

1	資料1、p2-3 検討委員会の目的・スケジュール これまでの準備状況	財産権の補償なのか保障なのか。意味がだいぶ異なる。「保障」なのでしょう。 【林野庁コメント】 正しくは「保障」です。失礼しました。誤記の無い様留意いたしますが、他にあつたとしても全て「保障」とお考え下さい。	提示する指標案の枠組をどのレベルまで、どう考え、どう整理すべきか。検討委員の頭を整理する上でも、何らかの雑型があつた方が良いと思う。資料5をイメージするならば、市町村の担当者が理解し易いように書きつぶりを工夫した方が良い。	【林野庁コメント】 資料5のP8~9程度のボリューム感をイメージしており、定性的な観点をガイドラインとして示しつつ、そのガイドラインを補う形で、何点かの数値基準を指標として示すことを考えています。	ただし、この指標・ガイドラインの最終的な使用者が市町村の担当者であること（森林・林業の専門家ではないこと）を考えると、難解な数値基準を並べることや、厳密な現地調査でしか把握できない数値を盛り込みすぎると理解が及ばない、現場レベルで使い勝手が悪くなるという懸念があります。一方で、あまり定性的な論点により過ぎても、市町村で判断すべき内容が増え、使い勝手が悪くなると考えています。	河合委員からは、収量比数や相対幹距比という指標よりも、樹幹長率や形状比の方がはじみやすいのではないかとのご意見があつたり、阿部委員からは、水原涵養機能の発揮としての指標の提示ではなく、森林を健全に育成するために、間伐自体の目標を掲げる方が望ましいのではないか、品川委員からは、それぞれの森林にあつた間伐を実施すべきであり、定式化し過ぎることはよくしくないのではないかとの意見もありました。	検討委員会の中で各委員のご意見も踏まえながら、どの程度のボリューム感で仕上げていくか整理・検討していきたいと考えています。
---	--	---	---	---	--	--	---

		例措置に関する記述も追記いただくことも可能ですし、それとのバランスから基本的事項の記載を詳細に定めるということも可能です。
4	資料5 全般	資料5は初めての「たたき台」なので、今後改善、読み手に対する工夫等々が必要であるが、そうだとしても、この「たたき台」の構成、流れ、「森林管理水準にかかる知見」と「財産権保障による見解」の関連性、指標及びガイドラインを、どのように頭の中で整理すべきか困難です。いずれもが断片的で独立しているため、自身が「指標・ガイドライン」のイメージがまだできていないためかもしれません。まずははじめに、この指標・ガイドラインの趣旨(意図)、作成方法、フロー図などが必要と思われます。論文で言うならば「緒言」の部分、その整理から始めてみてはいかがでしょうか。

【林野庁コメント】

資料5は、検討員会の議論の材料として構成したもの(参考1～4を総括し、論点となりそななどころを事務局側で整理したものの)に過ぎず、これをもって、指標・ガイドラインとする考はれません。

これまで、指標とガイドラインという単語を使つてきましたが、まさに、数値的基準(指標)だけを示したところで、それが有機的に理解されなければ、適切に運用してもらえず、その数値基準に係る背景等も概説する必要があろうと感じ、この2つの単語を並べた(ガイドライン的要素が必要であると考えていた)ところです。

ご指摘に注意しながら、指標・ガイドライン(成果品)の作成を進めたいと思いますが、まずは、これからに盛り込む内容(各論)から議論を進めさせていただきたいと思います。なお、各論からのお議論をお願いしております背景には、事務局側としても、どのような観点が論点となるのか見通せない中にある、各論への意見分布なども踏まえながら、議論の方向性を見定めていきたいとの考えからです。

本指標・ガイドラインの趣旨としては、資料2のp2(森林経営管理法の創設の背景)やp9(現行の運用が抱える課題の解決)、資料3のp9～10(これまでの議論のフィードバック)としており、作成方法としては、今年度にあつては、資料1のp3の通りです。後年度の進め方は、まさにご意見をいただきながら決めています。

		きたいと思いますが、都道府県や市町村からの意見聴取、具体的な事例によるケーススタディなども盛り込みつつ、検討委員会を開催していきたいと考えています(議論を踏まえ、次年度以降の議論の内容について、随時充実していく考え方です)。
5	資料5 について	資料5の個別内容について
6	資料5、p2 全般	言葉の定義が必要な言葉(例えば若齢林、強度間伐等)があります。脚注でも良いかと思います。キーワードとなる語は解説した方が良いと思います。
		【林野庁コメント】 ご意見承りました。 なお、本検討委員会を進めるにあつては、例えば、若齢林であれば20年生(4齢級)以下、強度間伐にあつては、材積比35%以上を指すなど、一般的に言われているものと想定しながら議論を進めていくこととし、本指標・ガイドラインを構成するにあつて、特別の数値基準を定める場合は、その旨も注釈することにします。
7	資料5、p2 る知見 (2) 間伐が必要な林況	(参考) 部分について、密度管理図は一斉人工林の上層木に適用するものです。複層林施業には不適合です。 【林野庁コメント】 森林法施行規則第39条第2項の記載を踏まえ、以下波線を追記します(この通りであれば、問題ないと考えます)。 (訂正後) ～複層林施業を推進すべき森林にソーニングされた森林のうち、単層林であるものについて間伐を実施する場合においては、当該森林の収量比数が0.85を超えているものにつき、0.75以下に～
8	資料5、p3 (知見の充実)	(知見の充実) 部分について、相対幹距は林木の一樣分布の場合に有効。ランダム分布や集中分布に当てはめると、実態とかけ離れてしまいます。注意が必要です。形状比や相対光量子量(照度は今は使いません)、下層植生の有無は有効と思われます。 【林野庁コメント】 相対幹距比についてのご注意承りました。No.7でご指摘いただ

			いた通り、林分密度管理図(収量比数)が、上層木の管理にしか適用できないこともあります。また、阿部委員のご指摘(No1, 2)を踏まえた、森林の健全な育成に向けた指標として樹冠長率や形状比を採用するという考え方や、河合委員の御指摘(No.1)を踏まえた、市町村の立場からすると収量比数や相対幹距比は割染みがなく、使い勝手が悪いとの考え方も勘案しつつ、検討委員会の中で委員の御意見も踏まえながら、整理・検討したいと考えています。	必要な観点の知見を充実させていきたいと考えています。
10	資料5、p3	(3) 間伐方法 ①間伐率はどのように考えるか 【山地災害防止・土壤保全】	【林野庁コメント】 最大限の直径成長を促進するならば、競合する上層木の間伐の方が有効だと思います。 しかししながら、下層木は保残しても、成長の回復が見込まれない可能性があること、上層木を伐採すると根系の隙間が大きくなることを踏まえると、上層木を保残した上で、可能な限り、上層木の生育空間を確保するため、下層木を強度に間伐するという方法もあり得るのではないかとの考え方から記載していたところであります。	下層となってしまっている木はどの強度で間伐しても、上層木の生育環境を大きく改善しないことでよろしいでしょうか。次回委員会に先立ち、改めて委員の御意見をお聞かせください。
11	資料5、p3	(3) 間伐方法 ①間伐率はどのように考えるか 【山地災害防止・土壤保全】	【林野庁コメント】 「強度間伐は残存木からの根系生長が後れるため望ましくない」は、「強度間伐は残存木の根系伸張は早まるが、根系が土壤全体に拡張するには時間が必要となるため、土壤緊縛力も後れる」と表現した方が正しいかと思います。	下層となてしまっている木はどの強度で間伐しても、上層木の生育環境を大きく改善しないことでよろしいでしょうか。次回委員会に先立ち、改めて委員の御意見をお聞かせください。
12	資料5、p3	(3) 間伐方法 ①間伐率はどのように考えるか 【山地災害防止・土壤保全】	【林野庁コメント】 ご指摘の通りとします。	下層となてしまっている木はどの強度で間伐しても、上層木の生育環境を大きく改善しないことでよろしいでしょうか。次回委員会に先立ち、改めて委員の御意見をお聞かせください。
9	資料5、p3	(3) 間伐方法 ①間伐率はどのように考えるか 【水源涵養】	【林野庁コメント】 根系・下層植生が発達することで土壤の物理的特性が向上するとか、逆に、強度間伐を実施することで、土壤の乾燥が進み劣化するというような内容でしょうか。具体的なイメージについて次回委員会に先立ち、改めて委員の御意見をお聞かせください。	【林野庁コメント】 樹種についてご意見承りました。一方、特別措置を講ずるにあたり、目標林型を定め、それに基づいて計画的に間伐を実施していくという考え方をとる方が、市町村としても対外的に理解が得やすいと考えたところです。
			他方で、阿部委員から、水源涵養機能の発揮と間伐率の関係などを一様に整理することは困難ではないかとのご指摘(No.4, 6)もあったところです。	この場合において、現況や立地が区々である森林に対して、一様の目標林型を定めることは適切なのは、判断が難しいところです。この指標・ガイドラインにおいて、目標林型をバリエーション多く設ける方が、現地の実態に合わせて最適な間伐プランを立てやすいとのメリットがある一方で、市町村がどのプランとすべきかに悩むおそれもあります。そのようなことから、目の間伐方法については、現地の実態を見極めながら実施していくこと
			【林野庁コメント】 最終的な指標・ガイドラインの見せ方次第では、あまり細かく科学的知見を整理しても表立ったものにならない可能性があり、どのような方向性で議論していくかも見定めながら、それぞれ必	

		のように考える か	置づけが一段低いものと考えています（指標・ガイドラインのた き台には記載していません）。 他方で、列状間伐の可否については、間伐の低コスト化なども 関係するため、積極的に議論していくたいと考えています。
16	資料5、p5		（作業道は）使用後、埋め戻すなどの後処理を実施することが望 ましい→非現実的であり不可能である。削除すべき。
13	資料5、p3	（3）間伐方法 ①間伐率はどのように考えるか 【共通】	【林野庁コメント】 森林総合研究所のまとめた資料からの引用ですが、四国支所がまとめたものであり、台風が比較的多く襲来する環境下を意識した記述と推察しています。 資料5のp2～6は、基礎資料として調べた限りになりますので、指標・ガイドラインとして示していくにあたっては、検討委員会で議論を進めていく中で数値・記載を調整したいと考えています。 樹冠長率にあっては、北海道のカラマツやトドマツでも同様の指摘があり、樹冠長率が低い場合に强度間伐を実施すると雪害リスクも高いとの指摘もあったことから、50%をひとつ目の目安としているのではないかと考えたところです。しかしながら、間伐が遅れている森林を主な対象とする特例措置の活用の議論にあって、50%を目安とすると、もはや强度間伐を実施する余地がないとも考えられます。数値の置き方にについて、次回委員会に先立ち、改めて委員の御意見をお聞かせください。
17	資料5、p5	（3）間伐方法 ④搬出間伐（作業道の作設）をどうに考えるか （知見の充実）	【林野庁コメント】 搬出間伐を適用できる幅が広がることを期待しますが、公益的機能を第一目的とした場合でも、確知されている持分割合や、災害が起ころる蓋然性などによって、見解に差がみられるところです（参考3のケース1～4を参照）。このようなことからも、検討委員会においては、まずは財産権の保障の観点からご議論いただき、それらを踏まえつつ、整理・調整を図っていきたいと考えています。なお、利用価値の低い、小径木や低質材の多い森林であれば、搬出間伐が認められない整理されても特段の支障はありませんが、利用可能な径級に達した立木が多い森林において、利用可能な木を伐らないという制限が加えられると、伐れる木が限られてしまいか適切な間伐自体が成り立たないという可能性もあるため、事務局としては、柔軟に選択できるように整理できないかと考え

		とはしつも、最終的に目指すべき林型は、ある程度代表的なものに収めんさせることを考えおり、案として、單一的に1,000～1,200本/haや、胸高直径24cmという数値を提示していたところです。
13	資料5、p3	（3）間伐方法 ①間伐率はどのように考えるか 【共通】 【共通】「南向き斜面」、「樹冠長率50%以下」では、なぜ强度間伐を避けるべきか、疑問。
14	資料5、p4	（3）間伐方法 ③列状間伐、群状伐採の実施をどうに考えるか （林野庁コメント） 阿部委員より同様の指摘を承りました（No.8）。
15	資料5、p4	（3）間伐方法 ③列状間伐、群状伐採の実施をどうに考えるか （林野庁コメント） あくまで基礎資料に記載されていた内容を網羅的に書いたもの です。群状伐採は主伐に類するものですので、今回の議論では位

		ています。 また、切捨で間伐とし市町村の負担において間伐を実施しても らえる不明森林所有者と、搬出間伐により自らの費用負担におい て間伐を実施する不明森林所有者が現れることについて、不公平 感があるとの意見（同旨を、片山委員のNo.1でコメント）や、金 銭債務を発生させると、その金銭の算定や分配方法において課題 を有する局面も生じるとの意見（同旨を、河合委員のNo.5でコメ ント）もあつたところです。搬出間伐により伐った木を金銭に換 価しても、費用に充てず所有者に配分する（あるいは供託する） という考え方や、搬出できる分級であつても搬出せず、林内に残 置するという仕切りもあり得るところです。いずれにしても、こ の搬出間伐の取り扱いについては、どのような点が留意事項とな るか、検討委員会の中で関係委員の見解を確認しつつ、整理・検 討したいと考えています。	(4) その他の見 ①樹種による違い	【林野庁コメント】 とりわけ木本類にあっては種子散布による天然更新が期待され ない、ひとたび下層植生が消失し、表土の流出等が発生すると、 下層植生の定着に影響がでるという考え方の下で、今ある下層植生 を維持することが重要という見解であったと理解しています。 この件は、岐阜県の森林研究所の資料を参考に記載したもので すが、整理した文献には、岐阜県や四国の中でも、地域性と してヒノキに特筆したもののが多かったという状況です。阿部委員 から、ヒノキを持筆して指標・ガイドラインを示す必要があるの かというご意見（No.11, 16）もいただいたおり、植木委員からい ただいたNo.12とも関連させ、樹種の記載をどのように扱ってい くか検討したいと考えています。
18	資料5、p5	下層植生が消失した後→下層植生の回復が見込めない？？	(4) その他の見 ②急傾斜地を取り上げる理由は何？	【林野庁コメント】 御指摘のとおり、平坦林であつても災害リスクをゼロにはでき ませんが、文献からの記載をもとに書いたものです。 この「間伐では対応し難い場合」は、この特別措置の活用によ り市町村が間伐を実施できるとしても、市町村が負うリスクを踏 まえ、別の仕組み（例えば、治山事業等）で対応することが考え られます。阿部委員からは、35度以上の急斜面でも積極的に実施

		いたらよいとの意見（No.13）もありましたが、市町村が負うリスクについても、検討委員会の中で関係委員の見解も確認しつつ、整理・検討したいと考えています。		
20	資料5、p6	2 財産権保障に係る見解 (2) 処分性の程度問題 ①伐採の範囲	【林野庁コメント】 Nо.17でコメントした通りですが、積極的に適用範囲を検討し ていきたいと考えています。	資料5のp6（その他の論点）において、記載した通り、主伐（皆伐）は財産権の保障の観点からも実施しないことを前提とすべきと考えており、この検討委員会では間伐を主眼として議論していくこととします。
21	資料5、p7	(2) 処分性の程度問題 ①伐採の範囲	数haの小面積皆伐は生物多様性に貢献。また林齡の平準化を進 める上でも重要。ただし、主伐は森林整備ではない。今回の議論 が森林整備に絞るものなのか、持続可能な森林経営を射程に入れ たものなのかで、議論は異なつてくる。認識の統一が必要。	資料5のp6（その他の論点）において、記載した通り、主伐（皆伐）は財産権の保障の観点からも実施しないことを前提とすべきと考えており、この検討委員会では間伐を主眼として議論していくこととします。
22	資料5、p7	(3) リスクマネジメント ①リスクをどこまで回避するか	①リスク回避の部分について、山地災害等の防止を目的とする場 合、進めるべき優先順位はあっても、種類や範囲、程度によって 判断基準が変わるものではないと思われます。（記載内容が少々不 明）	【林野庁コメント】 特別措置の活用に関する判断基準には、優先順位も含まれるも のと考えています。管理を行うべき森林が多い状況下にあって、 判断基準を絞り込むことは、まさに優先順位付けにほからないと 考えます。

		ここで優先順位ではなく、判断基準と表現しているのは、列記した観点の中でも、そもそも特例措置の対象とならない場合も想定しているためです。
		具体的には、いかにも土砂が到達しないであろう距離関係に位置する土地の所有者が土砂の流出を防げといいうのは権利の乱用であるとか、所有者が判然とせず、空き地・荒地となっている土地の保全を目的として特例措置を使うことまでは考えなくともよいなど、いろいろなご指摘が想定されるところです。検討委員会の中で関係委員の見解も確認しつつ、優先順位等について整理・検討していくと考えています。
23	資料5、p8~ 3 指標及びガイドライン（案）	「通し番号[2]」の記述のおり。枠組を再検討すべき。 【林野庁コメント】 構成についてはNo.2に限らず、No.4でもご指摘いただいたと理解しています。No.4でコメントした通りですが、資料5のp8~9の案はボリューム感や論点としたい事項等のイメージの共有であり、これをもつて指標やガイドラインとする考えはあります。最終的なとりまとめまでに緒言も含め、どのように見せていくか等については、検討委員会の中で各委員の御意見等も踏まえながら整理・検討したいと考えています。

* 資料の記載事項についての意見や質問のほか、議論する上で各委員に共有しておきたい個人の基本的な考え方、今後展開していくべき論点など、自由にご記載ください。

第1回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会（書面開催）意見様式

氏名 阿部 和時

			健全な森林を生育させることで水土保全機能も十分に發揮されると考えてよいと思います。
			<p>○下層植生が消失している（・・・） → 下層植生ばかりではなく、落葉落枝層（A0層）の存在も非常に重要です。特に急傾斜地での地表被覆物の存在は土壤浸食防止に必要です。A0層について言及してもらった方が良いと思います。</p>
1	資料5、p2	ご意見・ご質問	<p>【林野庁コメント】 ご指摘の通り、収量比数や相対幹距比のひとつつの具体的な数値を提示するのみで今回の指標することは困難であるとともに、その数値も一概に決めがたいと考えます。</p> <p>また、間伐の必要有無については、所有者不明森林であっても、通常の森林であっても同様であるとも考えています。そのような中でありますか、可能であれば、財産権の保障や優先順位の決定の観点から、ひとつでも具体的な数字を提示できれば、市町村が特別措置を活用しようとすると際の重要な判断材料になるとの考え方もあり、引き続き、数値指標の置き方について検討委員会の中で各委員の御意見等も踏まえながら整理・検討したいと考えています。</p> <p>なお、数値指標を置く際には、ご指摘もふまえ、水土保全機能の発揮に特化したものではないことを注釈するなど、注意することします。</p> <p>A0層の件は、承知いたしました。下層植生やA0層などの目視的観点からの指標の整理も議論を深めていきたいと考えます。</p>
1	資料5、p2	ご意見・ご質問	<p>○立木本数が減少することで、樹幹遮断量や蒸発散量が減少し、水供給量が増す（1～2割増加するという見取りり） → 上記のように、間伐による立木本数の減少で流出量が増加する事例もあるようですが、間伐では頗る著しく流量の増加が認められない事例もあるように聞いています。また、流量が増加しても平時の低水流出だけでなく、洪水流出も増えるのでプラスの効果とすることに心配があります。</p> <p>○立木の直径成長が促進され、・・・ → 間伐の本来の目的は、第一義的に風害や雪害、病虫害などに強い健全な森林を生育させ、かつ適正な木材生産量が期待できる林木を生育させることだろ思いますが、この点はどこかに記載する必要はないのでしょうか。ここでは、プラスの効果について述べているので水土保全機能にだけ言及しているようですが、本来の目的のために間伐を行うことが重要であることを述べた方がよろしいと思います。</p>
2	資料5、p2	ご意見・ご質問	<p>【林野庁コメント】 資料5の第1及び第2につきましては、参考資料1～4の内容を抜粋しつつ、要点を整理したものであって、ひとつの知見を紹介しているに過ぎないところがあります。最終的に指標やガイドラインとして示すものは、第3をベースに、さらに絞り込み、あるいは、内容を精査していくものであると考えています。</p> <p>面的なまとまりをもつて間伐を実施し、森林を健全な状態で維持・管理することによって、森林総体としての水源涵養機能の発揮が期待できるものと考えます。ご指摘を踏まえ、指標・ガイドラインを提示する前に、間伐の本来の目的を掲げた上で、各論を論じることとし、各論の提示にあつても、ご注意を承って整理することとします。</p> <p>○林冠がうつ開し、立木密度が過密となっている（例えば、収量比数0.8以上相対幹距比14未満で過密という見取りり） → 健全な森林を生育させる目的で使用される収量比数、相対幹距比を参考にすべきだと思います。特に、水土保全機能を考えて収量比数、相対幹距比を決めるることは難しいと思いますし、できなとい思います。</p>

5	資料5、p3	<p>○山地崩壊防止機能に当たっては、直徑成長が重要であるから、胸高直徑や胸高断面積合計を指標とすることが望ましい。</p> <p>(3) 間伐方法 ①間伐率はどのように考えるか 【山地災害防止・土壤保全】</p> <p>森林の水源涵養機能は健全な林木と発達した土壌層の存在によって発揮されることが普通だと思います。間伐で流出量は増加すると考えられますか、実際の量水試験では間伐の影響を明確な流量の増加として捉えることが困難な場合もあるようですし、間伐 자체が水源涵養機能に大きい効果を及ぼすと考えるのでなく、間伐で健全な森林を生産させ、浸透量の高い、孔隙量の多い土壤を発達させることが本質的に重要なと考えています。</p> <p>間伐率40%や収量比数0.65以下で間伐すると間伐後の流量の増加や下層植生の維持には有効のようですが、風害の危険性が増すことは心配です。また、目的とする林分に成長させるという点では問題ないのでしょうか。</p> <p>【林野庁コメント】</p> <p>強度間伐に対する風害や雪害の危険性については当庁としても懸念しております。指標・ガイドラインのたたき台として、資料5のp9において、「一度の間伐では、収量比数0.6~0.7（または、相対距離比20）を目安に密度を調整する。間伐率が高くなり、リスクを伴う場合は、弱度の間伐を複数回実施することを検討する。」という案をお示ししたところですが、この数値のみが一歩踏み出して機械的に用いられた場合、この数値指標ではリスクに振れる可能性もあることから、指標の示し方にについて、委員の意見も踏まえて慎重に検討いたします。</p> <p>また、その前段に記載の「間伐を実施するにあたっては、目標林型を定め、管理内容の水準を設定した上で、気象害のリスク等も考慮し、間伐対象木、間伐量を決定する」と記載ましたが、まさに、間伐の内容は、林分それぞれの適正に合わせて選択し、実施することを言わんとしています。No2のご指摘にも関連しますが、間伐の実施が優先される森林の状況や、間伐により目指すべき目標林型など、間伐の前後における何らかの数値指標の置き方を検討したいと考えていますので、検討委員会の中で委員からご意見願います。</p> <p>各委員のご意見次第では、ガイドラインとして「間伐を実施し、健全な森林を育成することを第一とし、間伐の方法や程度は、林分状況に合わせ、最適なものを採用する。」などの記載に留め、数値に言及しないという考え方も検討します。</p>
4	資料5、p3	<p>踏まえつつ、その実用性等も十分に勘案した上で検討することが必要ではないかと考えています。</p> <p>(3) 間伐方法 ①間伐率はどのように考えるか 【山地災害防止・土壤保全】</p> <p>森林の水源涵養機能は健全な林木と発達した土壌層の存在によって発揮されることが普通だと思います。間伐で流出量は増加すると考えられますか、実際の量水試験では間伐の影響を明確な流量の増加として捉えることが困難な場合もあるようですし、間伐 자체が水源涵養機能に大きい効果を及ぼすと考えるのでなく、間伐で健全な森林を生産させ、浸透量の高い、孔隙量の多い土壤を発達させることが本質的に重要なと考えています。</p> <p>間伐率40%や収量比数0.65以下で間伐すると間伐後の流量の増加や下層植生の維持には有効のようですが、風害の危険性が増すことは心配です。また、目的とする林分に成長させるという点では問題ないのでしょうか。</p> <p>【林野庁コメント】</p> <p>強度間伐に対する風害や雪害の危険性については当庁としても懸念しております。指標・ガイドラインのたたき台として、資料5のp9において、「一度の間伐では、収量比数0.6~0.7（または、相対距離比20）を目安に密度を調整する。間伐率が高くなり、リスクを伴う場合は、弱度の間伐を複数回実施することを検討する。」という案をお示ししたことですが、この数値のみが一歩踏み出して機械的に用いられた場合、この数値指標ではリスクに振れる可能性もあることから、指標の示し方にについて、委員の意見も踏まえて慎重に検討いたします。</p> <p>また、その前段に記載の「間伐を実施するにあたっては、目標林型を定め、管理内容の水準を設定した上で、気象害のリスク等も考慮し、間伐対象木、間伐量を決定する」と記載しましたが、まさに、間伐の内容は、林分それぞれの適正に合わせて選択し、実施することを言わんとしています。No2のご指摘にも関連しますが、間伐の実施が優先される森林の状況や、間伐により目指すべき目標林型など、間伐の前後における何らかの数値指標の置き方を検討したいと考えていますので、検討委員会の中で委員からご意見願います。</p> <p>各委員のご意見次第では、ガイドラインとして「間伐を実施し、健全な森林を育成することを第一とし、間伐の方法や程度は、林分状況に合わせ、最適なものを採用する。」などの記載に留め、数値に言及しないという考え方も検討します。</p>

			度の間伐をくり返しつつ、森林の生育を継続的に見ていく」という方法が良いという考え方もあると考えますが、検討委員会の中で各委員の御意見等も踏まえながら、整理・検討したいと考えています。
6	資料5、p4 (知見の充実)	○水源涵養機能の発揮を求めて・・・ →既往の研究事例を見直して、間伐率を水源涵養機能、あるいは山地災害防止機能の関係が見られるか検討していただきたいと思います。	<p>【林野庁コメント】 御意見として承りましたが、今年度の検討委員会においては、検討機会が限られていることもあります、多面的機能の発揮と森林の管理水準の関係については、既に整理されている知見を整理・活用するにとどめ、その上で市町村が森林経営管理法の特別措置を活用するにあたって、対象とすべき森林や森林管理の内容について、判断材料をまとめることに力点をおきたいと考えており、その点についてご理解いただければと考えます。</p>
7	資料5、p4 ②伐採対象木をどのように考えるか	<p>○劣勢木を伐採（下層間伐）、・・・ → 定性間伐と優勢木間伐の違いが水源涵養機能や表層崩壊防止機能に影響するような調査研究事例はないのですではありませんか。しかし、定性間伐で早い時期に健全で地上部がより発達した林分を生育することができます。 ○樹幹長率が低い(例えば20%以下の)・・・ ○傾斜木や根の浮き出しがある立木を・・・ → これらの2点は良いように思います。</p>	<p>【林野庁コメント】 この件も、森林を健全に育成する一般的な観点として記載させていただきました。個別の水源涵養機能や山地災害防止機能の発揮を意図した上での記載ではありません。</p>
8	資料5、p4 ③列状間伐、群状伐採の実施をどのように考えるか	<p>○形狀比は80以下とすること、樹冠長率は40%以上とすること、・・・ → 形状比や樹冠長率と表層崩壊発生個数や発生面積との関係について述べた研究は無いように思いますが? 形状比や樹冠長比等の林木の形狀に関する要因を表層崩壊防止に結び付けるのは難しいと思います。しかし、これらの林木に関する要因も<u>健全な森林(気象害・病虫害に抵抗力があり、大きな木材生産が期待できる)</u>を生育させるとための指標として重要であり、健全な森林が生育していれば森林の持つ多くの機能が発揮されると思います。</p>	<p>【林野庁コメント】 ご指摘の記載は、まさに、健全な森林へと育成する上の留意事項として記載したものであり、間伐全般に関する【共通】事項として記載させていただきました。水源涵養機能や山地災害防止機能の発揮を意図した上での記載ではありません。</p>

		地形と地質的の複合的要素についても、次回委員会に先立ち、改めて委員のご意見をお聞かせください。また、これまでの意見を踏まえ、全ての条件を並列で記載するのではなく、気象害リスクが低いというのは全体に係る共通条件としてみました。	
9	資料5、p4 (知見の充実)	劣勢木を対象とした定性間伐・下層間伐を基本とするが、気象害のリスクが低いと考えられる場合であって、急傾斜地ではない森林や立木の形質・配置に差がない若齢林にあつては、列状間伐も可とする。 ○多面的機能の大発揮を考え、・・・ → 既往の調査研究では、多面的機能と間伐率・上層間伐・下層間伐・列状間伐等の関係が明瞭に表れない場合が多いと思われます。表層崩壊が懸念される急斜面を除いては列状間伐、上層間伐の実施を考えても良いと思います。	
10	資料5、p4~5 (知見の充実)	【林野庁コメント】 列状間伐の取り扱いについては、上記のNo.8の修正案のとおり反映させさせていただきます。間伐率や上層間伐の取り扱いについては、財産権の保障の観点の議論を踏まえ、対応を検討します。(多面的機能との関係については、No.6のコメントのとおりです。) ○見解調査を踏まえ、・・・ → ご指摘の点は大変結構だと思います。前述の4点のご指摘の通り、急傾斜地で土工量が多くなる地域や火山噴出物が表層に堆積している地盤の弱い地域などでは、なるべく作業道の設置はひかえた方が良いと思います。	
11	資料5、p5 (4) その他の知見 (①樹種による違い)	【林野庁コメント】 所有者不明森林における作業道の設置や使用後の残置について、留意すべき事項については、関係委員の見解も確認しつつ、整理・検討したいと考えています。 ○ヒノキは下層植生が一度消失してしまうと・・・ ○ヒノキ林の土砂移動量はスギより多い → 上記のような結果を述べた調査研究事例が多数あり、その通りのように思います。	
		○ヒノキ林の土砂崩壊防止機能はスギ林より低い → この点を述べている調査研究例があるのでしょうか。ヒノキも他の	

		樹種も地上部の成長量に応じて根系量も増えます。成長速度は遅いかもしれません。しかし、ヒノキは尾根筋などの土壤水分の比較的少ない立地条件でも生育できるので、土壤水分の少ない斜面で崩壊防止機能を果たす重要な樹種ではないかと思われます。ヒノキは浅根性樹種なので崩壊防止機能が低いと思われているのではないかと示すよ	
		また、広葉樹と針葉樹で崩壊防止機能が異なり、針葉樹の崩壊防止機能は劣るという考え方があることがありますが、このこと示すよな調査研究事例は無いように思います。	
		【林野庁コメント】 調査した文献に岐阜県や四国地方のものが一定数あり、ヒノキに関する言及が多くあったところです。No.16においても、ヒノキについて特段の言及をする必要がないのではないかとの意見をいただいていますが、適地適木で植栽されているとすれば、いかなる樹種であっても、間伐の必要性に差異はないと考えられることから、樹種ごとの指標・ガイドラインの整理については、検討委員会で議論を進めていく中で、必要に応じて整理・検討を行うことにしたいと考えます。	
		3点のご指摘がありますが、その通りだと思います。	

		と予想されます。そこで、ミクロ的な検証が困難であるとはいっても、例えば、(国土地理院や産総研 HP で閲覧可能な) 地質図程度の情報からでも、間伐実施の優先順位等を検討するとも考えられますが、この点について次回検討会に先立ち、改めて委員の御意見をお聞かせください。また、傾斜については、何度もいきを自安に、間伐で優先して対応することが望ましいか、例えば、40 度を超えると、治山事業等による土木的な手当もセットにすべきなど、別の手段も考えるべきではないか、等についても、次回検討会に先立ち、改めて委員の御意見をお聞かせください。
14	資料 5、p7 2 財産権保障に係る見解 (3) リスクマネジメント	○山地災害等の防止を目的とする場合であっても、 → 林野庁が行っている山腹崩壊危険地区調査では、調査範囲 (1ha) 内の公共施設の有無や被災対象となる人家個数 (10 戸以上、9~5 戸、 4~) を考慮して危険度を判定しています。水源涵養機能や土砂流出 防止機能は、その影響が流域全体に及ぶと考えてよいと思います。 【林野庁コメント】 財産権の保障の観点からも検討したいと考えます。なお、水源涵養機能等について流域全体に影響をもたらすものの、それら全員を利用関係人としてすることは、森林所有者の責務というものを考えた場合、過重であり、酷ではないかとも考えます。 対象とする森林の面積規模・立地等によって、その影響する範囲は区々であると考えられます。個別の森林毎にその影響の範囲を明らかにし、対応方針を定めることは大変との考え方もあり得るので、例示いたしましたように、機械的に 1ha の範囲に 10 戸、5 戸という数字を自安にするという考え方もある参考とさせていただきます。もっとも、個別の森林毎に影響力を評価すべきとの考え方もあることから、検討委員会の中で各委員の御意見等も踏まえながら、整理・検討したいと考えています。 ○災害が起きた蓋然性をどのように判断するか → 災害を引き起こす降雨、強風、地震等の誘因が <u>何時・何處で発生</u> などの程度の頻度で発生するかを予測することは不可能です で、災害が発生する場の素因である森林は災害に対する抵抗力をできる限り強くしておくことが必要だと思います。
15	資料 5、p8 (2) リスクをどこまで想定するか	【林野庁コメント】 弁護士への事前調査でも、「100 年に一度の蓋然性であっても、実際にいつ災害が起ころうか分らないものであり、災害発生の直前に対応するわけにもいかない。20 年来適切に管理されていないこども踏まえると、経営管理を行う必要性が高いと言える。」との見解もいただきました。む

		施すべきと考えます。他方で、積極的に手入れを行ったものの、その行為が甲斐無く災害の発生、荒廃の発生が起きたときのリスクを考えると、ためらいを持つ市町村がいるのが実情です。この点については、帰責性の有無等に帰結すると考えますので、そのような積極姿勢に伴うリスクについて、検討委員会の中で民事上の観点から関係委員の見解も確認しつつ、整理・検討したいと考えています。 また、手入れをしなければ森林が荒廃してしまうかもしないという認識をしながらも、このようなリスクを踏まえ、市町村が特例措置を講じなかつた場合に、行政の不作為を指摘されない規定"ではないので、心配し過ぎというところがあるかもしませんが。)
		→ 私の見解ですが、表層崩壊が発揮される表層崩壊は樹木の根が大量に生えている「土壤層」の崩壊だと思います。斜面構造は種々あって、土壤層の下層に破碎された岩礫層や強風化した基岩層があることもあります。本当にいろいろです。こうした場合、森林が健全に大きくなっています。本当に発達して土壤層中に多量の根系が生育しているれば、土壤層は非常に安定して大雨が降っても土壤層が崩れるタイプの表層崩壊の発生の可能性は小さくなります。その代わり、下層に存在する岩礫層や風化基岩層、火山灰層等の弱層が多量の水分を含んで崩壊するようになります。近年の日本の森林は少年期の森林が多く成立しているので、土壤層崩壊型の表層崩壊は極めて少ないと思っています。(申し訳ありませんが、科学的なデータはありません。) したがって、土壤層よりも深いところで表層崩壊が発生する場合には、森林の施業履歴は関係なく、雨量や地形要因が大きく関係していくことになると思っています。
		○傾斜や土質・・・ → 崩壊の発生と土壤侵食に関しては傾斜が特に大きく関係する要因が??? 【林野庁コメント】 本制度を運用する市町村にとっては、各森林の地質や地層を調査の上、間伐の方針を決めさせることは技術的にも、労力的にも困難が伴う

			<p>【林野庁コメント】 下層植生やA0層への言及に加え、地質や傾斜の考え方については山地災害危険地区や保安林の考え方も参考にして、言及できるところがないか検討委員会の中で各員の御意見等も踏まえながら、整理・検討したいと考えています。</p>
17	資料5、p9	(2) 森林管理の内容	<p>記載内容にとくに意見はありません。</p>
16	資料5、p8 (1) 対象とすべき森林	<記載例> いくつか具体的に数値がありますが、よろしいかと思います。1か所「とりわけ、ヒノキ林や間伐が・・・」との記載がありますが、「ヒノキ林」の記載が必要でしょうか？	<p>【林野庁コメント】 No.11のコメントに関連します。ヒノキ林を特出しして記載するかは、検討委員会で議論をしていく中で、(次年度以降)必要に応じて整理・検討を行うことにしたいと考えています。</p>
		<p>【論点】</p> <p>※1 災害が起こる蓋然性・・・ → 信頼性の高い数値指標が提示できるとよろしいと思います。</p>	<p>【林野庁コメント】 No.15にも関連しますが、災害が起ころる要因は複合的なものであり、災害が起こる蓋然性と森林の状態の関係性について一概に数値指標で表し難いとも考えられます。他方で、森林の健全性を維持するという観点から、間伐を優先すべき森林の数値指標を置くことは可能と考えます。これまでのご意見を踏まえると、森林の健全性が損なわれている恐れ=災害が起こるリスクが相対的に高いといいう整理の下で、後者の考え方で数値指標を調整していく方が適切とも考えますが、この点について、検討委員会の中で委員から御意見頂います。</p>

第1回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会（書面開催）意見

氏名 野村 裕

		<p>観点においては、これ以上の裁量の余地はないだろうという見込みの下で、見解調査において質問事項としたところです。</p> <p>なお、ご意見のとおり、伐採の程度は、裁量の範囲内という理解に立てるのは、専門技術的判断を基礎とする裁量（専門技術的裁量）だからということでしょうか。次回委員会に先立ち、改めて委員の御意見をお聞かせください。</p> <p>【行政法第5版（弘文堂、櫻井・橋本著）】によれば、行政裁量の適否を整理する方法として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事実認定 ② 法律要件の解釈と認定事実のあてはめ（要件裁量） ③ 手續の選択 ④ 行為の選択（効果裁量） ⑤ 時の選択 <p>の5区分する手法があるとされています。</p> <p>森林経営管理法をこの整理にあてはめると、例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 管理不足により、直ぐにでも災害が発生する可能性がかつ適当（法2、4条） ② 災害を予防することは、市町村に経営管理権を定めるに必要かつ適（法2、4条） ③ 探索を経て、みなし同意とする特別措置を活用（法10条～） ④ 費用対効果を考え、伐採の程度は最小限にする（法4条） ⑤ 1年以内には管理に着手できるよう進める <p>というような整理ができるのではないかと考えますが、この点についても次回委員会に先立って、改めて委員の御意見をお聞かせください。</p> <p>さらに、このように整理した場合に、ご意見をいただいた伐採の程度、すなわち④の観点が比較的柔軟に判断できるとすると、①や②、③の観点をしっかりとすべきということになるのか、また、そうであれば、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① その判断の基礎とされた重要な事実に誤認があるか、基礎を欠いていないか（管理されなければ、災害が発生すると言えるのか） ② 考慮すべき要素・価値を正しく考慮したか（災害を予防するという価値は、個人が受けれる財産権の制限を上回るものか） ③ 公正な手續がとられたか（探索や公告の規定を遵守したか） <p>というところが、裁量の逸脱や濫用の判断基準として、しっかりと詰める必要があるのかといったことについても、次回委員会に先</p>
--	--	---

通し番号	資料番号・ページ数	ご意見・ご質問
1	参考3	<p>○ 弁護士は、「2人不明」と「3人不明」とで、大きな区別をしない傾向が窺われる（両者に対する回答の差異は、「1人不明」と「2人不明」との差異と比較して小さいと評価できそうである。）。</p> <p>○ これは、弁護士が、「過半数が経営管理権設定について同意しているか否か」を、重要な判断要素としていることを示すと考えられる。</p> <p>○ まず、「過半数が経営管理権設定について同意しているケースでは、およそ、法10条の特例の適用が可能」（あとは、内容・程度の問題）と打ち出せばなら、市町村にとって非常に明快なメッセージになると考えられる。</p> <p>→ この点は、ケース5～7も共通である。</p> <p>○ 上記「内容・程度の問題」について、「最低限」と「最大限」のみを選択肢として挙げた調査手法が適切であったか、やや疑問がある。「最大限まで認められない=最低限しか認めない」ではなく、その中間の考え方もあるとを考えられる（そして、その方は、「最低限なら可」で回答すると考えられる。）。</p> <p>○ 当職の意見は、伐採の程度は市町村の裁量であり、裁量権を逸脱しない限り認められるというもの。そして、伐採の程度は、基本的には、個別の土地の権利関係に左右されるべきことではなく、「経営管理集積計画」の内容（法4条2項4、5、7号などに関する内容）の適否（裁量権逸脱の有無）の問題と捉えるべきではないか。</p> <p>○ 当職の意見は、以上とおりであるが、法11条5号イ～ニ等において、個別の土地について、別異の経営管理の内容を定めることも可能な点は留意を要する。</p> <p>【林野庁コメント】</p> <p>過半数が一つの判断要素となることを理解しました。</p> <p>5つ目の〇について、法4条2項4、5号の解釈として、まさに最大限の伐採を行うのか、最低限の伐採にどどめるのかを定めることが効果裁量として論点になると考え、また、後述する④の</p>

2	<p>資料5、p6</p> <p>2 財産権保障に係る見解</p> <p>(1) 発揮が求められる公益的機能</p>	<p>○ まずもって、通常の「森林の経営管理」を正面に据えて、本制度の適用が可能である、ということをスタート地点とすべきと考える（無条件でないとしても）。</p> <p>○ その上で、防災等の機能のためには、ますます問題ない、ということではないか。</p> <p>○ 当職の意見は、「快適環境形成機能」や「レクリエーション機能」が主目的であっても、財産権保障との関係では、大きな差異を設ける必要はないといいうもの。むしろ、真に「快適環境形成機能」や「レクリエーション機能」が説明できるのか？ということが重要ではないか。</p>
		<p>【林野庁コメント】</p> <p>森林経営管理法に位置づけられた仕組みである以上、活用を前提とするべきとのご意見は事前の見解調査でもいただきました。</p> <p>ケース6やケース7が、法2条3項の「経営管理」の定義から“読める”と判断することについては、先に申し上げた、②法律要件の解釈と認定事実のあてはめ（要件裁量）において認められるということでしょうか。この場合、考慮すべき要素・価値を正しく考慮したかという観点について、ケース6や7の価値が、個人が受ける財産権の制限を上回るというというような、各種比較考量の下で真に説明できるかということになるのか、検討委員会の中で委員から御意見願います。</p> <p>なお、先述の5区分のうち、①と②について、どのように判断し、どう論理だって説明するかという点が市町村にとって難しいところであり、この検討委員会に期待されているところと考えています。</p>

3	<p>資料5、p6</p> <p>(2) 処分性の程度 問題 ①伐採の範囲</p>	<p>○ このような示し方をすれば、市町村は、保守的に、「原則として、切捨て間伐のみ可能」といった対応に流れがちである。</p> <p>○ セっかく、このような検討の場を設けるのであるから、「搬出間伐も、森林の適法な『経営管理』の形態である」ことが、市町村に届くような内容とすべきと考える。法4条2項5号、法1条5号ハ、法25条7号ハなどは、搬出間伐が可能であることを前提とした法文である。</p> <p>○ 皆伐も、「経営管理集積計画」の一環として合理性が説明できることではないか。</p>
---	---	--

		記載したのは、現在行われている法制審議会民法・不動産登記法部会の【部会資料40】などでも取り上げられている共有制度の見直し議論において、持分の過半数で決することが可能な山林の使用権として10年が提案されているところ、この用例として、同条があると考えたからです。この規定が使用権（賃借権）である一方、森林経営管理法は、委託契約のようなものであり、性質が異なるところがありますが、持分の過半ができる・できないの議論に連しなにか参考になるところがあるのではないかと考えました。
5	資料5、p7	○持分の過半が同意していれば原則OK、という点を前面に出したいところである（前述のとおり）。
6	資料5、p7	○緊急性に違いがあるとしても、いずれのパターンでも適用は可能であり、（財産権保障との文脈で）差異を設ける必要はないところ。 【林野庁コメント】 品川委員と同様の見解です（No.3）。
6	資料5、p7	○緊急性に違ひがあるとしても、いずれのパターンでも適用は可能であり、（財産権保障との文脈で）差異を設ける必要はないところ。 【林野庁コメント】 品川委員と同様の見解です（No.3）。

4	資料5、p7 (2) 处分性の程度問題 ②存続期間の長短	<p>○ この検討の前提として、森林の経営管理のサイクルとして、どの程度の期間が必要妥当と考えられているのかについて、ご教示願いたい。</p> <p>【林野庁コメント】</p> <p>一度緊急的に伐採を実施するだけであれば、1年もあれば、十分に対応できます。</p> <p>しかし、手入れが遅れたり、いわゆる“もやし状”になった細々とした木々が混み合っていると、一度に多くの木を伐採してしまうと、透き間が大きくなり、強風が吹いた際に、残された木が倒れたり、折れてしまうリスク等を伴います。そのような場合は、少し伐採しては、経過をみて、改めてもう少し伐採するというようなくり返しの伐採、丁寧な対応が採用されます。このような場合ですと、5年ないし、10年といった経過期間を確保する必要があります。</p> <p>いずれにしても、一般的には、10年や15年をサイクルとして、伐採をくり返していく必要があり、所有者不明を契機として所有者自身による手入れが見込まれないようであれば、比較的長期間にわたって市町村が管理を行なうことが望ましいとも考えられますので、当庁としては、存続期間は柔軟に選択できることを望んでいます。</p> <p>また、特例措置を講じた場合は、存続期間の上限は50年とされております（法10条）。これは、新たに苗木を植え、再び成熟した森林になるまでの期間を想定しています。</p> <p>なお、資料5のp9において、民法602条の10年という規定を</p>
---	------------------------------------	--

			選択的に伐りたい場合の 2 つの観点があります。そこで、それを組み合わせた具体的なパターンを以下に記載しましたので、これらについて、その選択が合理的なのかどうか、検討委員会の中で委員からご意見願います。(ただし、いずれの場合も伐採の効果自体は同じであると仮定します。)
①	利用可能な大きさまで育った木々で構成される森林において、それらを伐採し、森林内に残置しておくことは、それが斜面下部へ滑落し、あるいは、大雨とともに河川に流出して災害を起こす可能性がある。そこで、森林から持ち出し、木材として売却し、得られた収益を管理費用にあてる。(なお、残余は所有者に還元する。) これは合理的か。		
②	利用可能な大きさまで育った木々で構成される森林において、それらを伐採し、森林内に残置しておくことは、それが斜面下部へ滑落し、あるいは、大雨とともに河川に流出して災害を起こす可能性がある。ただし、これらを森林から持ち出すこととした場合、木材を売却して得られた収益を加味しても市町村の経費負担が大きくなることから、持ち出さないとした。これは合理的か。		
③	利用可能な大きさまで育った木々で構成される森林において、それらを伐採し、森林内に残置しておいても、外部に影響を与えることはない。しかし、せっかく伐採したのであるから、それを森林から持ち出し、木材として売却し、得られた収益を管理費用にあてさせてもらう。(なお、残余は所有者に還元する。) これは合理的か。		
④	利用可能な大きさまで育った木々で構成される森林において、それらを伐採し、森林内に残置しておいても、外部に影響を与えることはない。残念ながら、それらを森林から持ち出すこととした場合、木材を売却して得られた収益を加味しても市町村の経費負担が大きくなることから、持ち出さないとした。これは合理的か。		
⑤	利用可能な大きさまで育った木と、まだ細くて利用できない木が混ざった森林において、市町村が管理をする費用を負担することに納得がいかず、収益が見込まれる利用可能な大きな木		
7	資料5、p8 (3) リスクマネジメント ②リスクをどこまで想定するか	○災害が起こる蓋然性により、(財産権保障との文脈で) 許容される伐採の程度に違いを設ける考え方には賛成できない。 【林野庁コメント】 承知しました (No.6 と比して、“賛成できない”と表現されていることから、より強くコメントをいたいたものと捉えています)。 災害が起こる蓋然性を事前に評価することは困難との意見 (阿部委員、No.15) もありますので、財産権保障の観点で差異を設けないという方向性は、市町村が特例措置を活用する上で重要なポイントと捉えています。 他方で、明示的に“(財産権保障との文脈で)”と記載いただいたのは、裁量権の逸脱・濫用の観点では別であるという理解でよろしいでしょうか。そのように考えると、No.1 でコメントした整理の場合、災害が起こるリスクというものは、しっかりと説明できるようになければならず、無条件で、災害が起こる蓋然性を評価しなくともよいとはならないことに留意が必要ということになるのではないかと考えます。これらの点について、検討委員会の中で委員から御意見願います。	○そもそも「切捨で間伐を基本とする」との記載でよいのか、議論いただきたい。②については、全般として、当該森林の「經營管理」として、「切捨で間伐」と「搬出間伐」のいずれが合理的で望ましいのかを基準に判断されるべきと考える。 【林野庁コメント】 伐採した木を搬出するかどうかは、森林内に残置しておくことが合理的ではない場合と、搬出することにメリットがある場合の 2 つの観点があります。また、そもそも、搬出できるような木(利用可能な木)を伐採するかどうかは、伐らざるを得ない場合と、
8	資料5、p9 3 指標及びガイドライン(案) (2) 森林管理の内容 ②間伐木の搬出	○そもそも「切捨で間伐を基本とする」との記載でよいのか、議論いただきたい。②については、全般として、当該森林の「經營管理」として、「切捨で間伐」と「搬出間伐」のいずれが合理的で望ましいのかを基準に判断されるべきと考える。 【林野庁コメント】 伐採した木を搬出するかどうかは、森林内に残置しておくことが合理的ではない場合と、搬出することにメリットがある場合の 2 つの観点があります。また、そもそも、搬出できるような木(利用可能な木)を伐採するかどうかは、伐らざるを得ない場合と、	

		ばかりを狙って伐採し、持ち出して、売却した収益を管理費用に充てた。(なお、残余は所有者に還元する。)これは合理的か。	て「分かりそななら探すこと」、「分からなければ探索終了」としています。 いずれにても、これら情報が得られないにもかかわらず、探索を続けることは不合理であることから、探索範囲の合理化の議論として整理されたものです。資料の表現として、不十分などころもありますが、このような整理の下で運用しているところです。
⑥		利用可能な大きさまで育った木と、まだ細くて利用できない木が混ざった森林において、細くて利用できない木ばかりを伐つては十分な伐採量とはならず、利用可能な大きさの木も伐ることとした。これは合理的か。	* 法10条、24条、43条の「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法」について、令1～2条の定めがあり、令1条4号「登記名義人等が死亡・…している」とが判明した場合には、(施行規則9条で定めるところにより)当該登記名義人等又はその相続人・…その他の当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票・…を備えると思料される市町村の長・…その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること」とあります。
9	資料5、p10	○路網の作設も、「経営管理」の一環として合理的であれば、許容されると考える。	* 施行規則9条1号、2号では、 一 登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿又は戸籍の附票の写し又は消除了された戸籍簿の附票の写しの交付を請求すること。 二 前号の措置により判明した当該登記名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写しの交付を請求すること。 とあります。これを、「登記名義人等の相続人については、さらに戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求することは求めない」と理解したことになるでしょうか。
10	資料2、p5 (2) 森林管理の内容 ③路網の作設	【林野庁コメント】 承知しました。木材の搬出を考えるとセットで検討しなければならない観点であり、検討委員会の中で整理・検討していくと考えます。	* 当職の個人的意見としては、「追える限り、厳密に相続調査(相続人の網羅的な調査)を行う」ことを必須とすべきではないと考えています。その意味では、上記ルールを全否定するものではありません。ただし、弁護士会では、相続調査を重視する考えが根強いため、反発があることが予見されます。 * ガイドライン等を示す場合には、「相続調査を途中で打ち切つよいケース」について、具体的に則して検討の上、大方の理解が得られる内容で提示する必要があるように思います。

		<p>【林野庁コメント】</p> <p>ご指摘の通りです。施行令及び施行規則においては、戸籍謄本等から相続人の有無を確認し、その情報から相続人の戸籍の附票等の写し等を探すという流れを記載しており、相続人の戸籍謄本等の請求は明示されません。ただし、先述のNo.10で述べたところです。</p> <p>おり、運用上でしつかり探すことをお願いしているところです。</p> <p>弁護士会の相場、野村委員の見解を併せて理解しました。これまでご指摘いただいたおり、持分の過半が判明している場合にあっては、際限なく探すことなく対応できることが多々あるのではないかと感じます。もっとも、No.1で掲げた③の観点から、適正な手續が踏まれていることが求められると思いますので、そのレベル感については、検討委員会の中で委員からご意見願います。</p>
--	--	---

* 資料の記載事項についての意見や質問のほか、議論する上で各委員に共有しておきたい個人の基本的な考え方、今後展開していくべき論点など、自由にご記載ください。

第1回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会（書面開催）意見様式

氏名 品川 尚子

		きるように対するものという方向性にあっては似たところがあるようにも思います。
		他方で、民事基本法制の見直しが進み、土地を管理する仕組みが充実するとともに、法律の専門家の適正な判断の下でそれらの運用が図られたとしても、今の森林の経済的価値や森林の特殊性を鑑みると、およそ民・民の関係では解決が図られず、積極的に行政が関与していく必要があると考えます。このように考えると、行政が関与するというメリットを活かしつつ、一般的な法律関係に詳しくない市町村が運用を担うというデメリットを克服していくことが、森林の管理を円滑に進めていく上で重要となります。
		そこで、本件等委員会においては、先に述べたデメリットが足かせとならないよう、森林経営管理法に係る手続や意思決定のプロセスにおいて、市町村（や裁定を行う都道府県）が必ず踏まるべきポイント、留意することが望ましいポイントなどについて、委員会の中で委員から民事基本法制の観点から意見をいただきつつ、法律的な様々な論点を整理していただきたいと考えます。
1	全般（はじめに）	<p>(1) 私的所有権概念が成立したモメンタムは、その生産財に対する資本投下を保護し、その成果を確保させることにより経済活動のインセンティブを与える、それにによって、資本投下者個人のみならず、社会全体の生産力の極大化を図ることにあります（加藤雅信「『所有権』の誕生」2001年、三省堂）。</p> <p>土地が放置されることで社会的負担が増大する現状は、すでに上記所有権成立の趣旨に反するものですから、萎縮することなく再編に取り組むべきです。ただし、その実践が無秩序なものであってはならないのは当然であり、かつて資本投下した人との関わりを、（最終的には）切り離していくうえで踏まえるべき、一定のお作法があります。</p> <p>(2) 私は、森林経営管理法を上記再編過程の踏み台として把握しています。</p> <p>(3) 憲法第29条第2項「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」、民法第1条第1項「私権は、公共の福祉に適合しなければならない。」、土地基本法第2条〔(前略) 土地については、公共の福祉を優先させるものとする。〕、同法第3項第2項「土地は、その周辺の良好な環境の形成を図るとともに当該周辺地域への悪影響を防止する観点から、適正に利用し、又は管理されるものとする。」</p> <p>(4) このように、「公益」と「周辺の良好な環境」に対して私的所有権は劣後しますので、本検討委員会のテーマは、要するに、これら抽象概念の中にどのような具体を入れ込むかを議論する、と言うことだと理解しています。</p>
2	全般（指標を導き出すまでのアプローチについて）	<p>(1) 森林は、その多面的機能から、「公益」や「周辺の良好な環境」にかかわらないところを見出しが難しいものです。すなわち、水源にならない森林はない。よく成林した森林は、美林であり、土壤保持力もある。森林の「経営」「管理」の目的も手法も、大概のことはここに落とし込んで説明可能です。</p> <p>(2) そう考えると、指標の明確化に資するのは、「やってはならないこと」と「理由」の列举ではないかと考えます。</p> <p>(3) 私的所有権絶対性になぜか呪縛されている市町村行政の背中を押すことを目的とするなら、上記(4)のように、「公益」「周辺の良好な環境」を定義つけようとするアプローチは、かえって、市町村行政を縛る結果にならないかと心配しています。</p>

	【林野庁コメント】	現在、法制審議会民法・不動産登記法部会において議論されている、新たな財産管理制度（所有者不明土地管理人）や、管理不全土地への対応（管理不全土地管理人）については、私法、あるいは、裁判所がプロセスに関与するという点において、森林経営管理法と性格を異にするところもありますが、いずれも、所有者不明や管理不全となっている土地について積極的に管理を実施で

		<p>確実に得られる「対象とすべき森林」の条件や「森林管理の内容」はどうなものが、つまり、「市町村が安心して使える」という行政にとって訴訟等のトラブルが生じるリスクが最小限に抑えられるラインを提示することが第一歩と感じています。</p> <p>他方で、特例措置の活用が進み始めた段階になれば、さらなる積極的な森林の管理のため、より踏み込んだ特例措置の活用に向け改めて検討することも考えていく予定です。</p> <p>本年度にあつては、まず第一歩として、その「市町村が安心して使える」と考えられるラインを導くことを主眼としておりますが、それと共に「やってはならないこと」とその「理由」も合わせて整理することで、「使ってよい」理由を強力に裏付けるとともに、今後の議論の発展性にも言及できると考えています。(そのようになるよう、まとめ方を工夫します)。</p> <p>なお、所有者の一部又は全部が不明な場合の特例措置とは別に、森林経営管理法には、確定所有者不同意森林の特例や、災害等防止措置命令といった規律があり、今回の検討事項よりもより慎重になるべき仕組みも用意されているところです。積極運用のライク検討は、これらの仕組みの活用の検討にも参考になると考えております。</p>	<p>（1）今回行われた、財産権保障にかかる見解調査に、私ならどう回答するか考えてみました。ケース7の、2人不明と3人不明の場合を除いて、すべて管理の範囲内で最大限の伐採が可、の回答となります。</p> <p>（2）なお、この山林Xで問題になるのは、「レクリエーション目的」のみで、災害防止等ケース1～6の機能を同時に包摃しないことを前提としています。</p> <p>（3）そして、レクリエーション機能の発揮も公益的機能の一つですが、これが損なわれた場合の権利侵害の程度が低いため、優先度が高いとはいえず、よって過半の同意がない場合には難しい、という理由になります。</p> <p>（4）あくまで抽象化されたケーススタディですので、現実の事業としては、観光協会からの申し入れを契機に調査したところ、荒廃箇所に土砂災害や病害のおそれありといつて、ケース1～4のパターンに落とし込むことができるでしょう。カリに、レクリエーション目的で特例措置を使ったところ、2人目や3人目の不明者がの中に現われて訴えられても、私個人の森林科学の引き出しには、勝てる材料が豊富にあります。</p>
3	参考3、全体	<p>（1）今回行われた、財産権保障にかかる見解調査に、私ならどう回答するか考えてみました。ケース7の、2人不明と3人不明の場合を除いて、すべて管理の範囲内で最大限の伐採が可、の回答となります。</p> <p>（2）なお、この山林Xで問題になるのは、「レクリエーション目的」のみで、災害防止等ケース1～6の機能を同時に包摃しないことを前提としています。</p> <p>（3）そして、レクリエーション機能の発揮も公益的機能の一つですが、これが損なわれた場合の権利侵害の程度が低いため、優先度が高いとはいえないといつて過半の同意がない場合には難しい、という理由になります。</p> <p>（4）あくまで抽象化されたケーススタディですので、現実の事業としては、観光協会からの申し入れを契機に調査したところ、荒廃箇所に土砂災害や病害のおそれありといつて、ケース1～4のパターンに落とし込むことができるでしょう。カリに、レクリエーション目的で特例措置を使ったところ、2人目や3人目の不明者がの中に現われて訴えられても、私個人の森林科学の引き出しには、勝てる材料が豊富にあります。</p>	<p>（1）参考3、全体</p> <p>（2）参考3、全体</p> <p>（3）参考3、全体</p> <p>（4）参考3、全体</p>

		ない範囲】を示してほしいというリクエストに基づくものかもしれません。 しかし法律（家）の発想というのは、「負けない範囲でのひのび活動してください、何かトラブルがあつても十分勝てるし、十分勝てる以上、トラブルにはそぞうなりませんよ」というもので、自治体の方々にも、そのような発想でいいのだということを、ますお示しいただきたいと思います。そして今回の調査結果は、概観としては、そのようなものになります。	(4) 回答にあたり、各弁護士は、設問の与える材料と、各人がもつ森林・林業に対する（乏しい）知識にもとづいて、「負けないライン」を見極めようとしてくれましたが、いかんせん予備知識の格差は否めず、また「行政裁量」まで入れた弁護士とそうではない弁護士がいるなど、ばらつきが見られまし、あくまでファーストインプレッション回答ですから、文言や数字に細かく振り回される必要はありません。	(5) なお、「判断できない」という回答は、この材料と予備知識では勝てるか勝てないか判断できないよといいう、至極プロフェッショナルなアプローチであった可能性があります。仮に私が、森林の予備知識ゼロで本調査に回答した場合、やはり「判断できない」とするような気がします。それぞれの性格の問題でもあります。	【林野庁コメント】 積極的な運用の方向を見いだしていくといいう観点は当庁としても同じくするところであります、No.2でコメントしたところ、積極運用のラインを提示するタイミングというのも調整しなければならないように考えます。 例えば、まずは市町村が安心して特例措置を活用できると考えられるラインの中で運用を図つてもいいつつ、その実例についてケーススタディで検証し、改めて改善の方向、発展の方向を見だししていくことを考えています。	今回用意させていただいた見解調査の細かな数字、細かな傾向にとらわれることは、この成果を使う市町村にとっても難解なものとなる可能性もあることから、望ましくないと考えます。その上で、No.2でご指摘いただいたとおり、おおよそ活用できるという見込みを前提に、消去法的に「ダメ」というラインを定めるごとの方が、分かりやすいという考え方もあります。	
5	参考3、ケース5について	そこで、見解調査の回答結果のうち、判断できない、特例を使るのは難しい、という回答をもらったところについて、議論を深めるという方法も検討してまいります。	ケース5については、見解調査冒頭の「はじめに（論点）」で記載されている内容をそのまま受け止めれば、積極的な施業を認められる回答になったはずだと思われますが、結果はそうではありませんでした。	「森林を良く経営管理することが公益である」という論旨に対しては、まったくの素人からすれば唐突感があり、警戒感を持つ受け止められたかもしれないし、端的に、森林についての予備知識のない回答者らは、「作業道」といわれてもピンと来ず、イメージができなかつたのかもしれません。これは、仕方ないかなと思います。	【林野庁コメント】 公益的機能の発揮ばかりを求めていては、森林の管理の担い手たる林業事業体の経営が立ちゆかない、面的にまとまらないと森林の管理ができないといった現実問題があることから、林業という生業的な観点からも特例措置を使える余地があると良いと考え、ケース5も設定しましたが、ご指摘の通り、背景知識がないと回答し難いところもあったのではないかと考えます。	見解調査の結果を素直にとらえるなら、特例措置の活用にあたっては、林業的観点のみならず、公益的機能の発揮も目的に含む、「森林管理の内容」は最低限に留めるなど、要件の制限を加えることで活用の余地があるとも考えられますが、設問の意図・背景の不理解が回答結果に影響を与えており、丁寧に検討がされれば、別の回答もあったという具合であれば、改めて、見解調査の扱いを精査することも検討します。	なお、当庁としては、このケース5の扱いも積極的に検討していく考えです。
6	参考3、ケース6について	ケース6については、騒音や強風の害から周辺住民を保護することを公益とは見なかった弁護士が少なからずいたようです。ケース1～4に比較して、生命健康に対する危険度が低いと思われたのかもしがれませんが、住民の生活への密着度はより高く、個人的には最も不可解な結果となっています。					

		<p>【林野庁コメント】</p> <p>このケースについては、公益的機能の一種ではあるものの、人命・身体・財産に関わる直接的な、重大な権利侵害は無いといふことで認められないという回答も想定していたところです。もちろん、騒音や強風の程度が過ぎれば、身体や財産に影響が及ぶという可能性もありますが、一般的ではないと考えられ、基本的に特例を活用することは難しいのではないかと認識しています。</p> <p>その点、持分の過半が判明している状態にあっては、特例の活用が認められるとの見解もあり、上記のような人格権や所有権の侵害が生じるような程度にあれば、所有者に代わって管理を実現するという説明が可能と考えますが、環境権（まさに、森林の公益的機能を享受する権利）を根拠とするような、比較的程度の低い場合にも認められるものなのか、検討委員会の中で委員から御意見願います。</p> <p>加えて、公益性を評価する方法として、権利侵害の程度と違う尺度で評価を与えることは可能かどうかについても、検討委員会の中で委員から御意見願います。（それぞれの森林について、公益的機能を貨幣価値で評価することも困難と見えますし、何か別の評価方法があれば、ケース6の適用範囲についても議論できるかと考えます。）</p>
--	--	--

※ 資料の記載事項についての意見や質問のほか、議論する上で各委員に共有しておきたい個人の基本的な考え方、今後展開していくべき論点など、自由にご記載ください。

7	全般（質問）	<p>(1) 各ケースは抽象化されたものであるとはいへ、「最低限の伐採」とか「最大限の伐採」といったとき、現場や実務の方からは、何か具体的な方法論や数値（樹冠長率や相対比、収量比数、あるいは間伐率といった）が出てきて、それが実際業務を動かすものなのか、あるいは、違いを出せと言われれば出ないことはないが、具体的な事案に当たっては最低限最大限を考慮する必要はなく、その林地に適切な施業というものがあるのみなのか、を伺いたく思います。</p> <p>(2) どの木を、どのように育てるかをはっきりと決め、それに向けた森林経営をするというのが、保安林を含めますべての森林の本来の基本的な在り方だと思う。この基本が、森林経営管理法運用上の「公益」のランク付けと、「最低限の伐採最大限の伐採」の定式化により良くない影響を受けるのではないか、懸念しています。</p>
---	--------	---

第1回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会（書面開催）意見様式

氏名 河合 智

2	資料5、p3 (3) 間伐方法	過密林においては間伐後に風雪害を受けないような伐採に配慮することが一番重と思う。 下層植生の回復を図るために、弱度の定性間伐の繰り返しと群状伐採を組み合わせて施工することも考えられるのではないか。 群状伐採は広葉樹林に近い所や下層植生が多少ある所など場所を選んで実施するなど、下層植生が侵入しやすい状況を人為的に作るために使う。 → このような施業を実施検証した例はないでしょうか？
1	資料5、p3 1 森林管理水準に係る知見 (2) 間伐が必要な林況	<p>水源涵養機能、山地災害防止機能が低下している過密林分が対象となると想定されることから、目標で容易にわかる林床植生の被覆率、表土の流失状況を指標としたほうが良いと思う。</p> <p>測樹、特に過密林分において樹高を正確に測定することは困難であり、市町村担当者が行うには難易度が高い。また、林業専門職がない市町村がほとんどで、収量比数や相対幹距比といつても馴染みにくいのではないか。</p> <p>ただし、形状比、樹冠長率などは間伐方法の決定、伐採木の選定には重要なため測樹は必要である。(森林組合などに委託することが一般的かと思う。)</p> <p>【林野庁コメント】</p> <p>風雪害の影響については、阿部委員からもご指摘がありました。強度な伐採は、財産権の保障の観点のみならず、災害等が発生した際の市町村が負う契約上のリスク（債務不履行に対する損害賠償等）にも留意が必要と考えます。</p> <p>群状伐採をし、広葉樹等による下層植生を導入することは、森林経営管理法第33条の理念に通ずることころがあり、また、公益的機能の発揮の観点からも望ましいところがありますが、伐採の種類としては主伐に近いところがあり、財産権の保障の観点からも検討を要するものと考えます。</p> <p>広葉樹林に近い森林にあっても、昨今のシカによる食害等も考えると天然更新には不確実性が伴う状況です。このような要素を抱えながらの特例措置の下での群状伐採は慎重にあらるべきと考えますが、検討委員会で議論をしていく中で、(次年度以降) 必要に応じて整理・検討を行うことにしたいと考えています。</p> <p>「間伐が高齢級ヒノキ過密林の林分構造と成長に及ぼす影響(渡ら2015)」(日林誌 (2015) 97 : 182 – 185) → 資料として添付</p> <p>②伐採対象木をどのように考えるか</p> <p>91 年生のヒノキ人工林で劣勢木を本数間伐率で 65.3 %、胸高断面積間伐率で 56.2 %であった。平均形状比、平均樹冠長率など間伐後および 8 生长期後の数値は改善されていた。</p> <p>このような例もあるが、樹冠長率、形状比、樹高成長が見込めるかなど林分ごとに見極めが必要になり、単純に劣勢木の強度間伐とはいかない場合もあると思われる。</p> <p>優勢木の伐採は風雪害を受けない程度に間伐するという配慮が必要だと思う。</p>

1	資料番号 資料番号・ページ数 (2) 間伐が必要な林況	阿部委員からも A0 層について言及すべしとの見解がありました。被覆率や表土の流出状況についても類似する観点があるようになります。最終的には、数値的な説明に加え、写真なども添えること等も含め、指標やガイドラインの実用性が高まるよう、委員会の中で委員からの御意見等も踏まえながら、前向きに検討いたします。
3	資料5、p4 (3) 間伐方法	<p>収量比数や相対幹距比といった指標の場合、市町村が運用するにあたって技術的に難度が高く、実用的ではないとの指摘については、重要な観点と考えます。</p> <p>このため、当庁としても、資料への当てはめや計算を求めるこれらの指標よりも、現地で取得したデータから簡単に把握でき、目的的にも理解しやすい樹冠長率や形状比といったものも指標にできないかという点も含め、検討委員会の中で各委員の意見も踏まえながら、整理・検討していくたいと考えています。</p> <p>【林野庁コメント】</p>

5	資料5、p4	<p>優勢木の伐採については、搬出間伐を進められればと考えていますが、先にご指摘いたしましたおり、どのような間伐を実施するかは、現地を見ながら丁寧に判断していかなければならぬこと、この見極めが難しいことも一つの論点と考えます。</p> <p>林野庁から、機械的な指針・ガイドラインをお示しする際には、現地の条件にあった間伐のプランを柔軟に選択いただけるよう、搬出間伐は可、切り捨て間伐は可、列状間伐は可といった具合で、大枠の方向性の提示にどどめ、具体的な間伐率の考え方や、伐採木の選定の方法などは市町村の判断（場合によっては、その下で事業を行なう林業経営者の判断）に委ねることも考えられます。</p> <p>他方で、その細部を市町村に委ねることは、知識や経験に乏しい市町村の担当者には酷な部分もあり、どの程度まで指標やガイドラインでお示しするかも、検討委員会の中で各委員の御意見等も踏まえながら、整理・検討したいと考えています。（技術的な観点から整理した上で、指標として何をどう示すかについても検討していく考えです）</p>
4	資料5、p4	<p>列状間伐は風雪害に対し弱い。また、急傾斜地で列状間伐を行うと、風倒被害から山腹崩壊に発展する可能性もあり土砂災害が発生やすい場所では実施しないほうが良い。</p> <p>過密林においては、形狀比は高く、樹冠長率は低いと考えられることから、列状間伐は考えないほうが良いのではないか。</p> <p>【林野庁コメント】</p> <p>急傾斜地における列状間伐の実施については、阿部委員からもご指摘がありました。</p> <p>過密林においては、列状間伐を実施することで十分な間伐の効果（密度効果）を得られるのが判然としません。また、形狀比が高く、樹冠長率が低いということからも、强度の定性間伐により、丁寧に間伐を実施していく必要があると考えています。過密林の扱いについては、どのように対応していくか、どのように指標・ガイドラインに整理すべきか等について、検討委員会の中で委員から御意見願います。</p> <p>また、列状間伐ではなく、定性間伐の実施や弱度の間伐くり返しを選択すると、一事業地に係る経費が掛かり増しになることや、そのことに伴う地域全体の森林整備のペースダウンも想定されますが、この点についても見解等ありましたら、検討委員会の中で委員から御意見願います。</p>
5	(3) 間伐方法 ②搬出間伐（作業道の作設）をどのように考えるか	<p>間伐材の売却益を管理経費を充てることは全ての所有者が判明し、全員の承諾を得た場合には可能かもしれないが、所有者不明の段階で利益が発生する行為を行うのは危険なのではないか。後から争いとなる可能性がある行為は極力避けたい。</p> <p>【林野庁コメント】</p> <p>共有者の一部が不明である場合にあっては、各共有者の持分が判明しなければ、支払う金銭の額が定まらないという実務上の問題もあります。</p> <p>他方、不明な共有者の持分の総数が判明すれば、持分割合に応じて配分、供託金の供託を行えばよろしく、実務上のトラブルは回避できるのではないかと考えます。この点については、委員会中で民事法制度の観点から関係委員の見解を確認します。</p> <p>とりわけ、所有者の全員が不明な場合に論点となりそうですが、所有者に支払う額の算定根拠、供託金の額の適正さなどをどのように評価するのか等についても、併せて確認していくことを考えております。</p> <p>当庁が想定するリスクのほか、確認すべき事項があれば、次回委員会に先立ち、改めて委員の御意見をお聞かせください。</p>

		<p>基本的には皆伐を選択することは無いと考えますが、資料にお示しの例外的なケースにあっては、必要性もあると考えます。</p>
7	参考4、p6 ケース1、2	<p>想定される具体的なケース（参考4）についての私見（その1）</p> <p>山地災害により、人命に被害を及ぼすおそれがあると判断される場合には許容されると思う。</p> <p>ケース2の100年に一度の豪雨というのはもしかすると明日発生するかもしないことから、蓋然性が低くても対象とすべきだと思う。</p> <p>市町村が整備を行う上で、蓋然性の高低は優先順位を決定する因子と考えられる。</p> <p>【林野庁コメント】</p> <p>災害の起くる蓋然性を評価することは困難であるということは複数の委員からご指摘いただいています。</p> <p>阿部委員のNo.15や16のコメントにも記載しているとおりですが、災害が起くる蓋然性が高い場合も対象とできないか検討を進めますとともに、蓋然性の評価に代え、間伐を優先すべき森林の状況の評価で表すという方法も検討委員会の中で各委員の御意見等も踏まえながら、整理・検討したいと考えています。</p>
8	参考4、p7 ケース3、4	<p>想定される具体的なケース（参考4）についての私見（その2）</p> <p>ケース3、4：洪水や湯水を防ぐ目的について</p> <p>許容されるケースだとは思うが、必要性については検討が必要となると思う。</p> <p>例えば、200haの流域の中で1haの森林が所有者不明であった場合、その森林をそのまま放置しても水源涵養機能に大きく影響があるとは思えない。</p> <p>また所有者不明の森林の占める割合が大きくなれば特定措置を適用し整備が必要となると思われるが、その割合がどの程度以上なら妥当なのか判断は難しい。</p> <p>その割合の基準を設けたほうが市町村としては楽な反面、柔軟な対応ができるよう市町村の判断に任せるほうが良いのかもしないとも思う。</p>

		<p>また、ケース1、2に該当するような森林であるなら、割合は小さくても許容されると思う。</p>
7		<p>【林野庁コメント】</p> <p>当庁としては、委員ご指摘のとおり、洪水や湯水の場合は面的なスケールが大きな話となり、因果関係が明確にならない点がある一方、山地災害にあっては、局所的なスケールでも起こりうる問題であり、所有者不明森林への対応について、より緊急性が高いと評価されることを想定していたところですが、弁護士への見解調査の結果では、人命や財産に与える影響（権利侵害の程度）には差がないと評価されたのか、ケース1とケース3で、あるいは、ケース2とケース4と同じ回答結果が得られたところです。</p> <p>この点については、設問の置き方が影響したこととも考えられるため、蓋然性の評価と併せて検討委員会の中で関係委員の見解も確認しつつ、整理・検討したいと考えています。</p> <p>想定される具体的なケース（参考4）についての私見（その3）</p> <p>ケース5：森林の経営管理自体が目的について</p> <p>所有者不明の森林に作業道を開設する場合において、他のルートや架線集材など搬出方法を十分検討したが、所有者不明の森林を通過するより方法がないといふ場合には、開設部分に限り許容されると思う。</p>
9	参考4、p5 ケース5	<p>【林野庁コメント】</p> <p>所有者不明森林の間伐自体を目的に含まず、一方的に周囲の森林の間伐のための使用（作業道の開設、架線集材のための伐開）であると、特例制度を活用することが適当かどうか疑義がありますが、目的を所有者不明森林の間伐であると説明がつき、併せて周囲の森林の間伐も効率化される、という構成であれば特段の問題はないとの考え方もあるのではないかと考えます。民事法制の観点から検討委員会の中で関係委員等の見解を確認の上、整理・検討したいと考えています。</p> <p>なお、単に使用権の設定を求める場合であれば、森林法第50条以降の規律の活用が想定されるところです。</p>

10	参考4、p8 ケース6、7	想定される具体的なケース（参考4）についての私見（その4）	<p>【林野庁コメント】</p> <p>法律第2条第3項に「この法律において「経営管理」とは、…・自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう」とあるが、その社会的な諸条件は市町村によつて様々であり、その必要性に応じて市町村が判断するケースになるのではないかと思うが、整備後に所有者が現れ、訴えられたときに耐えられるものか弁護士の先生方のご意見を伺いたい。</p> <p>【林野庁コメント】</p> <p>法第4条に定めるとおり、市町村が経営管理権を設定する際は、市町村において「必要かつ適當」という判断をすることになりますが、経営管理権集積計画は行政計画の策定という性格からも、市町村に広い裁量が認められるものと考えます。しかしながら、どの程度の裁量が認められるのかは、とりわけ、所有者が不明である場合に論点となることから、御意見も踏まえ、検討委員会の中で関係委員の見解等も確認しつつ、整理・検討したいと考えています。</p>
11	資料5、p8 3 指標及びガイドライン（案） (1) 対象とすべき森林（経営管理権の設定が必要かつ適當と言える森林）	<p>土砂災害の発生は、斜面の傾斜、地下水位の状況、土壤の厚さ、この3つが大きく影響していると思う。</p> <p>一般的に傾斜が30度を超えると崩壊が起こりやすくなると言われていますが、地質によっても違いはあるように思われる。例えば、真砂土は崩れやすく、地質の違いも考慮する必要があるかもしれませんと思う。広島の土砂災害は真砂土地帯だったと記憶している。</p> <p>また、地下水位の状況は、温潤な環境を好む植物などから見ることができる。シダ植物、スケ類、あるいは樹木に付いた蘚苔類の状況などからもある程度判断できると思う。</p> <p>論点※3の下層植生の消失など状況を示すものに加えて、論点※4におけるように傾斜、地質、地下水位といった災害発生時の蓋然性を示すもの、保全対象からの距離など災害発生時の危険度を組み合わせた指標も必要であると思う。</p> <p>過密林分であり、傾斜30度を超える、保全対象までの距離2km以内などといったもの。</p>	<p>12 資料5、p9 (2) 森林管理の内容 ①間伐対象木、間伐量の決定</p>

		<p>【林野庁コメント】</p> <p>地質や傾斜については阿部委員からもご指摘されました（No.13）。下層植生とひとまとめにして資料を作成いたしましたが、ご指摘のような優占種等によって、地下水位を初めてとする立地環境について言及できる可能性があります。No.1でコメントしましたとおり、写真での見せ方という点についても検討委員会の中で検討いたします。</p> <p>保全対象からの距離についても一つの検討材料と認識しています。資料5、p7のとおり、保全対象からの距離のみならず、保全対象の種類等も関係してくると考えますが、この点については、事前の見解調査で確認していないことから、検討委員会の中で関係委員等の見解も確認したいと考えています。</p> <p>阿部委員からは、1haの範囲内にどの程度の保全対象があるか、という山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）の概念を紹介していただきました（阿部委員のNo.14）。他方で、ご提案の2kmという数字や、1haという数字まで、森林の所有者に影響の排除を求めるさせると酷とも考えられ、当庁としては、この数値を基準に特例の活用を行うと、所有権の制限の度合いが高くなるとの懸念があります。</p> <p>災害が起ころる蓋然性や、起ころる災害の規模感を一概に言えない中で、どの程度くらいの災害を予見し対策をしておくべきなのかというところで、物権的請求権（妨害予防請求権）や相隣関係規定なども参考に、検討委員会の中で関係委員の見解も確認しつつ、つつ、指標とする数値の調整を図りたいと考えています。</p> <p>（なお、行政側が、危険因子の予測・把握として、2kmや1haという基準で現地調査し、マッピングするなどの対応を取ること自体は問題ないと存じますが、それを直ちに、被害を及ぼしうる範囲と認定し、所有権に制限を加えることについては、慎重な対応が必要と考えます）。</p> <p>若齢段階と成熟段階の林分では状況が違い、成熟段階になるほど生育する個体に優劣の差があらわれていると思われる。</p> <p>間伐率については林分の状況によりかなり異なるため何%間伐という設定は困難ではないかと思う。</p> <p>間伐の対象木に関しては、目標林型を例えば1,000本/haと設定したなら、将来に残す個体を選定し、その個体の生育を阻害する立木を伐採する将来木施業が望ましいと思う。</p> <p>優劣がはっきりついた高齢林では、強度の下層間伐が可能な場</p>	<p>12 資料5、p9 (2) 森林管理の内容 ①間伐対象木、間伐量の決定</p>
--	--	--	--

		<p>適正な手続を踏めば問題ないであろうという理論上の整理と、実務上の課題は併せて整理していく必要があると感じており、まずは、搬出間伐、木材の売却という点について、検討委員会の中で関係委員の見解も確認しつつ、整理・検討したいと考えています。</p> <p>なお、片山委員からは、林業経営者に再委託する場合と市町村が自ら管理する場合でも取り扱いが異なるのではないかという意見もあつたところです（片山委員のNo.1）。これに関連する市町村の観点からの見解があれば、次回委員会に先立ち、改めて委員の御意見をお聞かせください。</p>
--	--	---

※ 資料の記載事項についての意見や質問のほか、議論する上で各委員に共有しておきたい個人的基本的な考え方、今後展開していくべき論点など、自由にご記載ください。

		<p>合もある。</p> <p>また、「相対幹距比20」など密度管理にとらわれすぎると風雪害を受けるような過伐の状態になることも考えられる。</p> <p>過密林における間伐については、形状比、樹冠長率を十分考慮した上で、お互いに支え合い風雪害に耐えられる樹冠粗密度にどめておくことも必要であると思う。</p> <p>形状比、樹冠長率と樹冠粗密度を組み合わせて、過密林分を健全な林分へと段階的に導く間伐の目安はできないだろうか。</p>
		<p>【林野庁コメント】</p> <p>No.3のコメントについてですが、ご指摘の点は悩ましい問題です。間伐率の決定など、最終的な判断は現地を踏まながら、市町村において決定してもらうことが森林管理としては望ましいところではありますが、現状の市町村の体制やニーズを踏まえると市町村にその判断を任せることとした場合、特例措置の活動が実質的に困難になることもあります。そのバランスをどう取るかというところも一つの論論点として、検討委員会の中で議論したいと考えます。</p> <p>No.1でご指摘いただいた通り、収量比数や相対幹距比をひとり歩きさせることは、市町村にとっては難解であり、より簡易な指標として樹冠長率や形状比、ご提案の樹冠粗密度という指標も考えねばならないと考えます。</p> <p>他方で、阿部委員からは、公益的機能の発揮に向けた指標を示すというよりは、本来の間伐の趣旨である「森林の健全性」を示す、目指す指標を示すべきではないかといいうご意見をいただきました（No.1）。この点も含め、どのような指標を示していくかについては、検討委員会の中で各委員の御意見等も踏まながら、整理・検討したいと考えています。</p>
13	資料5、p9	<p>伐採木を搬出し処分することは、所有者全員の承諾がない限り行うべきではないと思う。</p> <p>(2) 森林管理の内容 ②間伐木の搬出</p> <p>原則、伐採木は滑落することのないように林内において処理することにどめるべきではないかと思う。</p>

【林野庁】

このご指摘の理由等について、次回委員会に先立ち、改めて委員の御意見をお聞かせください（処分性の高さから控えるべきとの考えなのか、リスクを食うかもしれない市町村としての不安なのか、供託金の取り扱いなど実務的な課題なのか、など）。

第1回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会（書面開催） 意見様式

氏名 片山 健二

		【林野庁コメント】	
<p>見解調査では議論の単純化として、市町村が管理を実施するか、林業経営者に再委託するかの論点は排除しております。また、林業経営者への再委託は、市町村が策定する経営管理権集積計画の範囲内で行われるもの（特に所有者が全員不明の場合は、必要最小限の「森林管理の内容」とするものとしています。）ではあります、現場サイドのニーズも高いものと理解しており、検討委員会で議論をしていく中で、（次年度以降、）整理・検討していくことにしたいと考えています。</p> <p>一つ目の、経営管理が行われていない森林が発生した理由については、一般論としては、「人的な理由」が背景にある方が、所有者としての責務を果たしうるにもかかわらず、責務を果たしていないことから、私権制限がより許容されうるのではないかと考えています。</p> <p>このような考え方があり立つのか、この件についてはどういう観点が論点となるのか、検討委員会の中で関係委員から法律的観点で意見をいただき、整理していきたいと考えております。</p> <p>二つ目の、市町村が管理をおこなうのか、経営管理実施権を設定し、林業経営者に再委託するのかについては、当庁としては、定められた経営管理の内容が実現されるのであれば、その手段は問わないと考えておりますが、再委託の場合の「森林管理の内容」等について委員の見解ありましたら、検討委員会の中で委員から意見願います。（この点に関しては、特別措置の活用の可否という法律的な観点から整理よりも、市町村や事業を実施する林業経営者側の実務上の観点から整理することが考えられます）</p> <p>具体的には、所有者が確知されている森林について林業経営者へ再委託した場合は、搬出間伐も皆伐も選択し得るとされているところ、所有者の一部ないし全部が不明であれば、間伐に留めた方がよいという上記の整理となるのではないかとの委員のご見解について、その理由が、例えば持分割合への配慮といったもののか、漠然とした不安であるのか、供託金等の金銭の扱いといった実務上の課題であるのかなど、検討委員会の中で委員から御意見願います。</p> <p>他方で、市町村が自ら管理する場合には、伐採した立木は林内に残置し、市町村が費用を負担して管理を行うことになる一方、林業経営者に再委託した場合は、立木の伐採後、木材を販売し、その販売収益を費用に充当（森林所有者の負担）して管理を行ふ、という差が現れてよいのかという問題もありうる考え方であります。</p>			

通し番号	資料番号・ページ数	ご意見・ご質問	対象森林が発生する理由・森林のが況					
			入的な理由	自然的・地利的理由	所有者	周囲の山林は経営管理されているが上記の理由で経営が成り立たず管理できない	分散的小面積な場合が想定される	ある程度まとまった面積が想定される
1	全体	現在、当制度の意向調査や集積計画を市町村から委託され実務を行っていますが、特例措置の個別基準等を検討する前に森林経営管理法で対象となる森林がどのようなもののかを整理する必要があると考えます。	・森林経営に興味がない ・森林を放棄 ・所有者不明	・奥地で急峻な森林 ・林道等の路網がない	所有者は経営管理したいと思っているが上記の理由で経営が成り立たず管理できない	周囲の山林は経営管理されているが上記の理由で経営が成り立たず管理できない	周囲の山林は経営管理されているが上記の理由で経営が成り立たず管理できない	周囲の山林は経営管理され、ある程度まとまった面積が想定される
		理由と想定される森林の状況、二つに経営管理法での森林整備の手法という2方面から整理が必要でこれを踏まえ指標なり基準を考えるべきだと思います。	項目	確認	一部 不明	不明	確認	一部 不明
		参考までに、私なりに整理した表を添付しますので検討下さい。	所有者の状況	切り捨てる間伐条件付き	切り捨てる間伐条件付き	切り捨てる間伐条件付き	切り捨てる間伐条件付き	切り捨てる間伐条件付き
			市町村が自ら管理	市町村が自ら管理	市町村が自ら管理	市町村が自ら管理	市町村が自ら管理	市町村が自ら管理
			森林整備の手法	経営管理権を再委託	経営管理権を再委託	経営管理権を再委託	経営管理権を再委託	経営管理権を再委託

	この点に問題があるとなれば、ご指摘のとおり、一つの論点として整理することも考えます。
--	--

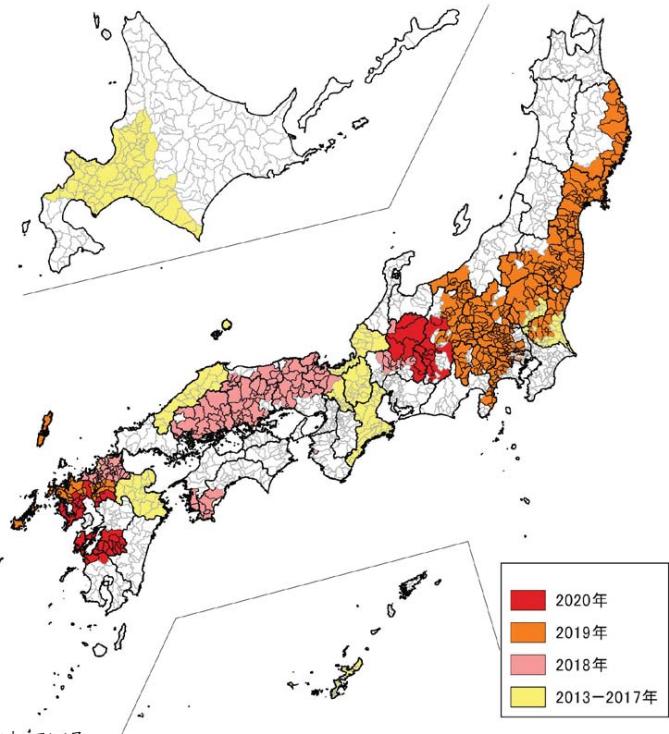
※ 資料の記載事項についての意見や質問のほか、議論する上で各委員に共有しておきたい個人の基本的な考え方、今後展開していくべき論点など、自由にご記載ください。

大雨特別警報が発表された市町村等

参考 1

- 大雨特別警報の運用が開始された平成25年8月から令和2年7月末まで（約7年間）に発表された地域を図示化
- 数十年に一度の大雨が予想された場合に発表されるもの
- 直近3年間だけでも、多くの地域で発表されており、災害が起こる蓋然性は地域によらず、少なくない

現象	年月日	発表された地域
令和2年7月豪雨	2020.7	長野、岐阜、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島
令和元年東日本台風	2019.10	岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
令和元年8月の前線の大雨	2019.8	福岡、佐賀、長崎
令和元年台風第5号	2019.7	長崎
平成30年7月豪雨	2018.7	岐阜、京都、兵庫、鳥取、岡山、広島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎



出典) 気象庁業務資料を基に林野庁が作成

注1) 市町村の一部において発表されている場合も市町村全域に着色している

注2) 2013年から2017年にあっては、都道府県単位で着色している

注3) 複数年で大雨特別警報が発表されている地域は、代表して直近年の色で着色されている

参考 2

第1回委員会のご意見の整理表

No.	植木	阿部	野村	品川	河合	片山
1		学者、実務者 弁護士			学者、実務者 弁護士、実務者	
2		学者 弁護士				
3	学者		弁護士		学者、実務者 弁護士	
4	学者		弁護士		学者、実務者 弁護士	
5	学者				弁護士、実務者 弁護士	
6	本人		全員		弁護士	
7			弁護士	全員	弁護士	
8	学者、実務者	本人	弁護士、実務者		弁護士	
9	本人				弁護士	
10	学者		学者、弁護士		弁護士	
11			学者	弁護士	弁護士	
12	学者				学者、実務者 実務者	
13	本人		全員		実務者	
14			弁護士			
15			弁護士			
16	全員		学者			
17		弁護士				
18						
19						
20						
21						
22		弁護士				
23						

特にご確認いただきたい事項	
全員	委員全員にご確認いただきたい事項
学者	植木委員長、阿部委員にご確認いただきたい事項
弁護士	野村委員、品川委員にご確認いただきたい事項
実務者	河合委員、片山委員にご確認いただきたい事項
本人	意見を提出いただいた本人に確認したい事項

第2回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【1.出席者紹介・挨拶】

【日時】令和2年11月17日(火) 13:30~16:00

【開催方法】WEB会議

【出席者】(敬称略)

<委員長>

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授(森林施業・経営学研究室)

<委員>

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授(森林環境保全研究室)

<委員長>

野村裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

<委員>

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

<委員>

河合智 岐阜県郡上市林務課 課長

<委員>

片山健二 石川県かが森林組合 専務理事

<林野庁>

箕輪富男 森林利用課 課長

<林野庁>

安高志穂 森林利用課 山村振興・綠化推進室 室長

<林野庁>

三間知也 森林利用課 課長補佐(森林集積企画担当)

<事務局>

(公財)日本生態系協会 松浦、龜田、小川

目次(議事)

【1.出席者紹介・挨拶】
【2.第1回委員会の意見紹介及び論点の提示】7
【3.議議】9
<1.取りまとめの方向性>9
<2.当面の議論の方向性～議論の骨格を決める～>20
<3.経過を踏まえて議論する事項～指標・ガイドラインの細部～>26
<4.その他>34

三間課長補佐

林野庁森林利用課の三間と申します。今日は一応第2回ということなのですけれども第1回がご承知の通り書面開催といふことでして実質今日がキックオフです。昨日、植木委員長にはお断りをさせていただいたのですが、本来であれば委員長に進行いただいて、役所の会議っぽくというところですけれども、なかなかこういうweb会議だと難しかろうというところで意見交換みたいにざっくりはんにできたらなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。最初に、委員会の目的といふうに思っておりますので、委員会についてお話をさせていただきたいのですけれども、最初に委員長と林野庁森林利用課の箕輪から挨拶をいただきたいと思います。最初に委員長からご挨拶いただいてよろしいでしょうか。

植木委員長 みなさんこんにちは。信州大学の植木と申します。今回はこの検討委員会の座長をということで、慣れない座長なのですが、実のある方向に向かひじ取りができるといかなと思っています。私自身の専門は森林経営学なのですが、特に施業を中心した経営学をやっています。森林施業法は自分としては長くやっているほうだと私は思いますが、なんせ森羅万象の世界のことを科学的に検討するという事はなかなか難しいなというふうに今更ながらに思っています。今回のテーマの中に間伐方法とか施業をどうするのかと結構多く含まれていて、それに対する検討もしなければいけないと思っています。なかなか一筋縄とういか合意を得るというところも難しい部分もあるので、議論をどの程度で抑ええるのかといったところも難しく思っています。なかなか一つの結果がでればと思つております。この検討会、話を聞くところによると5年くらい検討期間ということのようですね。いい検討結果がでればと思つております。よろしくお願いいたします。

箕輪課長 林野庁森林利用課長の箕輪でございます。本日は皆様本当にお忙しいところありがとうございます。先ほど三間からありましたように第1回は書面、今回はwebという形でご不便をおかけしているなと思うのですがご忌憚のない意見をですね、いろいろといただければと思っております。昨年4月から森林経営管理法がスタートしました。手入れが行われていない森林をしっかりと整備していくことで、この法律ができるております。一方で、所有者が分からぬ森林というものがある。実は日本の場合はたくさんあります。そういう所有者が分からぬ森林、所有者が分からぬ森林についてしっかりと森林の経営管理をしていかなければなりません。そのようなことから特例措置を設けているのですが、現場に説明に回っていく中で、どんな森林だったらこの措置を使うといつかと現場の職員は結構不安に思つ

ていると。そういう中で具体的なこういうケースだったら使つていいよとか指標とかを設ける必要はあるのだろうということで、今回はこういう検討会を進めさせていただきたいという形にしております。先ほど、植木委員長からお話をありましたが、テーマがちょっと重たいものですから、ある程度時間をかけながらとと思いますが、しっかり現場の方が使いやすいようなものにしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。ということで挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

三間課長補佐

最初に改めて言っておくべきだったのですけれども、今、植木委員長と箕輪課長から話があつたのですけれども今回の委員会の目的というのは事前にこれまでご説明はさせていただいたのですが、森林整備管理法というものがてきて一年半過ぎたということをここで、所有者さんがいらっしゃるところの経営管理の委託であるとか、そういうふうなところではあるのですが、やはり今回の森林整備管理法のミソはですね、所有者さんが書いて合意が取れる、直接合意が取れるところで、これまでだって市民の世界でやっていた話ではあるのですけれども。そうではなくて、なかなか所有者さんがいないところでも何とか誰がちゃんと面倒を見られるようにというのを何とか林野庁が示していきたいと。一方で、その他の世界ですね、我々の仲間である農林水産省の中の農地の方は、こういった特例制度というのはどんどん使われています。その違いって何だろうというと、立木があるかどうか、さらには言えば立木を伐るというところだと思います。農地の場合は仮に後でもめたとしても現状復帰するというの是非常に簡単であり、行政や関係者にしても極めて敷居が低いものなのだろうと思つております。他方で、森林の場合は今まで森林法でもそういう特例がありましたけれども、ほぼ使われたことがない。最近、北海道で森林法の共有林に関係する特例が使われたことがあります。長年そういう制度がある中で、唯一の事例といふところですけれども、長年そこまでやれないと思つているのだけれどもやれないというところを今回の検討委員会を皮切りにより前に進めたいかなと。箕輪課長が言いましたけれども、今回の制度というものは市町村にやつただくもので、市町村の方々にとって使いやすい道具になる。ガイドラインにしても指標にしても専門的すぎるといふくなる点もありますけれども、あまりにもふわっとしているとなかなか使えないというのもありますし、そのあたりのバランスというのも非常に大事になつてくるのかなと思っています。いずれにしても市町村の背中を押していきたいとふうに思つております。今回の委員会の目的というものは具体的に個別にはいろいろあると思うのですけれども、まず、対象すべき森林はどこなのかという判断基準、見極め方というふうなこと、時に森林管理の内容、具体的にどう管理をしていくのかというあたりを市

町村の実務の担当者がこの制度を使おうという時の判断材料といったものを、定性的な部分はあるのですけれども、できるのであれば定量的な部分、具体的な数値の部分も示せればいいなと思っています。委員長からもありましたけれども、今回、予算事業としては令和5年度まで考えております。最終的なまとめというのは令和5年になるかと思うのですけれども、今回の事業、この検討委員会については市町村や都道府県の関心もかなり高く、専門家、弁護士の先生から大学の先生、現場からこういう意見がでて、こういったところをコメントいただいていますというものをですね、是非とも随時提供していただきたいというふうに思つておりますのでよろしくお願ひいたします。これから、今回の資料とか今後の進め方、当面の方針についてお話を聞いていただきたいと思うのですけれども、一回、専八部会をお話しさせていただいたところなので、委員の先生方から、改めての自己紹介とご挨拶を簡単にいただけたらと思いますのでよろしくお願ひします。植木委員長からご挨拶いただきましたので、阿部委員よろしいでしょうか。

阿部委員

はい、日本大学の阿部です。よろしくお願ひします。私は長いこと治山の分野で森林と山地崩壊の関連についての研究をしてきました。今、お話の中でもありましたけれども、なかなか定量的な話をするのがまだ難しい段階だと思います。どの程度、このガイドラインの中で適切な情報を提供できるかちょっと心配なところもありますけれども、私の知る限りのお話をさせていただきたいのでよろしくお願ひします。

三間課長補佐

弁護士の野村裕と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私は日弁連の所有者不明土地ワーキンググループに属していることもあります。私は日弁連から推薦で参加させていただいております。実は、私自身、東日本大震災のあとに2013年から2016年まで宮城県の石巻市役所の中の弁護士として三年間復興事業に取り組んでまいりました。そういう中で高台移転の事業ですね。被災地の「浜」から「高台」に移転するという時にその、後ろの山を買わなければならぬ、買って造成しなければならないという中で、所有者不明の森林というのですかね。買い物取ろうと思つてもなかなか買い取れない土地がたくさんある中で、そういうものに関して法整備も不十分だなと思って、雑誌に記事を書いたりしたきっかけで、この道に入つてしまっているというところであります。当然、これが私の弁護士としての本業という訳ではないのですけれども、自分自身も苦労したことから、社会的な問題だなどいうことで取り組んでいます。こうして参加させていただくことになりましたけれども、森林の実情とか、かといって市町村がそこに対する人を多く創くことも難しいとかですね、そういうふたつの状況もある

程度は感じておりますので、自分の知っている、そういうものを活かして、どうぞよろしくお願いします。

皆様
木暮の那須塩原市で開業しております
木暮の品川区議会議員より申します

昌川委員

と、私をいたしまして、8名。それから治山と林道は建設部のほうでやっておりますので、そういう意味では他の市町村に比べまして職員の数としましては恵まれておりますけれども、そういうふたところばかりではございませんので、課がなかつたり、担当係が2人とか、あるいは1人いろいろなものとを兼務しながらというところがあると思いますので、そういったことも考えながら議論できればなと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。

ありがとうございます。続いて片山委員お願いしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。統いて河合委員お願いしてよろしいでしょうか。皆さんこんにちは。岐阜県郡上市役所の林務課長の河合と申します。よろしくお願いします。私はこの林務課に来まして7年目となっております。それ以前はですね、林道の仕事を長くやつておりまして、市役所に入つてから通算18年ほど、林道あるいは治山の仕事をやってまいりました。今、郡上市では災害リスクを考慮しながら森林の保全、国土の保全と林业の両面を図るということで森林整備を考えて進めているところであります。昨年この森林經營管理制度が始まりまして、市町村に重い荷物を背負わされたなど感じながら、昨年から意向調査をばっぱつと始めておりまして、経営管理推進計画でも多少ではござりますけれども作ってきましたというところでございます。郡上市の林務課どいいます

三間課長補佐

ありがとうございます。それでは、あと林野庁から先ほど課長からお預けです。お預けさせていただきますけれども、担当室の安富室長もお預けします。

はじめまして。林野庁森林利用課の森林集積推進室の安高と申します。よろしくお願いいたします。今、冒頭ご挨拶した策輪課長と今お話ししさせていただいている三間はこの法律を産み落とした根本人になりますが、私はそのあとですね制度がスタートしました昨年の4月、森林集積推進室という新たな室が林野庁の中にできましたそこから、この制度に携わっております。私も昨年度から100回以上うちの室で、いろいろな市町村、ご担当者の方々とお話しさせていただきました機会があるのですけれども、知識のレベルもまちまちなかで、この特例措置が使いやすいようにできればなどと思っておりますので、ぜひ、5年の長きにわたりますけれどもお付き合いいただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

統いて名簿には載っていませんが演説は合はせていると思うのですけれども、この事業の実務 林野庁の切り盛り企画やつくれていろいろのが率本で

二、前奏及情狀

ございまして、改めて室木さんからご挨拶を。

室木係長
林野庁の室木でございます。この度はこういう不慣れな進め方の中、ご協力いただきましてありがとうございます。私も、この森林集権推進室に昨年の4月から参りましたが、こういった委員会を回すという仕事も初めてやるような者でございます。皆様に不慣れを數いているところがあると思いますけれども、一個ずつやっていきたいなと思っていますのでどうぞよろしくお願いいたします。今日は、とりあえず顔が合わせられたということで一安心しております。

三間課長補佐
事務局をやつしている生態系協会さんからもお願意してよろしい、
でしょうか。

松浦、小川、亀田
挨拶省略

【2.第1回委員会の意見紹介及び論点の提示】

三間課長補佐

説明といふか意見交換等々させてもらえたらしいと思います。まず最初に、今後のそもそもの進め方ですが、第1回で書面開催をさせていただいた、本來委員会で2時間半とか会議したら、ある程度の意見のやり取りをしてキヤッチャブルが進むのですが、書面開催ということで意見をいただいたら、70近くの意見をいただいて、どうこなしていくのかなど思うところです。それを踏まえて、我々が第1回の資料で付けさせていただいた、たたき台のようなものがあります。もう少しこうした方がいいのではないかとか、いろいろご意見をいただいたといふところがございまして、これからどうするのかなと思っているところでございます。この後の会話は第2回の資料1に沿ってご相談をしたいと思います。コロナの中ではなかなかスムーズに検討もできないということもありますて、今年の夏場に説明させていただいた当初は、中間とりまとめの意見を今年まで出せられればと思っておりましたが、書面開催でかなり多くの意見をいただいたいうのもあって、必ずしも中間とりまとめという形にはこだわらずに、これからまでやつていくといふことがありますので、いただいたい意見を踏まえて、何を詰めていくのかとか、何を目指すのかという部分を、方向性とかをまず決めなければならぬのかなというふうに、考えを改めておるところでございます。これからということなのですが、第1回の時にいただいた意見を、資料2に付けさせていただいています。

多岐にわたりますので、個別に、一つづつは説明しませんが、まずは植木

委員長から、委員会としてのまとめ方とか、とりまとめの方向性を、そもそも市町村の使い勝手などを考えたら、もう少し分かりやすく丁寧にしてあげた方がよいのではないかとか、こういった項目も盛り込んだ方がいいのではないかといったような意見をいただきました。また、合わせて、間伐の必要性についての指標、施業方法、その他の個別の技術的知見についてもお気づきの点等々、アドバイスをいただいたといふところでございます。続いて、阿部委員から、間伐の効果とか、その他知見をご教示いただいたほか、対象とすべき森林の判断基準であるとか、森林の状況に応じて間伐とかを行うという時に注意すべき事項等々をご意見いただいたところでございます。

また、野村委員からは、第1回の時の資料でお付けしましたが、日弁連にご協力いただき、見解調査というのをさせただきましたが、その結果について、特に所有者の過半数の同意が取れているのであれば、より市町村の方々は特例を積極的に活用していただきたいのではないかというような趣旨のサジェスチョンをいただいたと思っています。また、どうしても、我々行政、市町村も含めて、特例といったことを考えた時に、切り捨てる間伐とか、切った木はそのまま置いておくといふ考えになってしまふのではないかと、そういう方法を取りながらではないかといふのではあります。それでも、市町村が積極的に選択として検討できるようにできればいいよねといったところもございました。あとは災害の蓋然性で許容される伐採の程度とか、そういうところに違いを設けるといふのも必要ないのではないかといふたようなサジェスチョンをいただいています。その他、これは品川委員とは考えが違うかもしれませんし、野村委員の個人的見解ということがありますが、探索するといふときに、非常に現場からよく聞いていくことなのですが、相続人が100人とかいたときに本当に全員見つけなければならないのか、追える限り厳密に調査を行うというふうなことを本当に必須とすべきなのかといったところもございました。森林經營法そのもの部分もあると思うのですけれども、そういうご意見も市町村に情報提供することで背中を押したりすることもあるのかなと思っています。

それから、品川委員からもたくさんの中間とりまとめをいただいております。我々も分かっているつもりではあったのですが、改めて、森林というのは基本的に公益であるとか、周辺の良好な環境といううものにどう資しているのか、そういうものに資さない森林というものはほとんどないのではないかというようなこと、また、公益といったものは私的所有權に劣後するもののなか、当然、公益の方が優先なのだろうということをございましたで、今回の特例制度、市町村、行政も委縮することなく踏み込んで、やつ

ていくべきだと思うし、それが可能だとと思うといったところで、各種意見もいたいたといふことです。品川委員からは、特に、それらを踏まえれば、こういうのならできるよ、ということではなく、むしろ、こういうことはNGというか、これだけはやつてはいけないというところをはつきりさせればいいのではないか、といったようなことをご示唆いただいたのかなと思います。

河合委員からは、先ほども挨拶で触れておられましたけれども、専門職がない市町村がほとんどという状況の中で、どのようなレベルのものを示していくのか、示した方がよいのかといったお考えをご教示いただいたということです。また、実地での経験をベースに山の状況に応じて、こういうところでこんな間伐をするリスクが高いといったようなご意見をいたしました。その他、所有者全員のご承諾が得られた場合には、搬出間伐を本当にやってよいのだろうかなど、現場からの懸念、問題提起をいたしているところでございます。

また、片山委員から、特例を考えた時には間伐どうこうということだけではなくて、そもそも市町村が管理する場合と、林業経営者まで再委託をするという場合とで考え方が変わってくるのではないかということ、それから、対象森林が発生する原因によっても場合分けがされて、それが、市町村が業務をやっていく上での貴重な判断材料になるのではないかというご意見をいたいでいます。

以上、私の考え方間違っている部分もあるかと思いますが、これら様々な意見をいたいたいところでござります。委員からいただいた意見を一つずつ議論していくこと、議論が散逸するということもございまして、お手元の資料1に、事務局として、一度資料をまとめさせていただいたところでございます。これは大きく4つの塊になっておりまして、これから一つずつ議論というか、ご意見等々賜れたらと思います。

【3.審議】 ＜1.取りまとめの方向性＞

三間課長補佐

まず、一つ目は、取りまとめの方向性ということでございます。これは事務局の考え方でございます。まず、委員からいただいたご意見を踏まえてこの2つをお示したいと思います。品川委員からは、特に②だけでよいのではないかというご意見があつたのですが、現場のニーズとしては、確実にここは大丈夫だというラインを知りたいという部分が非常にあります。

逆に言えば、②といふことで、使つてはいけないラインがあつたとしても、①で、まずは安全な所でやつておきたいということがあります。今、野村委員から、確認したいことがあるということですので、野村委員お願いします。

野村委員 話の腰を折ってすみません。念のためというか、私が分かっていないところもあってお聞きします。この検討委員会の位置づけというか、具体的に言うとここでの議論の中身は、どんな形で公表されるのかとか、議事録とかどういうふうにするのかとか、内緒にやつているわけではないと思うのですが、公表の方法とか、その辺について確認したかったのですが、よろしいですか。

三間課長補佐 今、野村委員からありましたが、当然これは隠すものではないと、むしろ市町村の方々に広く普及していくものでございますので、最終的に議事録は先生方にも確認していただいた上で、報告書にまとめて、それを都道府県や市町村に配布するといった形で考えております。また、この委員会の進め方そもそもの部分について、野村委員以外の方からも、最初に聞いておきたいということがあればご発言をお願いします。品川委員、お願いします。

品川委員 市町村の方が使いやすいようにするということで、私の中では例えば、ガイドライン的なものを想定していると聞いたのですが、例えば、医療者が各専門分野に応じいろいろな種類のガイドラインを使っていらっしゃいます。必ずガイドラインに沿わなければならぬといふわけではないけれども、ガイドラインから離れる時に相応の具体的な事例に応じた根拠づけが必要であると説明しなければならない。ガイドラインはそういう使われ方をしているのです。最終的に出すものというのは、そういうイメージでよろしいでしょうか。

三間課長補佐 ありがとうございます。最終的に出すのは、まさにそのガイドラインであるとか、指標というものを市町村にお示しをする。私の説明が悪くてすみませんが、成果物についてはまさにそういうガイドラインを示し、市町村が実務で使う時に、それをテキストにして、検討しただけ、使っていただけということです。また、この事業としては、ガイドラインと併せて、このような資料で検討しましたよということを報告書でまとめて、それらも含めて市町村や都道府県には情報提供をしていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

品川委員 私は職業柄ガイドラインをたくさん持っているのでお示しします。例えば、ガイドラインとはこのようなもので、ガイドラインというものは、確定

できるものについては、この様にしていきなさい、このように判断していきなさい、と細かく説明しているのですが、まだ確定し得ないところがある。そういうところは、Q&A方式で、何々のポイントはこうですと説明するようになっています。ですので、今後の議論の進め方次第でこれからも、だいたいこんなイメージのものを作っていくという理解でよろしいでしょうか。

三間課長補佐 ありがとうございます。参考にさせていただきます。野村委員はよろしいでしょうか。

野村委員 そうですね。例えば市町村の方がどこかの段階で自分はどうしたらいいのだろうと思って、ネットを検索したりすると思うのですが、そういうときにこの会議の存在とか、議論とかに触られるような形で、どこかネット上に載つたりしていくのかなど思います。これから議論が進んでいく中で決めていけばいいのかなども思いますが、そういう市町村の担当者を孤独にさせないということを考えてもよいのかなと思った次第です。追々そういう公表とか情報共有みたいな話もあらうかと思いつますので、今慌ててしなくともよい議論かなど思います。

三間課長補佐 ありがとうございます。林野庁のホームページに、森林経営管理制度のページがございますので、そこに第1回の資料とかも含めまして、載せられるようにしていきたいと思っています。

野村委員にひとつお願いがございまして、以前もお話をいただいたのですが、日弁連としてお話しただけるところと、野村委員個人としてお話をいただけるところと、ご意見には二面性があるというふうにお話承っておりますので、これから資料を公表していくという段階で、どちらの立場でどうところをなるべく分かるように我々も努めてまいりますが、委員の方でもその辺りを注視しながら資料のご確認をいただけたと助かります。よろしくお願いいたします。

野村委員 承知しました。

三間課長補佐 室木係長 それでは続けさせていただいてよろしいでしょうか。とりまとめの方向性については、まずは安心して使えるラインとここだけは注意した方がよい、やめた方がよいといいうラインをお示しするということをまずは検討したい、考えたいと思います。下に参考ということで、イメージ図が付いています。これは数字の間違いで、令和元年、令和2年、令和3年となっていますが、令和2年、令和3年、令和4年ということです。最初の段は今年で令和2年です。まず、前段の所にも書いていますが、実際に市町村の担当職員が運用をしていくときに、技術的知見というのもがほしいといいうニ

ズもありますが、我々が最もニーズとしてとらえているのが、心理的不安の解消。これまで農地のように特例が使われているという実例がないということです。農林担当というのは一緒に仕事をやっているという市町村が多いというのがあります。農地は結構そういう特例が使われているのに、森林ではやって来なかつたというのがある中、やはり一歩踏み出すのは、心理的不安というのがどうしてもあるのだろうと思います。ここもやっていいんじゃないかといったところは、まずは特例措置の活用が進んできて、実例を踏まえた上で検討していくらなと思ってています。そのあたりは、令和4年以降になるのかなど思っています。まずは、使ってはいけないということだと、安心して使えるというところを令和2年度と令和3年度でなんとかまとめられればなど思っています。その中で実際に市町村が実践してやってみてもらえたところのケーススタディとかを盛りまして、より議論の範囲を広めていけたらと考えているというところです。

次の下の黒丸です。対象とすべき森林と森林管理の内容についてです。ガイドラインですが、先ほど品川委員からありましたように、確定した部分についてはしっかりと書き込んで、その他の部分、あいまいなところについては、Q&Aとすることはどうかということでしたけれども、対象とするべき森林、森林管理の内容という部分については、ガイドラインで大きく示すべき項目、内容の柱になるかと思つておりますが、これをどう示すか、というときも、やはり実用性を重視していきたいと思っています。定性的な観点をガイドラインで示すということもあるとともに、何点か数値基準を示せればと思っております。このことについては、資料にも書いてありますけれども、第1回の時の資料5ですが、そこ8ページから9ページベースに、いただいた意見を踏まえて肉付けをしていけたらなど考えておりまします。次にもう一つ下の黒丸ですが、指標とガイドラインの整理に当たつては云々と書いてありますが、これもこの後ご意見をいただきたいなと思っております。多面的機能というの、まさに様々な機能があるというこことなのですが、我々も治山事業なども含めてこういった水源涵養、国土保全機能という内容について、植木委員長も含め森林の専門家から知見をいただいて、いろいろな指標やガイドラインを整備してきたなどありますが、今回の特例制度については、特定の多面的機能というこことではなくて、そもそも今回の森林経営管理制度ですることが必要かつ適切な森林について、経営管理の委託を受けていくと市町村が経営管理をするというのには、諸条件を踏まえて、経営とか管理をすることが必要だとございまして、それはやはり、健全な森林の育成だというこの点だとと思っておりまして、その観点から指標を検討していくかと思つております。下のチェックマークにも書いてありますけれども、間伐を実施して健全な森林が育成されることで、多面的機能が発揮されたとした上

で、間伐がが必要となる森林とか、間伐の方法を一般的な観点から検討を加えていくことなどござります。あと、皆伐の話も先生から意見をいただいているのですが、まずはやはり間伐だということで、我々としてはデーターを破っていきたいと思っております。ただ、今の話だと、間伐が必要な場所はどこで、それで間伐はどういうふうにするのかという話にならると、ただの森林整備の一的なガイドラインになってしまって、決してそういうではなくて、特例を使うということでございますので、市町村の心配的負担ということや財産権の保障とか、民法の話とか、このあたりのことを踏まえながら、ここまでなら大丈夫だとどか、こういう考え方でやれば、こそえ踏まえておけば問題がないのだというようなところを盛り込んで付けをしていければ、市町村にとつて判断する時の役に立つ、まさにガイドラインになるのかなというふうに、我々としてはイメージしている次第です。

そこで、特例というところの話題の前にそもそも間伐の本来の目的とか、そういったところの情報を広めに載せて市町村の林業の担当者がこのガイドラインを読んでるもの部分から理解できるようにしてあげればよいのです。そのはないのかなと、先生のおっしゃる通りだなと思つておりますので、その辺りも対応をさせていただきたいと思います。次が指標の整理なのですが、そこそこは阿部委員、植木委員長はまさに専門家というところでありますて、この指標を使つて市町村の立場といふことで、河合委員からもご指導お願いいたしています。技術的な点もある程度考えていかなければならぬ、その一方で、これは市町村の職員の知見がどの程度あるのかに問わらず、簡単に押擰できるというような実用性という部分も重視していきたいと思っておりますので、そういう指標を中心にして検討をしていきたいと思っております。ここまで、極めてふわっとした話であるのですが、令和2年、3年で、まずはやれるところとして、差し支えないラインと絶対ここはNGだだぞというライン、そこを令和2年、3年でやっていきたいということ。この他ガイドラインのまとめ方や指標については、あまり難しいものになりますと、現場でなかなか簡単にできないので、比較的簡単に把握することができるようものにしていきたい、そういう方向で我々としては今後この議論を進めていきたいと思っていますが、この点について、委員から意見、さらには、こういったことが必要だとか、諸々のコメントいただ

市町村のいろいろな方々の意見を聞いていて、特例措置を使って進めなくてはという切迫感というのは、やはり市民林だけれども市民の方々から、あそここの木が倒れる、事故が起きたる、事件が起きるということで、苦情が

13

多く寄せられている。だけれども、今までは民有林だから何もすることができなかつた。そういうところにやつと取り組めるようになるということでお前向きな気持ちでいらっしゃる市町村がある。またその一方で、別の市町村になると、同じような状況にあるのだけれども、森林経営管理法といふのは、閑閑目的であつて、健全な森林をうまい具合に經營していくことに目的があるのだから、災害防止目的ということでは踏み込まないという考え方を持つてしまつてゐる市町村もあります。やはり、後者の方々についでは、私は個人的には懸念したことだと思っていります。もし、第1回の報告を何らかの形で出すのであれば、あまり間伐のため、間伐のためだけ言つてしまふと、前向きに思つていらっしゃる市町村の方々を少し足止めてしまふのではないかと懸念するところですが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。先生がおっしゃっていることのいわゆる林業経営の部分が、我々の打ち出し方というのもうまくない部分がありまして、少しふはそれますが、うちは林業経営に適した森林ではないから森林経営管理制度はやらないですとおっしゃるような市町村もあるのです。ただ、我々としての思いは、まずは経営の前に管理だらう、管理があつて、その上で経営ができるのだったら、経営にながけて行ってくれといふ話であります。管理のために森林環境護税といいうものも創ったといふところでございますので、我々としたら、まずは間伐をどなつしますけれども、基本的に考え方は品川委員がおっしゃるように、まさに災害とかが起らぬないように市民のニーズを踏まえて入れをやつしていくという部分が第一義だと思っております。搬出間伐は、やってもらってよいのですが、どちらかというと皆伐その後の大丈夫かと思ってるので、間伐というのを強めには言つているのですが、先生が現場を回られている印象からすると、なかなかやつぱり誤解というか、こちらの意図と差があるというか、ずれています。

皆伐するぞ、するぞという意気込みは耳にしたことはないのですが、森林經營管理法だから、経営するためのものだからといったところで、一旦思い込んでしまったら、なかなか私が何か言ったところで難しくなってしまふところがあるので、もし今回の第1回目の結果として出していく場合に、管轄も経営もいろいろことで、災害防止、事故防止の観点をちょくちょく入れていただくと喜ばしいと思います。

いきたいと思います。ありがとうございます。片山委員お願いします。

今ほど管理があつてそして林业経営という話があつたかと思うのですが、いま私たちが森林経営管理法に基づいて意向調査、集積計画の作成をやつ

14

ている中で、最初にあるのは、森林全体を見た時に、森林の性質によって、どう進めていかなければいけないかを考えることだらうと思います。私は皆伐までとはあまり思っていないのですが、間伐の方法として、やはり材を出す間伐ということもやつていかなければいけないのかな、要するに森林経営管理法は、経営という側面もあるということを言わなければ、皆さんの議論が管理だけになってしまい、切り捨て間伐のみが進んでしまうような気がしてしまいます。そうではなくて、経営管理法の趣旨に基づいて、森林の経営と管理ということで、森林の性質、例えば、林道からも遠くて、ぱらばらな森林については、切り捨て間伐しかできないことだと思うのですけれども、他方で、ある程度間伐などもしなければならない森林なのだけれどもそこの所有者たちがそういうふうな気持ちになっていない、という場合には、やはりある程度、材を出すような間伐というような選択になるということもある、そういう森林もあるということだと思います。まずは議論を始める前に、私も資料として作ったのですが、まずはその森林の性質、まとまつていて林业経営に向かなくて市町村が管理すべき森林というものに分けることを、まずの前提に置き、どういう方法を取つてけばいいか、例えば所有者不明のときにも、こういう場合なら切り捨て間伐できません、こういう場合だったら材を出すべ利用間伐ということもできますというふうなことを、一番最初の段階で議論を進めていってくださいかと思っています。

三間課長補佐
ありがとうございました。本当に難しいですが、制度の通常部分ということではいけば、片山委員のおっしゃる通りで、我々もそう思っています。管理は最低限やつてほしい、ただ搬出間伐できるようなところであるとか、皆伐再造林もできるというようなところであれば、そこは積極的にやっていってほしいというのは我々も同じ考え方ですが、今回は、特例措置といことで、所有者の一部が不明であるというときに、やはりそこは経営というよりもまずは管理がメインになつてくる、特例については特にそうなると思っております。森林の性質によって考えていかなくてはいけないという部分については、おっしゃる通りということで、特例のガイドラインを考える時には、やはり管理としつつも、そのなかでもある程度は搬出間伐をしてもよいとする考え方はあると思っています。自分がまだ片山委員の思いを汲みきれていないのかもしれません。ただ、同じ方法を向いているとは思っているのですが、品川委員に言われて、やはり管理ですよねと言つてしまつたことで、発言のバランスが悪くなつたかもしません。基本的にはもちろん、経営も管理もあると、ただ、今回の特例を使わなければならぬ所有者が一部不明などと云うのは、河合委員とか片山委員の現場の実情を踏まえた感覚がおわりになると思うのですが、ほつたらかしにされていたというふうなところでは、搬出間伐が仮にできるにして

も、どのくらい材が売れるものになるのかといふこともあります。私は面は管理をするのかな、搬出するにしても儲からないのではないかなど、ふうに思つたりもしています。どうしてもそういう所では管理に近づけて考えるのかなと思います。

今ほどの特例を前提とすることなのですが、特例の基準を作るときには、やはり森林の性質というものを頭に置いてやれば、特例の基準はそれぞれの森林の性質によって違つてくるということを私の思いとして發言しました。その辺り、森林の性質というものを考えると、特例の基準といふものに違いが出てきててもよいのではないかなど、私は思つてるので、ご理解いただければと思います。

三間課長補佐
分かりました。ありがとうございます。あと一つ、室木から補足があります。

片山委員
室木係長
野村委員からもこの関連でお話をいたしていることがございます。資料2の31ページ目にある、野村委員からいただいた8番目の意見のところですが、ここで似たようなお話があります。野村委員からは、管理としての切り捨て間伐なのか、それとも経営としての搬出間伐なのか、そういったところの切り分けもあるかもしれませんと、まずはそれぞれの判断が合理的なものかどうかを重視すべきだろうというお話をいただきました。それで私もいろいろと考へて、ではこういう場合はどちらの選択が合理的なのかというところを、委員の合意というか、認識の共通化を図れるといひなと思いますで、いくつかの例示を書かせてもらっています。場合によつては管理目的であつても、例えばそここの木が立派に育つていて、その木を切り倒したまま置いておくのが果たして合理的なのかどうかとか、あるいは、確かに持ち出して売るにはお金にならないけれども、ただそれを置いていくことによって災害を招くのであればそれは引つ張り出さないといけないとか、いろいろな判断もあるかもしだれないというところで、いくつかの例示を書いてみました。管理目的、経営目的の議論に関連したご意見ということでご紹介させていただきました。

三間課長補佐
野村委員
野前が出了ので申し上げたいのですけれども、私自身は片山様がおっしゃったことに近いことを頭の中で思つたのですけれども。一旦、法律を適用することになりましたら、特例の土地だから経営管理の仕方を大きく変えるという発想ではなく、根本的には当該森林に対してどういう「管理」の仕方、「経営」という言葉でもいいんですけれども、その山に対してはどういう整備をして、どういう状態にするのが適切で、望ましいのかというこ

そのことを中心に考えていただければいいのがなんというのが発想なんですね。そのやり方によって特例が適用できるかできないかという、そういう法律でも比較的形式的なとしないんじやないか。特例が適用できるかできないかは、比較的形式的なとしないいうか、法律としては形式的な要件で處理がきて、できるとなつた場合に内容として何をやるかといふことは、法律面から考えるとどうよりは、このういうやり方が望ましいとお考えいただけます。私もまだ理解不十分もしませんが、感覚的にはそのように思つて、そこをコメントしたのがこの部分です。つまりは特例の適用だから、本当になら搬出したいんだけれども切り捨て間伐にとどめておこうみたいなそういう妄想ではなくて、その山に切り捨て間伐の状態になつてあるものを搬出しちゃつた方が合理的じゃないのという時に、山の性質の方からお考えいただければいいんじゃないかということを言いたくてコメントした趣旨でした。

ありがとうございます。まさに片山委員がおっしゃりたかったことですかね。

はい。その通りだと思います。

お引っ越しやられるように、山の状態に合わせて、そこの森林を適正な状態に保つするということは第一の目的だと思いますし、搬出につきましては、これは私個人的な考え方かもしれませんけれども、例えば事業体に再委託するような、再委託できるようなこところでしたら搬出も考えられるところだとしても、搬出箇所を決めて搬出間伐をしました。それで収益が上がったとしても、それを事業費に充てた場合に、なかなか所有者が返せる部分がないじゃんやないかな?というような気がしてあります。そういったことを考えると、まあ、どうなんだろうなあという感じがしております。特例措置を使って所有者に譲りきれないようなところまで搬出してどうなのか?などと考へ方といふことかと思ひますけれども、やはり市町村によつて考え方といふのは色々ちよつと疑問があるところでござりますけれども。どういったところをやつしていくのか、対象にしていくか、ということはこれから議論されていくことかと思ひますけれども、市町村でありますと、災害防止を重視。まず市においてやつしていくところですしこれでありますと、他の市町村に聞いてみますと、そういうところもありました。木材生産ということに主眼を置いてやつていかれるようなところもござりますので、森林の状態によりけりあると思います。郡上市の場合で言いますと、市町村に聞いてみますと、木材生産ということに主眼を置いてやつていかれるようどころもあるとかとど思ひますか、山によりけりというところが多分にあるかとど思ひますか、山によりけりというところが多分あるかとど思ひますか、山によりけりといふことかと思ひます。

阿部委員、何か、コメシトございまして、どうか、

今のお話に直接は関係ないかもしれませんけれども、特例措置というのやはり林業経営ではなくて、森林の多面的機能が何らかの支障があつてその支障を取り除くために特例措置を使って森林を管理するというようなことだとと思うんですね。その時の森林、主に間伐だと思いますけれども、間伐が収益間伐になるのか、切り捨て間伐になるのかは、その場所などかその時々の森林の状態だとか、それによるんだと思いませんけれどもね。ただ、そこがメインに出ないで、やはり森林の多面的機能を十分に發揮できるような健全な森林に戻すということが第一義的にあって、それで間伐した場合に収益が上がるんであれば搬出すればいいし、上がらないければそこに放置すればよいということだと思いますけれども。

ありがとうございます。やはりそこは、まさに森林の性質に応じてということなのかなと思いました。発揮できる機能、多面的機能の中には委員会承知の通り、木材生産機能も入っていますので、発揮できる機能であれば発揮していくようにすることなのです。意見を踏まえて、植木委員長、改めてコメントをいただけれどと思います。

あるといふに転換させしていくのか、というようなところの積極的な取り扱いが経営だといふに理解しております。ですから、例えば、切り捨てなのか纏出なのかといった場合でも、切り捨て閣伐においても労働力も必要であるし経費も必要なわけです。その中で、切り捨てるにによっても森林は良くなるわけですね。そういう意図を持つた間伐なわけです。これは将来の主伐に向けた、主伐の目的を前提にしたやり方ですから、それは経営のなかの一つに入ってくるだろうと。当然、搬出閣伐も同じように、閣伐をする以上は、そこには人も金もかかってくるのであれば、これは経営なんだと。単にそこに材を置いておくわけではないんだと。山そのものを改變しながら、我々は人為的に干渉し、そこから資源や機能を産み出すんだということをやっているわけなんです。それは経営なんじゃないでしようか。だから管理だとが経営だとかという言葉で、ここで時

二間課長補佐

今のお話に直接は関係ないかもしませんけれども、特例措置というのはやはり林業経営ではなくて、森林の多面的機能が何らかの支障があつてその支障を取り除くために特例措置を使って森林を管理するというようなことだと思うんですね。その時の森林、主に間伐だと伺いますが、間伐が収益間伐になるのか、切り捨て間伐になるのかは、その場所だとかその時々の森林の状態だとか、それによるんだだと思いますけれどもね。ただ、そこがメインに出ないので、やはり森林の多面的機能を十分に發揮できるような健全な森林に戻すということが第一義的にあって、それで間伐した場合に収益が上がるんであれば搬出すればいいし、上がらなければそこに放

三閭謂昌補佐

植物学报

があるところなんですかけれども、私自身の理解でいくならば、管理も経営もマネジメントなんですかとも、管理というのはどうちらかと言つたら、その基本的なところで保持するというような意味合ひだらうと思つております。経営といふことになりますと、そこから森林そのものにどのように我々が働きかけて、そこからどういうような機能や資源を向上させるのか、あるいは良質なものに転換させていくのか、というようなところの種極的な取り扱いが経営だといふように理解しております。ですから、例えば、切り捨てなのか、抽出なのかといった場合でも、切り捨てで間伐においても労働力も必要あるし経費も必要なわけです。その中で、切り捨てるることによつても森林は良くなるわけですね。そういうような意図を持つた間伐なわけです。これは将来の主伐に向けた、主伐の目的を前提にしたやり方ですから、それは経営のなかの一つに入つてくるだらうと。当然、搬出間伐も同じように、間伐をする以上は、そこには人も机もかかってくるのであれば、これは経営なんだと。単にそこに材を置いておくわけではないんだと。山そのものを改変しながら、我々は人為了的に干渉し、そこから資源や機能を産み出さんだということをやつているわけなんです。それは積極的な人為的な干渉行為であるわけです。これは経営なんじゃないのでしょうか。だから管理だとか経営だとかという言葉で、ここで時

間を取るのはちょっとあまりよろしくないかなと。むしろ、経営というのは管理も含めた大きな枠組みで考えれば経営だと。極めて消極的な扱いとして管理という言い方もあるけれども、例えそうであったとしても管理においても人や金やいろんな計画も入ってくるのであれば、それは経営の一種でしょうね、というふうに私自身は捉えています。ですからどうなんですかね。この場合には森林経営なのだと。いずれにおいても森林経営なのだといふうに捉えた議論で進めていいんじゃないでしょうかと思つていますけれども。

三間課長補佐

ありがとうございます。委員長のおっしゃる通りのところがあるかなと思いますので、それを踏まえて今後の議論をしていきたいといふうに思います。一つ目の部分の、取りまとめの方向性とか、事務局の考え方についての部分ですけれども、このスケジュール感とか、だいたいの当面のターゲットという部分については基本的に理解いただけるという、異存はないということで皆様よろしいでしょうか。

(全委員、了承)

室木係長

品川委員、改めてもう一度聞きたいところがあります。先ほどから管理と経営の話がございましたけれども、私どもがこの資料を作る過程では、まず市町村に、管理でも経営でも何でもやつていいですよという方向性で打ち出しますと、なかなか市町村のほうに題が投げられても不安になる気持ちがあると思います。そういうといったなかで財産権への配慮ですか、あるいは説明責任という観点でいきますと、多面的機能の発揮という観点で管理というところに重きを置くところから議論を始めることによつて、まさに安心して使えるというところをターゲットに話ができるのではないかと、そういう方向で考えていましたんですけども、委員の感覚としては、そういった一種の決め付けの方向で議論をしていくと議論を狭めてしまうので、そもそもあまり最初から管理と経営というところを切り分けて片っぽだけ議論をするのはやめた方がいいとか、そういうところがあるのですけれども、ちょっと我々も資料を作らうえで方向性を改めながらまとめていきたいというふうに思ふんですけれども、その辺についてどうお思いになられますか。

品川委員

皆様のおっしゃられていることはよく分かるし、このガイドラインの目的とするものとか、森林経営管理法の目的と方向といいうのはよく分かっているつもりですが、いわゆる資料、文章を出すと、それを受け取る人によって自分達の読みたいように解釈してしまって、それが現場で固定してしまう。そういう危険性というのは常にあるわけですね。そういう意味で文章を出すというのは、材料、ネタにされてしまう。そこでの危険性を排

除していくということに非常に神経を使いながら作つていく必要があるなどというふうに強く思つているところなんです。基本的な方向性としては別に皆さんと異なるものではありません。ただ私が申し上げたいのは、私が現場に行つているなかで、経営としておいしいところでなければ人を害する可能性があつたものですから、私はびっくりしたと。そういう解釈がされている現場があつたものですから、私はびっくりしたと。それでわざとされてしまったのかと。それであれば、そこに対して何らかの釘を刺しておくことは、言葉として出しておくことが必要だらうなど、そんなことを感じた次第です。

室木係長

分かりました。ありがとうございます。
議論ですけれどもひとこと。実はその点は私ども、まさに反省すべき点かなというふうに思つています。先ほど室長から、産みの親という話がありましたけれども、私ども法律を作つて国会の審議等に臨んだわけですけれども、その議論のなかでも、この森林経営管理法は何に使うんだと。これを使って日本の山をどんどん切るために使うべき法律ではないかとのご指摘をいたしました。作った本人としてはそうではなくて、手入れがされていない森林をしっかりと管理、整備をしていくといふつもりで作ったんですね、私どもの世間への出し方ですね。やはり今、委員がおつしやったように、ちょっと誤った方向で、というか、ちょっと強く経営というようなナラレッジをしたところでそういう議論にもなつてしまつたということなので、今回の議論についてはまさにおつしやつたように、誤解が生じないように気をつけてやっていただきたいといふうに思います。ありがとうございます。

<2.当面の議論の方向性～議論の骨格を決める～>

三間課長補佐

方向性については、令和2年、3年とやつていけたらということで思つております。次が2番ということで、資料1の2ページの下の方、2の「当面の議論の方向性～議論の骨格を決める～」というところでございます。この「当面」というのは令和2年だけではなく令和3年も含むということを考えていただけたらと思ってます。議論の骨格を決める～と、この「当面の議論の方向性～議論の骨格を決める～」と、この「当面」というのは令和2年だけではなく令和3年も含むということで思つております。

もある意味、我々の夢でして、災害が起ころうが分かるとなればこんなにハッピーなことはないんですか? 一概に、ある線を越えれば蓋然性が確実に高いといったようなことは、なかなか言えないのがなにかうに思っています。本当にこれができれば一番いいんですけど、災害が起ころうが因果関係というものができればいいんですねけれども。それはまあ、極めて難しかろうと思っておりまして、目指すこととしては健全な森林の育成というところに重点を置いて、その観点から対象とすべき森林かどうかというところの指標を検討していくということですかな、というふうに思っています。ただ、次のページに「ただし」と書いていますけれども、蓋然性の高い・低いというのを把握するのは当然困难だとは思っていますけれども、もちろん、今回の特例措置というのは、災害が起きるかもしれないというのがあるからこそ、特例を使って、所有者がいなくても市町村が必要かつ適当ということで乗り込んでいき、手入れ等をしていくということになりますので、そういった認識は市町村の判断にも求められてくるということだと想いますので、指標の整理となると難しいかもしませんが、そのあたりを、災害の起きる蓋然性についても、ガイドラインの中では当然少しあはれていたりですね。

このあたりも、いまは方向性という書き方をしていますけれども、実際にやつていく時には悩ましい部分があるかと思ひますので、委員からのお知恵を借りながらやつていただいたらといふうに思っています。

次が森林管理の内容についてといふところでございます。これも先ほど、前段の部分で委員から、特例を使つとなつたら後は森林の性質なんだろうというところでご意見もいたいでございましたけれども、特例を適用できるかどうかとか、それでできるとなつた時に、やり方とか技術とか、やり方が制限されるというより、特例でできるし方として、例えば間伐率は何%がいいですよ、とかですね。そういう数値も求められるところではあるんですけども、やはり河合委員からもご指摘いただいたでありますけれども、単純にといいますか、一律の数値でやると山の状況とか地形等々、自然条件に応じず、大変なことになるということを考えると、今までの既存の知見というのは、第1回の参考資料にもつけさせていただいていますけれども、具体的な数値とかは参考資料として、それらは情報提供というところにとどめて、ガイドラインとしてはまずは施業の方向性、間伐率が云々というよりもですね、こういった定性問答とか、列状問答とか、そういう基本的なやり方といったところを留意事項で示すにとどめるのかなといふうに思っています。搬出間伐をするのかとか、比較的長期の存続期間を設定するのか、とかは市町村の裁量として認めるものとしてよいかは、本年度中に検討を行ふと書いていますけれども、このあたりについては今お話を

をいただいたところでは、それは技術的というか、森林の性質、森林の状況に応じて、「やれるんだったらやるんだぞ!」「やっちゃだめだ」とかは全くでも森林の性質を考えてやるんでしょう、というところかと思っています。そういうったところも含めて改めて、本年度中にというふうにここでは書いてありますけれども、全ての年度が後ろに倒れています、令和3年度中にはこのあたりもまとめられればと思っています。

具体的な指標を示したいのか、示さないのか、どちらなのかと言われそぐなんですか? 3つ目の粗し書きのところでして、具体的な数値を出すことによって、硬直的に対応されても困るなあ、難しいよなあという懸念がある一方で、何か具体的なものがないと、そんな何か定性的なことを言わても使えるないと。実際には我々の判断がしにくくなるじやないかという部分もあると想いますので、いずれは令和5年にこの事業が終わるまでは、何か数値的な指標もやはり導入できないのか、というところは考えていきたいと思います。これは当面どうよりは次のステップ、令和3年以降の話かなと思っています。というのが我々としての今のご提案というところでございます。

次が、指標・ガイドラインの整理にあたつては、というところですけれども、これが非常に大事かななど思つていまして、正直、間伐をしなければいけないかどうかは、一般論としては市町村の職員も分かると。市町村森林整備計画にも書かれていますし、だいたいの感覚があればですね、間伐したほうがいいよね、手入れが必要だよね、というものは分かるというふうなところかと思つています。それが非常に限らず、ということなのかもしませんけれども、今回、所有者の同意なしでやるという時に、どこまで民事法上とかですね、そのあたりに踏み込んでいいのだろうかとかいうのが、どうしても実態としては課題ではあるというか、ネットにはなつてゐるというところもありますので、このあたりについて、市町村がどの程度の権利侵害の発生に対し対処を求められ云々と書いていますけれども、野村委員、品川委員から、こういう考え方でいいんだとか、そういうところも自信をもつてやれ、というような、ざっくりとそういう話になるのかもしれませんが、是非見解等々をいただき、盛り込めたたら非常にありがたいなというふうに思つてゐるところでござります。中身のイメージとしては、持つ分の過半数の同意が得られている場合であれば「柔軟に」と書いていますけれども、比較的気安く特別措置を活用していいんじゃないのかという見解等々をガイドラインで示せれば、市町村の担当者にとっても分かりやすいし、やりやすくなるのかなと思っております。次のページに行きまして、「そこで、例えば」と書いていますけれども、権利侵害の程度から具体的な留意事項をガイドラインとして示す、ということとか、市町村

が判断の過程を明らかにできるよう、市町村が採り得る裁量権の範囲を留意事項として示すことについても検討を加えていきたいというふうに考えております。ここまでが令和3年度を含めた当面の議論の方向性というところで骨格ですね、次回以降、こういった考えを踏まえて具体的に議論していけたらなと思っていますところですが、当面の方向性というところで、改めて委員の皆様のほうから、「こういうのもやつたほうがいい」とか、「これは考え方方がちょっと違うんじゃないか」、「これでは、ちょっと使えないのではないか」とかご意見がござりますでしょうか。

植木委員長 まずは法律的観点から言わせていただきたいです。森林経営管理法上は所有者が全て分かっている場合については全員同意というのが、基本的には原則というふうになります。ただ、そういうなかで所有者が不明の場合は同意の取りようがないわけです。じゃあその場合にはどこまで許されるのかということは議論になってくるのかなど思いますけれども。一般論でいえば、全員が分かっているのであれば全員同意というのが、法律上は要件になっているということです。

品川委員、野村委員にご質問ということですね。

三間課長補佐 算輪です。まずは法律的な観点から言わせていただきます。森林経営管理法上は所有者が全て分かっている場合については全員同意というのが、基本的には原則というふうになります。ただ、そういうなかで所有者が不明の場合は同意の取りようがないわけです。じゃあその場合にはどこまで許されるのかということは議論になってくるのかなど思いますけれども。一般論でいえば、全員が分かっているのであれば全員同意というのが、法律上は要件になっているということです。

品川委員、野村委員にご質問ということですね。

所有者の方が、公益目的であるにも関わらずどうしてもご同意いただけない

いという場合には、森林經營管理法に確知所有者が不同意である場合の裁定手続というのがありますので、その手続きによるということにならうか、と思います。きちんと公益的機能の發揮を目的とすることを立証できれば、裁定手続は通らないとおかしいということにならうかと思われます。

植木委員長 ありがとうございます。

野村委員、よろしいでしょうか。

私も十分に分かっていないところがあつて、本件全体についてそなうなんですかけれども、もし私が誤解していたらどんどんご指摘いただきたいと思うんですけれども。法律の仕組みでいうと、基本的には同意を得るということで、いま品川委員からご紹介があったように、確知されているんだけれど、反対している人、不同意な人に対しては特別な手続きがありますと。これはその通りです。じゃあ、不明っていうのは何なのかなっていうことなんですかけれども、私の感覚としては所有者不明というのは、同意している人と不同意の人の間にあって、「必ずしも不同意ではないのではないか」と思いうけれども、連絡がつかないために進められない」という人達がいるということだとと思うんです。その人達を全部探したとして、実際にはおそらく反対しないのではないかと考えられる人が大半だと思うんですね。ただ、そのなかに、もしかすると探していった結果、反対する人がいるかもしけなくて、じゃあそういう人の利益を考えなくいいのか、ということがここでの問題だと思うんですね。なので、同意と不同意の中間の人、「たぶん賛成なんだけどひょっとして一部、反対する人がいるかもしない」人達をどう扱うかというところが、この特例を使ってバランスを取ろうとしているという理解であります。

植木委員長 どうもありがとうございました。完全ではないんですけど何となく理解できました。ありがとうございます。

阿部委員 いかがでしょうか。全体というか当面の議論の方向性について何か補足等はございますか。

前段部分、特に蓋然性という部分が、阿部委員がこれまでにいろいろな研究をされていると思うんですけども、そのあたりの背景というか、これまでのご見をご披露いただければと思うんですけども。

最初のポツのチェックマークのことですね。その後の文章のところですけれども、「災害の危険性を認識する観点での指標・ガイドラインの整備が必要かどうかを検討する」とありますけれども、まさにこのへんが検討できて、指標になるような数値でも示せれば一番いいんだと思いますけど

も、なかなか、どういうものができるんだろうか、私自身も分からないところがあります。方向としてはいいんだと思います。やはり、いろいろな場所での災害事例、「どういう森林の時にどういう災害があった」という事例をこのガイドラインのなかに示していくといふことになるのかなと思うんですね。全国画一的に何かうまい指標、ガイドラインというのはなかなか作り難いのがなにかうふうに思っています。

箕輪課長

三間課長補佐

ありがとうございます。
片山委員、河合委員はいかがでしょう。使う側ということを想定した時に、「ここだけは」とか、「こういうものは示してもらわないと困る」とか、「当面にしてもこれだけははやらないと結局、目玉がない、魂が籠らない」ということがあれば、コメントいただけますでしょうか。河合委員お願いします。

河合委員

使う側の市町村職員からしますと、あまり難しいことを書かれてても理解できないところがあると思うんですけども、いまの、災害の危険性ですか、そういうことも、災害が起きるかもしれないようなところをどうやって示すかというのは、やはりそこが大事なことかなと思っています。このガイドラインといいますか、この流れとしまして、最初に市町村の担当者が「この山を整備しよう」という、その判断をする時点と、そこから所有者の同意を得たり、所有者が分からなければ特例措置を施したりということで最終的に森林整備をするわけですねけれども、森林整備をする段階になった時には、収量比数ですか、相対距離比ですか、そういうふたところは必要になってくるかと思いますけれども、まず前段階としてある程度、意見に書いた部分もありますけれども、視覚的に分かるようなものがあればいいかなというふうに思っています。やっぱり、災害ということは意識する必要はあるかなどふうに思っています。

三間課長補佐

続いて片山委員お願いします。

片山委員

技術的なことについてどいうことなんですかとも、石川県の方では平成19年から「いしかわ森林環境税」という名の税金を取りまして、手入れ不足の森林。石川県では手入れ不足森林の基準として、20年間手入れをされなかつた針葉樹人工林という基準を設けて、それにについて整備をしてきました。いわゆる強度間伐ですね。定性間伐で、本数率で、40%以上という、そういう条件で間伐をしてきて、かなりの面積をやつてきたんです。石川県の人工林面積10万haのうちの約2万2,000haが手入れ不足人工林と言われ、そのうちの約2万haを間伐等の整備を実施してきたという実績がございます。それとともに、間伐やつたところの箇所についてモニタリ

ング調査をずっと実施してきております。今年もまた、石川県の林業試験場がこうして成果報告を出したんですねけれども(資料を画面上で提示)、こういうデータは石川県にもありますし、この試験場の調査のなかで、県内で強度間伐を実施した40か所のその後の植生調査みたいなことをやっているんですね。その被覆度というか、広葉樹がどのくらい生き残っています。10年余りやつてきたデータが残っておりますので、それでうまくいったところ、うまいかなかつたところみんなろくろを指標にすればいいか、みたいなどころを調査しています。収量比数みたいな難しいことではなく、相対照度みたいなことで出せないかというようなことで、相対照度と収量比数みたいなものと立木本数を関連つけたようなデータも出ています。もし、そういうものが必要になれば、試験場が出してもいいですよと言っています。したので、ぜひ参考にしていただければと思います。

<3 経過を踏まえて議論する事項～指標・ガイドラインの細部～>

次が資料1の4ページになります。「3. 経過を踏まえて議論する事項～指標・ガイドラインの細部～」ということです。これは、経過を踏まえてということで、少なくとも令和3年度以降にならうかと作業にならうかと思いまます。最初にも申し上げましたが、こういった細部といふのは、まとめて示すのが、令和4年とか令和5年とかになるかもしませんが、それまでの前段となる部分については、随時、市町村等にも情報を提供していきたいと思っていますし、ホームページに載せるなどもしっかりとやつていきたいいと思っています。繰り返しになりますがこの「3」については、当面の議論をしていくなかで、こういったことも考えていくことで、令和3年、令和4年のあたりでやつていくものかと想定しているものでござります。

まず「(1) 対象とすべき森林に係る議論」というところでございます。対象とする森林については、やはり森林の基準を分かりやすくするという観点から、例えば、山の状況というのはあるのですが、それ以外にも権利侵害を受けける、保全対象である人命や財産の種類といつたものも加味できません。権利侵害から保全するという観点では差がないとしても、保全対象とする優先順位にはメリハリをつけることができないかということで、山地災害の防止とかで、保全対象の種類とが異なる場合に、優先順位といふものはあるのだと思いますが、間伐とかを行う必要性について判断基準そのものには変わりは

ないのだろうというのではありませんが、優先順位みたいなものをつけることができないか、というところがあると思います。これは本来全部やるべきだと思いませんが、当然、市町村のほうもマンパワーとか、順番とかあると思うので、参考になるものが示せないかといったところです。あとは、傾斜や地質ですか、樹種などの立木以外の指標の導入とかで、山地災害危険地区とか保安林の考え方を参考にして、検討することはできないのか、ということは、阿部委員、河合委員から意見をいたいでいます。こうしたところが「(1) 対象とすべき森林に係る議論」の細部の部分で、こういったところも追って議論できないかと考えているところです。

「(2) 森林管理の内容」というところでございます。実際に管理経営をやっていく時の中心といふところですが、これは片山委員からいたいでいるご意見につながりますけれど、市町村自らが管理を行う場合と、林業経営者に再委託を行って管理をする場合、経営委託をする場合とで、取り扱いに実務上の差異があるのかどうか、また差異を設けるべきかどうかということです。これは先ほどから話していますように、森林の性質によって決まると思いますけれど、特に、野村委員、品川委員の観点から、何か違ひができるのかといったところなど、もしもあれば、この後ご意見をいただけたらと思います。あわせて、先ほどからでている搬出間伐のところで、搬出間伐ができるなら搬出間伐をするんだろうというのでは、我々も理解しているところではあります、不明森林所有者、所有者がいないわけですので、利益がでてくれれば供託してお返しをすることになるのかと思うのですが、利益の還元の際に留意することがあるのかという点についても検討していくたいと思います。植木委員長からも、利用可能な輪継続だったら、当然積極的に利用すべきだろうという前提で考えなければなりませんが、林業経営者に再委託し、搬出間伐をするとなれば、今の森林の状況からすると、当然その林業経営者は補助事業を使うことになる。林野庁の森林整備事業という補助事業を使って間伐をすることになる。間伐にかかった経費は、木材の売上と補助金で差し引きして、出した利益の部分を森林所有者にお還しをすることになるんですね。例えば、市町村が管理をする、森林環境保全税で費用をみました、ということになると、所有者には利益は発生しないということになります。所有者がいるのであれば、判断を付いてもらつてお金を還しませんということで、これも所有者が納得してやっているので、問題はないと思っていますけれども、特例の場合は「同意みなし」ですから、所有者が不明なところでやるとき、特段の留意があるのである。搬出間伐というのは実際の市町村が選択するときを考えるべきところであつて、当然、搬出間伐をすべき森林だとするところはあると思うのですが、付随してお金の関係も出てくるので、そのあたりでなにか留意す

べきことがあれば、野村委員、品川委員のほうから今の段階でもご意見いただきたいたいと思います。

あと「作業道」についてです。これについては、個人的には搬出間伐するのであれば、当然、作業道というのもセットだといふことになるのですけれども、作業道といふのは、今、新聞報道とかでも、稚拙な作業道をつくって山が荒れているといった話をよく出ているという状況で、雨が降ると作道をきつかけに山が崩れる、土砂が流れることもあるといふなかで、作業道を起因とする公益的機能の低下と間伐による公益的機能の向上を比較考量して、作業道の作設の可否を議論することは相当困難という部分もあると思います。作業道についてはどこまでつけるのかかということもありますので、そのあたり作業道作設にあたっての最低限留意すべき事項を明らかにしたほうがいいのかと思っています。搬出間伐するかどうかにも関わらずくるのですが、あとは急傾斜であるとか、高齢級の森林であるとかなど、その他諸々の森林の取り扱いについて、なにか間伐の方法とかで、こういう山についてはこうした方が良いのではないか、とかいうことなどがあれば、そういうものも示すかどうかも考えていきたいと思います。また、樹種ごとにガイドラインをつくる必要があるとかといったところもあります。これらについても委員の森林の取り扱いについて、なにか間伐の方法とかで、こうした1回の委員会の意見としては、だいたいものですが、「実際に樹種を分けて考えないと考えられない」という部分と、「樹種を網羅することはできない」という部分もあり、どこまでどういう形で示すのか、そのあたりも実際にやっていくうどすると、具体的の数値の指標を出すということが求められてくる、このあたりもどうするのかというところは考えていかなければならず、悩ましいなと思っています。

とりあえず、「3. 経過を踏まえて議論する事項～指標・ガイドラインの細部～」までの部分について、改めてご意見等ありましたらコメントいただきたいと思っています。前段の2(当面の議論の方向性)、先ほどみたいただいたところとの関係で、今回の3(経過を踏まえて議論する事項)の中でも、「これは前倒しましたほうがよいのでは」とか、「そもそもこれは議論しても仕方ない、つきない」というようなこともあれば、そうした部分も含めてコメントいただきたいと思います。あと、品川委員、野村委員からは、森林管理の内容のところで、林業経営者につなぐ場合と、市町村管轄の場合との取り扱いの差異があるのかとか、なにか留意したほうがよいことがありますのかとか、そのあたりについてなにかご意見いただければあります。よろしくお願ひします。ざっくりとした投げかけで難しい面があるかもしれません、このあたりについて今後時間をかけて議論していくことになると思いつつも、今の時点でなにか原則論の

ようなことがあります。片山委員お願いします。

本当に原則論というか、一番最初の認識のところですが、市町村自ら管理する場合と、林業経営者に再委託する場合がありますが、私の認識のなかでは、森林組合が集積計画を市と一緒につくっている段階では、まず森林を大きく2つに分ける。要するに経営が成り立つか、成り立たないかを分け、経営が成り立たないということについては、市が自ら管理を行う森林とすることになると思っています。そうしたときには、私はここには基本的に搬出間伐はないと思っています。林業経営者に再委託を行っていくということについては、経営が成り立つことなので、ここは搬出間伐、利用間伐ということになり、所有者にお金を還せるかどうかの判断で分けています。そういうなかで、今の特例を使うというようなことについて、市町村自らが管理を行うということについては、当然、特例というものも考えながらならないと思うのですが、私が疑問に思っていた、私が認識していないところとして、林業経営者に再委託を行ってやるという場合について、ここには通常の造林補助事業でやるんですけど、ここにも所有者が不明という方々がいる。その不明という方々に対してもこの特例措置というのを使つていくことを考えておられるのかなどということに疑問を持つていて、最初にははつきりさせただければと思つたものですが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。制度上はありますと思っています。実際、森林組合や事業者が既に森林経営計画を立てて自発的に森林整備をやつしているところのすぐ隣で所有者不明というもののがあって、「ここもできれば」というところで特例を使って市町村が経営管理権を取得して、そこを林業経営者に再委託するというのは理論上はあり得ると思ってています。一方で、実態的に市町村がそもそも特例を使って再委託するところまでやるんだろうかと、切り捨てでとりあえずの間伐をして終わるというのが実態になるのではないかと思つています。法律上のターゲットとして、実際に林業経営者に再委託するところにまでこの特例が使われるのだろうかということについて、担当者としては疑問もある。どう答えたらいいものかと。「あると思うか」と聞かれれば、個人的にはないと思つているが、制度的には可能です、ということです。そこは難しいことです。ガイドラインの示し方としては、委員の皆様には怒られそうですが、やはりこの特例を使うのは、いわゆる管理だらうと思っている。どちらかというと切り捨てになるのではないか、自分が市町村の担当者であつたら、特例をやるにして最も最低限、公益的機能の発揮のほうだけに主眼を置いてやるのがなと思つていて。ただ一方で、話は戻りますが、制度的には可能だということがあるので、ガ

イドラインを作るときには考えなければならぬのかなとも思っています。一部の市町村では、特例ではないが市町村管理のところで搬出間伐をしたいとか、場合によっては皆伐再造林もしたいと言つているところもある。制度的にもそれは可能だと。皆伐再造林の場合だと、「本気ですか」という感じではあるが、制度的には可能だと。少し話が散漫ましたが。片山委員お願いします。

すつきりしました。非常にわかりやすかったです。今三間補佐の話で了解しました。私のほうでこの進め方がいいぶつつきりました。ありがとうございました。

野村委員お願いします。

法律上は区別されないと想います。そもそも論になりますが、この法律をどう使っていくのかという問題だと思いますが、ひとつは、そもそもどこかにニーズがあつて、この森林についてこういうふうにできたらいいのに、と思う人がどこかにいて、それは今まで色々な障害があつて出来なかつた、所有者がわからないとか、所有者はわかっているけど積極的ではないけど手助けがあればやつてもいいとか、そこにニーズがあつてやろうとしているときにこの制度を使うというのはあります。その時に、市町村が自らやるパターンでなくとも、なにか周辺の事業者との関係で、自分たちが施業しているところの一部にそのように入っている土地があるのだけれど、ここを一緒にやれたらもっといいのにとか、そこの森林が周りに悪影響を与えていたりとか、私もよくわかりませんが、もしそういうものが現実にあるとしたら、そこをこういう法律を使って、なにか解決する手段になるのではないか、もし、そういうニーズがあればそのニーズに対して、この法律ではそういうことを妨げではないないので、活用を考えましょうといふことで、やつていけばいいんだと思います。これがひとつのパターン。

もうひとつが、ニーズがあるからやるというパターンとは別に、現実に危険性があるなどなどにか問題があるので、是非やつほしい、誰かがやりたがっているわけではないけど、こういうことは市町村が取り組んでは非やつてほしい、というような政策的にこちらからお願いしたいようなものがあるのだとすれば、それはそこでこういう制度を使って是非やつくてください、ということを提案する。大きく言うとこの2つのパターンがあるのだと思います。

とりわけそのひとつ目のパターン。まわりの誰かのニーズがあるけれどもあきらめさせていた、それをこういう新しい制度ができるで、色々な活用の可能

性があるので、なにかこれを使って解決を考えてみませんか?という選択肢を示す。そういう目的で出される部分については、制約的に書くというよりは、選択肢というか、そういうことも許容されている、あるいは実際にそれをを使った解決例を事例として示すということで紹介してあげるものもあると思います。私自身、もともどういう考え方があるということではないのですけれど、今考へていることを述べさせていただきました。

品川委員 ありがとうございます。品川委員いかがでしょうか。

三間課長補佐 こういうことがありますという情報提供のみですが、研修の講師として色々まわっておりますので、供託金をねめたら、その供託金をもらい受けける権利が時効消滅して、そうしたら、市町村がそれをとれますよ、という説明に対しては、けつこう前のめりで真剣に聴かれますので、皆さんもすごく狙つらつちやると思っています。

三間課長補佐 ありがとうございます。参考になります。

室木係長 書面開催にさせてもらった1回目の資料のなかに、日弁連にご協力いただいた見解調査をおつけさせてもらいました。そのなかで、この議論に関連することとして、やはり林業経営者に再委託するとなると生業という形でやることになりますから、伐った木をお金に代えて、管理をしていくという流れになります。一方で市町村が工面していくとなると、さきほどから出しております、森林環境譲与税ということで市町村の財源を使いながら管理していくことになりますて、Aさんの森林では市町村が費用を負担してくれる、Bさんの森林では自分の財産を伐って管理していくといふ違いが出てくることになると思うのですが、この点について、その費用負担の違いについてなにか問題があつたりするものか、是非弁護士のお二人にお話しされております。この見解調査のなかでは、本来自分がやるべき管理なのだから、それは当然費用負担してもらってよいだろうと言う人もいれば、それって不公平にあたりませんかね、という人たちもいて、どういうところに相場観があるのかといふところが気になつたところでした。是非お話を伺えればと思います。

品川委員 ページを示していただきてもよろしいですか。

室木係長 7ページ目です。6ページ目の一番下のところなども該当します。「・管理コストを公的負担することは、法律上正当化されない利益を得ざるることなるため、森林所有者に負担させるべき」といった話もありました。7ページ目にまいりますと、「災害の危険性が高く、生命・身体への危険度が高いケースでは、最大限の伐採を行、費用を捻出できるようにして、対応を促進する必要があるのではないか」という意見などもいただきました。

こういったところで、所有者のほうに、不明な所有者のほうに費用負担させることが正當化されるのではないかという意見がある一方で、「本当にそういうことをして大丈夫なのか」という心配の声もあつたという状況になつております。

野村委員お願いします。

野村委員 調査内容のなかで伐採に要する費用をどこが負担するということが書いてあつたので、こういうコメントをされた方もいたのだと思ひます。これは法律上許されるか、許されないかという議論では全くないと思うので、本來あまり問題ではなく、ただ事実にやろうとするときに、どういう財源でやれるのかという話なので、補助の仕組みがどうなつているのかとか、市町村が実際にこれをやろうとしたときに、市町村の負担はどのくらいになつて、それが市町村にとって負担できるものなのか、あるいは市町村にとって負担がない形でやる方法があるのか、ないのかといふことだと思います。

野村委員 そういう意味でいうと、こういうものを使うときに、なるべく民間のコストのなかでできれば一番良いので、誰かに委託することによってそこで採算性のある形でできるならやつもらつたらしいのではないでしようかといふことだと思います。そういうつながりで、市町村の費用負担をしてでもやりたいもの、あるいはやらなければいけないものというのはどういうものなのか、ということを優先順位とか必要性などを語つていくのだと思ひます。ここはその限りでは法律の話ではないと私は思ひます。

室木係長 ただ一部、結果的に市町村が管理することによって、所有者にプラスが発生してしまうことについてですか?ということを言つているのだと思ひます。そこは、極端にいえば、それを誰かに利益を与えることを目的としてやつたみたいな、極端な事例でなければそんなんに問題にならないのではないか、そこは公平性の議論はなくはないとは思ひますが、公平性を中心にして考えましょうというほどの部分ではないか、というのが私の感覚としては思ひました。むしろ、なぜその土地についてこの制度を適用しようと思ったのかという動機の部分にちゃんと理由があつて、ある程度選別した上でやろうとしたのであれば、私としては、公平性との問題で議論をすべきものではないのではないかと感覚としては思っています。

品川委員 ありがとうございます。品川委員いかがでしょうか。
ご指摘の箇所についてですが、私は読んだときには、それぞれの弁護士の問題意識というところがあまりわからなくて、そのまま通り過ぎてしまったところで、今回、一度立ち止まる機会があつたということはよかったです。

います。総論として、森林経営管理法でやるべきことの目標というものがまずあって、まずは森林が壊れていて土砂災害の恐れがあるものについてはそれを起きたくないようにする、そして森林を健全な状態に保していくようにする、そういうことになって、その過程でどの財源を使うか、市町村の財源を使うか、森林組合などの民間資金を使うかということによつて違いを設けること、違しがあるからこの目的が果たせなくなつてよいという問題ではなかろうと思っております。そういう意味では、野村委員と同じで、この問題意識 자체が私は具体性をもつて自分自身把握することができない、もう少し色々な状況を見てみれば、もししかしたら、こういうことはおかしいなという事例にあたるかもしませんが、抽象的に議論することは難しいと感じております。

室木係長
ありがとうございます。河合委員は、この関係でいきますと、収益をあげる、あげないとところにも関心をお持ちだったと感じましたが、なにかこのあたりでお話いただきたいことはございますか。

河合委員
収益があがる、あがらないといふところもありますし、ひとつ確認をしたいのですが、今回の資料の2の9ページ。ちょうど植木委員長の意見に対する林野庁のコメント17のなかで、「・・・搬出間伐により伐った木を金銭に換価しても、費用に充てず所有者に配分する（あるいは供託する）・・」というコメントが書かれているのですが、これほんとなく譲与税を使つて、間伐して搬出して、そこで利益がでたとしても事業費に充てずに所有者に配分することができてしまうようにならぬが、基本的にそういうことはできないと思つたので、そこのところを確認させていただきたい。

三間課長補佐
制度的には、可能になつていて、経営管理権集積計画に費用負担や利益還元部分をどう書くのかということとして、ここで書いてあるように、譲与税で費用は全部みると、だけれども搬出間伐で木を売るときに売上がでたら、それをそつくり所有者にお還ししますというような集積計画をつくることは可能になつています。ただ我々が「事務の手引」とかで運用上している通知のなかでは、そんなことはないだろうということで、そういうことは書いていません。ただ、市町村と所有者の間でそういうことで同意がとれれば、そういうことは可能なつているということはご承知おきいただけたらと思います。

河合委員
わかりました。そこをそのように理解していないかったところがありますて、譲与税を使って、利益があがればそれは必ず事業に充てなければならぬという理解でおりました。そういったことから、搬出間伐して、利益があった場合、所有者に還元できないと、仮に後から所有者がわかつたときには、「勝手に使って売りやがって、おれらにはなにもないのか」というトラブ

ルになるんじゃないかということが、我々には怖いところがあつたので、搬出間伐については進めるのはどうかなど考えていましたところがあります。

三間課長補佐
ありがとうございます。

箕輪課長
作業道について、植木委員長と阿部委員からお話しありましたけど、作業道については、今、林野庁の別の課で検討をしております。これだけ雨が多く降るようになって、山で道を起因として災害が起きるという状況があります。そういうなかで、災害に強い道づくりとはどういうものかを検討しておりますので、そこのあたりとも連携して、こちらにもフィードバックしていきたいと思っております。補足させていただきました。

<4.その他>

三間課長補佐
特によろしければですね、この3番についてはピン止めするような話でもないので適宜議論していく中で出てきたらどんどん追加をしてくと言うようなことかと思っています。時間と議論の推移を踏まえて適宜追加等々していけたらと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。あと4番、最後が「その他」ということで、今回特例措置というものは所有者不明とか共有者不明な時にどういう管理をするかという部分をガイドラインで示すというところは主眼ではあるのですけれども、やはり実務的にはですね、そもそも、探索、探索というのが市町村にとっても大きな手間だということです。我々が説明会に行くとよくある意見です。何で法律で全員同意ということにしちゃつたんだと。100人いたら100人採さなければいけないじゃないかと。実務的には非常に気持ちわかるということがありますけれども。その中ですね、民法とかも改正して共有物の扱いとか見直しましょうということにはなつておまりますけれども、今とりあえずそれは置いておいてですね、今の民法、今の森林経営管理法の中で、運用上といいますか、実務を進めていくところで、例えば資料で持ち分の過半数以上の方が見つかった場合と書いてありますけれども、過半数が見つかつてかたその方々がですね、市町村に預けたいと言つているときに、際限なく調べるということではなくて、森林経営管理法上、全員同意となつていらるけれども、先ほど野村委員がおっしゃつたように、ほとんどの方が多分反対しないのであろうということを踏まえ、思い切つて進めてしまって、実際にはリスクが少ないのでないかと。こういうような、探索範囲を合理化するということについて委員会の中で懸念審議みたいなことが議論できるのかというようなところも、実際のニーズとしては非常に高いという状況です。このあたり実は迷いのあるところではありますて、こういうのを

打ち出せれば非常に大きなインパクトになると思うんですけども、これを本当に今法律上出せるのか、ということもあり、これをまた野村委員と品川委員にコメントいただくと。ガイドラインの本筋とは本来の目的という部分からずれるのですけれども、非常に大事な観点というか、興味深いところということで4番に入れさせていただきました。コメントいただけれどと思いませんが、野村委員お願いします。

ここは非常に重要なところで、とりあえず法律上、全員同意となつてましたら全員から同意を取らないと法律上の要件を満たさないとなつてしまふのではまずいというのが法律家の普通の考え方だと思います。

その上で、全員同意に関してはそくなつてしまうところだと思うのですが、じやあ所有者不明というのはどうこまで行ったら不明で、どれだけやるのか、という題加減があつていいのか、いけないのかは微妙などころかと思います。これについて法律家として普通に答えるば、調べればわかるることについてはちゃんと調べてくださいというのが非常にあたり前の返事ではあるんですね。

その上でなんですかとも、調査する事の無駄というんですかね。その膨大な労力、逆にいうとその調査が必要であるということが理由になつて放置されるというんですかね。それこそが社会問題であつて、なのでそういうなためにどうしたらしいのかといふことで、こういう特例の法律を作つているのに、その特例を使つたためにまた膨大な調査をするとなると、それは本当に目的にかなつているのかといふことが疑問なわけです。原則としては調査する訳なんですかけれども、例えば所有者不明土地でいうと、メガ共有と呼んだりしますけれども、1,000人ほどまで言わなくとも100人以上の共有、相続調査をするそくなつてしまふとか、あるいは、森林の場合にはもともと共有林として登記されていて、しかもそれぞれに相続が発生しているとかいう土地がありますので、そういうものについて、ガイドラインとかで、ここまでやればいいんじゃないのつてことが本当は示せれば望ましいといふのが、これは私の「個人の」思いであります。それは自分も苦労して、苦労している行政職員を見てきた入間としての思いですね。

他方で、こういうことでその相続調査ですとか権利者の探索を一部省略してもいいんじゃないかという議論をしたときに「弁護士会」としては反対する人が相当多かろうという気がします。それはそういう調査しなかつたことによつて本来反対であるのに、つまり不同意所有者に当たる人がいたのにそこを探さずに済ませてしまつたらおかしいんじゃないんですか、という議論がでてくることは当然に予想されるところであります。

野村委員

これに参考になる議論としていうと、国交省が主にやつたと思いませんけれども、公共事業のための所有者不明土地の特措法というのがありますし、所有者不明土地を、地政福利増進事業＝公益的な事業のために、5年とか年数を区切つて公共的利用をできるようにする。また、土地の収用の特例なども含む法律ですけれども。この法律について、どこまで探索するかということが議論になつて、その探索に関するガイドラインが出てると思います。私も詳細にそれを勉強したわけではないのでここではその事実だけご紹介します。今度必要に応じて勉強しておきますが、それは参考になるのかなと思っています。

これは、非常に難しい問題で、しかしながら、ここが解決されないと、せっかく色んないいことを言つても、結局探索が大変でやめちゃつたということが必ず起るということを確信しているので、そこに対して短期的にではなくても何か市町村への応接になるような考え方みたいなものが出来れば私「個人の」気持ちとしては非常にうれしいなと思っています。
長期的なスパンでご検討されるということなので、そういう意味でいうとまさに所有者不明土地問題に基づく民法等の改正の法整備が行われていて、これは今年度中に成立を目指しているという状況で、施行がいつになるかわかりませんけれども、採用できる可能性があるというか、新たな法整備と組み合わせて森林経営管理法を使うことによって一定の解決が図られるところがあるかもしれませんということが申し上げておきます。ただし、この民法等の改正の取り組みは、私から言わせると、多数共有の物件についての相続調査の堅減をするというような部分において非常に配慮が少なく、その部分に関しては有効な改正が極めて少ないんじゃないかなと思っていましたので、あまり期待はしていただかないほうがいいかと思います。
ちょっとと長くなつてしまつません。もう1点だけあるのですけれども、ちなみに今年、今月11月1日に新しく施行された法律がありまして、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が全面施行になりました。この法律は不動産登記の各筆の表題部に「字〇〇」とかしか書いてないなかつたり、氏名が書いてあって住所が無くて「誰それ外10名」とかになつているような土地に関する特例の法律なんですね。
この法律は、法務局が代わりに所有者を探索してくれたりとか、所有者が不明の場合に財産管理人をつけてくれて管理とか処分が可能になる法律でして、森林の問題に対して助けになつてくれる可能性があるのかなと思いますので、いつかご紹介する機会があればと思いますが、頭出しだけご紹介を申し上げます。

私の「個人的な」意見も入りましたので品川委員に正していただければ

思いますけれども、お願ひします。

品川委員

大変これは重要な問題ではあります。不明ということもありますなくとも、とにかく調べていけば多数の当事者がいて、例えばそれが100人であつたと。100人が100人、きつちりたどれちやうという場合もあるわけです。私は1件そういう事案でそういう登記簿を見せられて、もう本当に何とかでうちの事務員にもこれ足して1になるかやつてみてと、ほんとに1になつたと。これ、きつちり判明していると。これを全員の合意を取るのか、ということで暗諭とした気持ちになりました。ただ、先ほど野村委員がおっしゃられた通り、森林經營管理法ではこれは全員分必要ということになっているわけですね。民法の原則からすれば、処分は入らなくて、保存管理であれば過半数の同意でいけるわけですね。民法の手続の中には書き込んでないけれども、品川委員もおつやつたように、民法上は当然100分の1であつてもその人は権利者なのでその人を無視することはできないよね、というのが、原則ではあるということです。

三間課長補佐

ありがとうございます。野村委員からご紹介いただいた「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」なんですが、これについても、森林といふのは、やはり表題部所有者の変則型登記というものも結構あるので、対応を優先してくれと/or ことで、法務省の本省から法務局に通知も出してもらいまして、法務局から市町村に要望調査をしたときに、森林があがつてきた優先してくれといふことでも、一応、法務省と林野庁の間ではそういう話はしていますのでご参考までです。

三間課長補佐

すみません、一応、資料1は一通り議論をしていただいたということでしたて、とりあえずの今後のスケジュールやターゲットについても、皆さんに共有いただけたかなと思っております。次回はですね、年明けになるかと思います。また、うちの室木、生態系協会のほうから改めてご相談が行くかと思いますけれども、今の状況からして、本当は第3回はみんなで集まってでききたいうことで植木委員長とお話ししていたんですね。ちょっと簡単ではないのかと思っていまして、植木委員長から「来年は会えるといいね」と話をいただいていふところです。また、ちょっとご不便をおかけいたしますけれどもこんな形でやれたらと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。最後に植木委員長のほうからコメントをいただいて締めくくれたらと思いますのでよろしくお願ひします。

野村委員

あの、私の話と品川委員の話、まったく一緒だったというふうに私は認識しているんです。つまり、前提になることに全く認識の違いはなくして、実

際問題普通にやつたらこうなるでしょということには全く変わりはありません。全員同意ということは曲げられないと思うのですけれども、所有者不明、不明者がいた場合にですね、例えば何人が不明な人がいますという場合にどこまで調査するのかとかですね、そういうことに関しては、なんらか多少考える余地はあるのかなとか、そういうふうなことを思っているということです。関連で申し上げると、「どこまで調査すればいいのかを法律で明示してほしい」みたいな要望がどこかで出ていたようになりますが、そこを明確に書いていないことにも、その意図があるのかな、というふうに思っています。もし、法律に明確に書いてしまえば、そのとおりに調査する以外はなくなるということでもありますので。所有者不明土地の特措法の立法に関わられた方たちは、ある意味、所有者の探索というものについて杓子定規に法律で決めきつてしまふということは、する必要はないんじゃないかという考え方、あるいはそこはもう少しちょと多少の余白を残したいということなのかなというふうに思います。ただ、法律の手続きの中には書き込んでないけれども、品川委員もおつやつたように、民法上は当然100分の1であつてもその人は権利者なのでその人を無視することはできないよね、というのが、原則ではあるということです。

野村委員には、今後、私の気が変わるようにご説得いただくことになろうかなと思いますけれども、やっぱりこのテーマをきちんと、法案改正の組上のつけて正面から切り込んでいただくことのほうが、私は、王道ではないかななどいうふうに思っています。すぐに結論を出すのではなくてもうしばらくこれについてお時間いただきたいなと思います。すいませんけれども現状はこういうことでよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。非常に野村委員と品川委員のお話ありがとうございました。最後に品川委員おっしゃいましたけれども、我々の森林経営管理制度もいざれまた見直しのときがあります。その時に、市町村に喜ばれるような改正になるように、このガイドラインに示すところを示しても、ある意味「提言」のようなものを見つける最後、令和5年の時とかに示してですね、こういうのが今の民法とか改正民法を踏まえたときにこうできるのではないかといふことがあればですね、また、我々林野庁として法改正するときの玉にもなつくると思いますので、時間の中でいろいろ議論いただけたらなと思っています。

はい、どうも皆様ありがとうございました。なかなか難しい問題で、私自身もこの議論、十分に消化できているわけではないなと思っています。ましてや自然科学と社会科学の領域からですね今回この整理をしていかなくてはならないということになりますと私もなんて法律ことなんてからつきしダメですから。今の議論を聞いていてもですね、また森林の事でも専門家にお任せするしかないなとか思ったりですね、また森林の事でもいろいろな見方、考え方がありますから、そこでも一つに集約するというのも結構難しいのかなと思った次第です。そうはいっても、一応、森林整備管理法が動き出しているわけですから、市町村の皆様にはできるだけわかりやすく、そして初期の目的に適うな森林整備をしてもらいたいと思うならば、きちんとしたガイドラインを作らなければなりません。本当は膝を交えて皆さんとお話するのが一番議論も深まるのだろうと思うのですが、それとも、コロナ禍の状況ですかから来できませんが、第3波が始まつたばかりですからみなさんとお会いできるのもまだ先かなというふうに思っています。いずれにしろ、こういう形で当面はやつていくしかないのかなと思っておりますので、事務局には大変申し訳ございませんけれども資料の準備と事前の打ち合わせをやってもらひて、こういったweb会議でも十分な議論ができるような体制をお願いしたいなと思っております。本当に今日は皆様ご苦労さまでした。ありがとうございました。

ありがとうございました。生態系協会から何かござりますでしょうか。連絡等々。

また、順次事務的なことについては個別にお願いするかと思いまますけれども引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

今日はお忙しいところ、ちょっと時間は過ぎましたけれどもありがとうございます。また、引き続きよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

出席者一覧

第3回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

<委員>

植木 達人 信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営研究室）
 うえきたつひと

日 時：令和3年1月18日

13:30～16:00

主 催：林野庁

※委員長

阿部 和時 日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）
 あべかずとき

次第

箕輪 富男 森林利用課 課長 【欠席】

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川 尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 岐阜県 郡上市林務課 課長

片山 健二 石川県 かが森林組合 専務理事

1. 当面の議題について（事務局説明）

2. 審議

<林野庁>

箕輪 富男 森林利用課 課長 【欠席】
 みのわとみお
 安高 志穂 森林利用課 山村振興・綠化推進室 室長 【欠席】
 あたかしほ
 三間知也 森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）
 みまとちや

<事務局>

(公財) 日本生態系協会 松浦、亀田、小川

当面の議題 第3回ver.

令和3年1月
林野庁

※事前打合せの結果、修正を加えた箇所には下線を引いております。

次回以降も本資料を基に議論することとしますが、ご意見を踏まえ修正した場合は同様の方法により明示することとします。

第2回検討委員会のポイント ~議論の進め方~

森林経営管理法の特例措置を活用していくにあたり、

- ① 所有者不明であることを特別扱いするというものではなく（所有者が確知されている森林から特段の差異を設けるものではなく）、
 - ② **経営管理権集積計画を定めることが必要か**という観点に立ち、
 - ③ 各々の森林の状態に応じた**最適な経営管理**を行う
- という方向で議論する

そのため、

- ① 切捨て間伐が想定されるような森林管理を前提として議論をしていくものではなく、
- ② 搬出間伐による木材生産も含め、林業経営も議論の射程とし、市町村に**バランスのよい判断の視点**を提供する

市町村に活用してもらえるガイドラインとなるよう各論を深めていくとともに、

- ① 議論が煮詰まらないところを**Q・A集**としてとりまとめることや、
- ② **具体的な事例**を紹介するということも考える



「対象とすべき森林」の判断材料

- 通常も特例措置の場合も変わらず「健全な森林に育成する」という方向性の下で議論する
 - 対象となり得る森林が広範に及ぶ一方で、「何を優先すべきか」を整理した上で、
 - 「優先して経営管理すべき森林」として具体的な指標を置きたい
 - その際、市町村が判断しやすく、また、対外的にも説明しやすい指標とは何かを考える
- ①～③をもとに、市町村が「ここなら使える」と判断できる材料としたい

「経営管理の方向性」の判断材料

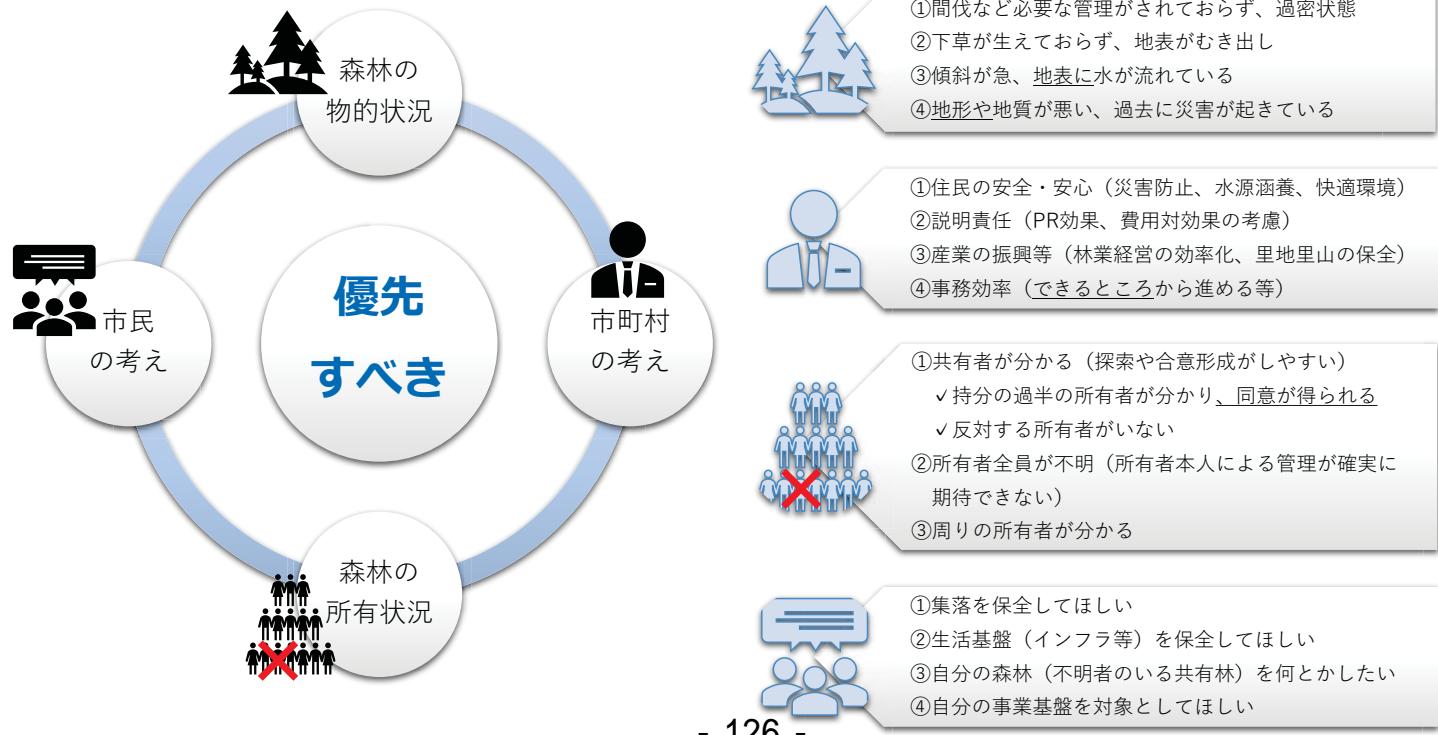
- 各々の森林に応じた「経営管理を柔軟に選択していく」という方向性の下で議論する
 - 市町村の裁量で選択していく上で、「合理的な（合理的ではない）判断とは何か」を整理した上で、
 - 合理的な判断であると裏付ける具体的な指標を置きたい
 - さらに、合理的でないとされる場合の具体事例を整理したい
- ①～③をもとに、市町村が「安心して使える」と判断できる材料としたい

2

「対象とすべき森林」の判断材料



- 「優先して経営管理すべき森林」と言っても、森林の物的な状況以外のことも考えるべきと考えます。
- 例示してみましたが、「例示の加除」、「例示の優劣」についてご意見をください。



3

「経営管理の方向性」の判断材料

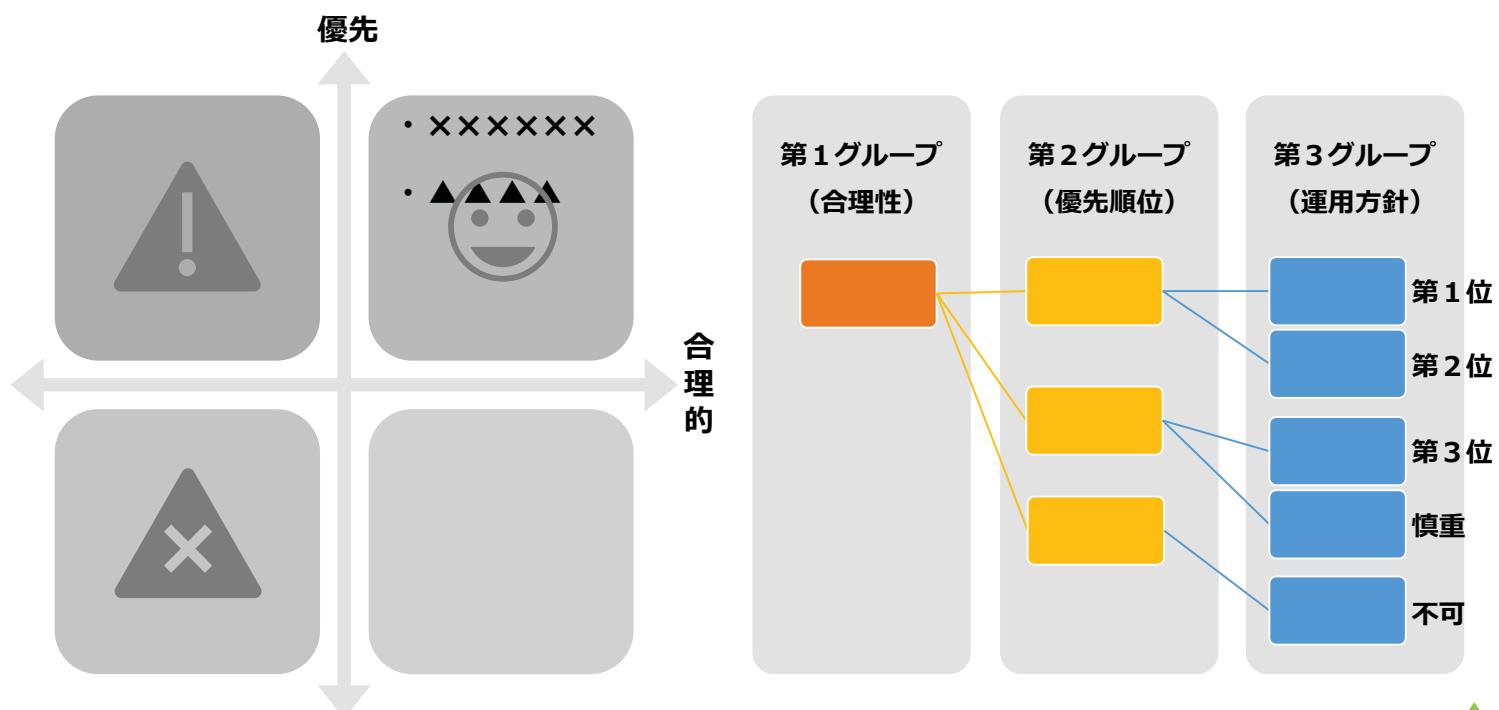
 「合理的な判断をする」と言っても、森林の物的な状況以外のこととも考えるべきと考えます。例示してみましたが、「例示の加除」、「例示の優劣」についてご意見をください。



4

判断材料の総合考量

 優先順位や合理性の最終的な判断は市町村が行うものであるものの、市町村の見解整理の参考となるようマトリクス表やフロー図をイメージとして、検討委員会でも見解を整理できないか



5

各論① 「対象とすべき森林」～森林の物的状況から～



- 過密状態を評価する指標は何がよいか、また、所有者不明であることを理由に数値指標を通常の場合より厳しくする必要はないと考えるがどうか
- 下層植生や地表の状況など目視的指標も取り入れたいがどうか
- 傾斜や地質など地形的要因や過去の災害の発生状況、法指定等の状況を勘案するのはどうか

過密状態

■樹冠長率 ②÷①

- 40%以下を一つの目安として提示することはどうか

■形状比 ①÷③

- 80以上を一つの目安として提示することはどうか

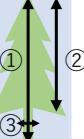
■立木密度

- 相対幹距比の汎用性、市町村の負担を踏まえ、施業体系図、収穫予想表等から林齡毎の成立本数の妥当性を評価する程度の指標はどうか

追加検討

樹種や林齡の違いの考慮

- 高齢級林分では、立木間隔の空きすぎに注意
- 若齡林（20~40年生）で下層植生の消失が顕著、ヒノキ林で顕著
- どのタイミングで現地調査を行うか



目視的指標

■下層植生

- 有り・無しなど、定性的な観点でよいか
- 定量的（被植率）や種類（ササ、シダ等）の評価、造林樹種ごとの整理をどこまで行うか

■地表

- 落葉落枝（A0）層の流出、細根の露出を一つの目安としてよいか



地形的要因

■傾斜

- 30~35度を一つの目安としつつ、地域の災害発生の状況などから地域毎に目安を置くことでどうか

■地形・地質

- 國土地理院の10m-DEM程度でも微地形表現図を確認することでどうか
- 地質は地質図（文献）を調査することでよいか

■その他

- 土壤調査や落石発生源の有無などの詳細な現地調査は不要としてよいか

過去の災害・法指定

- 法指定の状況や過去の災害の履歴、地質などは「山地災害危険地区調査」において行われていることが多いことから、まずは当該データを活用することとしてよいか

- 保安林等の法制限の状況を踏まえ、対象としての優先順位を上げるべきか

- 市町村森林整備計画のゾーニングを具体化（地形や地質、法指定の状況等を事前に整理すること等）で優先順位付けに資さないか

- どのような地形的要素を考慮するか
- どのような地質的要素を考慮するか
- 市町村森林整備計画で位置づけるとよい事前情報は何か
- 治山事業（都道府県）との役割分担

6

各論② 「対象とすべき森林」～市町村、市民の考え方から～



- 土砂災害や水害から住民、生活基盤を保全することを第一の検討事項とすることをよいか
- 水源の貯留や快適環境の形成など、所有者不明森林に限らず、周囲一帯の森林として機能が發揮されるものについても、積極的に対応することでよいか
- 林業の振興や里山の整備を通じた間接的な農業の振興など、産業振興について、優先順位をどのように考えるか
- 不明者と共有状態となっている森林所有者のために特例を使うという考えはあり得るのか
- 市町村として事務効率を考えて優先順位を付けることをどこまで可能とするか

局所的課題 (土砂災害の防止等)

■災害の規模

- 招く災害の規模に関わらず対応するということしたい
- 災害の規模に応じて優先順位を考慮すべきか

■被害の種類

- 住家の倒壊、インフラの寸断、田畠への土砂流入など、被害の種類で優先順位を付けることは可能か

追加検討

- 災害発生の蓋然性に関わらず関与することを前提としつつも、市町村はどの程度のアンテナで「災害が起こるかもしれない」と認識すべきか
- 例えば、森林の物的状況から優先順位を付けつつ対応することで差し支えないと言えるか

広域的課題 (水源の貯留、洪水防止等)

- 所有者不明森林単体によって機能発揮に直ちに影響がない広域的な課題に対しても、積極的に関与することも可能であることを前提としたい

- 局所的課題が常に優先され、広域的課題が常に劣後するという整理はしないことによいか

産業振興等

- 一義的な目的を林業振興とすることも可能であることを前提としたい
- 森林管理の適正化を第一義と説明できることを前提に、法の目的外である農業振興や地域振興も射程に入ることでよいか
- 周囲との一体的な施設の実施のために留まるのか
- 所有者不明森林自身における木材生産もあり得るのか
- 産業振興の観点から活用できるとしても、公益目的と比べ、順位を下げると整理するか

共有者のため

- 明確な意思をもつ一部の共有者がいることをもって優先順位を上げるという判断は可能か

事務効率

- 事務効率も踏まえ、市町村がやれるところからやるという優先順位の付け方もあるってよいとしてはどうか
- どこまでを考慮事項とするか

7

各論③ 「対象とすべき森林」・「経営管理の方向性」～森林の所有状況から～



- 持分の過半の所有者が分かるときは柔軟に対応するということでよいか
- 持分の過半の所有者が分からぬときの対応に差を付ける（慎重とする）必要があるか
- むしろ、所有者全員が分からぬときを優先して対応するべきか
- 反対する所有者が現れたときは優先順位を下げるということでよいか
- 周囲の森林の所有者も分からぬときは優先順位を下げるということはあり得るか

持分の過半の有無

■過半判明

- ・適用する森林、取り得る経営管理の内容を柔軟に選択できるとする

■過半不明

- ・災害が発生するなど、人命・身体・財産への影響が起り得るものは柔軟に対応できるとする
- ・権利侵害の程度が低いとされる山村振興・観光目的は慎重な運用としてはどうか

追加検討

全員不明

- 左記に留意しつつも、所有者自らの経営管理が確実に期待できないことから、積極的に対象とするという考え方も可能としたい

反対者あり

- ・災害が起こる緊急性がある場合等を除き、明確に反対する者がいる場合については、対応の優先順位を下げる（対応しないことも可）とすることは可能としたい
- ・意思表示しない共有者がいる場合、協力しない共有者がいる場合については、法16条の特例を使うことを考へるべきか

※法16条の確知所有者不同意森林制度の活用を想定

周囲も不明

- ・災害が起こる緊急性がある場合等を除き、隣接する森林の所有者がともに不明である場合は、境界を確認することが困難又は労力を要する等の実務上の課題も踏まえ、優先順位を下げることも可能としたい
- ・境界が不明確であっても、周囲一帯となって経営管理権を設定し、管理するという方向性を打ち出すことができないか
- ・その場合、境界の確認や金銭の算定をどのように行うべきか

※詳細の検討は後年度を予定

各論④ 「経営管理の方向性」の判断材料～森林の物的状況から～



- ・経済性も踏まえて搬出間伐を実施することも可能としつつも、どこまでを許容できるか
- ・定性間伐に代えて、列状間伐とすることについて非合理とされる場合はあるか
- ・どのくらいの期間について管理すること（何回の間伐を実施すること等）を求めるか

搬出間伐

- ・林業経営者に再委託し、伐採木から費用を捻出することも可能であることを前提としたい
- ・形質の悪い木を伐っただけでは間伐の効果が不十分であれば、価値のある木も伐採することも可能としたい
- ・経費負担を下げるため、積極的に価値のある木を伐ることは可能か（どこまで経済性を優先できるか）
- ・地形（急峻、谷沿い）や立地（道路や住家の上部）等を考慮し、搬出間伐を選択することを積極的に考えることとしてはどうか
- ・無理に搬出すると経費が掛かり増しになるときは、伐倒木の片付けを実施し、リスクを下げることでどうか

定性・列状間伐

- ・森林の物的性質を考えると、伐採方法の選択としては定性間伐としておけば合理的であるということを前提としたい
- ・その上で、列状間伐などの伐採方法の簡素化も合理的と言えるケースも多々あると思われるの、例外的に列状間伐などが否定されるケースを整理することとしてはどうか（体系的に記述することも困難と想定されることから、Q&A形式を想定）
【一例】
 - ① 急傾斜地
 - ② 地すべり地、崩壊地
 - ③ 火山灰土壌
 - ④ 超過密
 - ⑤ 強度伐採（●伐○残）
 - ⑥ 2回連続の実施 等

存続期間

- ・存続期間の設定も、通常の場合（所有者が確知されている場合）と同様の扱いとすることを前提としたい
- ・不明とされた所有者が後で現れる可能性も少ない中、市町村による継続的な管理にニーズがあることから、必要に応じて長期間の設定を検討することとしてはどうか
- ・必要な経営管理を実施すべきであり、特例を講じることへの不安視から、存続期間を縮減することや、間伐等の施業の実施回数を減らすことはしない方向でどうか

追加検討

- ・森林の状況に応じて適切な伐採をすることは前提としつつも、伐採量（とりわけ上限量）について留意すべき事項はあるか
【一例】
 - ① 管理行為として行うものであるから、資産価値（資源の量又は質）は維持される範囲に留めるべきか
 - ② 変更行為とも捉えかねないが、場合によっては、資産価値（資源の量や質）の低下を招くことは許容されるか
- 許容される場合は具体的に何が想定されるか

※詳細の検討は後年度を予定

追加検討 ・搬出しない（作業道の作設をしない）方がいい場面は何か

各論⑤ 「経営管理の方向性」の判断材料 ~市町村、市民の考え方から~



- 市町村が取り組みやすいところから進めるという考えは、どこまでが合理的と言えるか
- 住民や事業者の意見を聞き、ニーズに応えることは、どこまでが合理的と言えるか
- 市町村はコストや費用対効果を意識することになるが、どこまでが合理的と言えるか

市町村の考え方 (取り組みやすい)

- 取り組みやすさという観点はどこまで組み入れても合理的と言えるか
- ① 速やかに取組を進められるよう、直ちに所在が不明な所有者が少ない
- ② 確知されている共有者の協力が仰げる
- ③ 意向調査を実施中でのなど、市町村が事務で関与している
- ※ ①～③に該当しない（又は複数該当しない）場合は対象としないとすることは不合理か

住民のニーズ

- a. 住民の安全・安心な生活を確保するものとして、市町村がそのニーズを理解できるもの
- b. 住民に快適な生活環境を提供するものとして、市町村がそのニーズを理解できるもの
- c. 住民の主観的なニーズに過ぎないもの（市町村が客観的に判断することが困難な個別具体的のケース）

事業者のニーズ

- A) 事業者のニーズに基づくが、不明所有者にも明確なメリットがあるもの（所有者不明森林の資産価値が向上するもの）
- B) 不明所有者がデメリットは回避できるもの（資産価値こそ上がらないが、隣地に迷惑をかけずに済む等）
- C) 事業者のニーズに基づき、事業者だけにメリットがあるもの（単に所有者不明森林を使いたいだけ）



これらの組み合わせも検討

【一例】

- aかつiiiで取り組まないのは不合理
- ②かつcなら取り組んでも合理的
- Bなら iで対応すべき 等

市町村の考え方 (費用対効果)

- 費用対効果について、どこまで組み入れても不合理と言われないか
 - i. コストが低いからという理由だけで、切捨間伐や列状間伐を選択する
 - ii. 林業経営ベースで管理を行うことで、市町村のコスト負担がなくなるという考え方だけで林業経営者への再委託を選択する
 - iii. 取り組むべきと認識しつつも、コストが嵩むからという理由で取り組まないとする
- ※ コストや費用負担について、特例措置であることを特段意識する必要はないとする考えはあり得るか



各論について、事前説明いただいたコメント

(注) 本資料に掲載のキャラチャは、事前説明段階の資料案であり、第3回検討委員会で取り上げられて
いる資料①とは若干異なります。

各論① 「対象すべき森林」～森林の物的状況から～

過密状態	目視的指標	地形的要因	過去の災害・法指定
■樹冠長率 ②÷① ・40%以上が良いとされるが、どうするか ■形状比 ①÷③ ・80以下が良いとされるが、どうするか ■相対幹距比 ・収量比数よりも適用範囲が広いと感じるが、樹冠長率や形狀比を完結するものとして検討に加えるか	■下層植生 □ 阿部、河合 ・定性的な観点でよいか ■傾斜や地質など ・過去の災害の発生状況や法指定等の状況を勘案するのはどうか	■傾斜 ・30度では対象がなくなり過ぎることから、例えば40~45度あたりを差を付けてよいのか ■地質 ・落葉落枝 (A0) 層の流出、細根の露出を一つの目安としてよいのか ■その他 ・土壤調査や落石・落葉落枝は不要としてよいのか	■法指定の状況や過去の災害の履歴などは山地災害検査地図調査することが多いことから、まずは当該データを活用することとしてよいのか ■その他の要因を全市町村に検討させることは難しいかもしない（河合委員） ・現地調査で傾斜勾配を測定することは現場レベルでは行っていない（片山委員） ・郡上市では環境保全林の整理として地形的要因もゾーニングに反映しているが、市町村森林整備計画において、地形的要因を全市町村に検討させることも賛成するが、あとは、初任者が見ても分かりやすいものに仕上げていくとか、どのような情報も盛り込んでいくかを考えていく必要（植木委員長） ・表層崩壊と言われるような山崩れの発生頻度は、傾斜35度あたりではないかと思うが、過去の災害データなどから地域の地形にあった数値を基準として括げるほうがよいと思う。一概には言えない（阿部委員） ・山地災害危険地区の調査が県全域で行われていることが前提にはなるが、リスクの高い場所が整理されているので活用できるといい。確かに、森林経営管理制度で対応するか、治山事業で対応するのかという役割分担的な話はあると思う（阿部委員） ・山地災害危険地区調査の朽木県版を確認したが、有用なものであると感じた。この危険地区に指定されているところで森林経営管理法を活用しないことについて合理的な説明をすることは可能なのか（川委員）
■過密状態／目視的指標 ・特例を使うという段階では、樹冠長率や、形状比、相対幹距距離比という具体的な数値的根拠の必要性は理解するが、対象森林の優先順位を検討する段階で、そこまでの数値的情報を把握することを求めるのは市町村にとつては負担ではないか。成立本数を把握していくとか、施業履歴の有無を確認する程度で十分ではないか（片山委員） ・樹高の測定を求めるのは厳しいか。林冠の閉鎖状態（林内の暗さ）、下層植生の有無、表土の流出状況など目視的に分かるものから取組をスタートし、森林整備を行うまでの間に数値的なものを把握していくという流れがよい（河合委員）	■樹冠長率 ②÷① ・40%以上が良いとされるが、どうするか ■傾斜や地質の違いの有無 ・落葉落枝や林内暗さなどは考慮するべきか ■木間開けの空きすぎに注意	■樹木、阿部 ・高齢森林では、立木間隔や林内暗さなどでは当面はまらない。手間を考えると優先順位付けの基準には否定的。地域毎に施業体系図や収穫予想が調整されているはずなので、成立本数が林齡や地位からみて妥当なところにあるかを把握するのは良い（植木委員長） ・特例を使うにあたり、目視的情報からスタートするという方向でいい。樹冠長率40%や形状比80は妥当なライン。 一定の幅のもった数値を示すに留め、現場毎に判断していく方がよいと思う。相対幹距比は、立木の配置が一様分布やランダム分布である必要があり、列状間伐がされたところなどでは当てはまらない。手間を考えると優先順位付けの基準には否定的。地域毎に施業体系図や収穫予想が調整されているはずなので、成立本数が林齡や地位からみて妥当なところにあるかを把握るのは良い（植木委員長） ・特例でも判断可能。詳細の調査は後からするにしても、樹冠長率もはじめに把握できておくといい。下層植生については樹種によっても状況が異なるし、指標にするには詳細を検討しなければならぬ	■過去の災害・法指定 ・過去の災害調査結果などは山地災害検査地図調査することが多いことから、まずは当該データを基準とするかは地域の考え方次第のように思う（河合委員） ・郡上市では伐採届を受理する際や森林経営計画の認定する際には、地質図やCS立体図から判断できる情報で審査を行っている（河合委員） ・現地調査で傾斜勾配を測定することは現場レベルでは行っていない（片山委員） ・郡上市では環境保全林の整理として地形的要因もゾーニングに反映しているが、市町村森林整備計画において、地形的要因を全市町村に検討させることは難しいかもしない（河合委員） ・地形把握として既存の資料を活用することでよいと思う。市町村森林整備計画を具体化することも賛成するが、あとは、初任者が見ても分かりやすいものに仕上げていくとか、どのような情報も盛り込んでいくかを考えていく必要（植木委員長）

- ・現地調査をしないで市町村は責任ある最終判断ができたことは言えないのではないか。対象地の設定は機上で判断することができても、管理の方針は現地の状況を確認する必要がある（品川委員）
- ・山崩れを予防するためには、林齡に見合った地上部の量があることが重要。地上部があれば、それに応じて根の量も確保される。分かりやすい指標を使えばよいが、立木密度を使うというのもひとつ。具体的な数字が必要ということであれば、収穫予想表を使うのがいいのではないか（阿部委員）
- ・下層植生について定量的に言及することは難しいが、まずは、表面浸食を防ぐためにも下層植生があるということが大事。植生の種類もひとまず何でもよい、下層植生の動向はシカの食害もあるので、取り扱いは考える必要がある。A0層への言及はその通り（阿部委員）

■地形的要因／過去の災害・法指定

- ・郡上市では傾斜30度をひとつの目安としているが、他地域では35度としているところもある。どこを基準とするかは地域の考え方次第のように思う（河合委員）
- ・郡上市では伐採届を受理する際や森林経営計画の認定する際には、地質図やCS立体図から判断できる情報で審査を行っている（河合委員）
- ・現地調査で傾斜勾配を測定することは現場レベルでは行っていない（片山委員）
- ・郡上市では環境保全林の整理として地形的要因もゾーニングに反映しているが、市町村森林整備計画において、地形的要因を全市町村に検討させることは難しいかもしない（河合委員）
- ・地形把握として既存の資料を活用することでよいと思う。市町村森林整備計画を具体化することも賛成するが、あとは、初任者が見ても分かりやすいものに仕上げていくとか、どのような情報も盛り込んでいくかを考えていく必要（植木委員長）

- ・表層崩壊と言われるような山崩れの発生頻度は、傾斜35度あたりではないかと思うが、過去の災害データなどから地域の地形にあった数値を基準として括げるほうがよいと思う。一概には言えない（阿部委員）
- ・山地災害危険地区の調査が県全域で行われていることが前提にはなるが、リスクの高い場所が整理されているので活用できるといい。確かに、森林経営管理制度で対応するか、治山事業で対応するのかという役割分担的な話はあると思う（阿部委員）
- ・山地災害危険地区調査の朽木県版を確認したが、有用なものであると感じた。この危険地区に指定されているところで森林経営管理法を活用しないことについて合理的な説明をすることは可能なのか（品川委員）

各論② 「対象とすべき森林」～市町村、市民の考え方から～

■産業振興

- 法の目的に、林業経営の効率化も掲げられているので、林業振興のために使うということは当然に可能。このことは、特例措置を活用する場面でも同様（野村委員）
- 所有者不明森林が阻害要因となることに対して周辺の森林利用が進まないということに対しても特例措置を使っていくという選択肢もある。すなわち、近隣の森林での民間活動のアシストをする、林業を採算ベースに乗せるために使うということもある（野村委員）
- 森林管理の適正化という目的にも沿うならば、鳥獣害防止などによって農業振興にも貢献するという目的を併せて掲げることは可能。法の目的にある「社会的諸条件」の一つとして捉えられるのではない、か（野村委員）

- 鳥獣害を防ぐことは広く公共の福祉に資すると言えるので可能だと思うが、説明の仕方は工夫が必要である（品川委員）
- 石川県では熊の出没が相次いでおり、里山の管理が問題ともなっている。鳥獣害対策という観点も盛り込めるといい（片山委員）
- 明確な意図をもつて一部の所有者がいることをもつて優先順位を上げるものという判断は可能か（品川委員）
- 災害が発生しても、積極的に関わることは可能か（野村、品川、河合）
- 一義的な目的を主張する（河合）
- 説明できれば、林業振興も可能か（品川委員）
- 災害時の視点と比べて優先順位を下げるべきか（河合）
- 災害時の視点で優先順位を付けるべきか（品川委員）
- 一体的な実施に留まるのか（河合）
- 所有者不明森林における木の伐採等もあらゆるのか（河合）
- いずれにしても、優先順位をどのよう考慮するか（河合）

■災害防止

- 土砂災害や水害から住民、生活基盤を保全することを最優先とするこれまでよいか（品川委員）
- 水源の涵養や快適環境の形成など、所有者不明森林に限らず、周囲一帯の森林として機能が発揮されるものについて、優先順位をどのように考えるか（河合）
- 林業の振興や里山の整備を通じた間接的な農業の振興など、産業振興について、優先順位をどのように考えるか（河合）
- 不明者と共有状態となっている森林所有者のために特例を使うという考えはあるのでしょうか（河合）
- 市町村として事務効率を考えて優先順位を付けることは可能か（河合）

■災害の規模

- 招く災害の規模に附帯するということでおいか（河合）
- 灾害の規模に応じて優先順位を考慮すべきか（河合）
- 住家の倒壊、インフラの寸断、田畠への土砂流入など、被害の種類で優先順位を付けることは可能か（河合）
- 水害発生の蓋然性に附帯するこどを考慮とするか（河合）
- つまり市町村はこの程度のアンテナで「災害が起ころうかもしれない」と認識すべきか（河合）
- これまで森林の状況から優先順位を付けて対応することでは差し支えないと見えるか（河合）

■被害の種類

- 事務効率
- 事務効率という考え方があるともいいと思うが、直前に「やりたいところから」という説明は望ましくない。将来的な事業の全体像をある程度イメージした上で、まず、どこから取り組むべきのかを考えるときには、事務効率を考える（やりたいところをまず選択する）ということはあるだろう（野村委員）
- 事務効率は経験を積むまでの間は考えることがあってもいい。ただし、「やりたいところからやる」というのは行政の行為規範であってはならず、「やるべきところをやる」の一択である。「やりたいところだけやる、やりたくないところはやらない」は認められない（品川委員）
- 所有者や共著者が不明であるかどうかは取組を進めて行く中で判断していくもの。不明者の数が多数に及んでくると優先順位を下げる、取組を保留するという判断もあると思う（河合委員）
- 林業経営者への再委託となれば、それだけの事務が必要となる。森林整備を速やかに行うという考えに立てば、市町村による切捨て間伐の実施を優先するという考え方もあるのではないか（片山委員）

■災害防止／水源の涵養

- どちらかと言えば、災害防止が優先されるのだろうが、災害防止の目的が他の目的よりも常に上に位置づくというものでもない。ケースバイケースであろう（野村委員）
- 所有者不明森林が放置されたとしても水源としての機能には問題ないということであるならば、水源涵養機能の発揮について優先順位を下げるということもあり得る（野村委員）
- 災害の危機が逼迫している状況なら、災害防止の目的の優先順位を上げるということはあり得る。また、災害の規模にかかるらず、保護法益として、生命身体へ財産の優先順位であることは明らかである（品川委員）
- 水害の発生などの危機が逼迫していない状況であっても、公益的目的ということで、水源涵養機能の発揮に対しても積極的に対応することが肯定される（品川委員）
- 教科書でも学術誌でもいいが、何点か一般的に言われていることは示せる資料があつた上で取り組みであると説明がやすい（品川委員）
- 土砂災害と洪水の発生要因はオーバーラップするところがあるなど、災害防止と水源涵養機能の発揮は一体的に対策をしていくものではないか。産業振興にも使えるという見解も理解するが、それでも、人命や財産に關わる事項について優先的に取り組むべきではないかと思う（植木委員長）
- 土砂災害も洪水も災害であることに違いはないし、どちらも森林を健全な状態としておけば防げるものの。そのように考えると、どちらを優先するというものもない（阿部委員）

- ・災害の恐れがあるというのであれば、周囲が不明という状況であっても取り組んでほしいが、通常の場合であれば優先順位が下がっても仕方ないか（品川委員）
- ・経営管理権の設定にあたって、境界が確定していることは望ましいが、そうではないとしても、権利を設定する方向性を考えたほうがいい（野村委員）

各論③ 「対象とすべき森林」・「経営管理の方向性」～森林の所有状況から～		
持分の過半の有無	全員不明	反対者あり
<p>■過半判断 野村、品川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用する森林、取り得る経営管理の内容を柔軟に選択できるとする <p>■過半不満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するなど、人命・身体・財産への影響が起こり得るもののは柔軟に対応できるとする ・権利侵害の程度が低いときは山林権限・観察目的は対象としない <p>追加検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適な生活環境の維持目的について、どの程度 野村 ・保全対象となる人命（人頭）や財産（建築）などから権利侵害の程度（評価）を細分化、順位付けできないか <p>*詳細の検討は後年度を予定</p>	<p>左記に留意しつつも、所有者自らの意思で境界を設けられることから、積極的に対応するという考え方にはあまり争いが</p> <p>※注16条の複数所有者不同意 森林制度あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思表示しない共有者がいる場合、協力しない共有者がいる場合は、16条の特別を適用することを考えるべきか <p>*詳細の検討は後年度を予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・明確に反対する者がいる場合について、対応の優先順位を下げる（対応しないことを許容する）必要があるか ・むしろ、所有者全員が分からないとときに優先して対応するべきか ・反対する所有者が現れたときは優先順位を下げるといふことはどういか ・周囲の森林の所有者も分からないとときは優先順位を下げるといふことはどういか <p>※周囲の所有者が不明な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する森林の所有者がともに不明な場合は、境界を確認するところが困難である等の実務上の課題も踏まえ、優先順位を下げるることは合理的とされるか <p>※共有者の一部が分かり、その者の旨による境界の確認ができる場合は別である</p> <p>*客觀的資料に基づき境界を確認できる場合は可能か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界を確認すことなく、取益の分配や賃貸の分担を按分で行うこととは避けべきか
■持分の過半の有無／全員不明	ことなく活用できる（品川委員、野村委員）。	<p>・持分の過半から同意を得ているからといって、残りの探索を怠るとか、意思の確認を行わないということはしてはならない（品川委員）</p> <p>・持分の過半の所有者が分からなくても、経営管理の必要性を説明できるのであれば、制度を柔軟に活用する考え方でよい（野村委員）</p> <p>・全員不明であったとしても積極的に取り組んだらいいと思う。森林を放置して所有者不明となるいる段階で私有財産への保護法益を過度に考える必要はない。自信をもって取り組むといい（品川委員）</p>

■反対者あり／周囲も不明

- ・明確な反対者がいるのであれば優先順位は下がっても仕方がない。ただし、そのような場合も含めて使い得る仕組みであることは伝えてほしい（野村委員）
- ・反対する者と意思表示をしない者は別々に考えたほうがいい（野村委員）
- ・周囲の森林も含めて境界不明という状況の場合、財産管理人の選任まで規野にいれても森林経営管理法の枠組みでは取まらない話になる上、後に国土調査を実施したときの成績と齟齬のない結果を出さなければならぬため、大仕事にはなる。そうだとしても、災害の恐れがある森林では取り組むべきではないか。しかし、そうでもないようであれば、優先順位が下がっても仕方がない（品川委員）

各論④ 「経営管理の方向性」の判断材料～森林の物的状況から～

■定性・列状間伐	
●木を伐って持ち出す（売りに出す）搬出間伐について、どこまでが合理的と言えるか	●定性間伐に代えて、列状間伐とすることについて非合理と言われる場合はあるか
●どのくらいの期間について管理すること（何回の間伐を実施すること等）が合理的と言えるか	●例示されているケースでは列状間伐は避けたほうがいいだろ（河部委員）

■存続期間	
●森林の状況によって適切な伐採をすることはあるかもしないが、持続性をもつて管理するほうが望ましいのではないか。存続期間を短くして、繰り返し特例を使うというのも大変だろ（野村委員）	●1回管理してそれで充分というのであれば存続期間を短くするということはあるかもしないが、持続性をもつて管理するほうが望ましいのではないか。存続期間を短くして、繰り返し特例を使うというのも大変だろ（野村委員）
●一般論としては存続期間を長くすることがよいと思うが、市町村が森林の状況から合理的に判断したことであれば、短くするという判断も尊重している（品川委員）	●一般論としては存続期間を長くすることがよいと思うが、市町村が森林の状況から合理的に判断したことであれば、短くするという判断も尊重している（品川委員）
●市町村は長期間の管理を嫌うのではないか。管理に必要な期間には市町村の判断に任せればいいと思う（片山委員）	●市町村は長期間の管理を嫌うのではないか。管理に必要な期間には市町村の判断に任せればいいと思う（片山委員）
●周りの森林の管理と一緒にやっていくものであるから、周りの通常の集積計画と同様の存続期間に設定するとと思う（河合委員）	●周りの森林の管理と一緒にやっていくものであるから、周りの通常の集積計画と同様の存続期間に設定するとと思う（河合委員）
●継続して管理していくという考え方には賛成する（植木委員）	●継続して管理していくという考え方には賛成する（植木委員）

■搬出間伐	
■伐採木を残さない	●森林の物的性質を考えると、伐採方法の選択としては定められた規範どおりは合理的であるとされるべきであるが、以下は不合理か
●地形（急峻、谷沿い）や立地（道路や住家の上部）等を考慮し、搬出間伐を選択することも許容されるべきである。	① 間伐を1回実施すれば一定程度の効果がみられるので、最低限の5年として存続期間は5年とし、期間満了後は列状間伐を肯定されることはできない
●上記の場合でも、無理に搬出すると経費が掛かることがあるから、切り倒したままにすることは不合理となるから	② 間伐を2回実施する（20年程度隔かる）、これが最も考えらるが、市町村としては負担の大きい場合で1回で留めた
●むしろ切りたい	③ 通常の場合は存続期間を10年とし、間伐を実施した後も巡回し、経過は監視することとするが、長期間伐がされることに不安もあるので5年で留めた
●形質の悪い木を伐つただけでは間伐の効果が不十分なので、価値のある木も伐採することは合理的としたい	④ 超過収益は残ける ⑤ 2回連続は選げない等
●経費負担が下がるが、積極的に価値のある木を伐ることに対するのは不合理か	●阿部、河合 ●植木

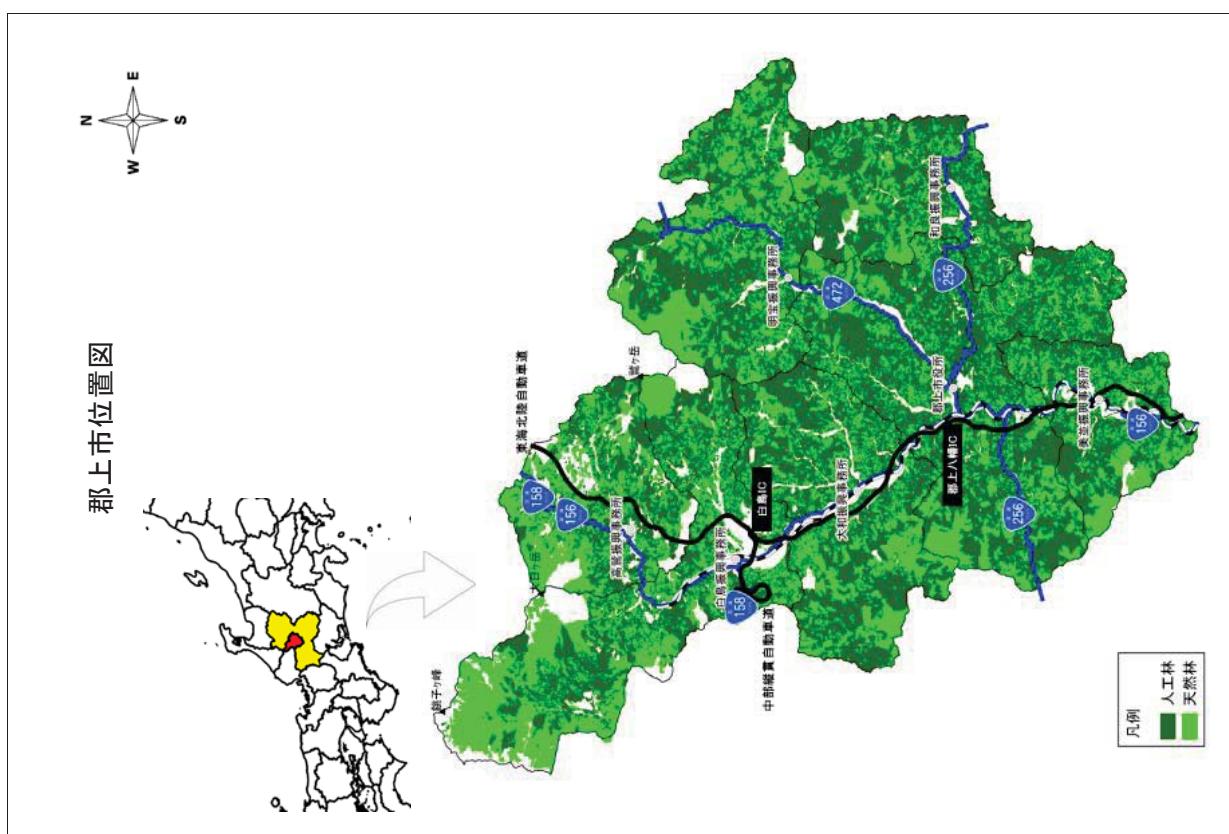
■搬出間伐

- ・所有者不明の森林の状況や周辺の状況も踏まえながら、現場が搬出間伐を実施すると決めたのであれば、それでよいと思う。切捨て間伐がいいのか、搬出間伐がいいのかは現場がよく分かっているものであって、現場の考え方を尊重する（品川委員）
- ・市町村が搬出間伐を実施するという選択肢は考えていない。伐採木を残すとしても、片付け工程まで実施すれば特段の問題は生じないと認識（片山委員）
- ・搬出間伐を実施するなら林業経営者への再委託。伐倒木を残すとしても、谷に向かって伐倒しないとか、伐採木がずり落ちないように切り株をハイスタンドにするという方法もあるのは（河合委員）
- ・搬出間伐を実施するにあたっては、CS立体圖を見て、崩壊地がないか、0次谷に作業道を通す計画にしていないかなどを事前に確認するし、地表にしづわが寄っているとか、立木が傾いているなど、地面が動いていないかなどを現地で確認するようにしている（河合委員）
- ・経費負担を減らすために搬出間伐を選択すると言う考え方には順位が低い。搬出間伐をしてはならないときというのも整理することが必要（植木委員）

↑「搬出間伐をしてはならないとき」というのはどのような状況なのか、教えてほしい（品川委員）

・高性能林業機械による森林整備が主流となり、作業道の付け方が問題となっている。斜面を切る量を少

なくするとか、注意しなければならない点を整理する必要がある（阿部委員）



郡上市森林整備計画

自 平成28年 4月 1日
至 平成38年 3月 31日
計画期間



令和2年3月31日変更
(郡上市公告第6号)

岐阜県郡上市

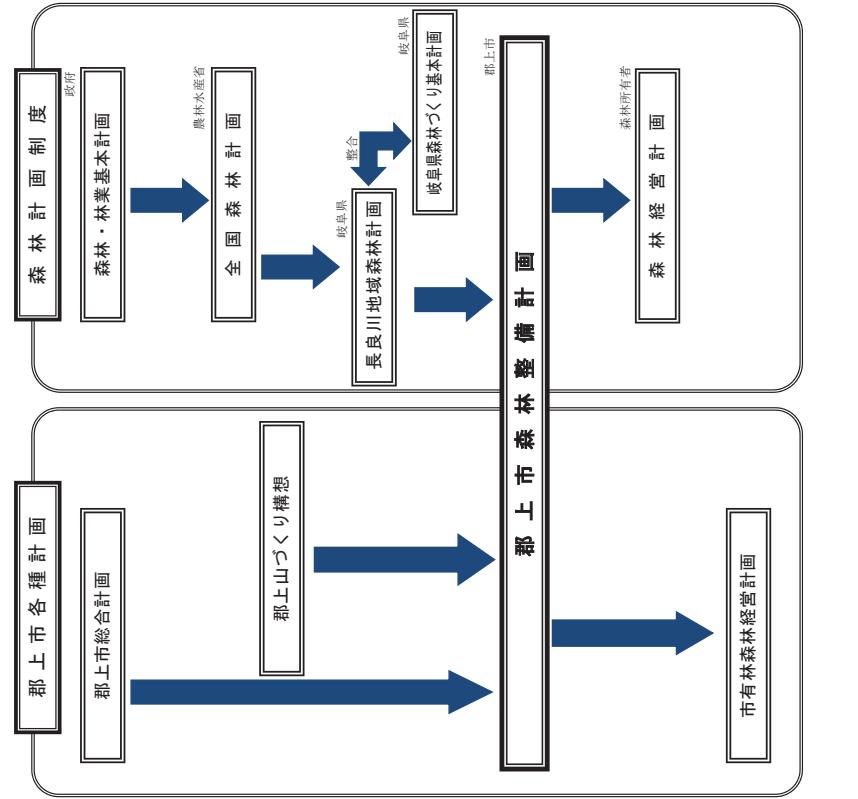
目次

計画の位置づけ	5	3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	36
Ⅰ 伐採、造林、間伐、保育その他の森林の整備に関する基本的な事項	6	4	その他必要な事項	36
1 森林整備の現状と課題	6	5	作業路網その他の森林の整備のために必要な施設の整備及び作業システムに関する事項	37
2 森林整備の基本方針	6	6	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	37
3 森林施業の合理化に関する基本方針	7	7	第8章 第8章 作業路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	38
Ⅱ 森林の整備に関する事項	11	8	3 作業路網の整備に関する事項	38
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	12	9	4 その他必要な事項	41
2 樹種別の立木の標準伐期齢	12	10	5 その他必要な事項	41
② 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12	11	6 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	38
3 その他必要な事項	15	12	7 作業路網に関する事項	38
第2 造林に関する事項	16	13	8 その他必要な事項	41
1 人工造林に関する事項	16	14	9 その他必要な事項	41
2 天然更新に関する事項	18	15	10 その他必要な事項	41
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	22	16	11 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	44
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	23	17	12 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	44
5 その他必要な事項	23	18	13 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	45
第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他の間伐及び保育の基準	24	19	14 森林の保護に関する事項	47
① 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法	24	20	15 鳥獣害の防止に関する事項	47
2 保育の作業種別の標準的な方法	26	21	16 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	47
3 その他必要な事項	26	22	17 その他必要な事項	47
第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	27	23	18 森林病害虫等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	47
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	27	24	19 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	47
2 木材の生産機能の維持増進を図るべき森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	30	25	20 森林病害虫等の駆除及び予防の方法（第1に掲げる事項を除く）	48
第5 森林配置計画の将来目標区分の設定に関する事項	32	26	21 林野火災の予防の方法	48
1 基本的な考え方	32	27	22 森林病害虫等の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	48
② 将来目標区分の設定に関する基準	32	28	23 森林の保健機能の増進に関する事項	49
3 将来目標区分の設定	34	29	24 その他森林の整備のために必要な事項	50
第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	35	30	25 森林経営計画の作成に関する事項	50
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規の規模の拡大に関する方針	35	31	26 森林整備を通じた地域振興に関する事項	52
2 森林の経営の受委託等による森林の経営規の規模の拡大を促進するための方策	35	32	27 森林の総合利用の推進に関する事項	52
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	35	33	28 小規模森林所有者等自伐林家に関する事項	52
④ 森林経営計画制度の活用に関する事項	35	34	29 住民参加による森林の整備に関する事項	52
5 その他必要な事項	35	35	30 その他必要な事項	53
第7 森林施業の共同化の促進に関する事項	36	36	VI 付属資料	54
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	36	37	1 参考資料	54
2 施業実施協定の締結その他の森林施業の共同化の促進方策	36	38	2 別表	62
		3 施業方法別の施業体系図等の具体的例示	68	
		4 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域図	73	
		5 鳥獣害防止森林区域図	74	
		6 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	75	

Ⅰ 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的事項

計画の位置づけ

森林整備計画は、地域にもっとも密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするもので、下図のとおり、各種計画との整合を図ります。



1 森林整備の現状と課題

郡上市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、白山山系の銚子ヶ峰、大日ヶ岳、鷲ヶ岳等の山々が連なる中山間地域で長良川の源流部にある。一部は、白山国立公園、奥長良県立自然公園に指定されており、豊かな優れた自然景観を有している。市総面積は103,079haで、岐阜県面積の約1割を占める。

水系は、市の中心部を北から南へ流れる長良川、東部を馬瀬川へ流れる和良川、西部を福井県へ流れる石徹白川をはじめとする一級河川が24本あり重要な水原地となっている。道路網は、主要幹線道路である国道156号線が市の中心部を南北に貫通し、それに平行して東海北陸自動車道が通っている。また、北部には長野県から福井県を結ぶ高規格幹線道路である中越縦貫自動車道が整備されている。気候は、内陸型山地気候で寒暖の差が大きく山間部では冬期の積雪が多くなっている。

森林面積は、市の総土地面積103,079haの約9割を占める92,398haとなっている。民有林の樹種は、南部ではヒノキ、北部ではスギの占める割合が高い。市内において、平成27年9月に、「A材を利用する「大型製材工場」が本格稼働し、県内において稼働している、「森の合板工場」とC・D材を利用する「木質バイオマス発電プラント」と併せ、新たな木材需要が生まれた。

この需要に応えられるよう、路網整備、高性能林業機械の導入、森林技術者の確保・育成、散害対策や伐採後の確実な更新など、木材生産体制の整備をすめることが課題となっている。また、地域の森林資源を地域内で活用する取組を一層促進するため、公共施設などにおける木質バイオマスエネルギーの利用や、市産材を活用した住宅等の建設などの取り組みをすめることが課題となっている。

<郡上市の森林面積と森林資源内容>

区分	面積	備考
総土地面積	103,079ha	
森林面積	92,398ha	森林比率：90%
国有林面積	2,468ha	
民有林面積	89,930ha	
対象内民有林		
うち人工林面積	49,696ha	民有林の人工林率：55%
天然林面積	37,444ha	
その他面積	2,711ha	
対象外民有林		
	79ha	

(IV付属資料1 参考資料(2) 土地利用・(4) 森林資源の現況等①保有者形態別森林面積より)

生活保全林	・電線や民家に掛かるおそれのある危険木の除去や、野生動物の被害を軽減するための緩衝帯などを住民の生活環境保全を目的とした整備を行う。
-------	--

2 森林整備の基本方針 (1) 将来目標区分 (岐阜県独自の区分)

ア 将来目標区分ごとの整備方針

岐阜県森林づくり基本条例に基づき県が策定する「第3期岐阜県森林づくり基本計画」においては、望ましい森林の姿への誘導と人工林の断続構成の平準化を図るため、100年先に向けて望ましい森林の姿へ森林配置を見直す『森林配置計画』を策定することとした。森林配置計画では、森林の現状、気候や地形といった自然条件や法規制等の諸条件を踏まえた上で、経営、環境、観光、生活といつた人の活動に寄り添う視点により、木材生産を目的とした「木材生産林」、公益的機能を重視した「環境保全林」、景観を重視した「観光景観林」、身近な生活環境の保全を目的とした「生活保全林」の4つの森林区分（以下、「将来目標区分」という）に今後区分していくこととしている。

将来目標区分において、本市の民有林は、「木材生産林」と「環境保全林」のいずれかに区分することとし、「観光景観林」と「生活保全林」は、これらに重複して設定することとする。

本計画では、長良川地域森林計画に則して、

- ・ 大まかなエリアの森林づくりの目標である「将来目標区分」(岐阜県独自の区分)
- ・ 個別の森林において重視すべき機能である「森林機能区分」

について、区分間の調整を図りつつそれぞれ設定することとする。

この将来目標区分ごとの森林整備方針については表 I-1-2-1 のとおり。

表 I-1-2-1 将来目標区分ごとの整備方針

区分	森林整備方針
木材生産林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林境界の明確化、『岐阜県林内路網整備方針』に基づく路網整備などの基礎整備を実施し、生産性の高い林業経営を目指す。 ・ 钉葉樹人工林では、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林および間伐等の森林整備を実施する。特に主伐後の更新は植栽を確実に行い、齡級構成の平準化を図る。 ・ 広葉樹林について、用材として利用できる木材生産を目指す森林では、枝打ち、除間伐などの森林整備を行い、主伐後は天然更新または植栽により更新を行ふ。 ・ チップやバイオマス燃料生産を目指す森林では短伐期による萌芽更新を行う。
環境保全林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天然力を活用することを基本に、公益的機能の発揮に必要な最小限の森林整備を行う。 ・ 钉葉樹の人工林では広葉樹導入により、針広混交林化や広葉樹林化を図る。 ・ 広葉樹の導入にあたっては天然力を活用することを基本とし、広葉樹の導入が困難な立地である場合には針葉樹人工林として管理を行う。 ・ 搬出の条件が整っている場合には、伐採木を搬出し有効利用する。
観光景観林	・ 地域の特色に合わせて好ましい森林景観の目標を設定し必要な整備を行う。

(2) 森林機能区分

ア 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿は、長良川地域森林計画においては、これまで森林の有する多面的機能に応じて区分別に定められているところである。

長らく素材価格の低迷に起因する「採算性」、「不在地主の増加」、「高年齢化」などとの要因により管理されない人工林が増加している中で、今後も森林の有する多面的機能を維持していくためには、今ある人工林について公益的機能の発揮や林業経営の適否を判断しながら、施業の集約化や路網整備を進め人工林を維持していく森林と針広混交林などにより天然林化していく森林に区分していく必要がある。

個別の森林において重視すべき機能である「森林機能区分」は、長良川地域森林計画に則して、「将来目標区分」との調整を図りつつ、それぞれ設定することとする。また、森林の機能区分に応じた対象とすべき森林と望ましい姿は、表 I-1-2-2 のとおり。

表 I-1-2-2 各機能に応じた対象とすべき森林と望ましい姿

機能	対象とすべき森林	望ましい姿
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の発揮を重視すべき森林	下層植生とともに樹木の根が隆起するこにより、水を蓄えるべき森林
水土保持機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であつて、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であつて、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で土地に開する災害防止機能及び土壤保全機能の維持増進を図るべき森林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

表 I-1-2-3 各機能に応じた森林整備及び保全の基本方針

機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進することとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。 また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い黒土を形成する観点から、地形、地質の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。 また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。
生物多様性保全機能	また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
木材等生産機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や漏水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。 生物多様性保全機能については、一定の面積が保全する必要があります。 地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林を除き、属性がないことに留意する必要があります。 これら機能以外の森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについてには二酸化炭素の固定、蒸散・蒸散作用等の森林の働きが保たれることによって差別される属性のない機能であることに留意する必要があります。	生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させたため、各機械の充実と機能開拓の調整を図ることとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の充実と機械化を通じた効率的な整備を推進する。

※森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、水害や洪水を防ぐ役割については、人、為的に制御できないため、期待される時に必ずしも効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

※生物多様性保全機能についてある。原生的または林生態系や貴重な野生生物が生育、生息している森林など、地城の生態系や生じらるる多様性の保全に不可欠な森林を除き、属性がないことに留意する必要がある。

古文觀止

森林整備の基本的な考え方および森林施業の推進方策
森林の整備に当たっては、「将来目標区分」に基づく森林配置への誘導を図りつつ、「森林機能区分」に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に發揮させるため、各機関の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

※これら機能以外の森林の有する多面的機能として地環境保全機能があるが、これについて差揮される属性のない機能であることに留意することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期輪
伐採の対象とする立木については、表 II-1-1-1 の標準伐期輪以上を目安として選定することとする。

森林施業の合理化については、森林所有者、市、県、森林組合等林業事業体が連携して、森林施業の共同化、路網整備の推進、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備を行い、効率的な森林経営を行う。
また、市内の森林经营計画作成に携わる森林施業フランナー等、地域の森林を熟知した人材を活かしながら、ゾーニングの検討を行い、ゾーニングの考え方の統一を図ることで、多面的機能の維持・發揮と効率的かつ安定的な森林経営の基盤づくりを行う。

3 森林施業の合理化に関する基本方針
森林施業の合理化については、森林所有者、市、県、森林組合等林業事業体が連携して、森林施業の共同化、路網整備の推進、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備を行い、効率的な森林経営を行う。
また、市内の森林经营計画作成に携わる森林施業フランナー等、地域の森林を熟知した人材を活かしながら、ゾーニングの検討を行い、ゾーニングの考え方の統一を図ることで、多面的機能の維持・発揮と効率的かつ安定的な森林経営の基盤づくりを行う。

表 II-1-1-1 標準伐期輪

区 域	樹 種					単位(伐期輪: 年)
	スギ	ヒノキ	アカマツ	クロマツ	その他の 針葉樹	
郡上市	40	50	40	35	60	25

表 II-1-1-2 長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齡

長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齡		(標準伐期輪×2) 以上

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。
皆伐と択伐の定義については、表 II-2-1 に示すとおりとする。

表 II-1-2-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて、単木、帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおむね均等な割合で行うものあり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあつては、40%以下）の伐採。

（2）施業方法別指針

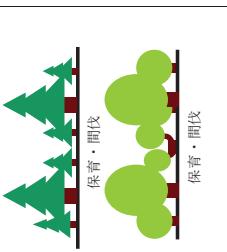
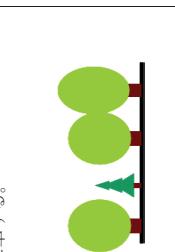
施業区分別の伐採の指針は、表 II-1-2-2 を基準とする。

表 I-1-2-2 伐採に係る施業基準

区分	施業基準
共通事項	<p>① 共通事項 主伐にあつては、次のとおりとする。</p> <p>a. 県士の保全、自然環境の保全、種の保存等のためにに禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。</p> <p>b. 主伐の時期は、多様な木材需要に対応できるよう、木材等資材の安定的かつ効率的な供給を図るために、森林構成等を踏まえ、公益機能の發揮との兼ね合いで長期化及び長期間にわたる。岐阜県水源地貯保全条例に基づき指定された水源地域（以下「水源林」という。）においては、標準伐期断に10年をえた林齢以上での実施に努めるものとする。</p> <p>c. 「郡上市皆伐施業ガイドライン（VII付属資料 1 参考資料（10））」に沿った適正な施業及び管轄を行うものとする。</p> <p>d. 大面積（概ね5ha超）の伐採を行う場合は、伐採区域や伐採時期を分散させることも、に、保護樹帯を設け、防災面に十分配慮した施業を行うものとする。</p> <p>e. 造林の限界である標高1,400m以上又は積雪深2.5m以上の山地は更新が難しく、更新が完了するまで長期間を要することから大面積の伐採は行わないものとする。</p> <p>f. 急傾斜地（概ね45度以上の傾斜）や岩石地等の森林では、災害の危険性があるため、皆伐を控えるものとする。</p> <p>g. 尾根筋や谷筋等の環境又は防災上保全が必要な森林や、人家や道路沿いの急傾斜（概ね30度以上の傾斜）で、土壤の流出や落石を防止するためには、皆伐を控えるものとする。</p> <p>h. 水源林等の重要な水源、漂流流、環境保全や観光資源として景観を保つための重要な森林では、極力皆伐は行わないものとする。</p> <p>i. ササ等が地面を覆つてしまふ場所や、土壤が極めて悪い場所は、更新が難しいため、伐採等により裸地化の防止を図るものとする。</p> <p>j. シカ等による被害を受けたことが想定される地域では、大面積の皆伐は極力行わないものとする。</p> <p>k. 天然林の主伐は、若齡林においてはぼう芽更新によるものとするが、「老齡林等ぼう芽更新が見込まれない場合には、天然更新しやすいように一定期間、「母樹」を残すものとする。水源林においては、必要に応じて更新補助作業を行うものとする。</p>

(イ)保護樹帯の設置	
a. 保護樹帯の必要な場所 下記の場所で、林地の保全、雪崩、落石の防止、寒風等の各種被害の防止、風致の維持及び生物多様性の保全のために必要がある場合には、裸地化を避け、列状又は塊状の保護樹帯を残置する。 〔尾根、谷筋、人家・道路沿いの急傾斜地、地形・地質条件が悪く崩壊の危険の高い場所、下降斜面の変曲点、作業道の下方等〕	
b. 1haを超える人工林の伐採にあたっては、保護樹帯として2~3列（20~30m）程度の幅で残す。	
c. 人家、道路沿いの伐採の場合 人家、道路沿いについては、樹高（10~15m）程度控えたところに保護樹帯を設ける。	
d. 保護樹帯の管理 残地した保護樹帯は、適正な森林管理を行うものとする。	
e. 「郡上市皆伐施業ガイドライン（VII付属資料 1 参考資料（10））」に沿った適正な施業及び管轄を行うものとする。	
f. 1haを超える人工林の伐採 （ウ）1haを超える人工林の伐採にあたっては、ササ等が繁茂したり、土壌が極めて悪いなど、森林の更新が困難な場所では、裸地化を避けるものとする。	
育成層林	
育成複層林	<p>① 対象とする森林 人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林。</p> <p>② 施業基準 (ア)育成複層林における伐採 複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して伐採する。</p> <p>(イ)皆伐の場合 伐採の場合は、森林再生力の増進が図れる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとする。</p> <p>(ウ)皆伐の場合 皆伐するにあたっては、「育成單層林」に準ずるほか、適正な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。</p> <p>(エ)天然更新を前提とする場合 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとする。</p>

第2 造林に関する事項

天 然 生 林	① 対象とする森林 主伐における主伐 主伐にあたっては、「育成单層林」及び「育成複層林」に準ずる。	
	② 施業基準 主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林。	

3 その他必要な事項

(1) 伐採届出旗の設置

森林法第10条の8 第1項及び第15条の届出に係る伐採のうち、1ha以上の皆伐を実施する箇所に伐採届出旗を設置することとする。

(2) その他の伐採について必要な事項

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とし、伐採木を林地に残置する場合には、できる限り片側の枝条を払い、接地させると部分を長くし、土砂止めとして利用できるようにする。

1 人工造林に関する事項

表 II-2-1-1 人工造林に係る樹種

一般的な事項	・造林樹種（人工造林をすべき樹種）の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然・立地条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。
・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の選定について考慮するものとする。	・伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。
・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地逸材を使用した護工など構造物設置の措置をとること。	・市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。
・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。	・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。
・苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。	・苗木の増加に努めることとする。
人工造林の 対象樹種	・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間
森林地の荒廃を防ぐとともに森林資源の質的的な構成を図るため、人工造林地は原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。
ただし、採伐による伐採にかかるもので、林冠の再開発を見込むことができないものについては、伐採による森林の公益機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図るものとする。

(4) シカ等による食害防止対策
シカ等の食害が想定される場合は、植栽とあわせて防護柵、幼齢木保護器具等を設置するなどの食害防止対策に努めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新（天然下種更新、ぼう芽更新）は、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 更新樹種

更新樹種は、高木性種とする。そのうち主な樹種は表 II-2-2-1 のとおりとする。

表 II-2-2-1 主な更新樹種

最深積雪深による造林樹種の区分	最深積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (第13次長良川地域森林計画書 資料編第2章1 最深積雪深図 参照)
最深積雪深	樹種及び留意事項
1.0m未満の地域	・それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽
1.0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、立地条件によつてはケヤキ等の広葉樹を植栽
1.5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける
2.5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び天然生林施業によって森林整備を図る

(開題参考：第13次長良川地域森林計画書 資料編第2章3 密度危険度マップ 参照)
※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであつても、更新が完了していない若齡な広葉樹林や大経化した広葉樹二次林（根本直径40cm以上、おおむね80年生以上）は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。
※更新樹種のうち○○類と表示しているものの詳細は、VII付資料2別表3を参照

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林に係る施業方法については、表 II-2-1-2 のとおりとする。

表 II-2-1-2 人工造林に係る施業方法

人工造林における植栽本数	・主要樹種における植栽本数は1,000～5,000本/haを基礎として、その地域における自然条件や既往の植栽本数を勘案して定めるものとする。
人工造林の標準的な方法の指針	・植栽本数の決定に当たり、ここで示す本数から大幅に異なる場合は、林業普及指導員と相談の上、目的に応じた適切な本数とする。
①地耕えの方法	①地耕えの方法
②植栽方法	・伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないようには整理するとともに、林地の保全に配慮する。 ・気候その他の立地条件及び既往の植え付け方法から植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付ける。

(2) 施業

ア 天然更新すべき期間
天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとする。

天然更新の完了確認は、当該天然更新をすべき期間内に、原則として、後述する更新調査により行うものとする。

イ 天然更新及び天然更新補助作業
天然更新及び天然更新補助作業の標準的な方法は表 II-2-2-2 のとおりとする。

表 II-2-2-2 天然更新及び天然更新補助作業

天然更新の標準的な方法	①天然下種更新 ・天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させために行うものとする。
	②ぼう芽更新 ・樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させために行うものとする。
天然更新補助作業の標準的な方法	①地表処理 ・ササや粗雑植の堆積等により天然下種が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、稚樹が良好に生育できる環境を整備するためのものとし、種子の飛散特性、A0層の堆積状況、気象地形条件に応じ、A層を表面に露出させるため林床植物の除去、枝条整理、地表かきおこし等を行うものとする。
	②刈出し ・ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物（以下「競合植物」という。）の被圧により、更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について行うものとし、稚樹の更新状況、競合植物の種類、状態及び密度、地形、気象等の立地条件に応じ、金刈り、筋刈り、坪刈り等最適なものを選定する。また、更新の完了に至るまで必要に応じて実施する。
天然更新補助作業の標準的な方法	③植込み ・更新樹種の成育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に植栽をする。実施にあたっては、植栽に支障となる枝条や競合植物等を整理する。とともに、適期に更新樹種を必要本数分、植栽する。また、植込みを行った更新樹種については、適地適木に配慮し、遺伝子搅乱とならないものを選定すること。
	④芽かき ・ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い更新樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

ウ 更新の判定基準

表 II-2-2-3 に示す稚樹高以上との更新樹種が、表 II-2-2-4 に示す期待成立本数に対して、10 分の 3 を乗じた本数以上が成立している状態（「立木度」が 3 以上の状態）をもって、更新の完了とする。

表 II-2-2-3 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね次のとおり。 50cm 以上かつ競合植物の高さ以上
-----	---

表 II-2-2-4 天然更新にかかる更新樹種の期待成立本数

期待成立本数	①残存木が無い場合 ・天然更新をすべき期間（伐採を終した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日まで）が満了した日までにおける更新樹種の期待成立本数は、概ね次のとおりとする。
	10,000 本/ha
期待成立本数	②残存木がある場合 ・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種に係る期待成立本数は上記①のとおり（概ね 10,000 本/ha）とする。

エ 更新調査

表 II-2-2-5 により更新調査を行うこととする。

更新調査の実施主体	表 II-2-2-5 更新調査方法 更新調査は市が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等の助言や協力を得て実施するものとする。
	更新調査対象地 更新調査対象地は以下のとおりとする。 ・「伐採及び伐採後の造林の届出書」において、「伐採後の造林の計画」が「天然更新」とされている箇所 ・「森林经营計画にかかる伐採等の届出書」において、「造林方法」が「天然更新」とされている箇所
標準地の設定	更新調査は、更新調査対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により標準地を設定のうえ調査を行うものとする。 ①残存木が無い場合 ・調査区の設定 2m × 10m の帶状標準地の中に 2m × 2m の 5 プロットを設定
	②残存木がある場合 ・調査区の設定 ・標準地の数 更新対象地 2ha 未満： 帶状標準地を 4 箇所以上 2ha 以上 4ha 未満： 帯状標準地を 6 箇所以上 4ha 以上： 帯状標準地を 8 箇所以上設定

19

- 144 -

表 II-2-2-6 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

	<p>更新種樹については、上記①に準ずる。</p> <p>③群状や点状の伐採の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区の設定 複数の更新調査対象地内に $2\text{m} \times 2\text{m}$ のプロットを設定。 ・標準地の数 <p>更新調査対象地 2ha 未満： プロット 20 箇所以上、 2ha 以上 4ha 未満： プロット 30 箇所以上、 4ha 以上： プロット 40 箇所以上設定。</p> <p>④標準地の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準地は、更新調査対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など立地条件及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。
	<p>更新調査にあたっては以下の内容について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数 ・成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数 ・残存木の樹種、樹高、成立本数 ・更新調査対象地の面積 ・残存木の占める面積 ・主な競合植物の種類及び生育状況
更新調査の記録	<p>更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保管する。天然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日をも年年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日までを標準とする。</p> <p>以下に示す場合には、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。なお、更新調査を省略した場合には、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新調査対象地との合計面積が 1ha 以下の場合は、他の連続する未更新の更新対象地との合計面積が 1ha を超える場合はこの限りでない ・電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐採であると判断できる場合
更新調査を省略することができる場合	<p>オ 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応</p> <p>更新調査の結果、更新樹種の成立本数が、天然更新すべき立木の本数に満たない場合は造林者に対して、表 II-2-2-6 により速やかに植栽または天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 7 年を経過する日までに、前項に準じて再度の更新調査を行うものとする。</p>

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

- 人工林については原則、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定するものとし、その所在を VI付属資料2別表1により定めるものとする。
- なお、別表1に掲げた森林であっても、以下のいずれかの要件をみたす場合は、当該伐採にかかる部分については、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外するものとする。
- ・種子を供給する母樹が存在する森林や天然稚樹の生育が期待できる森林等であって、主に天然力による更新が期待される森林
 - ・伐採方法が皆伐（ただし、誘導伐における帶状皆伐及びそれに準じた方法により実施され、併せて更新補助作業が行われる皆伐については、皆伐でない伐採に相当するものとして扱う）
 - ・送電線下の伐採跡地であって、天然更新が確實に見込まれる場合
 - ・森林整備事業（造林補助事業）等公的補助事業により、更新補助作業が実施される場合
 - ・保健機能森林の区域内の森林であって、森林保健施設の設置が見込まれる場合
 - ・その他、森林の維持管理に必要な施設の設置、生活環境等の維持保全のために行われた伐採跡地等、郡上市が必要でないと特に認める場合。

(1) 造林の対象樹種
ア 人工造林の場合 表II-2-1-1による
イ 天然更新の場合 表II-2-2-1による

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
表II-2-2-4による

5 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する必要な事項

自然条件や生産目的に応じた適切な間伐及び保育を推進し、森林の健全性を確保する。
森林施業の集約化及び圃地化や機械化を通じた効率的な間伐及び保育の森林整備を推進し、間伐材の利用促進をするものとする。
施業の実施にあたっては、周辺の自然環境に十分配慮し、森林の健全性を確保するよう努めるものとする。

伐倒木及び林地残材が流木化し、下流で橋りょう等の埋塞による土砂・洪水氾濫被害を拡大させることが無いよう、流水災害の発生の恐れがある森林では、現地の状況に応じて下刈り、除伐、間伐等の森林整備を進め、根系の差違を促し、林分を速やかに健全な状態に移行させることとする。

(2) 施業方法別の施業体系図等の具体例示
施業例については、VII付属資料「3施業方法別の施業体系図等の具体的例示」(1)～(5)に示す。

人工林は、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施する。
間伐は、林冠がうつ開し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠がうつ開するよう行うものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

下層植生が消失しているなど過密となっている林分では、間伐を実施する。
森林の立木の成長並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るために、次に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、間伐率、間伐木の選定方法その他の必要な事項を定めるものとする。

- ・間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法は、表II-3-1-1～表II-3-1-5を基に、間伐を行う際の規範として定めるものとする。
- ・間伐効果を長期間發揮させ育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率(材積)を30%以上にするよう努めることとする。
- ・崩壊地の上部は除間伐を集約的に実施し、林床植生の育成を促進する。
- ・伐倒木及び林地残材が流出するおそれのある場合は、適切に流出防止対策を施すほか、林外への搬出や倒木の木柵等への利用を図るものとする。特に土砂の流出路となる谷筋(高水位以下)においては、伐採した立木が谷筋に入らないようにする。
- ・周辺環境に配慮すべき人工林や生育が悪く木材利用に向かない人工林等は、強度の間伐を進めることにより、将来的に天然林へ移行させる。

表II-3-1-1 スギ育成單層林間伐基準表(標準伐期)

樹種	生産目標 〔植栽本数〕	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数		間伐率(材積) (%)
				第1回間伐	第2回間伐	
スギ	[3,000本/ha]	第3回間伐	24～30	300～500	300～500	20～30

表II-3-1-2 ヒノキ育成單層林間伐基準表(標準伐期)

樹種	生産目標 〔植栽本数〕	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数		間伐率(材積) (%)
				第1回間伐	第2回間伐	
ヒノキ	[3,000本/ha]	第3回間伐	24～30	300～500	300～500	20～30

2 保育の作業種別の標準的な方法

表 II-3-1-3 ヒノキ育成単層林間伐基準表（長伐期施業）				
樹種	生産目標 〔植栽本数〕	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数
スギ 〔3,000本/ha〕	第1回間伐	12～16	500～700	20～25
	第2回間伐	18～22	500～700	25～30
	第3回間伐	27～31	400～600	25～35
	第4回間伐	38～42	300～400	25～35
	第5回間伐	58～62	200～300	25～40

表 II-3-1-4 ヒノキ育成単層林間伐基準表（長伐期施業）				
樹種	生産目標 〔植栽本数〕	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数
ヒノキ 〔3,000本/ha〕	第1回間伐	17～21	500～700	20～25
	第2回間伐	25～29	400～600	20～25
	第3回間伐	33～37	400～600	25～35
	第4回間伐	48～52	350～450	30～35
	第5回間伐	68～72	150～250	20～30

表 II-3-1-5 平均的な間伐の実施時期の間隔年数		
標準伐期輪未満（人工植栽に係るもので樹種を問わない）	標準伐期輪以上（人工植栽に係るもので樹種を問わない）	年数
		10年
		15年

（2）間伐実施に伴う冠雪害※1の発生の防止に関する指針

冠雪害危険度マップにおいて、危険地区※2として示されている区域内においては、耐冠雪害性の高い森林を育てるため、早めの間伐を実施する。
 また、優勢木の平均形狀比（樹高・胸高直径）が高い（樹ね70以上）林分における急激な伐採は、冠雪害が発生する危険性が高いため、間伐を行う場合には、伐採率、施業後の林分形状、地形状況等を考慮し、必要に応じて巻き枯らし間伐の導入や弱度の間伐を繰り返し行い、形狀比を徐々に低くしていくものとする。
 ただし、巻き枯らし間伐は、森林病害虫の発生や不意の落枝・倒木による事故の恐れのある場所では行わない。

※1 冠雪害とは、温った雪が樹木に付着して、樹木が雪の重量を支えきれずに、折れ曲がったり倒れたりする被害のことを指す。
 ※2 危険地区 12月から3月の4ヶ月間を対象に、過去10年間の気象データを調査し、降水量・最高気温・最低気温の3つの要件により判定されている。

（第13次長良川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ 参照）
 【参考】「ぎふふれなび」（公開型森林GIS）で冠雪害危険度マップ公開中アドレス
https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shinrin/shinrin-in-kelkaku/11511/index_9948.html」

保育の標準的な方法は、表 II-3-2-1を基に、森林の保育作業を行いう際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。
 森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、既往の保育方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

表 II-3-2-1 保育基準表

種類	樹種	実施年数及びその回数等
下刈	スギ	植栽の年から5年間、年1回夏期に行う。
つる切	ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回夏期に行う。
除伐	スギ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。
枝打ち	スギ ヒノキ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。
雪起こし	スギ ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とし、つる切りと同時に行う。

※本基準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上適切に実行すること。

3 その他必要な事項

自然条件や生産目的に応じた適切な間伐及び保育を推進し、森林の健全性を確保するよう努めるものとする。
 伐倒木及び林地残材が流木化し、下流で橋梁等の埋塞による土砂・洪水氾濫被害を拡大させることが無いよう流木災害の発生の恐れがある森林では、現地の状況に応じて下刈り、除伐、間伐等の森林整備を進め、根系の発達を促し、林分を速やかに健全な状態に移行させることとする。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

ア 区域の設定

当該森林の区域を表II-4-1-3により定めるものとする。
なお、設定にあたっては、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林を設定することとする。

(7) 地形について

- a 標高の高い地域
- b 傾斜急峻な地域
- c 谷密度の大きい地域
- d 起伏量の大きい地域
- e 溪床又は河床勾配の急な地域
- f 章状型集水区域

(イ) 気象について

- a 年平均又は季節的降水量の多い地域
- b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
- (ウ) その他

(ア) 大面積の伐採が行われがちな地域

- a 水原林

当該区域のうち、特に機能の發揮に必要なある場合には、長伐期施業を推進すべき森林とし、表II-4-1-2に示す伐期輪の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を、伐採に伴つて発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

表II-4-1-2 長伐期施業を行う場合の森林の伐期輪の下限

地 区	樹 種					単位(伐期輪:年)
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	
郡上市全域	64	80	64	56	96	40

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林（山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林、快適環境維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等）

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を表II-4-1-3により定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林）
人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定する。

(7) 地形

- a 傾斜が急な箇所であること。
 - b 傾斜の著しい変移点をもつている箇所であること。
 - c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもつていている箇所であること。
- ④ 地質

- a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- c 破砕帯又は断層線上にある箇所であること。
- d 流れ盤となっている箇所であること。
- (フ) 土壌等

- a 火山灰地帯等で表土が粗しく凝聚力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
- b 土層内に異常な滲水層がある箇所であること。
- c 石礫地から成っている箇所であること。
- d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

表II-4-1-1 伐期の延長を行う場合の森林の伐期輪の下限

地 区	樹 種					単位(伐期輪:年)
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	
郡上市全域	50	60	50	45	70	35

(I) その他
a 洪水災害の恐れがある箇所であること。

(2) 快適な環境の形成機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定する。

- (7) 都市近郊林等に所在する森林であつて郷土樹種を中心とした安定した林相をして
いる森林
(1) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
(4) 気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林

(3) 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機
能維持増進森林）
自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める
必要がある森林であつて、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定する。
(7) 湖沼、瀑布、渓谷等の景觀と一体となって優れた自然美を構成する森林
(4) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であつて主要な眺望点から望見されるもの
(9) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森
林
(1) 貴重な動植物の保護のため必要な森林（振伐に限る。）

イ 森林施業の方法

アの①及び②に掲げる森林においては、以下によるものとする。

- ① 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、振伐による複層林施業を行う。
② それ以外の森林については、振伐以外の方法による複層林施業を行う。
③ 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの③に掲げる森林においては、以下によるものとする。

- ① 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、振伐による複層林施業を行う。
② 風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行
うことを、必要がある森林について、特定広葉樹の育成を行う森林施業を行う。
③ 上記以外の森林については、振伐以外の方法による複層林施業を行う。
④ 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の風致の維持等の確保が可能な場合には、長
伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び
分散を図る。

なお、長伐期施業を行いう場合の森林の伐期割合の下限については表II-4-1-2のとおりとし、それぞれの森林の区域については、表II-4-1-4により定めるものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

ア 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林として表II-4-1-3により定める。

イ 森林施業方法

木本等林産物を持続的、安定かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

表II-4-1-3 区分別の森林の区域

区分	区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るべき森林	V1付属資料 2 別表 概要図	35,433.96	
土地に関する災害の防 止及び土壤の保全の機 能の維持増進を図るべき森林	—	—	—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るべき森林	VII付属資料 2 別表 概要図	6,43	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るべき森林	VII付属資料 2 別表 概要図	215.83	
保健文化機能の維持増進を図るべき森林	VII付属資料 2 別表 概要図	638.64	
木材の生産機能の維持増進を図るべき森林	VII付属資料 2 別表 概要図	36,294.86	合計

表II-4-1-4 区分別の施業の方法

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持 増進を図るべき森林(伐期の延長)	V1 付属資料 2 別表 2-1	32,468.78	
長伐期施業	V1 付属資料 2 別表 2-2	2,965.18	
土地に関する災害の防 止	—	—	—

及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	採伐以外の方法による複層林施業（複層林施業）採伐による複層林施業を推進すべき森林	VI 付属資料 別表2-3	222,26
特定広葉樹の育成を行ふ森林施業を推進すべき森林	—	—	—
合 計	35,656.22		

第5 森林配置計画の将来目標区分の設定に関する事項

1 基本的な考え方

- 森林配置計画に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。
- ① 森林配置計画は、郡上市森林整備計画の対象となる民有林を対象とする。
 - ② 将来目標区分は、原則として林班を単位として設定するものとする。ただし、森林経営計画において、区域計画を推進する区域については、準林班単位として設定することができる。
 - ③ 林班又は準林班（以下、「林班等」という。）ごとの将来目標区分は、長良川地域森林計画に示す基準を参考に、地域の実情を踏まえて設定する。
 - ④ 将來目標区分が定まらない林班等は白地とすることができる。
 - ⑤ 将來目標区分の設定は、平成33年度末までに郡上市内の地域森林計画対象民有林の概ね全域について設定する。

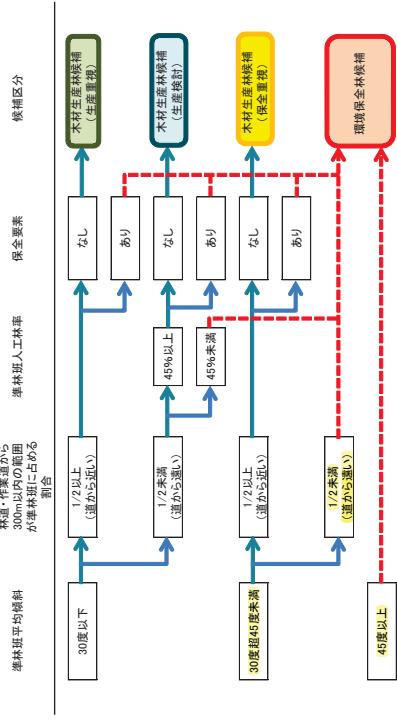
2 将来目標区分の設定に関する基準

将来目標区分の設定に関する基準については、以下の基準で定めることとする。

(1) 木材生産林及び環境保全林

木材生産林の設定においては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期的な木材生産に関する計画の有無についても考慮するものとする。また、環境保全林については、木材生産以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とする。

- ①客観的指標による候補区分の設定
県が整備する森林整備データ等を用いて、長良川地域森林計画に示す基準を参考に地域の実情を踏まえて図II-5-2-1に示す条件および手順により候補区分を設定する。



※保全要素とする項目は、以下のとおりとし、小班単位で抽出するものとする。
なお、上記判定表によらない場合は、判定を精査し郡上市森林づくり推進会議の合意を得たうえで森林配置を決定することができる。

- ・標高 1400m 以上
 - ・積雪 2.5m 以上
 - ・保安林（なだれ・落石防止・土砂崩壊防備・魚つき）
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
 - ・山地災害危険地区（山腹崩壊）危険度 A
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・国立公園・国定公園（特別保護地区・第 1・2 種特別地域）
 - ・県立自然公園（第 1・2 種特別地域）
 - ・自然環境保全地域（県）
 - ・市自然環境保護地区
- （以下の保全要素は、平均傾斜が 30 度超の準林班に属する小班に適用する。）
- ・県水原地域保全条例に基づく水原地域指定区域
 - ・山地災害危険地区（崩壊土砂流出）危険度 A
- ②候補区分に基づく木材生産林と環境保全林の判定

①で設定した候補区分によって表 II-5-2-1 のとおり判定する。

表 II-5-2-1 木材生産林と環境保全林の判定表

林班内で面積割合が一番多い候補区分 (準林班単位の場合は、当該準林班の候補区分)		将来目標区分	
		木材生産の意思有※1	
木材生産林候補（生産重視）		木材生産林※2	
木材生産林候補（生産横村）		環境保全林	
木材生産林候補（保全重視）		環境保全林	
環境保全林候補		環境保全林※3	

※1 木材生産の意思有の場合は、以下の要件を満たす必要がある。

- ・森林经营計画を作成するなど、具体的な施業を計画していること。
- ・所有又は施業委託森林が林班等面積の 30%以上を占めること。

・林班（準林班）内の集約化に努めること（他の所有者に不利益がないよう配慮に努めること）。

・「災害リスク」・「環境への影響」の認識及びそれらに配慮した施業を行うことが可能であること。

※2 多面的機能の高度な發揮を期待する森林であって、効率的な木材生産が見込めないと判断されるときは、環境保全林とすることができる。

※3 保全要素に影響がなく施業ができる場合や、社会環境の変化などにより、木材生産林としての区分が適当と判断されるときは木材生産林とすることができる。

図 II-5-2-1 候補区分（小班）の設定手順

- （2）観光観林
 - ① 市が観光振興上重要であると認める森林
 - ② 県や市町村が愛称を付けた道路であって、沿道に観光スポットなどが断続的にあるなど、「觀光道路」として位置づけられる道路沿いの森林
 - ③ 景観的価値が高い森林又はその可能性がある森林
 - ④ 景観法に基づく景観計画において、景観重点区域に指定されている区域にある森林
 - ⑤ 地域として森林景観を維持する体制が整っている、またはその予定がある森林
 - ⑥ 沿道に近接する林縁から尾根までの区域

（3）生活保全林

- ① 倒木等の危険防止や野生動物の被害の軽減のために整備を必要とする森林など、住民の生活環境保全上重要である森林
- ② 集落（農地等を含む）や生活道路など保全すべき対象に隣接する森林
- ③ 林縁から概ね 30m 以内の森林

3 将来目標区分の設定

第 2 項により設定された区域を VI付属資料 2 別表 5 に示す。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林の経営による森林の經營規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供など普及啓発活動、座談会の開催を積極的に行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指します。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の導入及び定着を促進する。

2 森林の経営による森林の經營規模の拡大を促進するための方策

小規模・分散化している施業地をまとめて圃地化することにより、効率的な施業の実施が可能となる。そのため、市、県、自治区、森林施業プランナー、フォレスター等が連携を図り、地域単位での合意形成の場をつくり、森林施業の共同化、さらには「森林経営計画制度」などを活用して、小規模・零細な森林所有者から意欲のある森林所有者等に森林経営の委託を推進するものとする。また今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託を実施する上で留意すべき事項

森林施業委託契約書については、「森林の経営の委託」にふさわしいものとなるよう、必要最低限の内容を盛り込んだ内容に見直しを行いう必要がある。
具体的には、森林経営計画の計画期間内（5ヵ年間）において、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権原と、施業の実施に伴い伐採する立木についてのみの処分権原が付与されるようになります。森林経営計画が施業を行いう森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護に関する事項も含めた計画になることから、その実施についても委託事項として追加し、新規契約の締結又は変更する必要がある。
また、森林経営計画の作成・実行に必要な作業路網の設置及び維持管理に必要な権原の付与や委託契約書に準じた契約を新たに締結するか、既存の契約の変更契約を締結する必要がある。

4 森林經營管理制度の活用に関する事項

森林所有者自らが森林の経営管理を実行する事が困難な場合には、森林經營管理制度の活用を図り、森林所有者から經營管理権を取得した上で、林業經營に適した森林については森林所有者自ら、森林組合や事業体等に施業の委託を行うよう促し、また林業經營に適さない災害リスクをはらんだ森林等においては、森林環境譲与税（仮称）を活用しながら、市町村森林經營管理事業を実施する。

5 その他必要な事項

特になし

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

共同施業を実施するため、市及び森林組合等による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図る。

なお、実施地区内での具体的な施業は、市、森林組合等及び林業普及指導員が中心となり、検討会を開催して間伐や広葉樹の育成に配慮した施業を普及していく。

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法や施業の実行性を担保するため、県関係機関と協議の上、必要に応じて指導を行う。また、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など共同化を重点的に実施すべき森林施業にあっては、森林組合をはじめとする市内林業事業体との連携を緊密にを行い、共同施業を実施するため、県林業普及指導員にも協力を要請し、普及啓発活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の促進を図る。

また、小規模な森林所有者及び不在村森林所有者が多い地区では、森林組合等との施業の受委託を行う体制づくりを実施する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で、森林施業を実施する場合には、次の事項を旨として実施すること。

・森林施業を共同で実施する者は（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で、又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。
・作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業実施者の共同により実施すること。

・共同施業実施者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

・共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に務めること。

4 その他必要な事項

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図るものとする。
併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

森林整備及び保全の目標の実現を図るため、一般車両の走行を想定する骨格的な「林道」、主として10t積みトラックや森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、主と道路を促進する。また、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を下表II-7-1-1のとおり定め、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。また、林道と森林作業道からなるる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

表 II-7-1-1 路網密度水準表

区分	作業システム	路網密度		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	35m/ha以上	65m/ha以上	100m/ha以上
	車両系作業システム	25m/ha以上	50m/ha以上	75m/ha以上
中傾斜地 (15°～30°)	架線系作業システム	25m/ha以上	必要に応じて 25m/ha以上	75m/ha以上
	車両系作業システム	15m/ha以上	45m/ha以上	60m/ha以上
急傾斜地 (30°～35°)	架線系作業システム	15m/ha以上	必要に応じて 15m/ha以上	15m/ha以上
	架線系作業システム	5m/ha以上	—	5m/ha以上
急峻地 (35°～)				

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備水準と作業システムの考え方を踏まえ、路網の整備と森林施業の集約化によりコストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を表II-7-2-1のとおり設定する。

表 II-7-2-1

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定期限名	開設予定期限(m)	対図番号	備考
白鳥町那留・恩地・野添・六ノ里地内	610.84	那留～六ノ里線	8,220	図VI-6-1-1	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

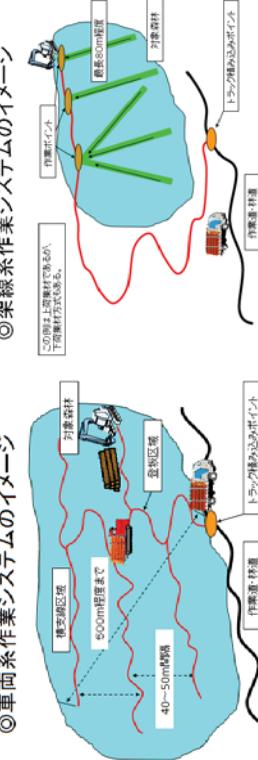
ア 基幹路網の作設に係る留意点
適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、岐阜県林道設計指針、岐阜県森林業専用道作設指針、岐阜県森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

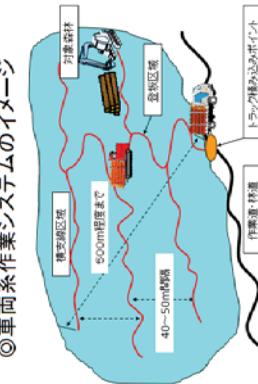
基幹路網の整備計画については、表II-7-3-1のとおり。
表II-7-3-1 基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	開長(m) 及び箇所数	対図番号	備考
開設	自動車道	指定林道	郡上市	相生～落部線	6,000	○	郡上市-1開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大竹線	1,200	○	郡上市-4開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	白尾～鷲見線	1,900	○	郡上市-5開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	タテザコ線	500	○	郡上市-6開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	千田野～石徹白線	1,500	○	郡上市-7開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	1,500	○	郡上市-10開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	鍊辺～明山線	600	○	郡上市-13開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	那留～六ノ里線	2,000	○	郡上市-14開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大竹線	1,200	○	郡上市-16開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	千田野～石徹白線	2,000	○	郡上市-21開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	2,500	○	郡上市-25開設
開設	自動車道	指定林道	郡上市	那留～六ノ里線	1,500	○	郡上市-26開設
初期					8	15,200	
後期					4	7,200	
					12	22,400	
拡張(改良)	自動車道	郡上市	八幡～高山線(八幡)	5	○	郡上市-1改良	
拡張(改良)	自動車道	郡上市	和良明宝線	3	○	郡上市-2改良	
拡張(改良)	自動車道	郡上市	西洞線	3	○	郡上市-3改良	

◎架線系作業システムのイメージ



◎車両系作業システムのイメージ



(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

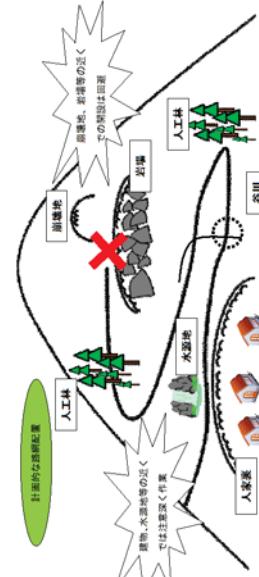
① 計画上の留意事項

森林作業道の開設については、必要最小限度の開設となるように、将来の利用を想定した計画的な路網配置や必要十分な規格となるよう支障のないよう次のとおり配慮し、災害に強く低コストでかつ安全に走行できる道づくりを進める。

・崩壊地、崖錐地、急傾斜地など地形・地質条件が悪く、崩壊の危険が大きい箇所では、路網や土場の設置を避けた。特に建物や水源地等重要な保全対象が直下にある場所での路網整備や土場の設置にあたっては、特に注意深く開設するとともに適正かつ丁寧な維持管理に努める。

・森林作業道の開設にあたっては、間伐をはじめとする森林整備、木材生産のために継続的な使用に耐えられるよう、地形に沿った線形で堅固な土構造を基本とし、作設費用を抑えつつ、丈夫で利用しやすい構造となるよう配慮する。

・森林作業道の配置にあたっては、図面と現地踏査により、伐採現場の地形、地質、地下水の有無等をよく確かめることとする。また、集材方法や使用機械に応じた必要最小限の無理のない配置計画とする。



② 施工上の留意事項

森林作業道の開設は、岐阜県森林作業道作設指針に基づき開設するものとし、その森林作業道が恒久的な使用に供する基幹的な森林作業道となる場合は、総断勾配、曲線半径等が、林道規程に準ずるものになるよう努める。

・施工開始後も土質や水流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととする。

・森林作業道開設にあたっては、特に表II-7-3-2の事項に配慮する。

拉張 (改良)	自動車道		郡上市	中美灘線 大杉線	5 ○	郡上市-4-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	八幡~高山線 (明宝)	2 ○	郡上市-5-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	八幡~高山線 (明宝)	2 ○	郡上市-10-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	大杉線	2 ○	郡上市-14-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	八幡~和良線	3 ○	郡上市-15-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	白尾~鷺見線	2 ○	郡上市-16-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	市島大洞線	1 ○	郡上市-17-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	二声線	1 ○	郡上市-18-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	切立線	1 ○	郡上市-19-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	ヒリクロ線	1 ○	郡上市-20-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	木ノ根坂線	1 ○	郡上市-21-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	日向洞線	1 ○	郡上市-22-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	坂本崎線	1 ○	郡上市-23-改良	
拉張 (改良)	自動車道		郡上市	勝原線	5 ○	郡上市-24-改良	
			前期	16	40		
			後期	2	4		
拉張(改良)計				18	44		
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	雁子線	1,500 ○	郡上市-1-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	穴桶線	1,900 ○	郡上市-2-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	雁子線	600 ○	郡上市-3-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	八幡~高山線 (八幡)	3,200 ○	郡上市-4-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	英宮~露洞	2,000 ○	郡上市-5-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	白尾~鷺見	4,500 ○	郡上市-6-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	白尾~鷺見	4,500 ○	郡上市-7-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	二間手~水沢上線	2,000 ○	郡上市-8-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	水黒洞線	2,000 ○	郡上市-9-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	宮奥~露洞線	1,800 ○	郡上市-10-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	大浅柄線	1,300 ○	郡上市-11-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	八幡~和良線	1,104 ○	郡上市-12-舗装	
拉張 (舗装)	自動車道		郡上市	赤谷線	1,152 ○	郡上市-13-舗装	
			前期	7	15,504		
			後期	5	10,900		
拉張(舗装)計				12	26,404		

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野厅長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野厅長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(1) 木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他の森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

区分	表 II-7-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項
路 綱	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配慮する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定。
切土高	できる限り低くするとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛土高	できる限り低くするとともに、地山に応じて安定した勾配で施工する。
盛土の施工	「段切り」や「締固め」を行う。 急斜面では構造物を設置など安定を図る。 丸太組工（イメージ）
排水施設	管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流水等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、流量の少ない谷では洗越工を基本とする。
廃土処理	土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

木材の合理的な搬出を行るために必要な施設については表 II-7-3-1 のとおりとする。

表 II-7-3-1 木材の合理的な搬出を行るために必要な施設その他の森林の整備のために必要な施設				
施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
郡上森林組合 原木市場・中間土場	美並町白山	土場面積 1.5, 0.0 m ²	—	
㈱東海木材相互市場 中間土場	美並町上田	土場面積 7, 51.0 m ²	—	

(2) 水源林における林道整備等の基本的な考え方

森林内の路網は、間伐等の森林整備を推進し、木材を効率的に搬出していくために必要な施設だが、地形や地質などの条件を無視した安易な開設は大雨等による浸食、損壊を引き起こし、森林の荒廃につながる危険性がある。
そこで、特に水源林の区域内における路網整備にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 計画上の留意事項

- ・取水施設に近接して開設を行う場合は、地元と十分調整を図る。
- ・水源林内に路網を整備する場合は、地形、地質等の状況を詳細に調査・把握し、大雨などにより浸食や損壊を引き起こす危険性の高い箇所での開設は避ける。また、希少な野生動植物の生息、生育箇所、文化財、地域の生活環境（取水源の有無など）の保護、保全、維持に配慮し、状況に応じて、開設の中止、線形の変更、必要な対策を講じる。
- ・整備する路網の種類（林道、林業専用道、森林作業道等）、及びそれぞれの規格、配置は、森林整備を進める上で必要十分な規格とし、開設による森林への影響の軽減に努める。

イ 施工上の留意事項

- ・路網の施工中は、梅雨期、台風など、まとまった降雨が予想される時期、また降雨中や降雨直後の施工を避けるなど、土砂の流出や濁水の発生の未然防止、軽減を図る。
- ・路網の線形、構造は、地形に沿った形とすることで地形の変更を極力抑え、残土の発生を抑える。
- ・盛土により整備する箇所については、十分な締め固めを行い、繰り返しの使用に耐える壊れにくい構造とする。
- ・開設により裸地化した箇所（法面）は、浸食、崩壊が発生しないよう種子吹き付け等、法面の保護を実施する。
- ・雨水による路体の浸食を防止するため、小まめな排水に心がけ、排水施設を適切に整備する。

ウ 維持・管理上の留意事項

- ・開設後は、定期的に点検し、浸食、損壊、濁水発生の未然防止に努める。

4 その他必要な事項

イ 細部路網の維持管理に関する事項
岐阜県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとする。

- ・降雨時や降雪時には濁水が発生しやすくなるため、出来るだけ車両の通行を避ける。また、既設未舗装路線を通行する際にも濁水が発生しやすくなるため、利用する路線の状態を十分に確認し、出来るだけ通行を避けるとともに、通行する際には、濁水防止対策を実施する。
- ・森林作業道は、森整備のために特定的人が利用する道であり、一般の用に供しない施設であることから、入口部分にはゲートを設けるなどし、事故、不法投棄の防止策を講じる。

第9 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

- (1) **林業事業体の体质強化**
市においては、今後の森林施業の実施に必要な労働力を確保するため、就労条件の整備、労働安全衛生の確保、生活基盤の整備を図り、森林技術者の新規参入へ又は定着化に努める。
また、郡上市森林づくり推進会議においては、林業事業体及び木材を利用する事業者間の連携を深め、併せて、地域住民の信頼関係を構築して林業経営意欲を喚起し、地域が一体となつた安定的事業量の確保に向けての課題解決に努める。
森林組合においては、事業執行体制の強化及び森林組合以外の林業会社・団体等への積極的な外注等により、木材生産体制と経営体制の強化に努める。
森林組合以外の林業会社・団体等においては、林業事業体間のネットワーク体制の構築及び森林組合との連携体制を構築し、経営体质の強化に努める。

(2) 森林技術者の育成・確保

- 郡上高等学校森林科学科への技術向上支援に努める。
新規参入の森林技術者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう努める。
林業架線技術者養成研修や高性能林業機械オペレーター養成研修等による高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努める。
森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住宅整備を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着化に努める。

(3) 林業後継者等の育成

- 林業グループ員の連携強化、女性リーダーの育成、青少年の林業への就業促進等、林業後継者の育成を図るものとする。

(4) 異業種からの参入

- 平成24年度に、市内7社の建設業により、「郡上森づくり協同組合」が設立され、森林組合と連携して、森林界明確化事業などの森林整備に取り組んでいる。林業事業体と連携しながら、建設業の分野で培った技術を活かすことで、林業の発展につながることが期待される。このため、建設業と林業事業体の連携体制づくりや、技術の習得や向上のための各種講習・研修の受講について支援する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

- (1) **高性能林業機械の導入促進**
路網の整備状況に応じた作業システムの普及と、林業機械オペレーターの養成に努めるものとする。
また、機械の共同利用化等検討による稼働率の向上、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとする。

(2) 機械作業システムの目標
本市の地形、経営形態等地域の特性に応じた找出作業において指向すべき機械作業システムの一
般的な目標は、表 II-8-2-1 のとおり。

表 II-8-2-1 指向すべき機械作業システムの目標

作業型	傾斜	集材距離	作業システム
道ばた系	-	0~25m	(伐倒) → (木寄せ) → (造材) → (トラック積載) 【全木集材】全木 チェンソー グラップル プロセッサ グラップル
車両系 200mまでの簡易作業道を開設	35°未満 0~25m	0~25m	(伐倒) → (木寄せ) → (造材) → (搬出) → (トラック積載) 【短幹集材】全木 チェンソー グラップル プロセッサ フォワーダ グラップル 短幹
架線系	15°以上	25~100m	(伐倒) → (搬出) → (木寄せ) → (造材) → (トラック積載) 【全木集材】全木 チェンソー スライカーアダプタ グラップル プロセッサ グラップル
従来系	-	200(100) ~400m	(伐倒・枝払い) → (搬出) → (玉切り) → (トラック積載) 【全幹集材】全幹 チェンソー 集材機 プロセッサ グラップル ※集材とは、伐倒現場からトラック積載出来る場所（土場等）まで、材を集めの作業。集材方法はトラック積載場所での集材した木の状態での区分。 ※木寄せは、プロセッサの造材補助として使用。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 木材流通の合理化

当市の森林資源を背景とした特色あるスギ・ヒノキの主産地を形成するため、複数の木材市場と市内大型製材工場を拠点として素材生産者、流通業者及び民有林・国有林が一体となって、地域材の計画的な素材生産を推進し、需要に即した木材製品を安定的に供給できることとする。

木材製品の加工・流通まで一環した体制整備と合理化を図ることとする。

森林所有者への理解を深めるため、透明性の高い受託システムを推進し、小面積区分皆伐など多様な森林整備を計画的に進める圃地の設置を推進するものとする。

山土場、ストックヤード等における仕分体制の整備、原木市場の合理化等による流通ロットの拡大、仕分や倉庫機能の役割の強化、良質材は売り及び大型製材工場等への直納、B・C材は工場等への直納する形態の促進などの流通システムの構築及び普及を進めるものとする。

また、小規模な素材生産をとりまとめる需給調整組織から製材工場等への安定的供給体制の整備を促進するものとする。

(2) 木材加工の合理化

製材工場への原木直納や、製材業者のネットワーク化等による、木材流通の合理化を進めることによる。

製材工場や合板工場、木質バイオマス発電プラント等への供給による木質資源のカスケード利用を積極的に進めることとする。
人工乾燥機等の導入促進と品質管理（強度区分、含水率表示、JAS等級区分等）の徹底による高品質材の供給拡大を促進する。

(3) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、郡上市森林づくり推進会議、地域の林業・木材産業関係者等における協議を通じて、地域材の产地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとする。

大手住宅メーカー、集成材メーカー、市内工務店等とのネットワークづくり、製材業者等のネットワーク化による流通ロットの拡大・安定化を図るものとする。

また、市内の森林資源の有効利用及び自伐林家の育成のため、公共施設や住宅、農業施設などの木質バイオマスエネルギー利用を推進し、安定供給のためのネットワークづくりに努めるものとする。

伐採に当たって森林に関する法律に照らし手続きが適切になされたものであることや、持続可能な森林经营が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定めるものとし、鳥獣害防止森林区域図をIV付属資料5鳥獣害防止森林区域 図W-5-1-1のとおり示す。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 植栽木の保護措置

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを目的として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置・維持管理、幼齢木保護器具の設置、剥皮防止帯の設置等を実施する。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、罠いわな、箱わな等によるもの））、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止策を推進する。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況については、森林所有者等の報告により確認する。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は、森林所有者等に助言・指導を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病害虫等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

ア 松くい虫被害対策

松くい虫被害対策については、被害の先端地域においては、被害の拡大を防止することを目的に伐倒駆除による駆除事業を実施し、その他の一般地域においては、被害が蔓延している現状から、保全すべき松林を重点的に、予防及び駆除事業を実施する。

イ カシノナガキクイムシ被害対策

カシノナガキクイムシ被害対策については、被害の先端地域や微害な地域においては、駆除事業による被害の拡大防止を推進する。被害が蔓延している地域においては、保全すべき森林の予防事業を重点的に実施する。

(2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県の関係機関をはじめ、森林組合等事業体、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを行ふ。

2 森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

- 1 野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図り、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的に推進する。
また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図る。
鳥獣による森林被害の中でも、ニホンジカによる被害が特に大きいため、民間により設置する森林動物共生サポートセンターを中心として、鳥獣被害対策実施隊、林業事業者（森林所有者）及び市が連携し、市全域で実施できるようニホンジカの捕獲体制づくりを順次整備するものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

3 林野火災の予防の方法

- 1 山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視や山火事予防の普及啓発等を実施する。
また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図る。
郡上市入りに関する条例に準拠して行う。届け出は、火入れ予定期間の7日前までに、指定された申請書により必要事項を記載して、市長に提出し、許可を受けなければならない。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項
該当無し

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。
 ア II の第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植樹
 イ II の第 4 の公益的機能別施業森林の施業方法
 ウ II の第 5 の 3 の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び II
 の第 6 の 3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 エ III の森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項
 なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林經營計画を樹立して適切な施業をすることが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域

森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域は、表 V-1-2-1 のおりとする。
 指定については、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する 10～30 個の林班の規模を目安として、地域の実情を総合的に勘案して定めるものとする。

表 V-1-2-1 森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区 域 面 積 (ha)
八幡町相生	旧八幡町 1～19、169～200	2,092
八幡町那比	旧八幡町 20～107	3,939
八幡町龜尾島	旧八幡町 108～168	2,662
八幡町五町	旧八幡町 201～215	713
八幡町初音	旧八幡町 216～231、260～277	1,422
八幡町河鹿	旧八幡町 232～259	1,212
八幡町旭	旧八幡町 278～280、381～400	747
八幡町初納	旧八幡町 281～312	1,013
八幡町有穂	旧八幡町 313～337	971
八幡町市島	旧八幡町 338～380	1,525
八幡町美山	旧八幡町 374～376、422～447	1,398
八幡町入間	旧八幡町 401～421	927
八幡町洲河	旧八幡町 448～460	675

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項
市民及びNPO団体等が行うボランティアによる森林の整備や清掃等の様々な活動及び、自伐林家の育成や活動に対して支援し、地域の活性化を図る。

3 森林の総合利用の推進に関する事項
森林の総合利用を推進するための施設の整備を推進する。整備状況は表V-3-1-1のとおり。

表V-3-1-1 森林の総合利用を推進するための施設の整備状況

番号	施設の種類	現状（参考）		対図番号
		位 置	規 模	
1	森林公园（城山公園）	八幡町桜町	4.4ha	1
2	森林公园（新宮の森） 生活環境保全林 (白雲山やすらぎの森)	八幡町那比	9ha	2
3	森林公园（高平延年の森） 大和町劍	大和町劍	32ha	3
4	森林公园（二日町延年の森） 白鳥町二日町	白鳥町二日町	15ha	4
5	森林公园（二日町延年の森） 白鳥町石徹白	白鳥町二日町	9ha	5
6	森林公园 (いとしき高原ふるさとの森) 生活環境保全林 (解川の森)	白鳥町石徹白	10ha	6
7	美並町高砂 生活環境保全林 (めいこうう高原音楽の森)	美並町高砂	51ha	7
8	明宝奥住 生活環境保全林 (和良町大月の森)	明宝奥住	20ha	8
9	和良町庵倉	和良町庵倉	64ha	9

4 小規模森林所有者等自伐林家に関する事項

過疎化の進行や長期的に木材価格が下落傾向にあるなどの要因により、地域住民と森林と関わりが希薄化し、森林の手入れが行われなくなつた結果、被害や雪による倒木被害など、生活環境が悪化するところもでてきている。そのような状況の中で、自伐林家における森林整備活動が果たす役割は大きいためから、自伐林家の育成に努め、活動に支援していく。

（参考：VI付属資料 1 参考資料 (11) 小規模森林整備事業）

5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林の整備を進めるため、次の取組みを進めます。

- (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項
小・中学生をはじめとする青少年、また一般住民に対して、森林の重要性を体験する研修会等を開催し、同時に森林・林業体験プログラムを組み込むことで、一般住民の森林づくりへの直接参加を推進する。
- ※森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区城図については、VI付属資料 4 森林法施行規則第33条第1号の規定に基づく区城に示す。

八幡町小那比	旧八幡町 461～514	2,755
大和町内ヶ谷	旧大和町 1～93	4,944
大和町西	旧大和町 94～140	2,638
大和町剣	旧大和町 141～145	297
大和町大間見_小間見	旧大和町 146～179	1,837
大和町牧	旧大和町 180～188、241～243	618
大和町栗巣	旧大和町 189～213	1,332
大和町古道	旧大和町 214～239	1,274
大和町神路	旧大和町 244～260	695
白鳥町白鳥	旧白鳥町 1～12、75～83	1,202
白鳥町北濃	旧白鳥町 13～74	3,559
白鳥町六ノ里	旧白鳥町 84～138	3,465
白鳥町那留_中津屋_恩地	旧白鳥町 139～150	657
白鳥町石徹白	旧白鳥町 151～270	7,336
高鷲町駄立西	旧高鷲村 1～20	763
高鷲町駄立東	旧高鷲村 168、169、177～196	1,079
高鷲町大鷲東	旧高鷲村 102～105、143～146、150～167、170～176	1,240
高鷲町大鷲西_西洞	旧高鷲村 21～68、84、96～101	1,965
高鷲町ひるがの	旧高鷲村 69～85	656
高鷲町鷺見	旧高鷲村 86～95、106～142、147～149、197、198	1,789
美並町西部	旧美並村 1～93	3,860
美並町東北部	旧美並村 94～128	1,564
美並町東南部	旧美並村 129～167	1,564
明宝寒水	旧明宝村 1～39	1,861
明宝氣良	旧明宝村 50～95	2,467
明宝郷佐_二間手_大谷	旧明宝村 40～49、96～130、321、322	1,784
明宝奥住	旧明宝村 131～220、318～320、323	4,051
明宝小川	旧明宝村 221～317	4,261
和良町中央	旧和良村 1～32、56～66	2,228
和良町三庫	旧和良村 33～85	1,312
和良町庵倉	旧和良村 67～108	2,744
和良町土京	旧和良村 109～165	2,858

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

下流域の岐阜市との間で分図造林「たずさえの森」森林整備協定を締結し、郡上市が造林、下流及び間伐などの育林を行い上下流が連携した森林づくりを推進する。

(3) その他
プラザー工業と協定を締結している「企業との協働による森林づくり」活動を今後も推進する。

6 その他必要な事項

(1) 制限林等の施業に関する事項

法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従つて施業を実施するものとする。なお、制限林において重複があるものについては、制限の最も強い法令に基づいて施業するものとする。

(2) 郡上森林マネジメント協議会に関する事項

地域の森林・林業・木材産業・関係者で組織する郡上森林マネジメント協議会により、郡上市内の森林の一元管理（森林データの共同利用及び森林経営計画の作成支援、森林経営管理制度の推進）を図る。また、川上～川中～川下の連携化を推進し、木材需給のマッチングと山元への収益還元を図る。

※川上とは森林整備・木材生産、川中とは流通・製材加工、川下とは最終消費（住宅、紙、エヌルギー等）を言ふ。

VI 付属資料

1 参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

	男女計	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
	総数	52,690	52,125	50,986	50,809	49,377	47,495	44,491	42,090
5歳	0~4歳	3,510	3,125	2,855	2,532	2,174	1,898	1,631	1,533
階級別	5~9歳	4,019	3,570	3,234	3,022	2,619	2,231	1,955	1,721
人口：人	10~14歳	3,919	4,065	3,583	3,251	3,015	2,623	2,232	1,963
	15~19歳	3,253	2,881	2,948	2,676	2,514	2,232	1,850	1,633
	20~24歳	2,236	2,085	1,701	1,904	1,708	1,430	1,118	1,084
	25~29歳	3,269	2,860	2,604	2,264	2,140	2,079	1,636	1,466
	30~34歳	3,595	3,388	2,969	2,857	2,397	2,538	2,144	1,782
	35~39歳	2,955	3,624	3,464	3,122	2,639	2,427	2,182	2,182
	40~44歳	3,389	3,007	3,633	3,543	3,086	2,856	2,411	2,505
	45~49歳	4,226	3,361	2,972	3,702	3,448	3,040	2,806	2,443
	50~54歳	4,309	4,153	3,282	2,996	3,619	3,410	2,997	2,780
	55~59歳	3,558	4,218	4,055	3,273	2,922	3,590	3,378	3,000
	60~64歳	2,847	3,141	4,071	3,997	3,184	2,905	3,300	3,347
	65~69歳	2,483	2,667	3,284	3,932	3,784	3,072	2,777	3,425
	70~74歳	2,076	2,223	2,451	3,073	3,698	3,579	2,912	2,645
	75~79歳	1,635	1,713	1,859	2,174	2,515	3,356	3,244	2,678
	80~84歳	902	1,131	1,220	1,462	1,757	2,345	2,781	2,749
	85~89歳	347	502	605	755	931	1,226	1,713	1,940
	90歳以上	112	124	195	284	430	658	888	1,167
年齢別	年齢不詳			1					46
割合：%	0~14歳	21.7	20.6	19	17.3	15.8	14.2	13.1	12.4
(3区分)	15~64歳	63.8	63.3	62.2	59.7	57	55.8	54.7	52.9
参考：75歳以上	14.4	16	18.9	23	27.2	30	32.2	34.7	34.7
	5.8	6.7	7.6	9.2	12	16	19.4	20.3	20.3

国勢調査

	総数	第1次産業		農地経営耕地面積		第2次産業	第3次産業	就業者数	比率	就業者数	比率	就業者数	比率	就業者数	比率
		就業者数	比率	就業者数	比率										
郡 上 市	21,551	100	1,440	7	1,126	5	280	1	24	0	7,267	34	12,621	59	22.3
岐阜県総数	1,022,616	100	31,614	3	29,254	3	2,113	0	247	0	331,945	32	625,184	61	33.873

(2) 土地利用

	総数	森林		農地		水産業		就業者数	比率	就業者数	比率	就業者数	比率	就業者数	比率
		就業者数	比率	就業者数	比率	就業者数	比率								
郡 上 市	103,079			92,472		1,738		1,154		550		34		8,889	
岐 阜 県 総 数	1,062,117			863,334		40,356		31,374		6,722		2,260		158,427	

第13次長良川地域森林計画書資料編(※20世紀森林業セサス)

(3) 森林転用面積

① 森林から森林以外への異動状況（転出）

第13次長良川地域森林計画書資料編(県林政課調べ(H23～H27異動分))									
第13次長良川地域森林計画書資料編(県林政課調べ(H23～H27異動分))									
農用地					住宅、別荘、工場等、建物				
総数	田	畠	人工草地	樹園地	二リフスキーキー場	住宅、別荘、工場等、建物	樹木保石	一般道路	林道
490.01	4.19	46.72	10.36		2.3	27.04	16.16	48.01	1.06
						211.33	1.45	44.62	
						15.33			

② 森林以外から森林への異動状況（転入）

第13次長良川地域森林計画書資料編(県林政課調べ(H23～H27異動分))									
第13次長良川地域森林計画書資料編(県林政課調べ(H23～H27異動分))									
農用地					住宅、別荘、工場等、建物				
総数	田	畠	人工草地	樹園地	二リフスキーキー場	住宅、別荘、工場等、建物	樹木保石	一般道路	林道
381.85	38.44	58.36			2.0	10.6	1.11	2.76	2.69
						10.6			
						2.69			

(3) 民有林の階級別面積

単位(面積:ha)		第13次長良川地域森林計画書資料編(県林政課調べ(H23～H27異動分))									
合計		87,008.69									
合計		126.70									
11スギ		126.70									
12林		100.13									
人工林		24,140.86									
14あわまつ		8.77									
13かがまつひざまつ		452.94									
16いさごまつひざまつ		492.10									
16いさごまつひざまつ		13.15									
16いさごまつひざまつ		467.75									
16いさごまつひざまつ		4.65									
16いさごまつひざまつ		145.10									
16いさごまつひざまつ		7.22									
その他の樹種		30.39									
合計		77.44									
12.5(3)		272.56									
その他		451.99									
総計		632.37									
632.37		16.254									
632.37		3,356.64									
632.37		4,754.37									
632.37		6,333.31									
632.37		8,845.05									
632.37		6,126.79									
632.37		7,833.05									
632.37		25,497.61									

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

単位(面積:ha)		第13次長良川地域森林計画書資料編(県林政課調べ(H31.3.31現在))									
合計		16,526									
郡上市		1,793									
岐阜県		172,885									
市町村名		16,526									
総数		1,793									
不明		5,471									
1ha未満		1,560									
1ha以上		951									
30~50ha		300									
50~100ha		233									
100~500ha		125									
500ha以上		70									

② 在市者・不在市者別私有林面積

単位(面積:ha)		第13次長良川地域森林計画書資料編(県林政課調べ(H31.3.31現在))									
在市者		6,333.31									
不在市者		1,045.05									
合計		7,378.36									
岐阜県		37,090.30									
郡上市		52,953.06									
岐阜県		379,822.83									

③ 民有林の階級別面積

単位(面積:ha)		第13次長良川地域森林計画書資料編(県林政課調べ(H31.3.31現在))									
合計		87,008.69									
1ha未満		632.37									
1ha以上		83,676.32									
100~500ha		233									
500ha以上		70									

④ 保有山林面積規制別林家数

単位(面積:ha)		第13次長良川地域森林計画書資料編(県林政課調べ(H31.3.31現在))									
合計		87,008.69									
11スギ		48,658.51									
12林		24,386.07									

(11) 小規模森林整備事業補助金交付要綱

群上市小規模森林整備事業補助金交付要綱

平成21年10月1日告示第160号

(趣旨)

第1条 この告示は、里山及び森林の保全、整備並びに活用の促進を図るため、森林所有者、林業事業体、森林組合等が行う小規模森林整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、群上市補助金等交付規則(平成16年群上市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののが、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当するもので、市長が適当と認めるものとする。

(1) 次条に規定する事業を行う市内在住の森林所有者、市内に事業所を置く林業事業体及び森林組合

(2) 施行地当たりの面積が、0.05ヘクタール以上3ヘクタール未満であるものの

(3) 国又は県の造林補助事業の対象とならないもの

(事業区分)

第3条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 植栽事業 高木性の樹木の植栽に係る地ごしらえ及び植付け。ただし、1ヘクタール当たり1,000本以上を植栽するもの

(2) 下刈り事業 林齢1～10年生までの人工林における雑草木の除去(全刈)

(3) 雪起こし事業 林齢1～10年生までの人工林の植栽木の30パーセント以上が倒伏した区城における雪起こし

(4) 除伐事業 人工林における不用木の伐採

(5) 枝打ち事業 林齢11～35年生までの人工林における打上高2メートル以上4メートル未満の枝打ち。ただし、成立本数の75パーセント以上を行うもの

(6) 間伐事業 林齢11～60年生までの人工林における不良木の伐採並びに集落及び農地の環境改善のための不良木の伐採

(7) 天然林改良事業 天然林における不用木及び不良木の伐採

(8) 荒廃竹林整備事業 竹林の皆伐を行いう施業

(9) 皆伐事業 集落及び農地の環境改善のための立木の皆伐

(10) 森林・山村多面的機能発揮効果実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知)の事業内容と一緒にとなって実施する本条第1号から第9号まで及び第11号の事業(以下「森林・山村多面的機能発揮効果事業」という。)

(11) その他里山整備のために市長が必要と認めたもの

(補助率)

第4条 補助金の額は、市長が別に定める事業単価に面積を乗じて得られた補助対象経費の100分の60以内(1,000円未満切捨て)とする。

(事前確認)

第5条 補助金を受けようとする者(以下「事業者」という。)は、交付申請前に市職員の立会いの下に現地確認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 事業者は、前条の規定に基づき事前確認を受けた場合には、規則第4条の規定に基づく補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第1号)

(2) 収支予算書(様式第2号)

(3) 事業地明細書(様式第3号)

(4) 測量図又はそれに準ずる地図

(5) 委任状の写し(森林所有者等から補助金の交付申請手続等について委任を受けた場合に限る。)

(6) 委託契約書の写し(受託により実施した場合に限る。)

(7) その他の市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請を受けたときは、書類審査を行うとともに、必要に応じて現地確認を実施するものとする。

3 事業者は、補助金の交付申請、請求及び受領を森林組合等に委任することができる。

(補助金交付決定時の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業の施行地の森林以外の用途へ転用(補助事業施行地の売渡し、譲渡又は賃借権、地上権等の設定の後、当該施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る補助金相当額を返還すること。ただし、当該転用等が、公用、公共、天災地変その他やむを得ない事情による場合は、補助金相当額の返還の要否について市長と協議するものとする。

(2) 植樹、保育等成林に必要な保育管理その他市長が必要と認める事項を遵守すること。

(実績報告)

第8条 事業者は、事業完了後、規則第14条の規定に基づく実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第1号)

(2) 収支決算書(様式第2号)

(3) 事業地明細書(様式第3号)

(4) 測量図又はそれに準ずる図面

(5) 完成写真

(6) その他の市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告を受けたときは、書類審査、現地調査等を行い、事業区分ごとに次の項目を確認する。

(1) 植栽事業 實施区域及び100平方メートルの標準地における植栽本数

(2) 下刈り事業 實施状況及び実施区域

(3) 雪起こし事業 實施区域及び100平方メートルの標準地における実施本数等

(4) 除伐事業 實施区域及び100平方メートルの標準地における実施本数等

(5) 貫伐事業 實施区域及び100平方メートルの標準地における間伐率

- (6) 枝打ち事業 実施区域及び打上高
- (7) 天然林改良事業 実施区域及び100メートルの標準地における伐採率
- (8) 荒廃竹林整備事業 実施状況及び実施区域
- (9) 皆伐事業 実施状況及び実施区域
- (10) 森林・山村多面的機能発揮対策事業 実施状況及び実施区域
- (11) その他里山整備のために市長が必要と認めたもの 実施状況及び実施区域
- 3 前項の規定を除く書類審査、現地確認の内容及び方法については、岐阜県造林補助事業審査要領（平成13年4月2日付け森第1号農山村整備局長通知）の例による。
- (その他の)

2 別表

【別表1】植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(巻末に添付)

【別表2-1】伐期の延長を推進すべき森林（水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年10月1日から施行し、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

(事業の見直し)

2 この告示の施行後3年以内に、この告示の施行状況について検討を加え、その結果により必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成24年3月30日告示第84号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第57号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第41号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第57号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

※本要綱は、平成28年3月末現在

【別表2-2】長伐期施業（水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

(巻末に添付)

【別表2-3】伐倒以外の方法による複層林施業（土地に關する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

(巻末に添付)

【別表3】天然更新における主な更新樹種（主な分布域：長良川森林計画区）

針玄 針葉樹	樹種名等分類名	樹種名	ぼう芽 更新可	備考	エドヒガン	
					ウダイカシノバ ミズメ	
ヒノキ類	スギ					
	ヒノキ					
	ヒノキ					
	サワラ			◎		
マツ類						
	ヒメコマツ					
	アカマツ					
	クロマツ					
モミ類						
	モミ					
ツガ類						
	ツガ					
広葉樹	シイ類					
	ツブライシ (コジイ)		◎			
	スダシイ (イタシイ、ナガシイ)		◎			
カシ類						
	イチイガシ					
	ツクバネガシ					
	アカガシ		◎			
	シラカシ		◎			
	ウラジロガシ		◎			
	アラカシ		◎			
ブナ類						
	ブナ					
	イヌブナ		◎			
ナラ類						
	クヌギ		◎			
	ミズナラ		◎			
	コナラ (ホウソ)		◎			
	アベマキ (コルククスギ)		◎			
クリ				◎		
サクラ類						
	ヤマザクラ					
	カスミザクラ		◎			

※「ぼう芽更新可」欄に◎のある樹種であっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大経化した広葉樹林や更新樹種として取り扱い、更新樹種には含めない。

(根本直径 40cm 以上、おおむね 80 年生以上) は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めない。

【別表4】鳥獣害防止森林区域（合計面積：56,111.89ha）

地域		鳥獣害防止森林区域（林班）															
		白鳥	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
八幡	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	31	32		
	34	44	45	46	47	48	59	60	61	62	64	65	66	67	68		
	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83		
	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98		
	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113		
	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128		
	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143		
	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158		
	159	162	163	167	168	169	170	171	173	174	175	176	177	190	191		
	192	193	194	195	196	197	198	199	200	204	205	206	207	210	211		
	212	213	214	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228		
	229	230	231	232	244	245	253	254	255	256	257	258	259	260	261		
	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	275	276	280	282		
	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297		
	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312		
	313	314	315	316	317	318	319	320	323	324	325	326	327	328	329		
	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344		
	350	356	357	363	364	379	380	381	382	417	418	419	420	421	422		
	426	427	428	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455		
	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	468	469	470	471		
	472	473	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488		
	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503		
	504	505	506	507	508	509	510	511	512								
	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71		
	74	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104		
	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	116	117	118	125	126		
	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141		
	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156		
	157	158	159	160	161	162	164	165	166	167	168	169	170	171	172		
	176	177	178	179	180	181	182	184	187	188	198	199	200	201	240		
	241	242	243	244	245	246	247	248	250	251	252	253	254	255	256		
	257	258	259	260													
大和	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	18	20	25			
	26	27	28	29	30	31	32	34	35	36	37	38	39	40	41		
	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56		
	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71		
	74	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104		
	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	116	117	118	125	126		
	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141		
	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156		
	157	158	159	160	161	162	164	165	166	167	168	169	170	171	172		
	176	177	178	179	180	181	182	184	187	188	198	199	200	201	240		
	241	242	243	244	245	246	247	248	250	251	252	253	254	255	256		
	257	258	259	260													
	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	

鳥獣害防止森林区域（林班）

地域	鳥獣害防止森林区域(林班)															
	和	良	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	42	43	44	45	46		
47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	64	65		
66	77	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92		
96	97	98	99	100	101	102	103	104	109	110	111	113	114	127		
128	132	133	134	135	136	137	138	139	140	159	160	161	162	163		
164	165															

【別表5】森林配置計画における将来目標区分の区域

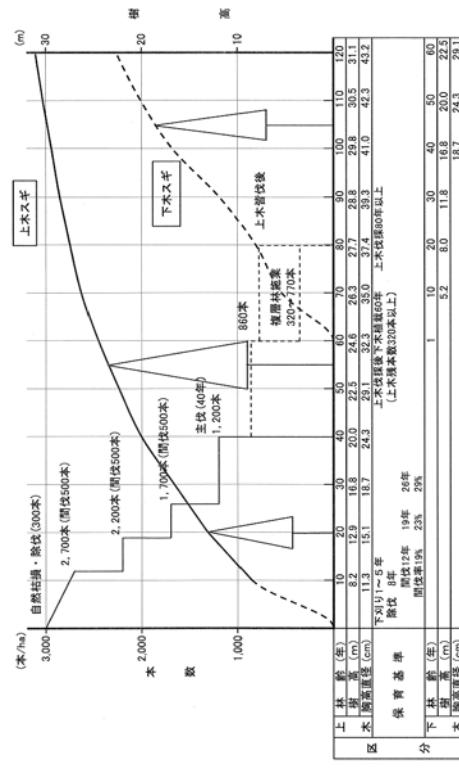
(卷末に添付)

【概要図】

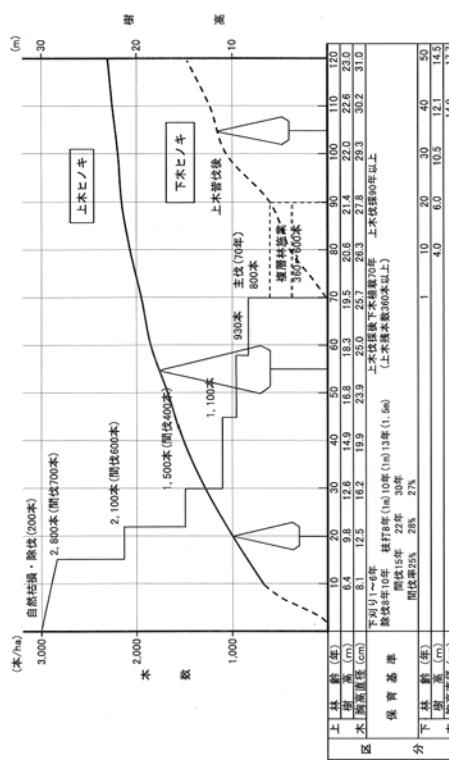
(卷末に添付)

(1) 育成複層林の施業例

育成複層林(人工林型)の平均的な地位における施業体系について、図VI-3-1-1にスギー・スギ型複層林(新植3,000本/ha、60年生時に下層木植栽、80年生時に上木伐採)の例を、図VI-3-1-2にヒノキ型複層林(新植3,000本/ha、70年生時に下層木植栽、90年生以上で上木伐採)の例を、それぞれ示す。



図VI-3-1-1 スギ人工林(スギー・スギ型複層林)の施業例



図VI-3-1-2 ヒノキ人工林(ヒノキー・ヒノキ型複層林)の施業例

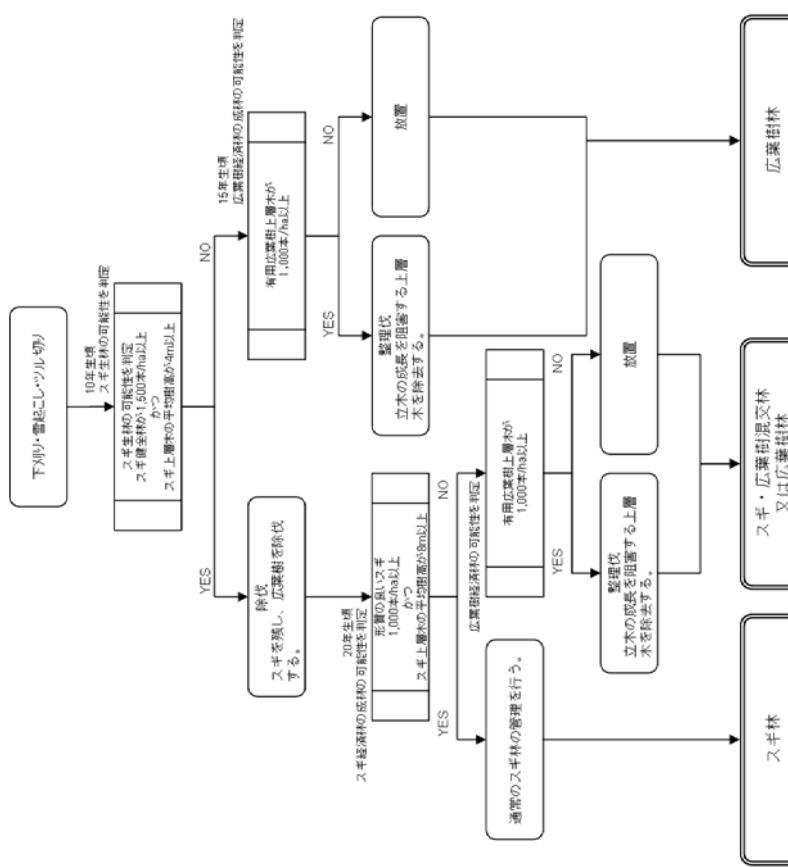
(2) 育成林(天然林型)の施業例
樹種による林型区分別の施業方法を、表VI-3-2-1のとおり例示する。

表VI-3-2-1 育成林(天然林型)の施業方法

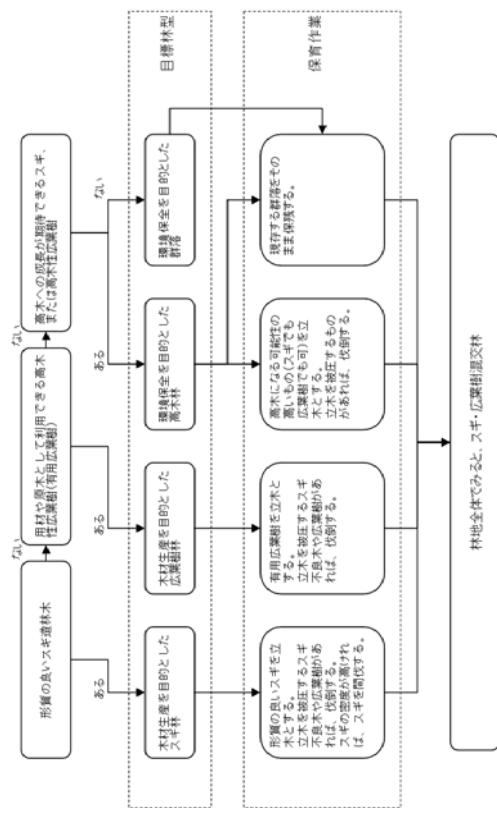
林型の判定基準				施業方法等	
林型名 (適用樹種)	施業方法 (生産目標)				
ブナ・ミズナラ (ブナ、ミズナラ、ケ ヤキ)	長伐期施業 (大径材生 産)	伐期(80年生以上)におい て、ブナ・ミズナラ等の材 種が70%を超える林分。 伐期以前では、30年生未満 で、ブナ・ミズナラ等を400 本/ha以上含む林分。 80年生未満で、ブナ・ミズ ナラ等を250本/ha以上含 む林分。	・更新は、母樹(胸高直径40~50cm)以 上を20~40本/haを残し、刈払いを行 う。 また、稚樹の刈出しを行 う。 ・林齢8~10年のとき不用木と不良木を 伐採する。 ・標準仕立本数は、胸高直径5cm前後の とき1,500~2,000本/haとする。 特に定めない。	その他 (カンバ類、ハ ンノキ類、その 他)	上記以外の林分
コナラ他 (コナラ、クリ、 サクラ類、ホオ ノキ、カエデ 類、ミズキ)	中伐期施業 (中径材生 産)	50年生未満では、優占する 樹種を800本/ha以上含む 森林。 50年生以上では、優占する 樹種を500本/ha以上含む 森林。	・母樹の保残や稚樹の刈出し、目的外樹 種の除間伐の実施については、ブナ・ ミズナラ林型と同様の施業を行う。 ・樹齢20~30年の二次林においては枝 下高5mに達した上層木を残し、間伐を 実施する。 ・特にクリが立木の過半数を占める場合 は、枝下高6~8mの上層木を保残し、 間伐を実施する。	コナラを1,500本/ha以上 含む森林 木生産)	のとき800本/haとする。
コナラ (コナラ)	短伐期施業 (じいたけ原 木生産)		・更新は萌芽更新により行い、萌芽が多 い場合には、7~8年目に健全な萌芽枝 を一株当たり2~3本を残し他の除去す る。 ・萌芽枝整理後の成立本数は、1,500~ 2,500本/haとする。	アカマツ	中伐期施業 アカマツ等の材種割合が 50%を超える森林

(アカマツ、ク リ、コナラ、ヒ メコマツ)	(構造用材 等)	50%を超える森林	本/haを残し、刈払いを行う。 ・堆積腐植が多い所では腐植層のかき起 こしを行う。また、稚樹の刈出しを行 う。
-----------------------------	-------------	-----------	--

(3) 豪雪地帯、多雪地帯における施業例
豪雪地帯、多雪地帯におけるスギ造林地の施業例を図VI-3-3-1のとおり示す。

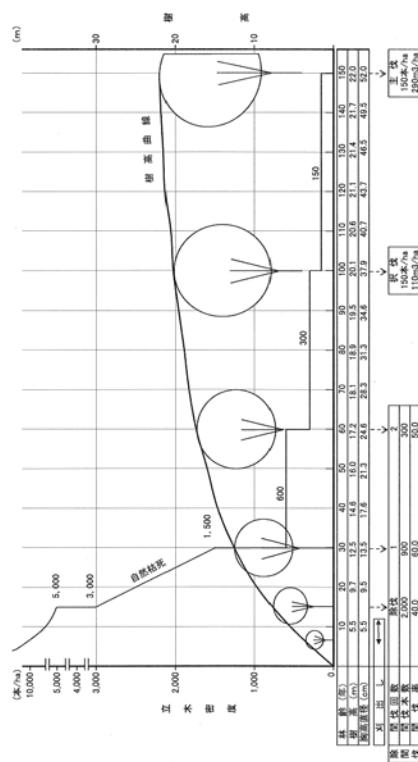


(4) 造林地に侵入した広葉樹の施業例
造林地に広葉樹が侵入した場合における施業例として、スギ人工造林地に広葉樹が侵入した場合における取り扱いの例を図VI-3-4-1に示す。



図VI-3-4-1 スギ人工造林地に侵入した広葉樹の扱いの例

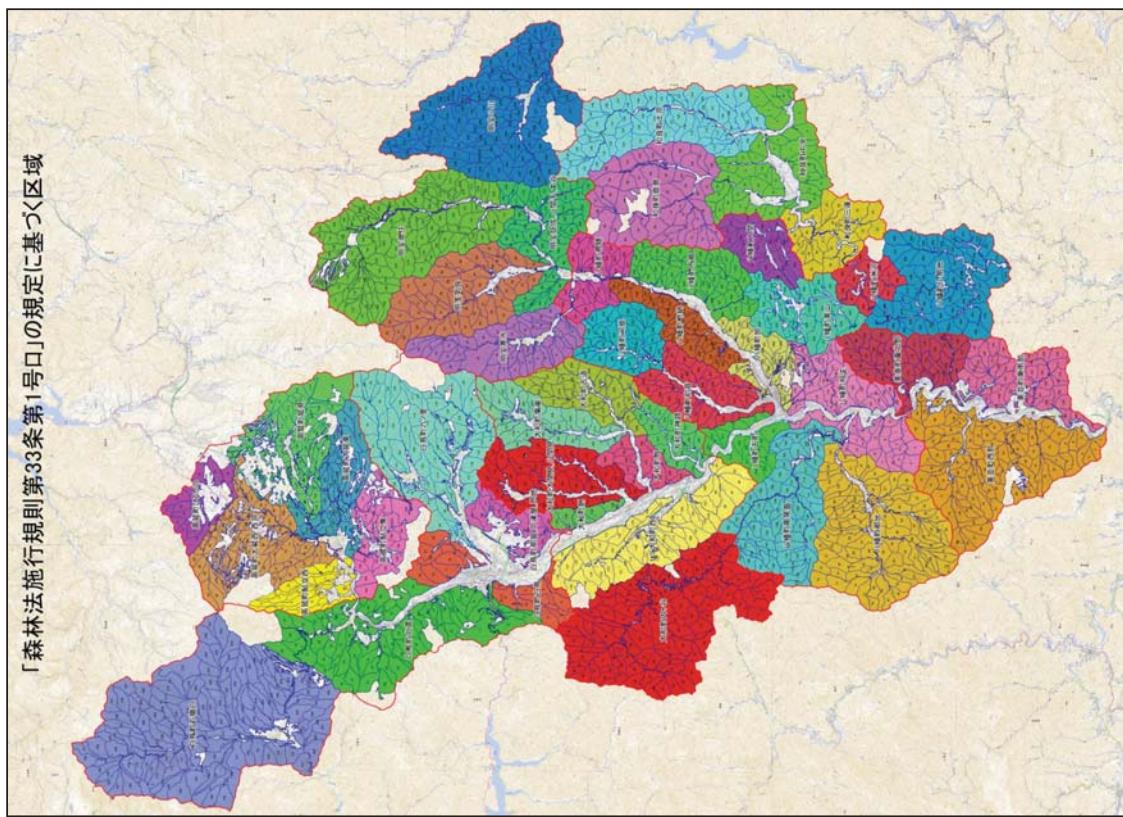
(5) 天然性広葉樹用材林の施業例
天然性広葉樹用材林における施業体系について、図VI-3-5-1に傾斜35度以下で地利の良い場所における施業例(伐期は期待径級36cm又は50cm以上)到達(100年又は150年)時の例を示す。



図VI-3-3-1 豪雪地帯、多雪地帯におけるスギ造林地の施業例

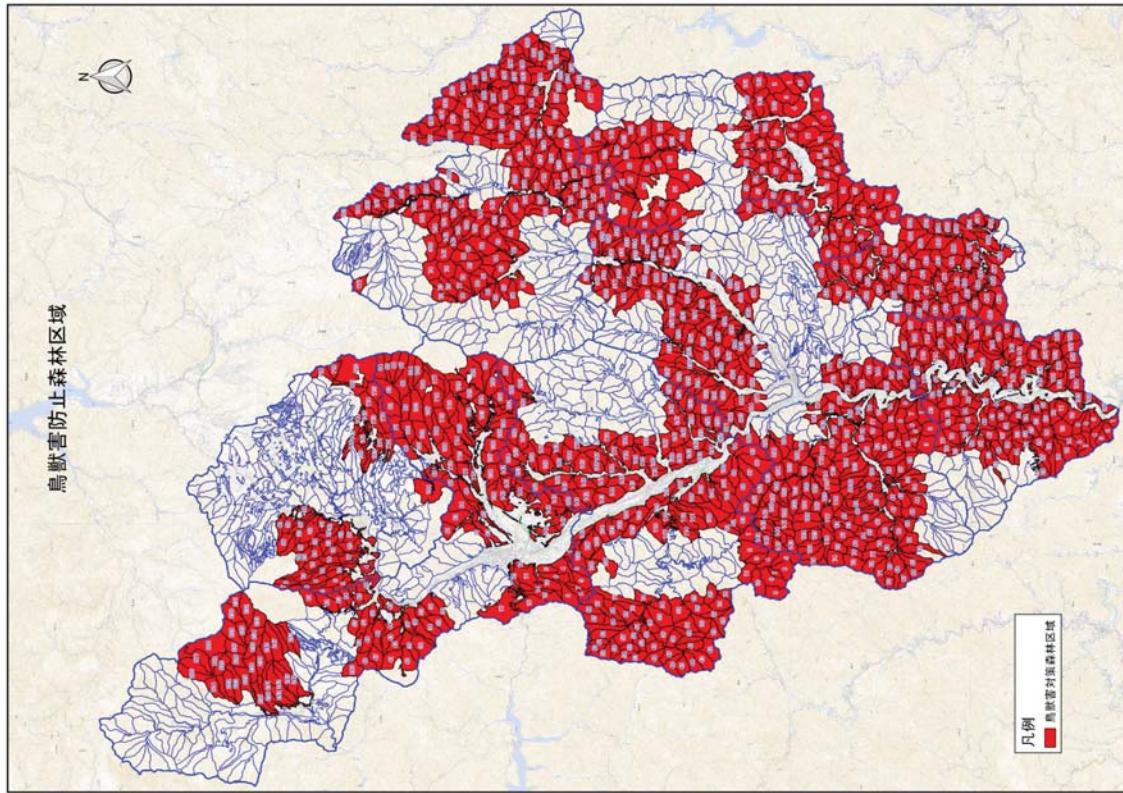
図VI-3-4-1 天然性広葉樹用材林の施業例

4 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域図
森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域図を図VI-4-1-1のとおり示す。



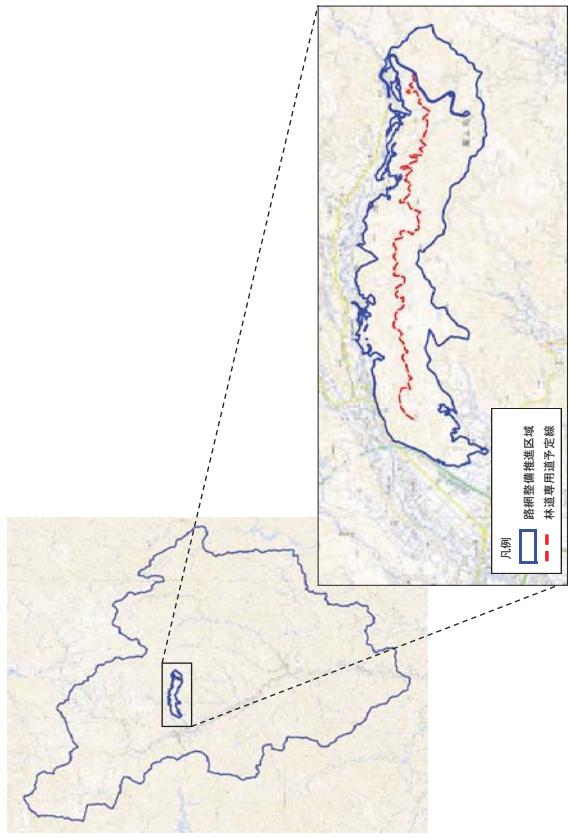
図VI-4-1-1 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域図

5 鳥獣害防止森林区域図
鳥獣害防止森林区域図を図VI-5-1-1のとおり示す。



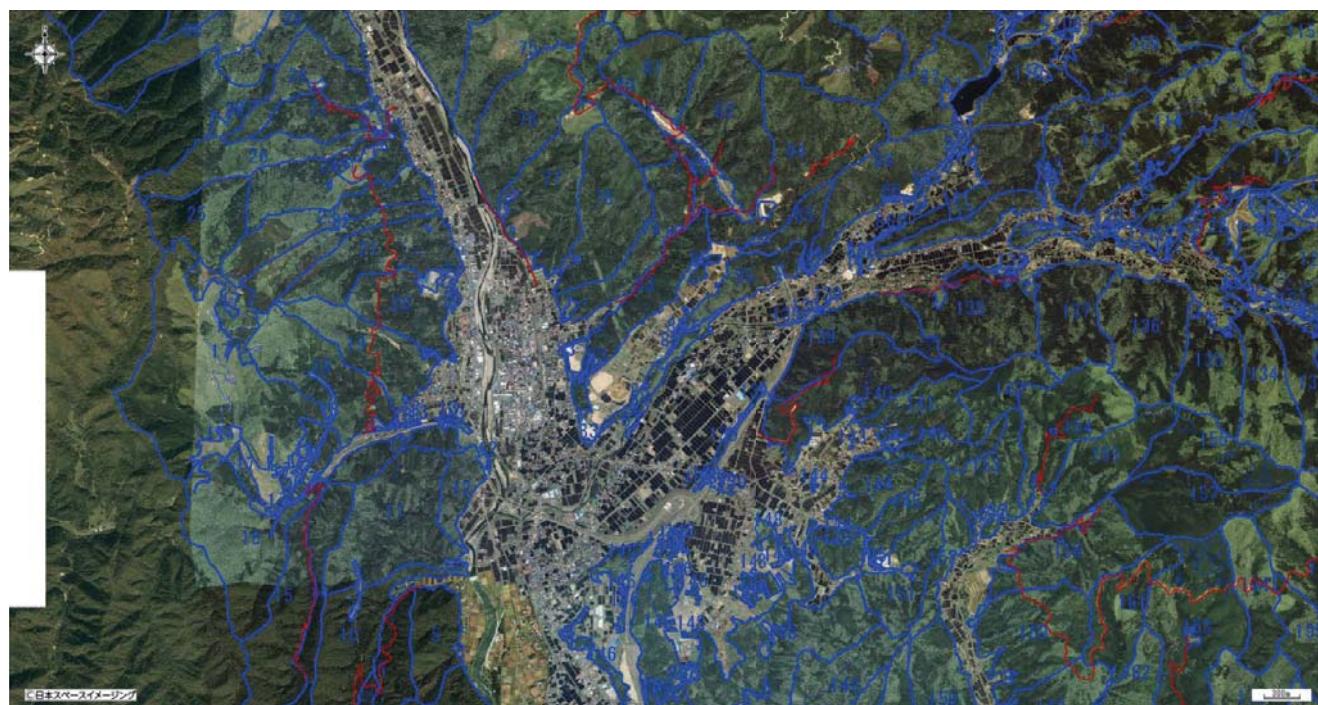
図VI-5-1-1 鳥獣害防止森林区域図

6 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域
路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を図VI-6-1-1のとおり示す。



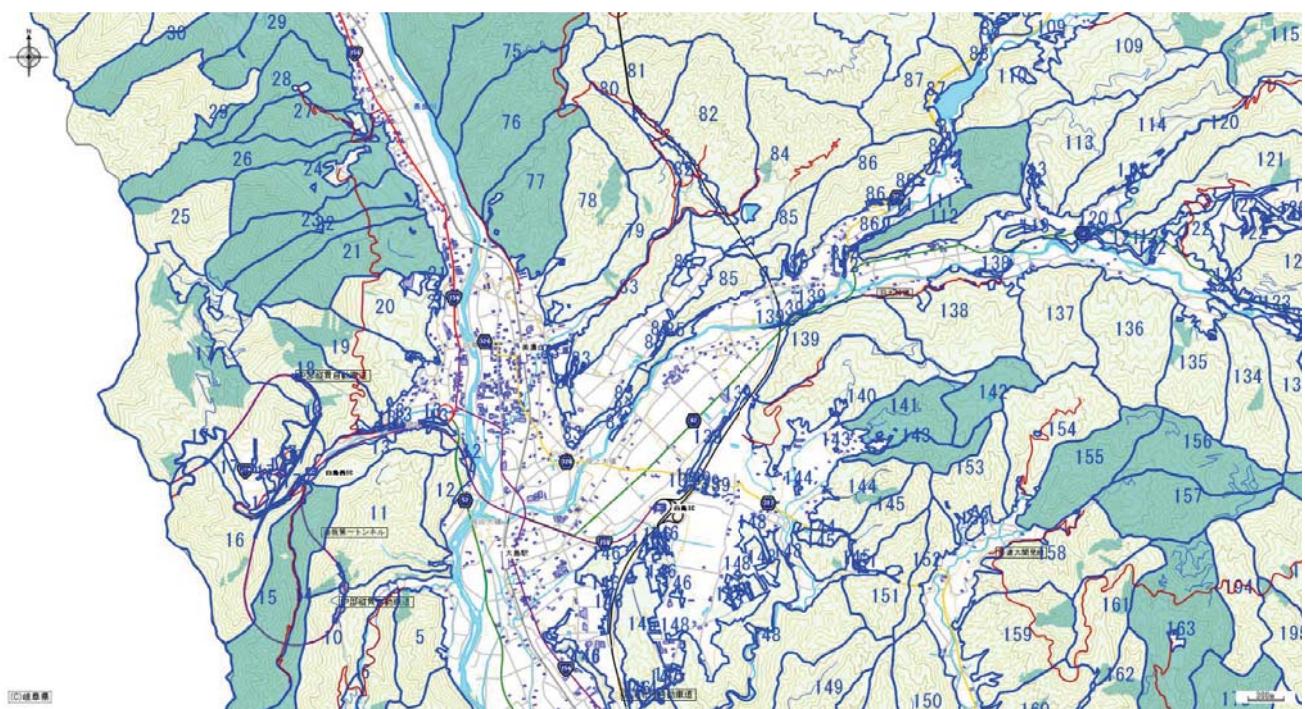
図VI-6-1-1 路網整備推進区域における開設予定路線

衛星画像（郡上市、旧白鳥町付近）

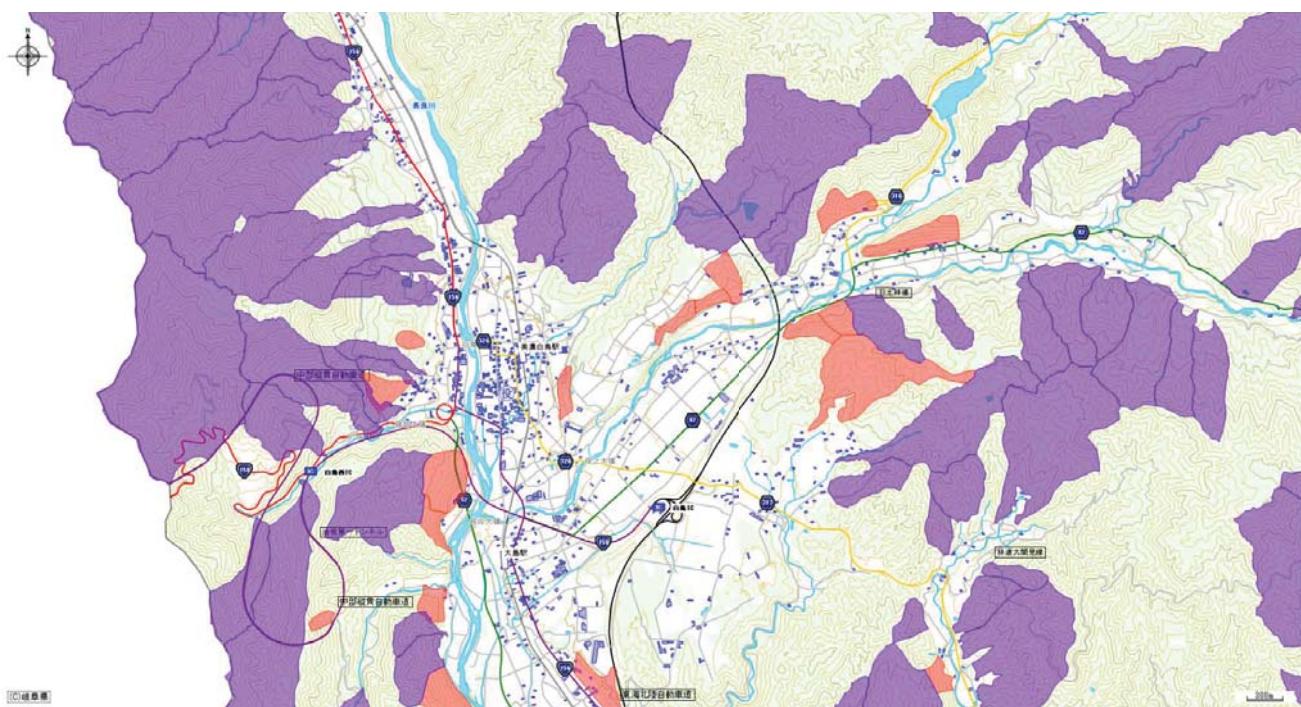


参考3

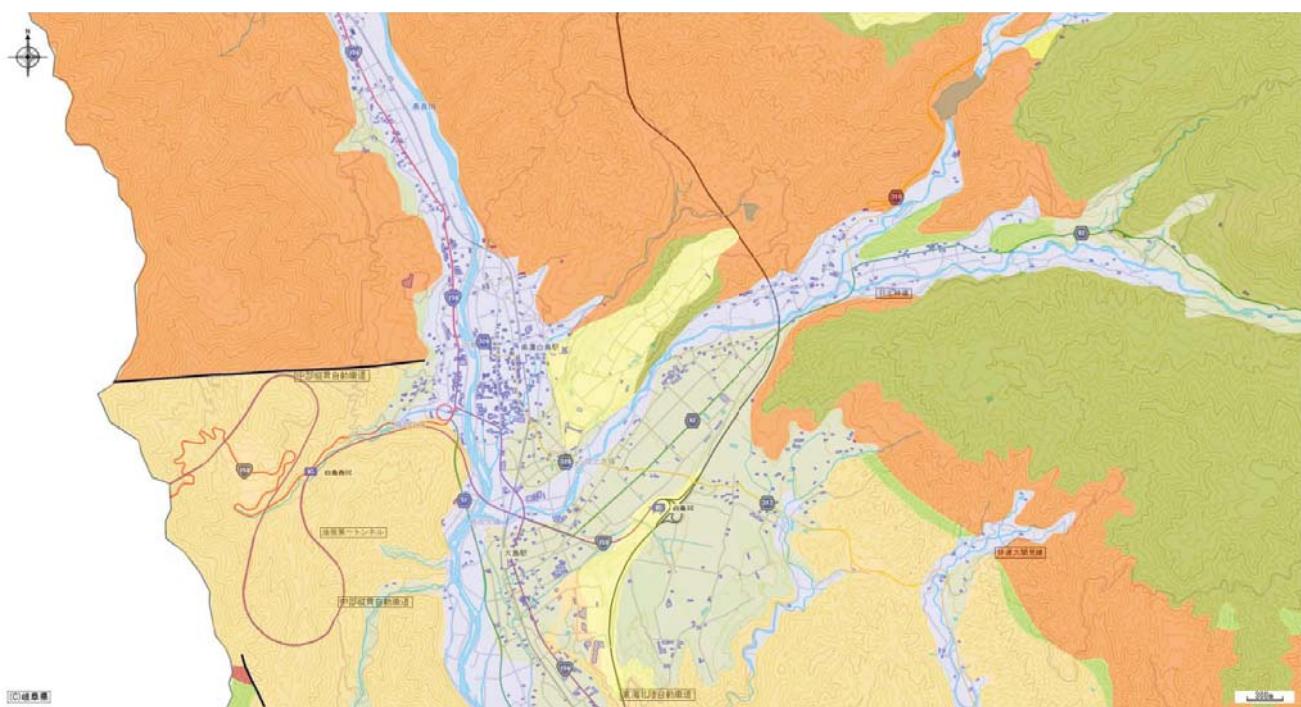
市森林整備計画の概略図【ゾーニング図】（郡上市、旧白鳥町付近）



山地災害危険地区（郡上市、旧白鳥町付近）

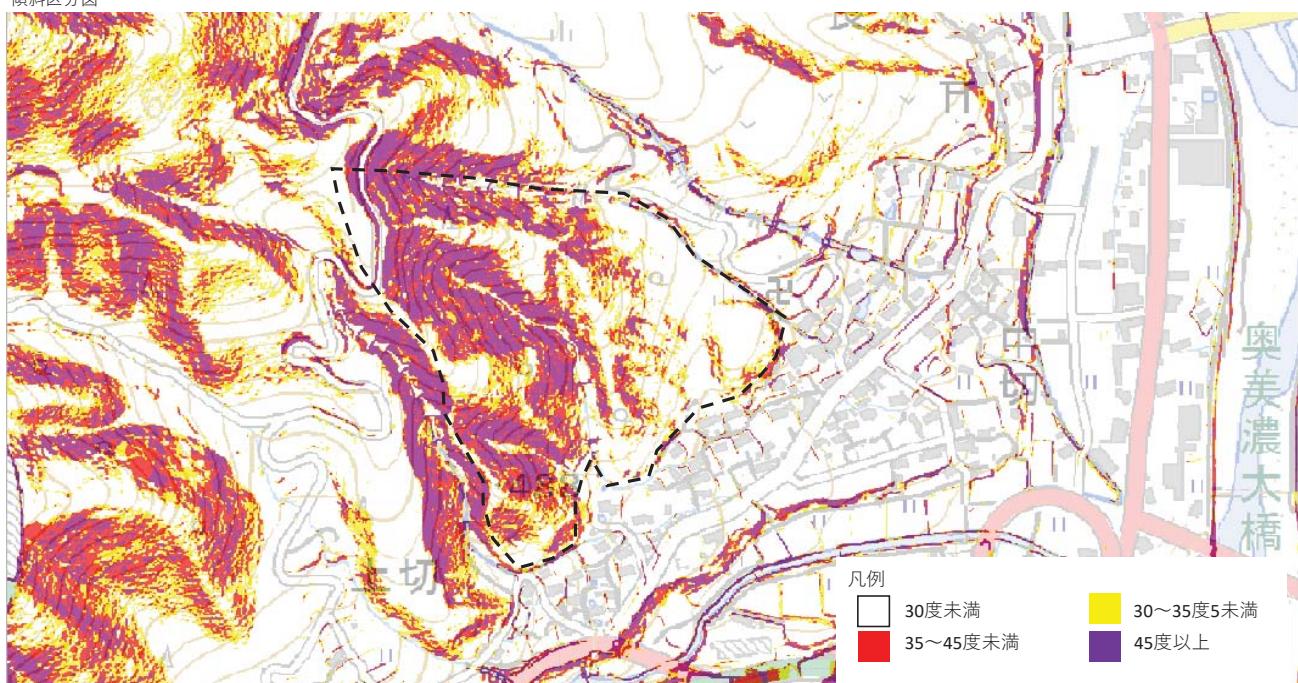
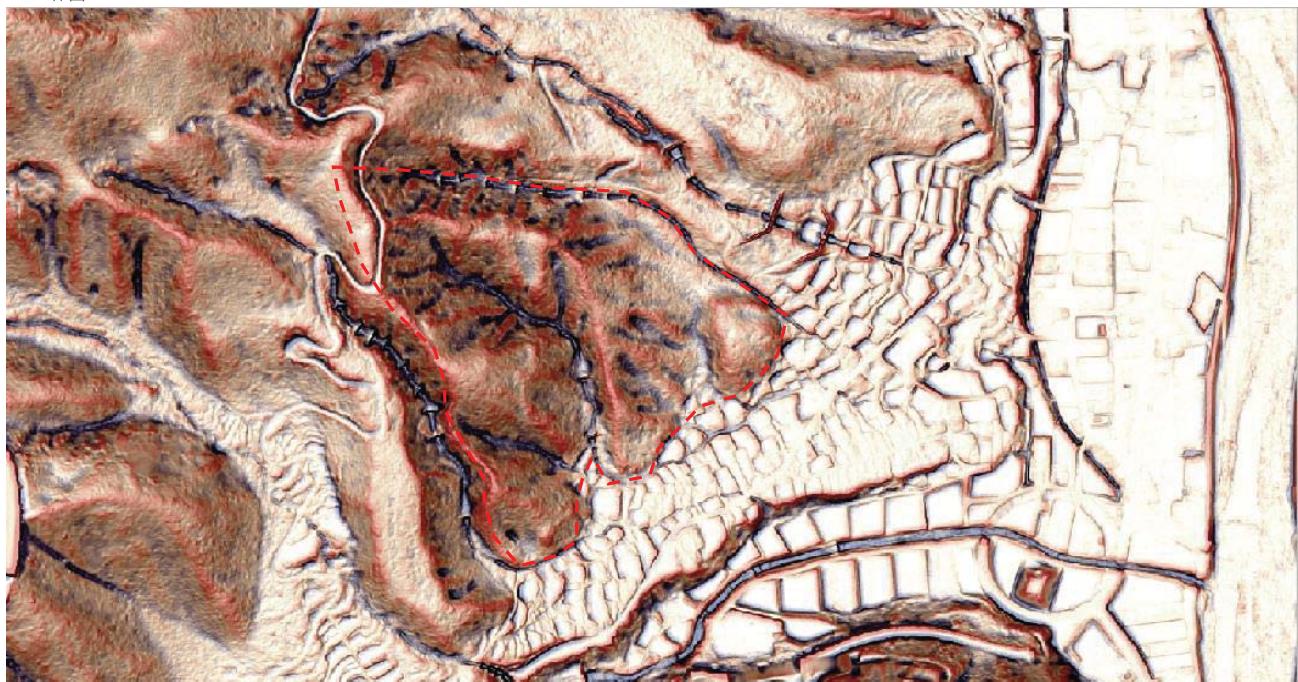


地質図（郡上市、旧白鳥町付近）



微地形表現図【赤色立体図】(郡上市、旧白鳥町付近)







第3回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】令和3年1月18日(月) 13:30~16:00

【開催方法】WEB会議

【出席者】(敬称略)

<委員長> 植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授 (森林施業・経営学研究室)

<委員>

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授 (森林環境保全研究室)

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 岐阜県 郡上市林務課 課長

片山健二 石川県 かが森林組合 専務理事

<林野庁> 三間知也 森林利用課 課長補佐 (森林集積企画担当)

室木直樹 森林利用課 企画係長

<事務局>

(公財) 日本生態系協会 松浦、龜田、小川

目次 (議事)

【1.当面の議題について】 2

【2.審議】 5

<1.各論①> 5

<2.各論②> 5

<3.各論③> 19

<4.各論④> 21

<5.各論⑤> 21

<6.各論⑥> 27

<7.各論⑦> 29

【1.当面の議題について】

三間課長補佐 それでは、第3回の森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会を始めさせていただきます。今回は今年度の最終回ということでございまして、今年度の目標というのは、第2回の時に申し上げましたが、先ずは、来年度に向けての論点整理というところでございます。今回を今年度の締めといふことで、論点を少しまとめさせていただけたらと思っております。冒頭に植木委員長から一言いただきてもよろしいでしょうか。

植木委員長 はい、植木です。よろしくお願いいたします。コロナでも現場に行く機会も少なくなり、なかなか森林の状況とか、身近に接する機会がなくなつてきて、少しその辺が不満に思っているところです。12月の林経協ニュースに掲載されていたのですが、林業経営者協会の青年部会で、最近の木材価格について言及されました。木材製品の価格は平成初期と比べて今はあまり変わらないのだけれども、立木価格だと素材価格が平成初期と比べて相当低いと。これは一体どうしたことなのだろうかということで、このままでは山持さんが非常に厳しい状況に追い込まれると。要するに木材の生産のコストが山林所有者にしわ寄せが行っているのではないかということを言われておりました。こうした木材販売による山林所有者への還元がないことは、この間、ずっと気になっていたことですが、そうしたことは避けなければならぬなと思っています。山林現場はもつと活力をもち経済的にもある程度しっかりと経営盤が必要なのかなと思っています。我々としては、森林経営管理法についての具体的な議論をしていくということではあります、このことは、林野庁にもしっかりとお願いしたいと思っております。それでは、今回の3回目、皆様よろしくお願ひいたします。

三間課長補佐 委員長ありがとうございます。それでは皆様よろしくお願いいたします。まず、議論に入る前にお詫びなのですぐ、林野庁の出席者ですが、課長の議論については、別の会議があるので欠席ということで事前にお知らせしていましたのですが、安藤室長について、政府の方で厳格に7割の職員にテレワークさせなさいという話があつて、本日の勤務体制では、三間と室木が出たら、梓がいっぱいになつてしましました。そのため、この二名で対応させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それではお手元の資料1が本日のメインであります、それから、12月に事前に皆様と個別に意見交換させていただいた、そのコメントをまとめたものが、参考1となつております。この二つを中心にして、この二つを前に個別に意見交換をさせていただきます。繰り返しになりますが、12月に事前に個別に意見交換をさせていただいて、それを踏まえて資料1「当面の議題」を一部修正させていただい

ております。本日はその事前のコメントも踏まえて、改めて追加検討、意見交換をできればなと思つております。それから、時間の都合、後年度の議論になるものもあるかもしませんが、そういうものも資料1の中に追加させていただいているというところでございます。それでは、一つずつ意見交換をさせてもらえたらと思います。

事前に説明させていただいたのですが、最初におさらいということで、資料1の冒頭部分を少し確認させていただければと思います。資料1の1ページ、前回第2回の検討委員会のポイントというところでございます。森林経営管理法の特例措置を活用していくにあたっては、ということで、当初林野庁としては、特例を使うようなところは通常の方法で集権計画を立てるところよりも、より丁寧に対応したりするのではないかなど思つていたところでした。ところが、委員のお話を伺つて、所有者不明だからと言つて特別扱いするということはないと。所有者がいる場合、確知されている場合と同じような考え方で進めて行くべし、という話をいただきまして、林野庁としても認識を改めただとこです。これらを踏まえていくと、結局、その森林の所有者が分かるのか不明なのかというところではなく、間伐をしていく、森林を何とかしなければならないという本来のところを考えていくのだと、いつも通り間伐などの必要性を考えていくのだということかと思います。これがこの次の「対象とすべき森林」の考え方につながつくるのかなと思っております。

二つ目の「そのため」というところですが、特にについては、切捨て間伐が想定されるような、いわゆる森林の管理というところを前提として議論していくのではなくて、搬出すべきところであれば搬出する、いわゆる公益的機能の発揮のみならず木材生産も含めた林业経営も議論の射程として考えていくのだということを確認させていただいたところです。そのため、この真ん中の段取りが、経営管理の内容など「経営管理の方向性」について考えていく上でのベースになつくるのかなと思っております。この「対象とすべき森林」いうものと「経営管理の方向性」というものを踏まえて、市町村の皆様に今回の特例制度を使つていただくというのが最終目的でございます。そして、3段目「市町村に活用してもらえるガイドラインとなるよう」ということで、なるべく分かりやすく、かつ実用的なものを目指していくということで、これが難しいのですが、技術的にもあり難しくないものの、より使い勝手の良いものにしたいというのが大きな方向性として確認できしたことかなと思っております。

次のページに行きまして、「当面の議題」ということで、今回から令和3年度の前半までというところで、今申しました、「対象とすべき森林」の判断材料について、具体的な指標をこの検討委員会で置いていきたいと思ってお

ります。ここに書いてある通りですけれども、所有者不明であるということが特別視しないということになりますと、対象となり得る森林というのはいくらもある、手入れが行き届いていない森林というのがかなりあるというところでございますので、どこからやつていくのか、どこからやついくべきなのかという話を整理していきたいと思つています。その中で、先ほども言いましたように市町村が使いやすいものにしていくということで、市町村が判断しやすい指標とか、対外的にも理解を得やすい、説明しやすい指標といしたものと考えていきたいと思っております。

その下の「経営管理の方向性」というところは、切捨て間伐にこだわらずということで、経営管理の内容を柔軟に選択していけるようにという方向性ではございますが、それは、最後は市町村の裁量でということになつてくるということかと思います。ただ、何をもつて合理的な判断、もしくは合理的ではない判断というものを裏づける具体的な指標の整理、これなら安心して使えるというものも、まとめていきたいといふうに思つているところでございます。

対象とすべき森林の判断材料というものが、次のページにもう少し細かくありますけれども、この辺りはこの後の各論のところで一つづつ見ていくということもありますし、事前のやりとりの中で見直ししているものですので、今は飛ばさせていただきます。次の「経営管理の方向性」というのも、森林の物的状況であるとか、市町村のお考え、所有者の状況など、色々書いてありますが、これらについても、この後の各論のところで改めて意見交換ができるたらと思っております。5ページに行きまして、最終的にどういう形にするのかということなのですが、ガイドラインといつても整理の仕方はいろいろあると思うのですが、こういう状況であればいいですよとか、こういうのは合理性の説明が付きませんよとか、そういったものをまとめた上で、では、市町村の裁量においてどこからやつていくのかとか、適用の部分を列記してまとめていくというようなイメージで今の時点では思つております。

ここまでとのところは基本的に委員の皆様と同じ思いで、まとまっているのかなと思っているのですが、自分の意見とずれているなどか、これも併せて言っておきたいというようなことがありますから意見をいたただけますでしょうか。もし、その通りだととか、ここまでには全然問題ないよということであれば、次に進んでいきたいと思ひますが、いかがでしょうか。特に皆様よろしいでしょうか。ありがとうございます。

【2. 審議】

<1 各論①>

三間課長補佐

それでは、早速ですかけれども各論に入つて行きたいと思います。資料 1 の 6 ページよろしいでしょうか。繰り返しですか、「対象とすべき森林」というところについては、特例措置の場合であっても、通常の場合と変わらずに、という観点と、市町村にも使いやすい指標にという部分に特にポイントを置いて議論していかなければならぬのかなと思っております。一番左側の「過密状態」というのと「目標的指標」というのが、まさに次の合理性というのも確保できる範囲である必要があるのですが、市町村の職員が、片山委員や河合委員のような経験豊かな職員ばかりではなく、4 月に林務の担当になつたばかりの方でも理解できる、対象とすべき森林といふものを判別できるという、なるべく簡単なものを示せねばなどと思っております。左の「過密状態」のところなのですが、最初が樹冠長率ということで、樹冠長率というのは何かと言いますと、資料の右側に木の盤がありますけれども、分子が②の枝葉がある部分で、分母は①の木の全体の長さ、つまり高さというものです。②の部分が小さければ小さいほど、木としては不健全で倒れやすくなりますが、というところで、提示させてもらっています。これについては植木委員長からも、およその樹冠長率なら目視でも把握可能な指標ではないかといふコメントをいただいているところです。その他、木の太さと高さから把握する形状比についても 80 以上という数字も提示しております。この 80 とか 40 という数字に関しては、委員長からも妥当ではないかといふコメントをいただきました。それから、事前にご説明させていただいた時には、相対幹距比というのも指標として提案させていただいていたのですが、指標として使える場面が限られているのではないかといった技術的な助言をいただきまして、それよりも、立木密度とか、林齢毎の成立本数の目安から、その森林の生育状況の妥当性を評価する方が望ましいのではないかと提案させていただきました。これも現場サイドからすれば、大体のことは取扱子想表とかを見れば、各地域の地域森林計画毎に備え付けられているものを目安とすれば、市町村の方々も大体の見当は付けられるのではないかと思っているところでございます。

隣の「目標的指標」に移ります。これも定性的な觀点ということで、下層植生があるのかないのかといったような話なのですが、とは言え、その一つ下のボツですね。定量的にするべきか、とか、下層植生の種類の評価、造林樹種ごとの整理をどこまで行うのか、ということも検討する必要があるのかなど思っています。しかしながら、この点については阿部委員から、「種類というものもあるのかもしれないが、それ以前にまずは植生があるとい

うことが大事」といったコメントをいただいたおります。その他、地表、落葉落枝、AO 層の状況というのも、特別な機器等を使わなくても見れば分かるということで、経験が浅い職員でも使いやすい指標にできるのではないかかなと思っております。

その右側、「地形的要因」ということでして、先づ傾斜についてですが、事前の意見交換の際は、40~45 度という数字をお示していたのですが、阿部委員や河合委員のコメントを踏まえて 30~35 度を一つの目安としつつ、後は地域毎に目安を置いていただくのかなどいうことで書かせていただいたおります。「地形・地質」ところについては、微地形表現図を確認する上でどうかとしております。微地形表現図のイメージについては、河合委員から提供いただいた参考 4 や、参考 3 をご覧いただければと思います。この微地形表現図についてですが、後ほど、河合委員や片山委員に聞きたいのですけれども、市町村の方々がこれが見た時に、ここが危ないのでないかとか、これのどこをどう見たらよいのかどうかなどを一般の職員向けてガイドラインに示してあげればよいのかなどとも考えておりますが、コメントをいただけたらと思います。

さらに右側の「過去の災害・法指定」ですが、対象とすべき森林の考え方には「山地災事危険地区」といったものも参考になるのではないかといふ一つの例を取り上げております。その他、保安林であるとか、既にゾーニングされているところは公益機能の発揮の上で重要であるとか、災害リスクが高いので、しっかりと森林整備をやっておいた方がよいということで、優先順位を検討する指標として使えるのではないかということです。併せて、ここに市町村森林整備計画というのも示させていただきました。その中に様々なゾーニングがあります。これは、市町村によつてどこまで踏み込んで作っているのか、中身を精査して作っているのかというのではなく意識差・地域差というのがあると思いますが、これも使わない手はないのではないかのかなと思います。品川委員と野村委員は、市町村森林整備計画をおそらく見たことがないだろうということで、郡上市の森林整備計画を資料 2 で提示させました。このようなものが全国の市町村で作られています。当然書きぶりは市町村によつて違うのですが、大体全ての市町村で同じような項目で作っています。

ところで、事前の意見交換の中で、まだ委員の皆様とで共通の認識を確認しきれていない部分というのが何点かあります。まず追加検討の一一番下の左側の「どのタイミングで現地調査を行うのか」、ということです。品川委員から、当然現地調査を行わなければ正しい判断ができるだらうというコメントをいただきました。これはごもっともといふところですが、自分

私も経験上、市町村の職員では現地調査に行く暇がないとか、そもそも現地調査と言つても、ちょっと山に行けば、ここは間伐が必要ではないかといふことくらいは経験的に簡単に分かることもあります。一方、最初の段階では、そんなにしつかりとした現地調査をしなくてよいのではないかということが、河会委員や片山委員から現場サイドの意見として寄せて貰っております。現地調査をするとしても、後日、森林整備に着手するまでの間に詳細な調査をしておけばよいのではないかという考え方もあることについて、この後意見交換をさせてもらいたいなと思います。

あと右側に行って、「市町村森林整備計画」で位置づけておくとよい事前情報は何が」ということです。市町村森林整備計画には、いろいろなゾーンシグがあるけれども、今回の特例を使うという時に、どういったのを活用するといいのか、今後、市町村森林整備計画を作る上で、どのようなものを作った方がよいのか、ということも考えていきたいと思っております。市町村森林整備計画は市の方針としてしっかりと決めているものになりますし、何か根拠や合理性を問われたときに使えるものになると思います。そのため、特にこれはどうかということがあれば精査していくたいと思います。そのため、特にこれほどうかということがあればご提案をお願いします。

最後に一番下の「治山事業との役割分担」ということでござります。山地災害危険地区とも関連するのですが、これが品川委員、野村委員の思いと行政サードの実態ベースとで、どう見るのかということですが、本来リスクがあるというのであれば、行政が積極的にやるべきだというのは、その通りだと思うのですが、一方で現状の仕組みから行くと、保安林やそろん、それは言っても、都道府県が、全部やれるわけではないので、市町村が森林環境譲与税とかを使ってやることもあるたりして、現場毎で、地域毎で、都道府県と市町村とでやり取りをしながら、調整がされていくのがかななと思っております。この辺りをガイドラインとしてまとめて行くべきだと思ったところもござ意見をいただけたらよいかなと思っております。以上、まず、各論①の「対象すべき森林」を森林の物的状況から考へるということで、いただいた意見であるとか、書いてあることを取り上げさせていただいたところです。今お話ししたことと、皆様の認識が違うというようなことで、あるいはあるとか、さらには意見交換さればいいといったところで、何かご意見をお聞きいただきたいと思います。ここを強調しておきたいということでも結構で

片山です。「対象とすべき森林」の選び方ですが、最初から細かい調査をする

するということではなくて、我々現場サイドというか、山を管理している者から言いますと、まずはこれまでの森林整備してきた履歴みたいなもののが把握から入っていきます。間伐を10年以上していないとか、20年してないというのは、大体、台帳なりで調べることができます。そういう手入れがされていないところを対象として、まずは目標で判断していくいくことになるのかなと思います。ここの「目録的指標」というところに、×と○が書いてある写真がありますが、このように、まずは林内の暗さみどりを持つて何回かやることで慣れてもらうということをしていけばよいのかなと思います。また、この写真にあるように下層の植生を見ます。下層植生が生えていないところは光が不足していて、山として不健全、災害の危険性があるという判断をしていきます。そのようなところで、ある程度優先的にやらなければならぬ森林というもの前途を付けていくことになります。そういう中で、所有者が不明であるという森林が出てくるのですけれども、まずは、この判断をしていけばよいのかなというふうに考えています。

ありがとうございます。河合委員はいかがですか。市町村職員一般としてどうお思いになるとか、どのような感じであれば対応できるのかとか、その辺りのご意見があれどお願いします。

やはり、今片山委員が言われた通りだと思います。うちも昨年から、意向調査をやっておりますけれども、最初に拾い出されたのが過去10年間整備履歴が無いということでしたし、そういうところを対象にしていくといふことです。初めて林務を担当された方にまず樹高を測って考験なさいというのは辛いことだと思いますので、やはり見た目。この写真にあるような箇所を見れば一目瞭然ですので、そういったところから見当を付けていく、というのがしたいのですから、レ田いす。

ありがとうございます。林野庁の室木です。片山委員と河合委員からお話をいたきましたが、私はから全国の市町村の状況などを補足させていただいて、その上でその他の委員からお話を伺いたいと思います。まず調査の関係でなければどこのタイミングで調査をするかなのですが、およそ2パターンの市町村があります。一つはしっかりと所有者に説明をしながら集積計画を作らなければなりません。二つはそういうことで、片山委員と河合委員からお話をありましたように、10年間手入れされてきたかどうかとか、そういったところから腰痛簿を作ります。

確かめた上で、さらにその後しっかりと現地も見に行き、あなたの山をこのようにしたいと思いませんがどうでしょう、という丁寧な対応を進めるタイプ。これが一つ目のパートーンです。もう一つのパートーンは、そういう細かい調査というのは、実際に間伐に入るタイミングまでにしっかりと押さえなければよろしくて、おおよその見た目でやはりあなたの森林は手入れしなければいけませんよね、というお話をし、集積計画を立てるペターンです。この集積計画を作る前に調査する派と、後に調査する派の二つに分かれているのが現状です。今二人の委員からお話をいただいているように、前段階として詳細な調査をやらせるというのはちょっと大変なのではないでしょうかというような話がありまして、我々としても市町村の事務のことを考えますと、最初から何でも調査に行ってくださいといふように議論を進めてしまいますが、特例措置というものが扱いにくいかなというところもございまして、なるべく調査のタイミングというのも柔軟に選ばせてあげたいと思っております。ただ、この点については、品川委員から、やはり説明責任を果たしていく上では、先に調査をして、しっかりと集積計画を作るべきではないかといふようなお話をもありましたし、今現場サイドのお話なども踏まえまして、改めてどのように考えますか、というところをまず一つお尋ねさせていただきたいと思います。それから、これはとりわけ野村委員にお伺いするのがよいのかもしれないのですが、現場サイド、あるいは学術的な立場ということで大学の委員などと事前に打ち合わせをしていく過程で、こういった指標だったら説明が皆さんに伝わりやすいですかねとか、市町村もこの程度であれば把握できるのではないかといふ、妥当なライン探しを行ってきました。ただ、おそらく一番森林から遠い立場におられると思います野村委員がこの資料をご覧になつて、例えば、この樹冠長率だとか形状比、イメージとして絵を描かせていただきましたが、何となく、こういう分母と分子の話を見て、何となく一般の人たちが理解できる数字に見えるものなのか、やはり一般人に対して説明するという時には、もう少しいう見せ方とか、こういう情報の取り方とかがないのかなとか、ざっくり簡単にご感想をいただければなと思っています。

最後にもう一つ。これは全委員にお話を伺いたいのですが、このスライドの一番上のところのアンダーラインを引かせていただいたところ、「所有者不明であるという理由に数値指標を通常の場合より厳しくする必要があるかどうか」というところも書かせていただいております。前回までの議論の傾向を見ますと、所有者不明であるということを特別扱いする必要はない、とにかく間伐が必要なのであれば、それはやるのでしょうかということが前提にお話しをしております。そうしますと、やはり間伐が必要なのかどうかという判断のところで、通常の場合と特例の場合で、数値の指

標に差を設けるべきではないと、事務局としては考えております。ただ、やはり所有者不明であるというのことを配慮していくのであれば、より厳しい数値指標見ておくべきではないかとか、数値を少し調整するという方向性もないわけではないと思います。この数字の置き方にについて、皆様がどのようにお考えになるかというところも、合わせてご意見をいただけれどと思っております。

植木委員長 植木です。今のお話を聞いての私なりの意見ですが、まずは集積計画の段階での調査をするかどうかの話ですが、今のお話を聞いたところでは市町村によってかなり温度差があり、できるところできかないところがあるだろうということでした。であるならば、調査についても、場合によつてはある程度まとまった段階でやるということも必要かと思いますし、この対応については、まずは市町村にお任せすると。先ほど、柔軟な対応と言われましたが、そういうことでよろしいのではないかと思います。ただし、最終的には説明責任の問題があるので、いざれにしても何らかの形で調査を行うことは必要であろうと考えます。もう一つ、所有者不明であること的理由に数値指標を厳しくするかどうかについては、する必要はないというふうに思いますが、逆に必要とする理由は何かあるのですか。今の話だけでは分からなかったのですが、どのように理解したら良いでしょうか。

室木係長 室木です。例えば、樹冠長率が40%を下回っているので間伐をしますというのが通常のパターンだと仮定します。所有者不明森林であっても40%を下回つていれば間伐をしたいというのと一緒に思うのですが、特例措置を使ってでも手入れをするという説明する上で、「所有者不明の場合は、さらに危険な状態に陥っているときに使いましょう」ということで、30%とした方がよい。」という形で、通常の場合と数値のメリハリをつけることで、より厳格に運用できるのではないかという考え方もあるかと思いました。ただ、正直なところ、この考え方は否定をしていただきとも思っていました。皆様どのように思われますか確認させていただければと思います。

植木委員長 分かりました。こういうところをあまり細かく区分することはやめた方がよろしいかと思います。単純明快で分かりやすくした方がよい。ですから、別に所有者云々に関係なく、平等に、公平に、こういう基準でいきましょう、という形で私はよいと思います。

三間課長補佐 ありがとうございます。現地調査を事前にどこまでやるのか。市町村の状況に応じて後からでも、という話もありますが、品川委員、野村委員はいかがでしょうか。

野村委員 今回いただいた中身は、専門用語もある程度出てきていますけれども、割

と素人にも理解しやすいものを挙げていただいたかがなと思いました。他方で、「40%以下」とか「80以上」というのが、実際どのくらいだという実感は当然、今の時点ではない訳ですが、一般の人が見て、取りえず理解できる中身、分かりやすい方法を模索しているかと思った次第です。

この先の話ですが、私自身はこういう制度について、「こうやらなければいけない」など、ルールを使う前からハードルを上げるような議論は、なるべく減らした方がよいと思います。ただでさえ、もともと億劫なところがあるわけなので、なるべく「簡単にできる」ことを示すことが大事だと思います。そういう意味では柔軟にやつたらいと思思いますし、だいたい市町村の皆さんは真面目ですので、ガイドラインに書くと全部やらなければいけないというふうに考えがちなどもあると思います。むしろ、「こうやり方もあるけれども、省くやり方もある」ということを明示してやつていけばよいのかなと。それが基本的な考え方です。

私の考えとしては、まずは市町村の職員にとって、あるいは林業関係者の主導で市町村に「こういうふうにやりたいから取り組んでもほしい」という時に、使いやすい制度であることが第一点ですけれども。その上で、後で「なぜこれをやってしまったのか」と言われた時に市町村が説明できるように、やつたことが問題だと言われなくて済むように、「こういうことを押さえておこう」とか、「こういう説明をしたら理解されるのではないか」というところをフォローする形の方がよいと思います。「やりたいからやりました」と言うだけではなく、何か説明できる材料は備えていただいた方がよいと思います。そこのバランスだと思います。ある程度説明できるポイントのようなものを提案してあげるというような、そういうような形でできたら望ましいのではないかというのが私の感覚です。

ありがとうございます。野村委員にもう一度お尋ねしてもよろしいですか。今ここで、下層植生や形状比などの数字を示せば、「なぜやつてしまつたのか」と聞問われても、市町村が説明できるのではないかと思います。一方で、施業履歴を見たら15年とか20年、何もやつていない。だから間伐が必要だという感じで、極端な話として、現地も見ずに施業履歴だけで特例措置を使うというのは、さすがに「何でやつてしまつたのか」と問われた時に説明できないよなという感覚でしょうか。

そうですね。調査があつて、報告書があつて、というような話になると、辛くなつくるところもあるかと思います。それをするには、何々調査というのがあって、こういう報告書を提出して、さらに要件を満たさなければいけない、という話になると大変かもしません。「現地は見ました」ぐ

らいのことはあつてもいいのかな、という感覚はあります。特例措置を使ふと、事務的にそれなりの手間暇がかかると思うので、その前提としては何らか、無駄撃ちにならないようにするためにも、最低限、現場を見たりするのかなという想像はあるのですが、まさに林業の対象になるような場所は、「見に行く」ということ 자체がものすごく大変」という前提があるのかかもしれないくて、そういうと実務に応じて、資料の上から明らかに施業が必要だと見込まれる場所については、例えば航空写真でレビューするなど、実情に応じた進め方も提案できるのではないかと想像で申し上げています。そもそも現場を見るのがそんなに大変なのか、というところもわかつくると思いますので、少し教えていただきたいという部分もございまます。

三間課長補佐

室木係長

ありがとうございます。

参考2の郡上市森林整備計画の23~24ページのところを開いていただけますか。これは、野村委員にもご紹介をしたいと思ったのですが、市町村が森林の所有者に、「みなさんこうしてやつていきましょう」ということで、森林整備計画というものを各市町村が立てております。例えば、ということで23~24ページをご紹介しましたが、ページの下の方にいくつかの表があり〼。スギを植えたところで標準的な仕立て方というのには1回間伐をしますように、こういった体系を経て森林を育していくということが代表的に書かれています。これはあくまで標準例ですので、やはり場所などによって変わるので、およそこういったところを目にしながら、「こここの森林はしばらく手入れがされていないので間伐しましょう」という判断になるわけです。市町村としてはこういった目安をもとにそろそろ間伐に取り組んだ方がよいのではないかということを頭に置いております。ただ、これはあくまでも標準的なものですので、すべての現場に適しているものではありませんので、やはり最後は目で確認しながらなければいけません。計画に書かれている内容や程度はこのようなものだということをご紹介させていただいたところです。

先ほど発言し忘れたのですが、市町村が所有者不明の特例措置を使うのは郡道府県知事の裁定手続きがあります。こうなつてくると都道府県知事であれば、市町村の判断ということになりますが、所有者が全員不明の時ではなかなか裁定がしにくいのではないかと思います。やはり、都道府県としては、市町村から「間伐が必要だと思ったのですが」という感覚だけではなあいかねません。計画に書かれている内容や程度はこのようなものだということを紹介させていただいたところです。

野村委員

有者不明」と「所有者不明」の話を議論させていただいておりますが、都道府県知事の裁定というものも入ってくると、ちょっととは先に下調べしておこうか、という話もあろうと思います。ご見解があまりましたら、併せてお聞きしたいと思います。

野村委員

今のお話を伺っていて、そうなると「各論①」のページにいろいろ書いていただいたわけですが、今おっしゃったように過去の間伐履歴、間伐時期、前回の間伐からの年数など、ちょっとどういう表現がいいか分かりませんが、それをどこかに項目として入れると分かりやすいのかと思いましたので、一言申し上げます。

三間課長補佐

ありがとうございます。品川委員、ご意見等お願いしてもよろしいでしょうか。

品川委員

いくつかの自治体の方と話をさせていただいております。あくまでも「いくつか」ということで、林野庁のように全国的にくまなく対話しているということではないので、もしかしたら偏向した見方や把握があるのかもしれません。ただ、私の見た感じでは、まず市町村の担当者として、まるつきり素人の方がポンと担当部署に配置されるということがかなりあるようなのですが、私の知る限り、その状態を県がそのまま放置して、その担当者に一人で孤独にやらせておくといふ状況であるとは見ていません。何らかの方法で、アドバイザー制度ですか、あるいは県との協議会などの制度を創設、あるいは既存のものを使って、素人的な担当者のことをかなりきめ細やかにフォローしていると。そういうふうになつていると見ていました。ですので、三間課長補佐がおっしゃったように、素人の担当者が孤独な闇いを強いられている状況が本当にあるのか、ということがちょっと疑問ではあったのですが。その辺りについて、実例として多いのであれば、それを前提に話をしなければならないかと思います。そこのところを教えてください。

それから、現地確認、現地調査をやらずに集積計画を作ってしまうのは、ちょっと考えられない、ということは確かに私から申し上げました。そういう実感は本当にあります。それから、何らかの紛争あるいは揉め事、トラブルが生じた時に、「実は現場を見ないで集積計画を作っちゃいまして」というのはありえない。何らかのトラブルになつた時には「見ないでやつちやいました」というのは非常にマイクボイントになるとは思います。この点についても私の知る限りですが、各自治体では、決して、担当者が一人で孤独にやるという形ではなく、森林組合に委託されたり、あるいはコンサルタントを使って進めてらしやつた。それも、すごい勢いで現地調査して、「全部見できましたけど。それで・・・」というようなことをお

つしやるものですから、それをやらないで、一人で地図上で、画像上でやるところがあるというの私はここでしか聞かない話でビックリです。実際にそのあたりはどうなのでしょう。結構多いのでしょうか。ということをお聞きしたいのですが。

三間課長補佐

ありがとうございます。実際のところは県によって差が結構ありますて、市町村に来たばかりで林務は全くという職員を配置している県があるのか、ないのかとと言われれば、正直なところ、あります。ただ、石川県にしても岐阜県にしても、栃木県にしても、検討委員会の委員としてお越しいただいている方々の県はしっかり取り組まれていると思います。ですので、品川委員がおっしゃるように、林務未経験の方が林務担当になられても、最初は県の出先の方々がサポートしながらどういうことが、基本の形だと思いまます。ただ、そうではないところがあるというのもこれもまた事実というところです。

どこをターゲットに置くのかということかと思いますが、わざわざ所有者が分からぬところで何を何かしようと思う市町村は、知見以上に、やる気、何とかしようという思いが強くあられるのではないかと。そういう市町村であれば品川委員がおっしゃるように、ほぼ間違なく森林を見に行くだろうと思う一方で、今回の特例措置をより多くの市町村で使っていただこうと思えば、どこまでハードルを下げることができのか、ということも考えるわけです。ただ、品川委員がおっしゃるように、「見ないでやってました」ということが実際あり得るのかという点については、個人的にはないだろどうど思っています。見るだけぐらいならすぐできるだろうし、するだろうと。所有者がいらっしゃる場合であれば、境界の合意形成もやるので、結局、現場も見るわけです。特例措置を使う時もそうするのだろうとは思うのですが。野村委員のおっしゃる通り、「これをやれ」「あれをやれ」というふうにすると、どんどん面倒になつて、やる気が失われる。ところ、「ここまですれば、特例が使える」ということになつても、結局それを誰も使わなくなつても困るなと。そのあたりのバランスが非常に難しいと思っています。もう一つ、品川委員からのご質問ですが、現場確認をせずに図上で集積計画を立てるという点については、現場を見なくとも、現場がどの山か分かっているというくらいの段階で集積計画を立てているところはあると思います。さすがに、どこに山があるのかも全然分からずに委託を受けてしまっている市町村は、ないとは思いますが。

郡上市の河合委員に参考4を今回、準備していただいたのですが、是非、郡上市の場合を少しお話しいただけないかなど思いました。私の知る限りでは郡上市はづくりと現地は見に行つてから集積計画を作りますけれども、最終的にどう間伐するのかという最終的な細かい現地調査は、集積計

画を作つてから行つていると話を聞いているものです。郡上市の場合ですと、事前にこういった画面を見ながら、ここをやりたいなどいろいろどのように考へているのか。やはり所有者の関係性もあります。所有者に説明に行く際にも、「あなたの森林はこういうところだからね」というところを、どれくらいの程度の現地確認でやっているもののかという、具体的に郡上市の例をご紹介いただいて、説明責任の果たし方的なケーススタディーにしたいと思うのですけれども。河合委員、お願いしてよろしいでしょうか。

河合委員

この参考4ですが、この赤い点線で囲つてあるところにおいて令和元年度に集積計画を作成しております。現場の確認は、大まかにしかしておりません。正直言いまして、それぞれ所有者ごとにその山がどうかなどということではなく、境界がまだ不明のまま集積計画を作っております。公園上で登記簿に出てくる所有者全員を拾つて作つております。どういう箇所から手をつけているかなど言いますと、ここに集落があるのですが、その裏山を中心によつております。崩壊が起きた時に、人命に関わるような災害が起りますなどとこ。実際にここは、平成11年9月の台風で、水も土砂も出まして、現に一名亡くなられた地区になつております。もう優先して選んでやつております。

根拠を持つて計画立てで、手続きを取られていらっしゃると思います。

根拠の持ち方というのはいくつかの道筋がありますけれども、丁寧に目的をもつて、しっかりと根拠しづら進めていくということであれば、必ずしもそのプロセスは、一律ではないということでよろしいのではないかのかなと思います。それにしても全然、現場を見に行かずに最後までいい、ということではないことなので、十分かと思います。

品川委員

私も今ご説明いただいたところで謹和ございませんでした。

あと、「治山事業との役割分担」の部分についても、ご意見をいただければと思うのですけれども。実際には、現場の市町村と都道府県、それぞれ考え方や現状などに応じて、ケースバイケースでやっていくということだと思いますが、特に我々としても今の特点で何か明確に線をひくとか、こういった考え方でやつた方がいいとかを、特に示さなくていい、示しにくいものかななど思つております。何かござりますでしょうか。

これに関しましては、災害の恐れがありそうなところであつても、都道府県としては、「所有者がよく分からぬことですし、市町村が何とかしてもらえれば」という思いもちらほらとみかけるようにも思ひます。一方で、市町村は、「これは治山の役割だから市町村ではない」と思つて見ていることもあります。それでも、この論点については、もう少し具体的な事例が出てくるまでは、保留にしてよろしいのかなと思つております。

治山事業との関連ですが、詳しく治山事業の行われ方を把握しているわけではないのですけれども。治山事業をする上でも、保安林という制度がありまして、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、水源涵養保安林といいうものが治山事業に関連してくるのだだと思ひます。これらの保安林について施業要綱というのがあり、それに従つた施業が行われるということになつていると思います。保安林の中でも、整備が進んでいない保安林というのがあります。それにまして、それについては治山事業として整備を行う、というよ

査をやろうかという話をしていたのですけれども、まだいいかな、ということですと止めたという例もございます。やはり、細かい調査はしないまでも、現場は見るということは基本だろうなと思っております。

三間課長補佐
ありがとうございます。今、河合委員にご説明いただいた郡上市のようなやり方であれば、野村委員、品川委員、十分説明がつくという理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。根拠を持つて計画立てで、手続きを取られていらっしゃると思います。根拠の持ち方というのはいくつかの道筋がありますけれども、丁寧に目的をもつて、しっかりと根拠しづら進めていくということであれば、必ずしもそのプロセスは、一律ではないということでよろしいのではないかのかなと思います。それにしても全然、現場を見に行かずに最後までいい、ということではないことなので、十分かと思います。

ありがとうございます。私も今ご説明いただいたところで謹和ございませんでした。

あと、「治山事業との役割分担」の部分についても、ご意見をいただければと思うのですけれども。実際には、現場の市町村と都道府県、それぞれ考え方や現状などに応じて、ケースバイケースでやっていくことだと思いますが、特に我々としても今の特点で何か明確に線をひくとか、こういった考え方でやつた方がいいとかを、特に示さなくていい、示しにくいものかななど思つております。何かござりますでしょうか。

これに関しましては、災害の恐れがありそうなところであつても、都道府県としては、「所有者がよく分からぬことですし、市町村が何とかしてもらえれば」という思いもちらほらとみかけるようにも思ひます。一方で、市町村は、「これは治山の役割だから市町村ではない」と思つて見ていることもあります。それでも、この論点については、もう少し具体的な事例が出てくるまでは、保留にしてよろしいのかなと思つております。

治山事業との関連ですが、詳しく治山事業の行われ方を把握しているわけではないのですけれども。治山事業をする上でも、保安林という制度がありまして、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、水源涵養保安林といいうものが治山事業に関連してくるのだだと思ひます。これらの保安林について施業要綱というのがあり、それに従つた施業が行われるということになつていると思います。保安林の中でも、整備が進んでいない保安林というのがあります。それにまして、それについては治山事業として整備を行う、というよ

三間課長補佐
野村委員

ありがとうございます。私も今ご説明いただいたところで謹和ございませんでした。

あと、「治山事業との役割分担」の部分についても、ご意見をいただければと思うのですけれども。実際には、現場の市町村と都道府県、それぞれ考え方や現状などに応じて、ケースバイケースでやっていくことだと思いますが、特に我々としても今の特点で何か明確に線をひくとか、こういった考え方でやつた方がいいとかを、特に示さなくていい、示しにくいものかななど思つております。何かござりますでしょうか。

これに関しましては、災害の恐れがありそうなところであつても、都道府県としては、「所有者がよく分からぬことですし、市町村が何とかしてもらえれば」という思いもちらほらとみかけるようにも思ひます。一方で、市町村は、「これは治山の役割だから市町村ではない」と思つて見ていることもあります。それでも、この論点については、もう少し具体的な事例が出てくるまでは、保留にしてよろしいのかなと思つております。

三間課長補佐
品川委員

ありがとうございます。私も今ご説明いただいたところで謹和ございませんでした。

あと、「治山事業との役割分担」の部分についても、ご意見をいただければと思うのですけれども。実際には、現場の市町村と都道府県、それぞれ考え方や現状などに応じて、ケースバイケースでやっていくことだと思いますが、特に我々としても今の特点で何か明確に線をひくとか、こういった考え方でやつた方がいいとかを、特に示さなくていい、示しにくいものかななど思つております。何かござりますでしょうか。

これに関しましては、災害の恐れがありそうなところであつても、都道府県としては、「所有者がよく分からぬことですし、市町村が何とかしてもらえれば」という思いもちらほらとみかけるようにも思ひます。一方で、市町村は、「これは治山の役割だから市町村ではない」と思つて見ていることもあります。それでも、この論点については、もう少し具体的な事例が出てくるまでは、保留にしてよろしいのかなと思つております。

阿部委員

ありがとうございます。私も今ご説明いただいたところで謹和ございませんでした。

あと、「治山事業との役割分担」の部分についても、ご意見をいただければと思うのですけれども。実際には、現場の市町村と都道府県、それぞれ考え方や現状などに応じて、ケースバイケースでやっていくことだと思いますが、特に我々としても今の特点で何か明確に線をひくとか、こういった考え方でやつた方がいいとかを、特に示さなくていい、示しにくいものかななど思つております。何かござりますでしょうか。

これに関しましては、災害の恐れがありそうなところであつても、都道府県としては、「所有者がよく分からぬことですし、市町村が何とかしてもらえれば」という思いもちらほらとみかけるようにも思ひます。一方で、市町村は、「これは治山の役割だから市町村ではない」と思つて見ていることもあります。それでも、この論点については、もう少し具体的な事例が出てくるまでは、保留にしてよろしいのかなと思つております。

うな取組もあると思うのです。そのあたりとの調整をした上で、どちらが行うかということにならうかと思います。どちらが行うにしても、整備が遅れていれば整備をしなくてはいけないものだと思います。それから、「山地災害危険地区調査」は治山事業の一環で行われている調査事業ですが、全国に何十万カ所もあるかと思います。基本的には山が崩れるとか土砂が出てくるとか、そういうところが対象になりますので、勾配がきついところですか、土石流が出てきそうなどころとかです。そういうような場所ですので、あまり人工林を育てて収益を上げるというようなことには向かないところが多いかななどと思っていますが、その辺りのところを考えて、「森林経営管理法」の運用と「山地災害危険地区調査」の調査結果の整合性を考えなければいけないかなと思っています。

それから、植木委員長がお答えになっていましたが、「数値目標」は所有者不明の森林に対してだけ異なる数値を適用するということは、やはり科学的にもおかしい。矛盾が生じるので、これは同じにしないと絶対にいけないなと思いました。

「調査をいつ行うか」ということは、それぞれの団体、自治体ですか、委託を受ける森林組合とかいろいろなところで事情があるのでしょうか、それは事情に任せてやつていただければよろしいかと思います。最後、この委員会で提言をする際には、ここに掲げるような数値は、何らかの形で市町村は把握しておいた方がいいと思います。さらに、林業に関わったこのない初めての人であっても、そういう数値を取つてこられるように指導をしていかないと駄目だというふうに思います。

三間課長補佐 ありがとうございます。
片山委員 治山事業との関係につきまして、私が県の職員をしていた際には、治山事業を長いことやっていたのですけれども。郡上市が例として出された場所はある程度、治山事業でやるべきところではないかなという印象を持ちました。県であれば、治山事業の経験のある方々が、谷止工とか流路工とか、そういう工事も含めながら管理をしていくことになるのではないかと思います。そこを、森林経営管理法で森林整備だけでやって、治めようというのには多分、難しいのではないかと思います。先ほどの郡上市の例をもとに、これが森林経営管理法の主だったやり方だよ、ということになってしまふと、市町村としては、多分それをやれる人が限られてくるのではないかという気がしてきます。崩壊や土砂流出ということだけではなく、もつと大きな観点で、例えば、水源涵養のような森林全体を治めるという考え方下で、例えば10年、20年手入れをされないような、間伐がされているなくて、下層植生が無くて土砂が流出しているような森林をメインに捉

えていくという考え方でなければならないのではないかなどという気がします。

三間課長補佐 ありがとうございます。片山委員がおっしゃった通り、郡上市の例はあくまでも一例といふことですし、林野庁としても、特例を使うところに限らず、集種計画を立てるところというのは、間伐が必要なところは、広くこの制度の対象にしていく。手入れの行き届いていない全ての森林が、この制度の対象となりうるということにしたいと思っております。

河合委員 今おっしゃられた通りで、郡上市のやり方は大変偏ったやり方だと、私も思っております。ほかの市町村とかのお話を聞いたことがあるのですがけれども、実際、木材生産を目標にして意向調査をやつしているというところもありますので、やり方は幅広くあるべきだと思っております。もう一つ、ご紹介した箇所でそれとも、治山施設も過去に入れただところもありまして、治山と森林整備と両方でやっていくくといふいう必要が、当然あるというところ取り組んでおります。

三間課長補佐 ありがとうございます。
室木係長 資料を作つた側の解釈なのですが、林野庁としては、「山地災害危険地区に指定されているから一生懸命、森林経営管理法に取り組みましょう」という方向性を多少なり、否定して欲しいところもありました。というのも、公益目的というところを中心にお考えながら取り組んでいくのは非常にやろしい事であろうと思いますが、ただ、こういった山地災害危険地区に指定されている場所などは、それこそ土木工事を伴うような治山事業をセットで取り組んでいくという別の仕組みもございます。それにも関わらず、これを全て市町村が背負つていくというのも、なかなか大変であろうと思つてゐるからです。そのため、森林経営管理法の第4条に書かれているのですけれども、集積計画を作成するときには治山事業の計画など既存の仕組みと調和を図りながら作つていきましょうということになつてございますし、あくまで、こういったゾーニングを一つ目安として、どこから整備を進めしていくかなどを考えていくことであつて、これに縛られない運用というのも、合わせてメッセージとしては打つていきたいと思つています。

三間課長補佐 次の各論②に行ってよろしいでしょうか。まだ、市町村森林整備計画に位置付ける事前情報とか、まだ議論できていないのですけれども。これは、次回以降ということで進めていきたいと思っております。

<2.各論②>

三間課長補佐

次が、対象とすべき森林の二つ目ということで、7ページよろしいでしょうか。先ほどは森林の物理的状態そのものということであったのですが、これは、地域からの要望であるとか、ニーズといったところをどう捉えるのかというところです。

冒頭に、「土砂災害や～」と書かれておりますけれども、野村委員からも事前の意見交換の中で、土砂災害が他の目的よりも常に上位ということでもないだけれども、という指摘もいただいておりますし、本日も、森林経営管理法の目的は、災害防止という観点だけではないよねという意見は改めて確認させていただけたところであります。そうではありますがあくべき優先順位ということになりますと、どこからになるのかなどということを、この中で考えていきたいと思っております。また、公益的機能に限らず、林業の振興ですか、そのほか、森林・林業から超えて農業振興とか、地域の安全・安心といふようなところも含めて、考えてみてもいいのかなと思っています。

資料左側の、「局所的課題」ですが、これは、主に先ほどからお話をしている土砂災害の防止ということになると思っています。このうち、「規模に合わせず対応」ということについては皆様、異論が無いのかなと思っております。あと、「被害の種類で優先順位をつけることは可能か」と書いておりますけれども、これも資料の作りとしては優先順位をつけたいということを申し上げているのではなく、あくまで、接げかけということです。

次は、「広域的課題」ということで、水源の涵養機能とかですと、荒れている森林の面積が小さいとそれが機能全体にどう悪影響を与えているのかということは、恐らく分からなく、証明もできないのではないかと。少なくとも、プラスにはなっていないというようなところで、水源の涵養機能とか、広域的課題への対応といったところについても、面積が小さかろうが、山は荒れているのだし、公益的機能の発揮という観点から特例措置の対象としていいのではないかといったところを考えたいということです。こうは言いますが、品川委員や阿部委員からも第1回検討会で意見いただきましたが、そもそも土砂災害の防止ですか、水源の涵養というのは、切り口が違うだけであって、どちらが優先されるとか、そういうことは考えなくてよいのではないか、というのを林野庁から改めて投げかけさせていただいている、といったところです。

さらに右の「産業振興等」では、林野庁の中でも見解が分かれるところではあるのですが、第一の話としては、林業の振興であるとか、森林整備を

通じた鳥獣害防止であるとか、さらには、それを通じた産業振興、地域の安全・安心という地域振興の面も含めて、所有者不明森林をほったらかしにしないで、特例を使って市町村が管理するということも射程に入っています。この点については委員の皆様の意見を踏まえれば、説明次第では、射程に入ってくるものだろう、一律除外するべきものではないだろうということです。我々としては理解をさせてもらっているところです。その一方で、「所有者不明森林自体における木材生産を目的とすることもあり得るのか」というのは、正直、議論が分かれるところではないかと思っています。業者が、この森林はある程度まとまつたといいところとか、木材を出すのに適していると、伐って売ればある程度の収益が得られるのだという時に、それ自体を目的として特例を使うというすることはあり得るのかというところです。これも大きな目で見れば、地域の林業の活性化という部分にも寄与してくると思いますし、公益的機能の発揮にもつながるというものでしょう。これは、今日のうちにどこまで議論ができるのか、場合によつては次回以降の検討になつていくのかなどと思いますけれども、このあたりについても意見交換させていただきたいと思っております。

「所有者不明森林自体での木材生産」という話なのですけれども、これとは野村委員との意見交換で、「所有者不明森林」が阻害要因になつていて奥の森林にいなければ、周辺の森林利用が進められないという場合であつても特例を使うという選択肢もあるのではないか、というお話をいたしました。これは、使えるようにして欲しいなという現場の、地域のニーズに応えるものになるのではないかと思っております。しかし、法律上はできるという話なのですけれども、なかなか担当職員にとっては、心理的にかなりハードルが高いかなとも思っています。ここも意見交換できればなと思っています。

一番右側に「共有者のため」「事務効率」というところがあります。現場サイドとしますと、いらっしゃる共有者の思いであるとか、やりやすいところからやしていくといふのは当然あると思うのですが、それを、判断基準としてしっかりと位置づけるというのはどうなのだろうかという意見も、事前の意見交換のなかで重しているところです。安直にやりたいところからやるというのではなく、いかがなものかといふのは、野村委員も品川委員もコメントいただいたところであります。

各論②については、委員の皆様の間で、基本的に考えにずれがある、違う論点がある、という雰囲気ではなかったと感じているのですけれども、もし、資料に書いてあるまとめの方針性について、補足や意見がございましたらいただきたいと思います。特になければ、次の各論③に行きたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

この優先順位を考えましょうという、先ほどの各論①からこれに統けて、いろいろな論点はあるのだけれども、今ひとつ優先順位をこれで付けようという決め手が欠けているという状況です。このことは、裏を返せば、それぞれのストーリーの下で柔軟に判断していくべきなのですよ、というメッセージに異ならないのですけれども。そこは言いましても、例えば、こういうところで優先順位付けたらどうでしょうかという内容が少しでもあると、市町村にとつては役に立つ指標なのかななど思つてゐるところです。そういふたところで、資料の表現ぶりとしては、事務局として明確な方向性をもつてゐるところは「こういう方向にしたい」と表現させていただいておりまし、悩ましいところについては「どう思いますか」という投げかけの形で末尾を締めでおります。そのため、林野庁としてもまだ明確にどつちにもつていくべきなのかなと悩んでいるところでもありますので、優先順位を考える基準にならない、なる、基準にしたらいい、しなくともよい、という点でのご意見も是非いただきたいなと思っております。

優先順位というのはなかなか付けられないといふものなんだろうと思うう一方で、実務的には、あつた方が、市町村の担当者も意思決定していく中で、説明もしやすくなるというところもあるかななど思ひます。何か、しら示せればいいのかななど思つておりますが、また、令和3年度において引き続々議論をさせてもらえたらどちらかが思つております。今日のところはこういったところが事務局としても疑問に思つています、今後詰めていきたいと思つてゐるという紹介で終わらせたいと思います。次の各論③に行ってよろしいでしょうか。

<3 各論③>

各論③にいかせてもらいます。「経営管理の方向性」ということで色がグラデーションになっているところです。森林経営管理法の特例に限らず、通常の森林整備を行う時の合意形成の仕方とか、森林・林業全般にも大きく関係してくるのかななど思つています。特例というところでいけば、「持分の過半の所有者が分かるとき」、かつ、その人が同意しているとき、というのは、市町村が柔軟に対応するという事でよいのではないか、というふうに書いておりますけれども、これは、野村委員、品川委員共に事前の意見交換において、それでよしとのコメントをいただいております。「持分の過半の所有者が分からないとき」の対応に差を付ける（慎重とする）必要があるかというところについては野村委員から、経営管理の必要性が森林の状況とかから説明できるのであれば、恐れずに、柔軟にやればよいのではないかといふ示唆をいただいております。

ありがとうございます。

品川委員の前に林野庁にご発言いただいた補足のところですけれども、筆

手続き的には都道府県の歴史が入ってくるわけですので、市町村としてもあらかじめデータを集めめる必要があるとなれば当然、ハードルが高くなるのかなと思います。持分の過半に限らず、「反対する所有者が現れたときは優先順位を下げるということですか」というところについては、ガイドライン以前として、実務的にはほぼ確実に、市町村の方々は優先順位を下げることになるのかなと思います。当然、反対する方がいるのであれば、その方を無視して共有者不明の特例は使えず、まずは反対される方を脱得しましようということになる。あとから反対する所有者が出てきたという時も、そこは一回立ち止まりましょうとしていることと同じかなと思っています。

あと、「周囲の森林の所有者も分からないとときは優先順位を下げる」とはあり得るか」ということについてです。事前の意見交換で、野村委員から、筆界が特定されている事が、集積計画を策定する際の必要条件になつているのかというご質問があつたのですが、森林経営管理法上は、筆界が特定されている必要があります。あくまで、所有権界でよいと。森林は地籍調査が終わっていない場合が多いのですから、筆界が確定されでないなくても所有権界で、AさんBさんが同意をするとか、所有権界ですら合意形成が難しい場合は、間伐をするための、いわゆる施業界、所有権界は決めずにその少し内側で、施業をするための境界だけで集積計画を作るということも可能としています。ここについても、品川委員、野村委員から大丈夫だとよと言つていただけだと現場の方としては、助かりますということなのが。何か、品川委員、野村委員からコメントいただきやすいでしょうか。また、植木委員長、阿部委員からこの際、弁護士の委員から聞いておきたいこととかあれば、ご発言いただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

品川委員 全員不明だから積極的に対象としないさい、ということを敢えて言いたいわけではありませんが。あちこちで、研修の講師をさせていただいて、繰り返し強調しているのは、所有者不明の場合、全員不明の場合というのは、皆さん思つてゐるほど大変ではありませんよということです。つまり、不明だということさえ確定すれば、あとは裁定手続でよろしくねといふことですから、意思離認をしなくていい、そのための座談会も開催しなくていいということがあります。そういう意味では、是非、前向きに取り組んで下さいということを繰り返し述べさせていただいております。

界の話は、権利の細かい部分の事でありますて、土地の上の施設に対する1mの誤差があったとしても、そこで問題になるわけではありません。そこが、紐づいて考えられない、そこは割と柔軟に別問題として取り扱われているということを聞いて、安心しました。それで結構だと思っております。このページの問題は、細かくやりだすと難しい。個別の事例によって変わってくるような話をありますので、今のタイミングで細かい話をすることは難しいかなというふうに思います。ガイドインとして市町村に何か打ち出していく時に、この部分についてどんな表現ぶりをするのかという場面で少し、皆で知恵を絞らせていただくのがよいのかなど感じております。

三間課長補佐

ありがとうございます。植木委員長、阿部委員、河合委員、片山委員、何か確認したいことはありますでしょうか。

植木委員長

今とこころは、特にありません。
1点だけ教えてほしいのですが。山の上から海まで全部つながっていて、森林はたいがい山の上にあって、森林から土砂が出来るとか、水が大量に出るとなると、下流に影響を及ぼします。そうやって上から下まで全部つながっているところで、そういう場合、森林を手入れをせずに放置し、下流において困ったことが起きた場合、何か法律でないとしても、あるいは倫理的なところでいろいろ非難されるようなことがあります。そういうことは、どの程度配慮すべきなのでしょうか。その辺がよく分かっていないと森林の管理もなかなか難しいのかと思うので、教えていただければと思います。

野村委員

例えば一昨年も、その前年の年にも台風災害があつて、全国的に土砂災害とかがあつたと思うのですけれど、上流からすぐ離れた下流に対してといふことは、当然、結果としてあると思いますが、非常に近いところ、すぐ上の山林が崩れて下に対して被害を及ぼしてしまったというような場面もあります。この後者の場合、基本的には倫理的にどうよりは、山林管理の瑕疵、山林の管理の不十分があつたとなりますと、隣の所有者に損害を与えたといふことについて民法上の損害賠償という問題になります。ではどこまでが管理が不十分だったのか、あるいは、管理はされています。ではけど災害が大きかったので仕方がない話なのかといったところについては、当然、大規模な災害のような時にはその区別が問題になつたり、実際には100か0かの話ではなく、隣同士の話なので、話し合いで解決したりということになったりするのですけれど。そういう意味では、法律問題としては当然にある話で、それも別に、隣接しているかららというふうなことは思っていません。

くて、二つ先の山が崩れて家まで損害があることににはなると思います。ただ阿部委員がおっしゃつたようなダイナミックな話になると、逆に原因になつたのが誰なのかというのがはつきりしなくなつて、だんだん個人間の話ではなくつていくような意味はあると思うのです。近い人たち同士では、そこは当然、紛争というか、解決を要する問題になつてくるということになります。品川委員、補足があればよろしくお願ひします。

阿部先生は、「森は海の恋人」的アプローチでご質問されたかも知れないのです。その観点で申し上げておきます。ある程度森林科学の関係者間で了解がとれているような常識的な因果関係が認められれば、十分、上流の山の方でしっかりと整備をすすめるべき根拠になります。通常、特に下流の方で何かしらの問題になる場合には、上流の方で明確に何かがある、例えば皆伐されてしまつて、その後長い間、放置されているとか、あるいは鉛筆みたいな細い立木の人工林が長い間手入れされていないとか、なにかしらの状況があつて影響しているのだと思います。そういうところは、森林經營管理法で積極的に取り組んでいただく事由に十分になると思います。

ありがとうございました。阿部委員よろしいですか。

ありがとうございました。よく分かりました。

阿部委員から災害との因果関係といったところのお話しがありました。最近になって増えてきた都道府県からの問い合わせをして、この所有者不明森林の特例で、都道府県に裁定を求められたときに、なにを基準に裁定したらいのか、と不安に思うという聞い合わせが増えてきました。林野庁としては、所有者不明の特例も共有者不明の特例もどちらも使っていいきたいと思つている中で、今回、市町村にどう運用してもらうかというところをメインターゲットにしていますが、最終的には都道府県の対応というのも大事になつきますので、そこに対するメッセージというのも出したいと思っています。その中で、品川委員と事前の意見交換をしている中で、森林が裁判沙汰になりましたというときに、裁判所ではどのようなお話しが行われるのですかとお尋ねしたところ、教科書みたいなもので二つ三つ「こういうことが言われていますよ」というのがあるだけでも裁判所に対する結構な説材料になりますとというお話をいたしました。私も改めて大学の教科書をじっくり眺めてみると、教科書みたいなもので大学の教科書の内容を市町村に勉強して対応して下さいといふのはどうい忍びないところです。もちろん林野庁としては、市町村に科学的な根拠というのも含めて、しっかりと学んでもらうことには、研修の機会、説明会の場などを使ってやつていきたいとは思っています。

すが、それを全員に強いるのは大変だなと思っています。そういうった中で、科学的根拠の部分について、都道府県がまさに教科書的なところを勉強し、当然、都道府県の職員は林業職として採用されているわけでありますので、ある程度、都道府県が裁定をするという段階で裏付けていくという役割分担すればいいのかな、と思っていたのですが、そういったバックデータとしての勉強といふところを市町村、都道府県にどの程度まで求めるのかといふところを、裁判と裁定を比べるのは不思議な話かもしませんが、どういうふうに整理したらよいものか、お話しを聞きたいところです。

品川委員　よろしいでしょうか。裁判と裁定では、立証の準備というのが全く違う。私が考えるに、裁定の段階においては、何といっても県の林務職の方はすべからく大学で林学を事政された方々がお入りになっているという状況ですでの、その方々が常識的に林木というのはこういうものだと、環境といふものはこういうものだと理解しているところであれば、それはそのまま段階の資料がなくても手続きを進めさせていただいて構わなかろうと思います。市町村でも、これから色々情報を収集されると思いますので、そういうなかで、こういうところが困っていると判断していいんだなどと言われれば、それで進めていただいていいと。私が申し上げたのは、本当に裁判になつた場合には、相手が否定してかかってきます。「そんなことはない」「証明しろ」「文献で証明しろ」と。「おまえの言っている常識は裁判では通らない」というふうに否定される場面から裁判所を肯定にもつていく、そういうところで必要な資料というものは、これは確かにものすごく深さないと林学校の場合は見つけられない。その準備をしておくということといういふには、いずれにせよ必要なんですが、この森林經營管理法の場面において着々と課題としてやつていかなければならぬというより、言ってみれば、森林分野全体としての課題ととらえて、みんなこれから気を付けて知識とか立証方法などフルできるようなところがあればやつておきましょうね、というようなことかと思いました。

三間課長補佐　ありがとうございます。野村委員いかがでしょうか。

野村委員　品川委員がおっしゃったところで手段、異論はございません。やはりなかなか事案を離れて話すのは難しい面がある、ということですね。逆に事案がでてきた時に、その事案だけが問題でもないということもあると思いますので、一般論としてまとまったものを出すことに難しさがあると思うます。なにか事例が一つあるから、その事例しか出来ないといふような捉え方、行政実例と違う部分があると、それでは本件はダメなのがなと思ってしまったりしますので、やはり事案をベースにしながら、これから蓄積していく部分が大きいのかなと感じます。

三間課長補佐

ありがとうございます。改めて聞くのも恐縮なのですが、都道府県の裁定という時も、結局まさにこの資料1の6ページにある、過密状態とか目視的指標というものを、例えば、市町村が都道府県に裁定を申請する前に市町村で確認してこの過密状態や目視的指標とかが確認できている、それを都道府県に渡して、都道府県がそれを認めれば、淡々と裁定はしていくと。市町村がしつかり探索もしたけれど分からないということも確認がされた、というのであれば、難しいことを考えずに、間伐をするべきだと都道府県も裁定をしていくべきだ、ということでよろしいですか。

野村委員　ちょっと違うところが本来はあると思うのです。私の理解では、計画を作ることについては、市町村が林業経営の観点、法律に沿ってやりますということになっていて、都道府県の特例における役割といふのは、計画の適正、「間伐すべきだ、すべきじゃない」ということを都道府県で判断してあげなさいとはなっていないと思います。この都道府県の裁定の内容としては、基本的には「権利関係の部分についてちゃんと手続きがされていることをみてやって下さいね」というのが法律のつくりだと思います。そのなかで、他の土地と比較してここがよりやる必要があるのかどうか、というような比較の観点とかが、私の本件に関して勉強した範囲では、特例を採用するまでの都道府県の判断材料として、そこを取り込まれなければいけないわけではないと理解しております。というのが一応、私の認識です。そこは、品川委員も同じ考え方でよいのか、それとも都道府県で林業の計画の適正や他とのバランスみたいなところを、別に大所高所から判断せよとは言われてないのかと思うのですが、そこはいずれ都道府県の話になると、三間課長補佐　今みたいな確認はしておきたいかなと思いました。

他方、裁定と関係なく、都道府県が、都道府県内の林業全体の観点から市町村に対して指導的役割を果たすとすれば、それはそれであると思います。ただそれは、裁定の機能の部分ではなくて、むしろ林業の計画を作成するという作業に対しての都道府県の監督ないし情報提供みたいな話として考えることなのかなと思います。

品川委員　ありがとうございます。品川委員いかがですか。

品川委員　おっしゃる通りで、特例を使うかどうかというのは、所有者不明であるかどうかにのみ関わっているわけで、所有者不明でなければどういうところで集権計画を立てるのは、市町村の裁量の判断になっていますので、あくまできちんと所有者探索のプロセスを踏んでこれでOKだということを確認するというのが役割につきる。これを言うとまたかえつて都道府県の人達が「そんなことは判断できない」と怖がってしまうのですけど、法律の建付けというのはそういうふうになっていると思います。所有者探索をダブ

ルチェックせよということですね。それに尽きると思います。

ありがとうございます。

三間課長補佐

私はもとして、来年度くらいまでに今回印いているような内容を簡単にまとめて、ガイドラインの案みたいなところを打ち出せたらよいと思ってるのですけど。それと同時に、来年度あたりに一つくらいこの特例を使う場所が出てこないかなど期待しているところもありまして。それを決して河合委員の郡上市だととか、かが森林組合の管内の市町村でなければならぬといふことは当然ないので、是非ともこの検討委員会で議論する材料として、どこかの地域から実例がでてくるとうれしいな、ということを思っています。また委員皆様の認識を共通化させたいということで、来年度も、今年度と同期間で委員会を開催できる見通しが立っておりますので、是非ともお二方の現場へ、まさにここが所有者不明になつていると、いふようなところを委員に見てもらひながら、これは対応しないといけないよね、というようなざつぱんな現地検討をやれたらいいなと思っていますので、まだその辺のご相談をさせていただければと思つております。次に移らせていただきます。

<4.各論④>

三間課長補佐

次が各論④ということで「経営管理の方向性」の判断材料ということです。ここは、一番左の段の中に書いてありますけれど、「搬出間伐を実施することも可能としつつ、どこまでも許容できるか」ということです。間伐をするとしても定性間伐でやるのか、列状間伐でやるのか。また列状間伐は特にこういう森林では止めた方がいい、というところは、事前の意見交換の中でも植木委員長からコメントいたしております。その他、存続期間のことも書いておりますけれど、最終的には市町村の裁量なのかなと思うのですけれど、これより長くするとか、短くするとかいうのは、特例の場合については、これまで止められた方だからどうぞといつて何を考えられることなのかということです。これについては、委員の方々から通常の場合と同じような考え方でいいのではないかとコメントいただいている。結局のところ、対象とすべき森林と同じく、特例だからどうぞといつて何とか特別扱いする必要はないだらうということをご示要いただいておるところでございます。

その中で、少し戻って搬出間伐のところですが、これは先ほども言いましたけれど、第2回の委員会の段階では、林野庁としては、切り捨てを前提として議論をしていくと考えてきたところだったんですが、「搬出できる、搬出すべきところは搬出すればいい」ということで委員の方々からご指摘

いいただいて、議論の方向性を改めたところです。このように、搬出間伐を行ひ得ることを前提としますが、搬出するなりますと多くの場合で作業道をつけるということが必要になりますので、公益的機能なども考えますと、森林が荒れないようになつた方がいい、作業道の作設をしない方がいいという場所とか場面といふものがあるのではないかということも考えているところです。このことを、このガイドラインで示すかということはあるのですが、阿部委員からガイドラインに示すときに、あわせて作業道の付け方についての注意点とともに整理して示しておいた方が良いのではないかとの意見もありました。これも非常に重要なご示唆であろうと思つております。ただ、技術的なものを示すということもあるって、どこまで示していくかについては、また次年度以降にご相談しながらやらせていただきたいと思つております。

そのほか、搬出間伐の下から2つめのところ、「地形や立地等を考慮して」とあります、こういったところは、搬出間伐を前向きに考えましょうということですし、もし、切り捨てるとしても、切り捨てた木が転がつていかないように整理をしておくとか、伐採するときに切り株が高めになるように伐つておいて、そこに引っ掛け置いておくとか、そういうことを検討して、ガイドラインに示す時には書いておいた方がいい、といったところも考えております。この辺りも、本日いうことではなくて令和3年度に議論しながらまとめていきたいと思っております。そのような段取りを考えているところですが、今の段階で「こういう表現にした方がいい」というご意見が阿部委員、植木委員長、片山委員、河合委員にございましたら、次回以降まとめていきたいと思います。このページについては、特に今日ご意見をいただきやすくどうかと思つておりますが、何かござりますか。よろしいですかね。

片山委員

(了承)

三間課長補佐

室木係長

河合委員

(了承)

ありがとうございます。阿部委員からご紹介いただいた本ですか、その周辺のものを見ていますので、この森林の管理ということで、上物の木といふところを見ていますと、せいぜい防火でも表層削除ですか、根の伸びる範囲といふことでございまして、やはり深層削除だといったところには、上物の管理では対応できるものではないといふことを理解しているつもりです。ただそちらは言いましても、作業道というものを起因して、例えば地質の悪いところで、作業道を付けてしまったことによって災害を誘発してしまうのであれば、

やはりそこは道を付けずに切捨開伐に止めるべきだとか、資料1の6ページのところで、地形だとか地質といったことも考慮しましょうという話をさせていただきましたけれど、この辺と作業道、あるいは搬出開伐との関係性で、なにか今の段階でこういうところを注意した方がいいというところがあれば、そこについて勉強してこようかと思つていろいろあります。

阿部委員

作業道を作るとときに、やはり傾斜の急なところで道を付けると、斜面をかなり削って、反対側に削ったものを盛つて作業道をつけていくわけです。そうすると、斜面を切ると、斜面の表層の柔らかいところを流れる、土中流、中間流とか呼びますけれど、そういう流れが作業道に出てしまう可能性が高いわけです。特に大雨の時ですけれど。土中流が作業道の上を流れ出すと、作業道の路面上に傾斜がついていますから、すごく侵食され、作業道が水路のようになつてしまふという危険性があるので、作業道を付ける場所は十分注意する必要があると思います。作業道の設定に当たっては、私は詳しくないんですけど、森林土木の方で作業道設置の基準というものがあるのだと思います。そういうものに従つて、作業道の設置方法というものを、ここで採用していけばよいのかと思います。

室木係長

分かりました。この検討委員会において作業道の細かい内容まで議論していくと、なかなか守備範囲が大きくなるということもありますので、その辺は既存のものを整理して、うまく活用していきたいと思っています。

<5.各論⑤>

三間課長補佐

それでは最後のページですけれど、各論⑤のところです。ここは今まで話をきていている中にも関連していたところが多くあります。改めてこのページをご説明しますと、「経営管理の方向性」について、市町村、地域、市民の考え方から判断材料を考えていくことでございまして、実務的には市町村は取り組みやすいところから進めるということにはなろうかと思ひますけれど、その全体的な考え方としてどこまでが合理的と言えるのか、ということが一つ目です。また、地域のニーズや住民のニーズ、それから事業者のニーズに応えろといふことについても、どこまでであれば合理的といえるのかというのも考えたいと思います。市町村としてはコストや費用対効果を意識することになると思いますが、これらもどこまでが合理的と言えるか、特にこれは程度問題ということかと思つています。このほか、資料にも書いてありますように、これらを組み合わせて、市町村の方々に優先順位を考えていた大きく材料にしていただくということにもな

ろうかと思つております。こういったこともガイドラインとしてまとめていく中で、令和3年度に議論していかなければと思つております。先ほども言いましたけれど、実務としてはいろいろなニーズ、地域の声があるわけに対して、それにに対して市町村が自らの体制を踏まえて対応していくことになると思いますが、ガイドラインとして示すというときには、こういったところからも市町村の参考となるものをまとめていきたいと考えております。

この各論⑤については、事前の意見交換の段階で委員の皆様からはお話を聞く時間がなかったということが、ここも、令和3年度に改めて聞かせてもらいたいと思います。ここについては、おおよそ今までの話の中で触れていたところと思つてはいますけれども、改めて聞かせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、来年度も引き続き、委員の皆様にご議論をお願いしていただきたいふうに思つております。現地検査もやつて、回数としても、令和3年度は4回。1回多くやつて、より有意なガイドラインを作れればと思つておりますので、協力のほどよろしくお願ひします。予定ではありますが、6月以降、2カ月に1回くらいのピッチでやっていくと、資料の確認など皆様にお手数をおかけすることになるかと思いますが、何卒、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。一年間本当にありがとうございます。最後に植木委員長からご挨拶いただけたらと思います。

植木委員長

私自身も最初、林野庁から提案された検討課題でどのような議論が進むのかなど、ちょっととまどいもあつたのですけれど、いろいろな議論を深めることによって、共通認識が徐々に形成されてきているなと思つております。コロナ禍においても、WEB会議はけつこう使えるのではないかと実感しているところです。来年度、是非、現地でもいいですので、みなさんと一緒に、額を合わせて現場での議論というのをしたいと思っております。やはり現場を見なければ、特に品川委員や野村委員は、なかなか森林現場に入らざるといふことは大変大事だと思っています。是非、来年度、4回の内、1回は現地でということをお願いしたいと思います。今年、なかなか難しかったところがあつたのですけれど、来年度も引き続き皆様のいろいろな意見を伺つて、よいガイドライン作りを目指していきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

ありがとうございました。

生態系協会から何かござりますでしょうか。

1年間委員の皆様、大変お世話になりました。また、今後ともよろしくお

願いをいたします。

令和 2 年度森林経営管理制度実施円滑化事業

委託者：林野庁

所在地：東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

電 話：03-6744-2126

メール：shinrin_keieikanri@maff.go.jp

受託者：公益財団法人 日本生態系協会